

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「政府情報システムに関する会計検査の結果について」

令和3年5月

会計検査院

参議院決算委員会において、令和元年6月10日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月11日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和3年5月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	政府情報システムの概要等	1
(1)	行政の電子化の概要	1
ア	行政を対象としたIT政策等	1
イ	電子行政の推進体制	4
ウ	各府省等による中長期計画の策定	6
(2)	政府情報システムの概要	6
ア	政府情報システム全般の管理に関する取組等の概要	6
イ	主な政府情報システムの概要等	9
(3)	政府のIT予算の概要	12
ア	高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算	12
イ	情報システムの経費区分	14
3	政府情報システムに係るこれまでの会計検査の実施状況	15
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	16
(1)	検査の観点及び着眼点	16
(2)	検査の対象及び方法	17
第2	検査の結果	19
1	政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況	19
(1)	政府情報システムの整備経費及び運用等経費に係る予算の概況	19
(2)	政府情報システムの整備経費及び運用等経費に係る予算の執行状況	22
ア	各府省等における政府情報システムに係る予算の執行状況	22
イ	政府情報システム別にみた政府情報システムに係る予算の執行状況	24
ウ	各府省等、IT総合戦略室及び総務省による政府情報システムに係る予算の 執行額等の把握の状況	27
2	各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況	30
(1)	政府情報システムに係る契約の概況	30

ア	府省等別の契約の状況	30
イ	契約方式別の状況	31
ウ	経費性質区別の契約件数及び契約金額の状況	33
(2)	政府情報システムに係る契約の競争性及び経済性の状況	33
ア	政府情報システムに係る調達における1者応札の状況	33
イ	競争契約における落札率の状況	35
ウ	契約目的分類別の1者応札の状況	36
3	政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況	42
(1)	主なシステムの利用状況等	42
ア	マイナンバー制度関連システム	42
イ	マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム	55
ウ	政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム	78
(2)	政府情報システムに係る目標及び指標の設定状況、指標のモニタリングの実施状況、目標の達成状況等	92
ア	政府情報システムのプロジェクト計画書等の作成状況及び目標等の記載状況	92
イ	政府情報システムに係る指標の設定状況	94
ウ	政府情報システムに係る指標のモニタリングの実施状況	96
エ	政府情報システムに係る目標の達成状況	97
4	政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況	98
(1)	政府共通P Fの整備及び運用の状況	98
ア	第一期政府共通P Fへの移行状況等	98
イ	第二期政府共通P Fの整備状況等	108
(2)	I T総合戦略室及び総務省による運用等経費の削減に関する取組の状況	110
ア	政府情報システムの運用等経費の削減状況等	110
イ	I Tダッシュボードによる運用等経費の削減状況の公表	114
(3)	各府省等における中長期計画の履行のためのP M Oの状況等	115
ア	P M Oの体制の整備状況	115
イ	各府省等の政府情報システムに係る監査の実施状況	115
(4)	O D Bによる政府情報システムの情報資産の管理状況	117

ア	ODBの概要等	117
イ	ODBを活用した情報資産等の管理状況等	118
(5)	政府情報システムに関する改革に向けた政府の取組状況	119
ア	IT基本法の見直しの考え方	119
イ	デジタル庁の設置の考え方	120
第3	検査の結果に対する所見	121
1	検査の結果の主な内容	121
2	所見	125
	別図表等	129

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の金額欄の「0」は単位未満あり、「-」は皆無を示す。
- ・図表は、特に注記しているものを除き、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

事例一覧

- [特定の届出申請に係る証拠書類を電子データで添付して送信することができなくなっていることなどを理由として、届出申請機能の利用が一部にとどまっていたもの]
＜事例3-1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- [システム連携に係る仕様における課題が解決されないままとなっているため、システム連携を行うために相当の労力を要することとなっていたもの]
＜事例3-2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
- [プロジェクト計画書の目標で当初設定した指標の一部についてモニタリングを実施していなかったもの]
＜事例3-3＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- [情報セキュリティ監査は実施しているが、システム監査計画を策定していなかったもの]
＜事例4-1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117

参考事例一覧

- [システムの再構築契約の締結に当たり、パッケージソフトの利用を可能とすることなどにより、更新前のシステムの開発業者以外の業者の参入を促し競争性が向上したもの]
＜参考事例2-1＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- [システムの保守契約において、第三者保守を活用するなどして一般競争入札を行ったことにより、2者の応札となり競争性及び経済性が向上したもの]
＜参考事例2-2＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和元年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一)検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(二)検査の内容

政府情報システムに関する次の各事項

- ① 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況
- ② 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況
- ③ 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況
- ④ 政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況

2 政府情報システムの概要等

(1) 行政の電子化の概要

ア 行政を対象としたIT政策等

(ア) これまでの主なIT政策

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号。以下「IT基本法」という。）に基づき、平成13年1月に内閣に設置された高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「IT総合戦略本部」という。）は、社会全体を対象としたIT政策として、e-Japan戦略（平成13年1月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）を策定した。

25年6月には、世界最高水準のIT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標として、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定。以下「IT国家創造宣言」という。）が策定された。

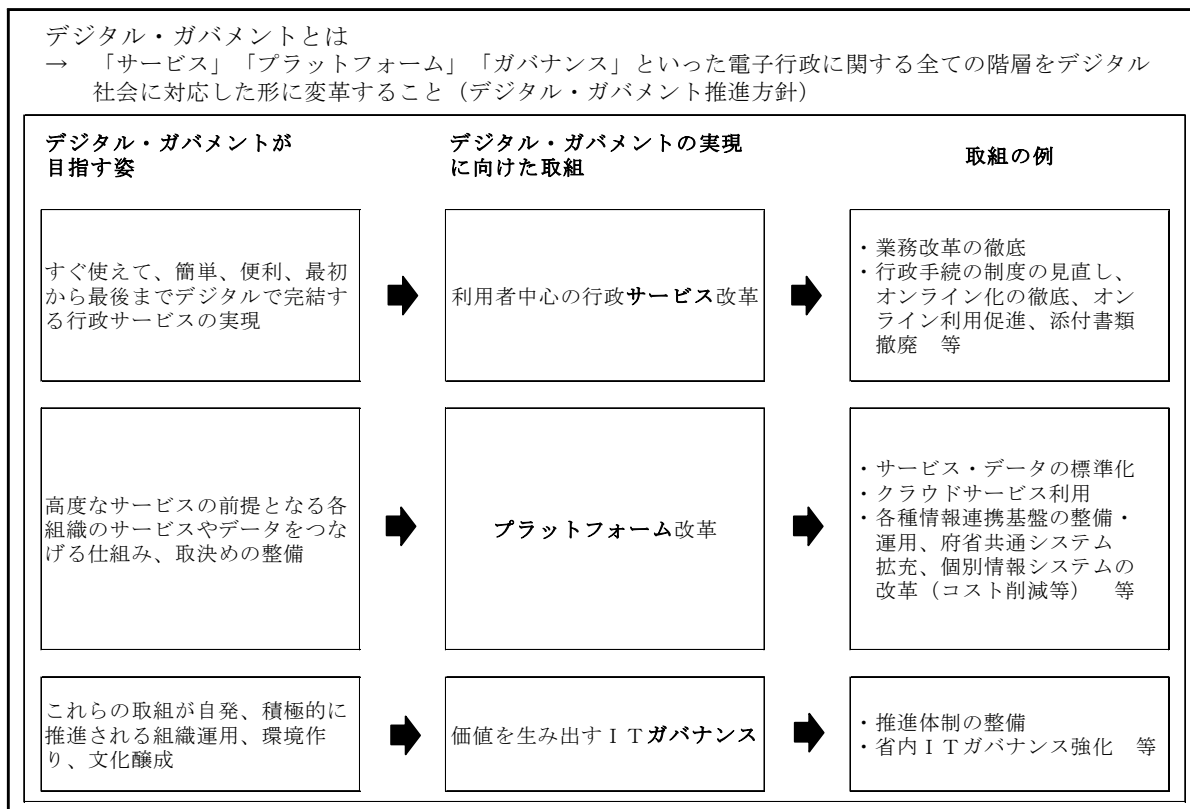
その後、I T国家創造宣言は廃止され、「世界最先端I T国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月閣議決定）が策定された。同計画は、30年6月の変更により「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に改称され、令和元年6月及び2年7月に、同計画を変更した計画（以下、それぞれ「令和元年基本計画」及び「令和2年基本計画」という。）が閣議決定された。

また、行政を対象としたI T政策としては、平成15年7月に、「電子政府構築計画」（平成15年7月各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定）が策定された。

29年5月には、デジタル・ガバメント推進方針（平成29年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）が策定され、30年1月には、同方針を具体化するために、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月eガバメント閣僚会議決定）が策定された。

同方針によれば、政府は、行政サービスによって生み出される利用者にとっての価値を最大化するために、図表0-1のとおり、「サービス」「プラットフォーム」「ガバナンス」といった電子行政に関する全ての階層をデジタル社会に対応した形に変革すること、すなわち「デジタル・ガバメント」の実現に向けた取組を進めていくこととされている。

図表0-1 デジタル・ガバメントの概要



(注) デジタル・ガバメント関係会議（第2回）資料2「各府省におけるデジタル・ガバメントを戦略的に推進するための中長期計画について」を基に会計検査院が作成した。

(イ) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

政府は、I T 国家創造宣言において、システム調達やプロジェクト管理に関する共通ルールを整備することとしており、26年12月に、体系的な政府共通のルールとして、政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン（平成26年12月各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定。30年3月30日以降はデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン。以下「標準ガイドライン」という。）を策定した。

標準ガイドライン等に用いられる用語の定義を記載した「標準ガイドライン群用語集」^(注1)では、政府情報システムとは、「各府省がサービス・業務を実施するために用いる情報システム」とされており、本報告においても当該定義によっている。

(注1) 標準ガイドライン群用語集における政府情報システムの定義では、府及び省並びに府及び省以外の機関であって標準ガイドラインの適用対象であるものを「各府省」と記述している。本報告書においては、検査の対象とした機関について一般的に記述する場合に「各府省等」としている。

(ウ) デジタル手続法

行政手続のオンライン化を推進するために、15年2月に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）が施行された。

その後の同法の改正により、令和元年12月に、以下のデジタル化の基本原則や添付書類の省略等の行政手続のオンライン化に必要となる事項等が規定されるとともに、同法の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル手続法」という。）に改められた。

<デジタル化の基本原則>

- ① 個々の手続及びサービスが一貫してデジタルで完結する。
- ② 一度提出した情報は二度提出することを不要とする。
- ③ 民間サービスを含め複数の手続・サービスをワンストップで実現する。

イ 電子行政の推進体制

標準ガイドラインによると、デジタル・ガバメントへ変革していくためには、各府省等及び政府全体のITガバナンスを強化し、価値を生み出すことが重要であるとされている。

政府全体のIT政策を統括するために、内閣官房に内閣情報通信政策監（以下「政府CIO」という。）が置かれている。また、内閣官房は、政府CIO及び各府省等に置かれる情報化統括責任者（以下「府省CIO」という。）の取組を支援する情報化統括責任者補佐官（以下「政府CIO補佐官」という。）の採用及び管理を一元的に行っている。

各府省等には、行政の情報化の推進を統括する府省CIO、情報化を専任とする審議官（以下「府省副CIO」という。）及びPMOが置かれ、PJMOが実施するシステムを活用するプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を管理している。

政府全体のITガバナンスの体制は、図表0-2のとおり、政府CIO、政府CIO補佐官、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「IT総合戦略室」という。）及び総務省が政府全体を管理する体制と、府省CIO、府省副CIO、PMO等が各府省等内を管理する体制とで構成されている。

(注2) 標準ガイドラインでは、ITガバナンスとは、政府全体を統括する内閣情報通信政策監並びに各府省等を統括する情報化統括責任者及び情報化を専任とする審議官を中心とした体制において、サービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に係る個々のプロジェクトを、全体

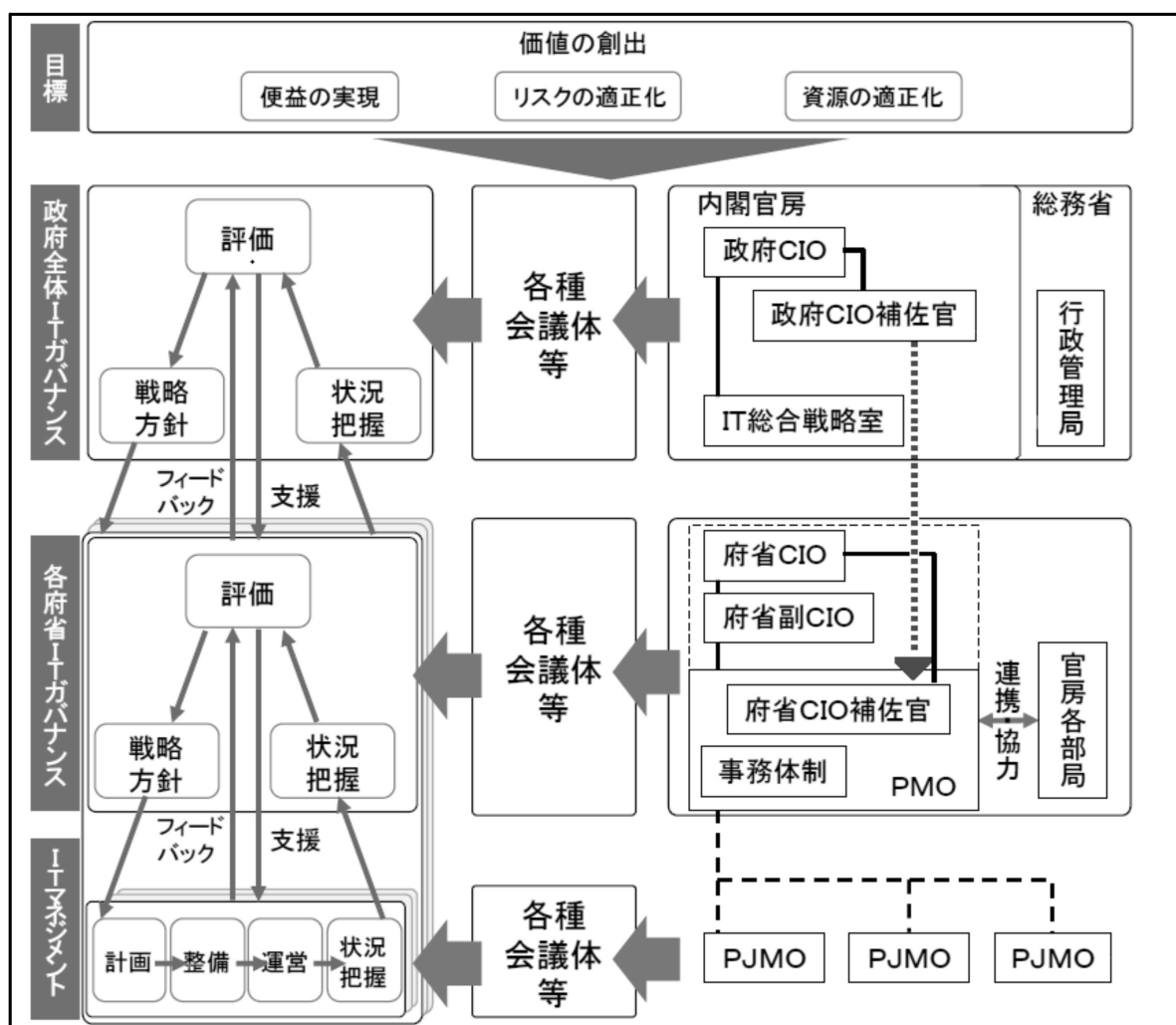
的かつ適正に管理するための仕組みを組織に組み込み、機能させることによって、政府情報システムに係る課題解決のみならず、各組織の政策目的を実現し、個々のプロジェクトをマネジメントするだけでは出し得ない価値（便益の実現、リスクの適正化及び資源の適正化）を生み出していくためのものであるとされている。

(注3) PMO Portfolio Management Officeの略。府省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織

(注4) PJMO Project Management Officeの略。システムを活用する個々のプロジェクトを遂行し、その進捗等を管理する機能を担う組織

なお、政府は、新型コロナウイルス感染症への対応において明らかになった様々な課題のほか、少子高齢化や自然災害といった社会的な課題に的確に対応し、社会のデジタル化を強力に進めるために、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進する新たな司令塔として、デジタル庁を設置することとしている。

図表0-2 政府全体のITガバナンスの体制



注(1) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（平成31年2月改定）「図2-2 政府全体管理体制」を基に会計検査院が作成した。

注(2) 府省CIO補佐官は、ITに関する専門的な知見に基づき、府省CIO補佐官のうち各府省等における取組の支援を担当する者である。

ウ 各府省等による中長期計画の策定

デジタル・ガバメント実行計画によれば、各府省等は、府省CIO及び府省副CIOのリーダーシップの下、同計画に掲げる取組を進めるための中長期計画（以下「中長期計画」という。）を策定することとされている。

各府省等は、中長期計画の策定前は、投資管理、システム経費削減、ロードマップ（後掲(2)ア(イ)参照）、人材確保・育成等の取組について個別に計画を策定していたが、中長期計画では、利用者中心の行政サービス改革、プラットフォーム改革、価値を生み出すITガバナンス等に区分して整理した上で一つの計画に取りまとめている。このうち、各府省等のプラットフォーム改革では、政府情報システム改革の取組を推進して、政府情報システムの数及び運用等経費の削減を実現するとしている。

(2) 政府情報システムの概要

ア 政府情報システム全般の管理に関する取組等の概要

(ア) 政府情報システムの一元的なプロジェクト管理の強化

政府は、システムの一元的な管理体制を構築するために、元年6月に「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月デジタル・ガバメント閣僚会議決定。以下「一元的プロジェクト管理強化方針」という。）を策定した。

一元的プロジェクト管理強化方針には、従来の政府情報システムの課題として、①重複的なシステムの開発・運用、②個別最適での予算要求、③調達時の価格低減の限界及び④システム単位での把握・チェックが挙げられている（図表0-3参照）。

図表0-3 従来の政府情報システムの課題

<p>①重複的なシステムの開発・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムごとに縦割りで調達を行う結果、重複投資が生じている。
<p>②個別最適での予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各システムの担当者が自らのシステムの安定稼働に責任を負う立場で予算要求を行う結果、ピーク時を見込んだリソース確保や予期せぬトラブル対応等の余剰を最大限に織り込んだ形で予算要求が行われる傾向がある。
<p>③調達時の価格低減の限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算・調達がシステム単位に細分化されている結果、ベンダーとの交渉時に十分なスケールメリットを発揮することが難しくなっている。 ・調達時にシステムの品質を維持・向上させつつコストを削減するためにベンダーと対等な立場で交渉するだけの知識・経験を持つ人材は政府内でも限られている。
<p>④システム単位での把握・チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、IT総合戦略室が予算要求段階で行っている情報システム関係予算の検証は、個別システムに係る経費の妥当性の観点が中心であり、府省横断的な視点でシステムの共通化・標準化を図るためのものとはなっていない。 ・予算要求段階では、システム構築の基本的な方向性は既に固まっていることが多く、重複投資等の課題を発見して抜本的な軌道修正を促すタイミングとしては遅すぎる傾向がある。

(注) 一元的プロジェクト管理強化方針の内容を基に会計検査院が作成した。

一元的プロジェクト管理強化方針では、政府情報システムの統一的管理のための従来の取組を抜本的に強化するために、次のような取組を早急に実施する必要があるとしている。

a 情報システム関係予算の一括要求・一括計上

情報システム関係予算（後掲(3)ア参照）のうち、政府全体で共通的に利用する人事、給与、旅費等の内部管理業務等を処理するためのシステム、OSやネットワーク等の基盤、機能等（以下「デジタルインフラ」という。）の整備及び運用に係る予算については、原則として、IT総合戦略室が一括して要求し、予算案として一括して計上した上で予算成立後にIT総合戦略室が指定する府省（以下「デジタルインフラ担当府省」という。）に配分し、デジタルインフラ担当府省がIT総合戦略室の定める全体方針に基づき統一的に執行することとなっている。

b 年間を通じたプロジェクト管理の実施

各府省等は、情報システム関係予算に該当する予算を、会計別及び経費区別に分けて、毎年度、予算要求時に、IT総合戦略室に登録することとなって

いる。そして、IT総合戦略室、総務省及び各府省等は、登録された各府省等の予算についてグランドデザインに基づく統一的な観点から検証を行うために、①予算要求前（プロジェクトの計画段階）、②予算要求時（プロジェクトの具体化段階）及び③予算執行前（詳細仕様の検討段階）の3段階に分けてレビューを実施することによりプロジェクト管理を行うこととしている。

一元的项目管理強化方針では、情報システム関係予算の一括要求・一括計上、年間を通じたプロジェクト管理等の取組を着実に実施することを通じて、2年度時点での政府情報システムの①運用等経費（後掲(3)イ参照）と、②整備経費（同参照）のうちのシステム改修に係る経費との合計を、7年度までに3割削減することを目指すとしている。

(イ) 政府情報システムの削減に関する取組

IT総合戦略室及び総務省は、平成24年度に、全ての政府情報システムを対象とした棚卸調査を実施しており、その結果によると、同年度における政府情報システムの数は約1,500システムとなっていた。

IT国家創造宣言によれば、重複するシステムやネットワークの統廃合、必要性の乏しいシステムの見直しを進めることなどにより、政府情報システムの数を30年度までに半数程度まで削減するほか、大規模な刷新が必要なシステム等を除き、令和3年度を目途に原則として全ての政府情報システムをクラウド化し、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮することなどとされていた。

(注5) クラウド クラウドコンピューティングの略。一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

IT国家創造宣言に基づく政府情報システムの数及び運用コストの削減を実現するために、「政府情報システム改革ロードマップ」（平成25年12月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「ロードマップ」という。）が策定され、前記の約1,500システムから、平成24年度末までに廃止されたものを除くなどした1,363の政府情報システムのそれぞれについて、ロードマップに基づき統廃合等の改革を進めることとなった。

なお、ロードマップは30年6月に廃止され、ロードマップに盛り込まれていた政府情報システムの数及び運用コストに係る削減目標等の趣旨は、デジタル・ガバ

メント実行計画等に引き継がれている。

(ウ) 各府省等の I T 投資の状況等についての I T ダッシュボードによる公開

政府は、I T 国家創造宣言において、各府省等の I T 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組みの整備を進め、26年度に運用を開始するとしており、26年7月に「I T ダッシュボード」というウェブサイトを公開した。

I T ダッシュボードでは、I T 国家創造宣言に掲げた削減目標の達成状況を把握できるように、年度ごとの政府情報システムの数や運用コストの削減実績を公開することになっている。

(エ) 政府情報システムに関する情報についての O D B による管理

総務省は、政府情報システムに関する情報を一元的に管理し、政府における I T 投資管理、情報システム統合の企画、情報セキュリティ対策・評価等への活用に資するために、政府情報システム管理データベース (Official information system total management Database。以下「O D B」という。) を整備し、25年度に運用を開始した。31年2月に改定された標準ガイドラインによれば、各府省等は、O D B を用いて政府情報システムに係るシステム構成、予算、調達等に関する情報を登録したり、政府情報システムを識別するための情報システム I D を取得したりすることとされている。

イ 主な政府情報システムの概要等

(ア) マイナンバー制度関連システム

社会保障・税番号制度 (以下「マイナンバー制度」という。) の導入に伴い、27年10月以降に日本国内に住民票を有している全住民に対して、特定の個人を識別する12桁の番号 (以下「マイナンバー」という。) が付番されることとなった。

マイナンバーは、社会保障、税等の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用することとなっている。

また、行政機関が従来使用しているシステムのうち、社会保障、税等に係る個人情報正本データを保有するシステム (以下「既存システム」という。) は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 (平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。) に基づき、相互に情

報をやり取りすること（以下「情報連携」という。）が可能となった。そして、
(注6) 情報連携は、内閣官房が設計及び開発を行い、28年度に総務省に移管された情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供NWS」という。）を通じて行うこととなっている。

(注6) マイナンバー法では、情報連携により、国民が、手続の簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段その他の利便性の向上を得られるようにするとされており、例えば、他の市町村からの転入者が国民健康保険の資格を取得するための手続においては、従来、住民票の写しの提出が求められていたが、情報連携を行うことにより、これを省略することが可能となっている。一方、各行政機関も、他の行政機関との間における迅速な情報の授受を行うことができるようになり、行政運営の効率化等が図られるとされている。

また、内閣官房及び内閣府は、マイナンバー制度における安心等の確保という目的に沿った機能として、国民が自宅のパーソナルコンピュータ等から自身に関する情報連携等の記録を確認できる機能を搭載したオンラインサービスである情報提供等記録開示システム及び地方公共団体の子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請を行うサービス検索・電子申請機能等システム（以下、両システムを合わせて「マイナポータル」という。）を設計し開発しており、内閣府がその運用を行っている。また、内閣官房は、不正な情報連携が行われていないかの監視及び監督を行う機能を搭載した監視・監督システムを設計し開発しており、内閣府に設置された個人情報保護委員会がその運用を行っている（以下、情報提供NWS、マイナポータル及び監視・監督システム並びに既存システム及び
(注7) 中間サーバーのうち政府情報システムに該当するものなど(注8)を合わせて「マイナンバー制度関連システム」という。）。

(注7) 中間サーバー 既存システムに登録されたマイナンバーの保護を目的に、既存システムと情報提供NWSの間を仲介するシステム

(注8) 地方公共団体等が運用するなどしている既存システム及び中間サーバーはマイナンバー制度関連システムに含んでいない。

(イ) 電子申請等関係システム

政府は、e-Japan戦略を具体化するために策定されたe-Japan重点計画（平成13年3月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）において、国民等と行政との間の実質的に全ての申請・届出等手続を、15年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにすることとした。これを踏まえて、政府は、IT戦略に関する各種の計画等において、国民等や民間事業者等が行う行政手続のオンライン化を推進するための取組を実施している。

そして、各府省等は、国民等や民間事業者等が書面を用いて実施してきた申請、届出等を電子化するためのシステムの整備及び運用を行っている（以下、電子申請の受付及び事務処理に必要な政府情報システムを「電子申請等関係システム」という。）。

(ウ) 電子調達等関係システム

政府は、前記のe-Japan重点計画等に基づき、物品、役務及び公共事業それぞれの調達手続において電子入札を導入している。

また、「調達業務の業務・システム最適化計画」（平成21年8月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）及び「公共事業支援システム（官庁営繕業務を含む）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、総務省及び国土交通省がそれぞれ整備したシステムにより、物品、役務及び公共事業それぞれの調達手続において電子契約を導入している（以下、電子入札や電子契約を実施するための政府情報システムを「電子調達等関係システム」という。）。

(エ) 府省共通プロジェクト

15年7月に策定された電子政府構築計画によれば、区々にシステムの整備及び運用が行われているなど、IT導入による業務及びシステムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にあるとされていた。このため、各府省等は、同計画に基づき、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用等により行政の簡素化及び合理化を図ることとなった。

そして、複数の府省等で処理が行われる業務であってシステムを整備して行うものなどについては、標準ガイドラインに基づき内閣官房が府省共通プロジェクトに指定することとなっていたことから、人事院の「人事・給与関係業務情報システム」（以下「人給システム」という。）、総務省の「一元的な文書管理システム」（以下「文書管理システム」という。）、経済産業省の「旅費等内部管理業務共通システム^(注9)」（以下「旅費等システム」という。）等のシステムに関するプロジェクトが府省共通プロジェクトに指定された。なお、令和2年3月に標準ガイドラインが改定された後は、府省共通プロジェクトは一定程度の役割を終えたとして、内閣官房による新たな指定を取りやめるとされている。

(注9) 旅費等システムは、旅費業務及び謝金・諸手当業務のうち、旅行計画、旅費精算等の書類作成、支払金額の決定、決裁処理、支出処理等の共通的な処

理について支援する「旅費及び謝金・諸手当システム」と、物品管理業務に係る書類作成、決裁処理等の処理について支援する「物品管理システム」から構成される。

(オ) 政府共通P F

平成21年4月に策定された「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」(平成21年4月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)では、効率的かつ柔軟で安全な政府情報システムの構築、開発・運用コストの削減及び業務の共通化のために、霞が関クラウド(仮称)を構築し、府省横断的に業務及びシステムの最適化を推進することとしていた。

そして、「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)、「政府共通プラットフォーム整備計画」(平成23年11月各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定)等に基づき、総務省は、各府省等別々に整備されている政府情報システムについて、可能な限り統合し集約することによって一層の効率化や利便性向上を図るために、クラウド等の最新の技術を活用した政府共通の基盤として、政府共通プラットフォーム(以下「政府共通P F」という。)を構築し、25年3月に運用を開始した。そして、令和2年10月には新たな政府共通P Fの運用が開始された(以下、平成25年3月に運用を開始した政府共通P Fを「第一期政府共通P F」といい、令和2年10月に運用を開始した政府共通P Fを「第二期政府共通P F」という。)

(3) 政府のI T予算の概要

ア 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算

I T総合戦略本部は、I T基本法第36条第1項の規定に基づき重点計画を作成することとなっており、重点計画において定める事項は同条第2項各号に規定されている。I T総合戦略室は、各府省等に対して同項第2号から第7号までの施策等(図表0-4参照)に係る予算を調査しており、その結果を「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算」として公表している。

図表0-4 I T 基本法第36条第2項各号の規定

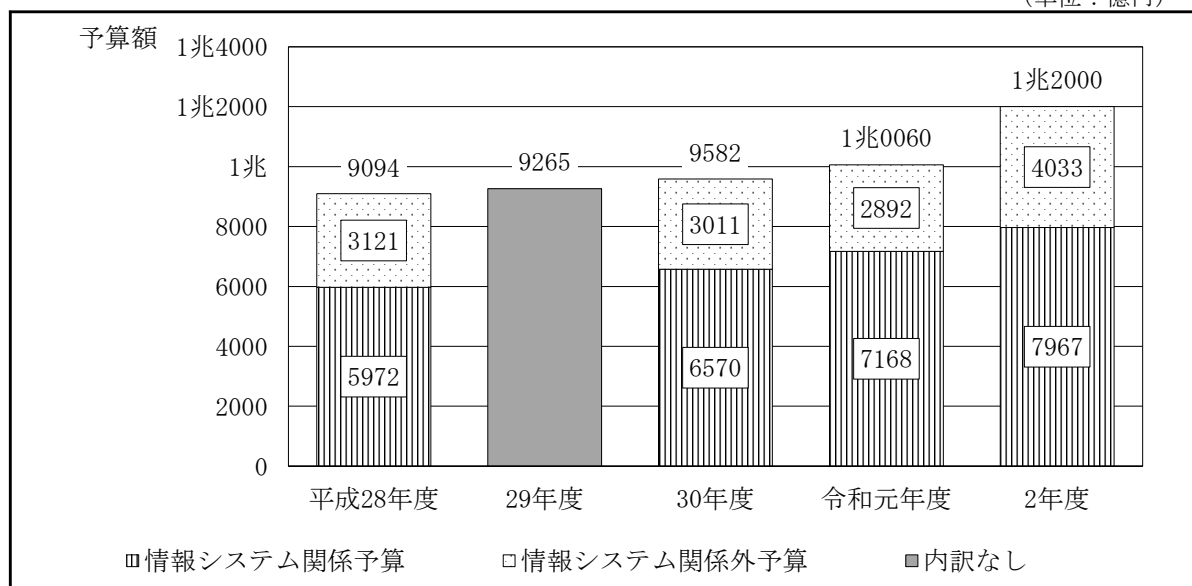
第1号	高度情報通信ネットワーク社会の形成のために政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
第2号	世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
第3号	教育及び学習の振興並びに人材の育成に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
第4号	電子商取引等の促進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
第5号	行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
第6号	高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に関し政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策
第7号	前各号に定めるもののほか、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を政府が迅速かつ重点的に推進するために必要な事項

(注) I T 基本法第36条第2項第2号から第7号までの各号には、高度情報通信ネットワーク社会の形成のために実施すべき施策等が規定されており、これらに係る予算が「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算」とされている。

同予算は、情報システム関係予算と情報システム関係外予算に大別されている。このうち、情報システム関係予算は、標準ガイドラインに規定されている情報システムの経費区分（整備経費、運用等経費及びその他経費）に該当する事項に係る予算である。一方、情報システム関係外予算は、第5世代移動通信システム（5G）の実証実験のための予算等、情報システムの経費区分に該当しないものに係る予算である。

情報システム関係予算は、図表0-5のとおり、近年増加傾向にあり、2年度の当初予算額は7967億余円となっている。

図表0-5 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算（平成28年度～令和2年度）
（単位：億円）

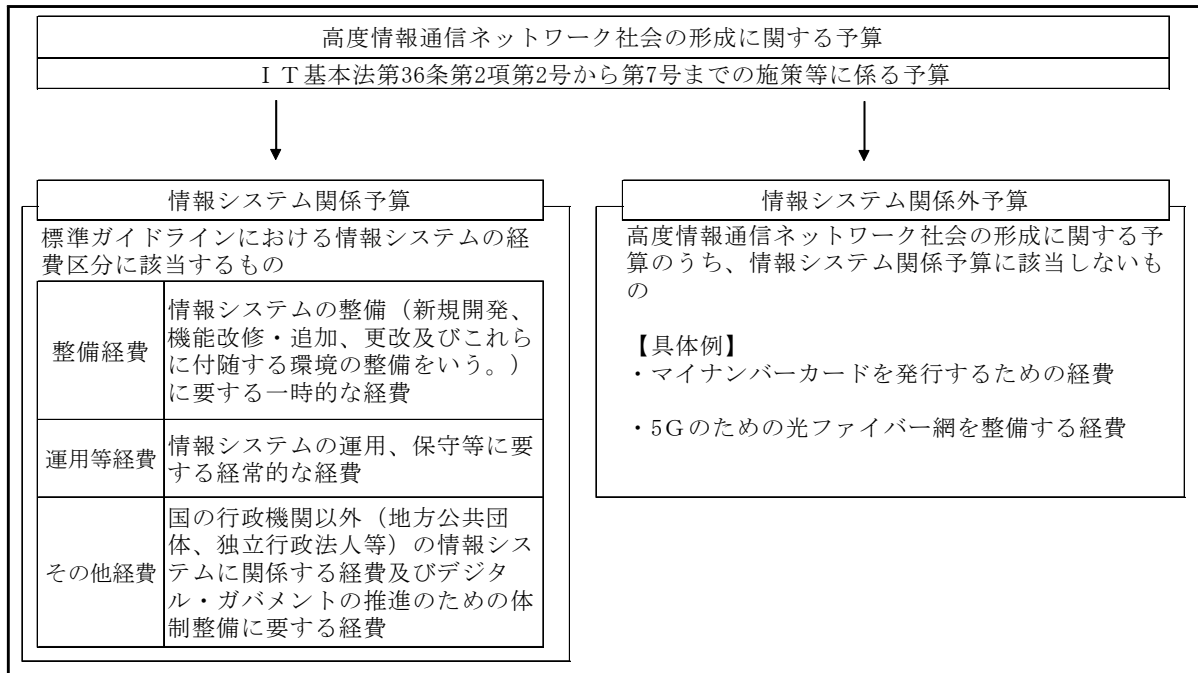


（注） いずれの年度も当初予算額を記載しているが、平成29年度予算については、情報システム関係予算と情報システム関係外予算に分けて調査されていないため、両者の区分は不明である。内閣官房は、分けて調査しなかった経緯等は不明であるとしている。

イ 情報システムの経費区分

前記のとおり、標準ガイドラインには、情報システムの経費区分として、整備経費、運用等経費及びその他経費という3種類の区分が規定されている。整備経費は、システムの整備（新規開発、機能改修・追加、更改及びこれらに付随する環境の整備をいう。以下同じ。）に要する一時的な経費、運用等経費は、システムの運用、保守等に要する経常的な経費、その他経費は、国の行政機関以外のシステムに関する経費（地方公共団体等に対する情報システムの整備及び運用に関する助成金等の経費）及びデジタル・ガバメントの推進のための体制整備に要する経費であるとされている（図表0-6参照）。そして、各府省等のPJMOが実施する予算要求の積算は、システム単位で、上記の経費区分に基づくことなどとなっている。

図表0-6 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する予算の分類



(注) I T 総合戦略室に対する会計検査の結果を基に会計検査院が作成した。

3 政府情報システムに係るこれまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、従来、政府情報システムについて会計検査を行っているところであり、平成17年6月には、参議院から国会法第105条の規定に基づく検査要請を受けて、その検査結果を18年10月に「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」として報告している（以下、この報告を「18年報告」という。）。

また、会計検査院は、18年報告以降、図表0-7のとおり、政府情報システムについて会計検査を実施した結果を検査報告に掲記するなどしている（以下、23年11月の「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」を「23年報告」といい、28年9月の「政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について」を「28年報告」という。）。

図表0-7 政府情報システムに関する検査報告掲記事項等

検査報告等	件名等
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告 (平成18年10月)	「各府省等におけるコンピュータシステムに関する会計検査の結果について」 【18年報告】
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (21年10月)	「利用が低調となっていて整備・運用等に係る経費に対してその効果が十分発現していない電子申請等関係システムについて、システムの停止、簡易なシステムへの移行など費用対効果を踏まえた措置を執るよう内閣官房等11府省等の長に対して意見を表示したもの」
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (23年11月)	「情報システムに係る契約における競争性、予定価格の算定、各府省等の調達に関する情報の共有等の状況について」 【23年報告】
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (24年10月)	「人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの3の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について」
平成23年度決算検査報告	「人事・給与等業務・システムについて、参加府省等との調整をより一層実施するなどして、安定的に運用できるよう引き続き改修に努めるとともに、参加府省等と十分情報共有を図り移行支援を実施するなどして、最適化効果が早期に発現するよう意見を表示したもの」(意見を表示し又は処置を要求した事項)
平成26年度決算検査報告	「インターネット上からの通信が可能なサーバ上で利用していたサポート期間が終了しているソフトウェアの更新等を実施するとともに、ポリシー等を改定することなどによりサポート期間が終了しているソフトウェアを利用しないよう改善させたもの」(本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項) 「各府省等における情報システムに係るプロジェクト管理の実施状況等について」(特定検査対象に関する検査状況)
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (28年9月)	「政府の情報システムを統合・集約等するための政府共通プラットフォームの整備及び運用の状況について」 【28年報告】
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (29年7月)	「国の行政機関等における社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備等の状況について」
会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告 (30年4月)	「各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について」
平成30年度決算検査報告	「本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの」(意見を表示し又は処置を要求した事項)

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

標準ガイドラインでは、今や政府情報システムは、単なる行政事務処理上の道具ではなく、行政運営の中核を成す基盤として存在するに至っており、ITを徹底活用し、行政内部における行政サービスの利便性の向上並びに行政運営の効率性及び透明性の

向上を実現するだけでなく、行政サービスを改善し、デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントの実現を目指すことが求められているとされている。

また、政府は、これまで政府情報システムの整備及び運用について、毎年度、多額の予算を計上している。

そこで、会計検査院は、前記要請の政府情報システムに関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況

政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況はどのようになっているか。

イ 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況

政府情報システムの整備及び運用に当たって各府省等が締結する契約は競争性及び経済性が確保されているか。

ウ 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況

政府情報システムは、有効に活用され、所期の目的に照らして十分な効果を発現しているか、各府省等において、システムの利用状況を把握し、効果の発現状況を検証するための体制が整備され、その体制により適切な把握及び検証が行われているか。

エ 政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況

政府情報システムは全体として適切かつ効率的に整備され、及び運用されているか。また、コスト削減に向けた計画は適切に策定され、コスト削減を着実に実現しているか。

(2) 検査の対象及び方法

(注10) (注11)
13府省等の本省、外局等（以下「省庁」という。）計30省庁が30年度に整備経費又は運用等経費に係る予算を計上し又は執行した実績がある765システム（別図表1-1参照）を対象として、政府情報システムの整備、運用、利用等の状況について検査を実施した（検査項目によっては29年度以前及び令和元、2両年度の内容を含む。）。

(注13)
検査に当たっては、2年10月までに26省庁及び国から公的年金に係る一連の運営業務を委任又は委託されて社会保険オンラインシステムを運用している日本年金機構において、474人日を要して会計実地検査を行った。

(注14)
(注15)
また、上記の26省庁に4省庁を加えた30省庁から、調書、関係資料等の提出を受け

て（新型コロナウイルス感染症に係る対応のため調書を作成することが困難であるとした厚生労働省医政局を除く。）、政府情報システムに係る予算の執行状況、契約の締結状況、利活用の状況、コストの削減状況等について、その内容を分析するとともに、公表されている資料等を基に調査・分析を行うなどした。

- (注10) 13府省等 内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
- (注11) 30省庁 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁
- (注12) 765システム 政府における情報システムに関する予算・調達関係省庁会議が令和元年6月に行った情報システム関係予算に係る実態調査の対象とした情報システムIDが付番された政府情報システムの全1,031システムのうち、各府省等の地方支分部局等及び新型コロナウイルス感染症に係る対応のため調書を作成することが困難であるとした厚生労働省医政局が担当部局となっているシステムを除くなどしたものである。
- (注13) 26省庁 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、公正取引委員会、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、消防庁、法務省、出入国在留管理庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁
- (注14) 社会保険オンラインシステム 年金給付システム及び記録管理・基礎年金番号管理システムから構成される、公的年金業務を行うシステム
- (注15) 4省庁 宮内庁、警察庁、消費者庁、復興庁

第2 検査の結果

1 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況

I T総合戦略室及び総務省は、標準ガイドラインに基づく政府全体のI Tガバナンスの一環として、毎年度、各府省等における政府情報システムの整備及び運用に係る予算の状況を調査している。この調査では、同予算は、情報システム関係予算のうち整備経費と運用等経費の合計となっている。一方、当該予算の執行額等を含めた執行状況について、I T総合戦略室及び総務省は、これまで統一的に調査したことはないとしている。

そこで、会計検査院が、各府省等における政府情報システムのうち前記の765システムに係る平成30年度の予算の執行状況を検査したところ、次のとおりとなっていた。

(注16) 執行額等 支出済歳出額、翌年度繰越額及び不用額

(1) 政府情報システムの整備経費及び運用等経費に係る予算の概況

各府省等における政府情報システムに係る予算について、30年度の上記765システムの当初予算額、補正予算額、前年度からの繰越額及び流用等増減額等を合計した額（以下「予算現額」という。）をみると、図表1-1のとおり、予算現額は6193億余円となっていた（765システム別の内訳は別図表1-1参照）。

図表1-1 政府情報システムに係る予算の予算現額（平成30年度）

（単位：千円）

平成30年度 当初予算額 (A)	30年度 補正予算額 (B)	前年度からの 繰越額 (C)	流用等増減額等 (D)	政府情報システムに 係る予算の予算現額 (A)+(B)+(C)+(D)
595,551,227	17,034,766	5,744,565	1,013,126	619,343,686

(注) 各金額は、整備経費と運用等経費の合計であり、その他経費は含まない。

これを府省等別にみると、図表1-2のとおり、厚生労働省の2231億余円（予算現額全体に対する割合36.0%）が最も多くなっており、次いで国税庁の586億余円（同9.4%）、法務省の561億余円（同9.0%）となっていて、上位3省庁で全体の54.5%を占めていた（予算現額が多額に上っている上位50システムの一覧については、別図表1-2参照）。また、経費区分別にみると、整備経費が2041億余円（同32.9%）、運用等経費が4151億余円（同67.0%）となっていた。

図表1-2 政府情報システムに係る経費区分別の予算現額の状況（平成30年度）

（単位：システム、千円、％）

府省等名	システム数	予算現額					府省等別割合
		整備経費		運用等経費		計	
		金額 (A)	割合 (A)/(C)	金額 (B)	割合 (B)/(C)	金額 (C)=(A)+(B)	
内閣官房	14	1,146,626	39.5	1,756,170	60.4	2,902,796	0.4
内閣法制局	2	10,195	9.3	98,658	90.6	108,853	0.0
人事院	11	1,639,717	43.8	2,097,188	56.1	3,736,906	0.6
内閣府	33	8,050,806	42.7	10,777,958	57.2	18,828,764	3.0
宮内庁	4	—	—	349,267	100.0	349,267	0.0
公正取引委員会	6	64,861	31.5	140,594	68.4	205,455	0.0
警察庁	37	3,433,927	25.5	9,984,233	74.4	13,418,160	2.1
個人情報保護委員会	5	135,780	11.5	1,041,918	88.4	1,177,698	0.1
金融庁	14	968,215	36.7	1,667,369	63.2	2,635,584	0.4
消費者庁	14	199,364	22.9	667,701	77.0	867,065	0.1
復興庁	2	—	—	22,283	100.0	22,283	0.0
総務省	60	15,548,605	29.5	37,099,426	70.4	52,648,031	8.5
消防庁	17	608,488	46.0	713,406	53.9	1,321,894	0.2
法務省	43	16,935,325	30.1	39,256,736	69.8	56,192,062	9.0
外務省	32	2,489,395	16.9	12,202,287	83.0	14,691,683	2.3
財務省	25	7,351,815	28.3	18,623,677	71.6	25,975,493	4.1
国税庁	21	6,957,934	11.8	51,708,950	88.1	58,666,884	9.4
文部科学省	23	803,949	27.5	2,117,675	72.4	2,921,625	0.4
文化庁	8	11,878	6.6	167,768	93.3	179,647	0.0
厚生労働省	76	77,540,913	34.7	145,622,146	65.2	223,163,059	36.0
農林水産省	46	4,904,467	49.4	5,008,712	50.5	9,913,180	1.6
経済産業省	30	1,783,763	17.6	8,305,777	82.3	10,089,540	1.6
特許庁	11	16,648,695	47.7	18,194,502	52.2	34,843,197	5.6
国土交通省	83	19,809,787	57.0	14,929,056	42.9	34,738,844	5.6
気象庁	35	1,962,043	31.3	4,288,711	68.6	6,250,754	1.0
環境省	37	983,536	30.5	2,231,519	69.4	3,215,055	0.5
原子力規制委員会	24	708,483	13.1	4,698,842	86.8	5,407,325	0.8
防衛省	46	12,391,783	38.4	19,870,151	61.5	32,261,934	5.2
防衛装備庁	6	1,054,169	40.3	1,556,466	59.6	2,610,635	0.4
計	765	204,144,528	32.9	415,199,158	67.0	619,343,686	100.0

54.5%

注(1) 予算現額の計上に際して、他府省等が分担金を拠出する政府情報システムについては、担当府省等に分担金を合算している。

注(2) 法務省には入国管理局（平成31年4月1日以降は出入国在留管理庁）の分を含む。以下、図表1-3から1-7まで、図表2-1、図表3-9及び別図表1-1から1-5までにおいて同じ。

注(3) 文部科学省から気象庁に支出委任している政府情報システムである1システムについては、文部科学省においてシステム数及び予算現額を計上している。

予算現額の上位3省庁（厚生労働省、国税庁及び法務省）について、30年度の予算現額が多額に上っている政府情報システムをみると、厚生労働省では、記録管理・基礎年金番号管理システム（別図表1-2の順位1）が878億余円、ハローワークシステム（同順位2）が619億余円、年金給付システム（同順位3）が385億余円、国税庁では、国税総合管理システム（K S Kシステム）（同順位5）が280億余円、法務省では、登記情

報システム（同順位6）が227億余円、出入国管理システム（同順位8）が154億余円等となっていた。

さらに、政府情報システムごとに、30年度の予算現額が多額に上っているものを見ると、整備経費については、予算現額が多額に上っている上位10システムは図表1-3のとおりであり、その合計は1231億余円となっていて、全体の整備経費2041億余円に対する割合は60.3%となっていた。このうち厚生労働省のシステムが上位二つを占めており、当該2システムで全体の整備経費の29.5%を占めていた。

図表1-3 政府情報システムの整備経費の予算現額の上位10システム（平成30年度）

（単位：千円、%）

順位	府省等名	システム名	整備経費の 予算現額 (A)	全体の整備経費 に占める割合 (A)/(B)	別図表 1-2の 順位
1	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	38,965,732	19.0	1
2	厚生労働省	ハローワークシステム	21,450,271	10.5	2
3	特許庁	特許事務システム	16,629,661	8.1	4
4	国土交通省	管制情報処理システム	10,335,204	5.0	9
5	厚生労働省	年金給付システム	8,612,772	4.2	3
6	法務省	登記情報システム	6,400,220	3.1	6
7	総務省	総合無線局監理システム	6,298,837	3.0	11
8	法務省	出入国管理システム	5,898,293	2.8	8
9	防衛省	人事・給与情報システム	4,378,747	2.1	24
10	内閣府	情報提供等記録開示システム	4,171,781	2.0	13
上位10システムの計			123,141,519	60.3	
全体の整備経費の合計(B)			204,144,528		

また、30年度の運用等経費について、予算現額が多額に上っている上位10システムは図表1-4のとおりであり、その合計は2222億余円となっていて、全体の運用等経費4151億余円に対する割合は53.5%となっていた。このうち厚生労働省のシステムが上位三つを占めており、当該3システムで全体の運用等経費の28.7%を占めていた。

図表1-4 政府情報システムの運用等経費の予算現額の上位10システム（平成30年度）

（単位：千円、％）

順位	府省等名	システム名	運用等経費の 予算現額 (A)	全体の運用等経 費に占める割合 (A)/(B)	別図表 1-2の 順位
1	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	48,893,024	11.7	1
2	厚生労働省	ハローワークシステム	40,523,301	9.7	2
3	厚生労働省	年金給付システム	29,980,848	7.2	3
4	国税庁	国税総合管理システム(KSKシステム)	26,226,237	6.3	5
5	特許庁	特許事務システム	16,661,655	4.0	4
6	法務省	登記情報システム	16,317,947	3.9	6
7	総務省	政府共通プラットフォーム	15,202,610	3.6	7
8	厚生労働省	労働基準行政システム（労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム）	10,109,254	2.4	10
9	法務省	出入国管理システム	9,563,125	2.3	8
10	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	8,810,389	2.1	12
上位10システムの計			222,288,390	53.5	
全体の運用等経費の合計(B)			415,199,158		

(2) 政府情報システムの整備経費及び運用等経費に係る予算の執行状況

ア 各府省等における政府情報システムに係る予算の執行状況

各府省等における政府情報システムに係る30年度の予算の執行状況をみると、図表1-5のとおり、予算現額6193億余円に対して、支出済歳出額5477億余円、翌年度繰越額175億余円（うち最も多額なのは内閣府の56億余円（翌年度繰越額全体の32.1％））、不用額540億余円（同厚生労働省の381億余円（不用額全体の70.6％））となっており、支出済歳出額の予算現額に対する割合（以下「執行率」という。）は88.4％、翌年度繰越額の予算現額に対する割合（以下「繰越率」という。）は2.8％、不用額の予算現額に対する割合（以下「不用率」という。）は8.7％となっていた。

図表1-5 政府情報システムの整備経費及び運用等経費の合計に係る予算の執行状況（平成30年度）

（単位：システム、千円、％）

府省等名	システム数	整備経費及び運用等経費の合計							
		予算現額 (A)	執行状況					不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
			支出済歳出額 (B)	執行率 (B)/(A)	翌年度繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)			
内閣官房	14	2,902,796	1,949,435	67.1	137,166	4.7	816,195	28.1	
内閣法制局	2	108,853	108,604	99.7	—	—	248	0.2	
人事院	11	3,736,906	3,726,376	99.7	—	—	10,530	0.2	
内閣府	33	18,828,764	11,670,731	61.9	5,645,744	29.9	1,512,289	8.0	
宮内庁	4	349,267	321,855	92.1	—	—	27,411	7.8	
公正取引委員会	6	205,455	192,287	93.5	—	—	13,167	6.4	
警察庁	37	13,418,160	12,814,317	95.4	—	—	603,843	4.5	
個人情報保護委員会	5	1,177,698	1,123,914	95.4	—	—	53,784	4.5	
金融庁	14	2,635,584	2,394,713	90.8	178,445	6.7	62,426	2.3	
消費者庁	14	867,065	701,784	80.9	—	—	165,281	19.0	
復興庁	2	22,283	22,281	99.9	—	—	1	0.0	
総務省	60	52,648,031	49,761,556	94.5	1,636,567	3.1	1,249,907	2.3	
消防庁	17	1,321,894	1,108,636	83.8	—	—	213,258	16.1	
法務省	43	56,192,062	52,007,550	92.5	3,118,434	5.5	1,066,077	1.8	
外務省	32	14,691,683	14,172,685	96.4	—	—	518,997	3.5	
財務省	25	25,975,493	24,881,659	95.7	—	—	1,093,834	4.2	
国税庁	21	58,666,884	57,467,827	97.9	—	—	1,199,056	2.0	
文部科学省	23	2,921,625	2,555,114	87.4	181,332	6.2	185,179	6.3	
文化庁	8	179,647	160,107	89.1	—	—	19,540	10.8	
厚生労働省	76	223,163,059	184,722,492	82.7	274,014	0.1	38,166,553	17.1	
農林水産省	46	9,913,180	6,189,757	62.4	3,379,121	34.0	344,301	3.4	
経済産業省	30	10,089,540	9,064,640	89.8	500,320	4.9	524,579	5.1	
特許庁	11	34,843,197	32,068,809	92.0	—	—	2,774,387	7.9	
国土交通省	83	34,738,844	31,329,110	90.1	2,347,640	6.7	1,062,093	3.0	
気象庁	35	6,250,754	5,994,621	95.9	—	—	256,133	4.0	
環境省	37	3,215,055	2,871,815	89.3	—	—	343,240	10.6	
原子力規制委員会	24	5,407,325	4,884,241	90.3	135,000	2.4	388,084	7.1	
防衛省	46	32,261,934	31,455,410	97.5	—	—	806,523	2.4	
防衛装備庁	6	2,610,635	2,069,048	79.2	—	—	541,586	20.7	
計	765	619,343,686	547,791,387	88.4	17,533,783	2.8	54,018,514	8.7	

（注） 図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、別図表1-3及び1-4の合計と一致しないものがある。

これを経費区分別にみたところ、整備経費は、予算現額2041億余円に対して、支出済歳出額1539億余円、翌年度繰越額151億余円、不用額349億余円となっており、執行率75.4%、繰越率7.4%、不用率17.1%となっていた（各府省等の政府情報システムの整備経費に係る予算の執行状況については別図表1-3参照）。また、運用等経費は、予算現額4151億余円に対して、支出済歳出額3938億余円、翌年度繰越額23億余円、不用額190億余円となっており、執行率94.8%、繰越率0.5%、不用率4.5%となっていた（各府省等の政府情報システムの運用等経費に係る予算の執行状況については別図表1-4参照）。

このように、30年度における執行状況をみると、整備経費は運用等経費に比べて執行率が低く、繰越率及び不用率が高くなっていた。

イ 政府情報システム別にみた政府情報システムに係る予算の執行状況

予算の執行状況に係る検査の対象とした前記765システムのうち、30年度の予算現額が多額に上っている上位50システムに係る予算の執行状況をみると、50システムの合計で、予算現額5089億余円、支出済歳出額4504億余円、翌年度繰越額139億余円、不用額445億余円となっており、765システムの合計の予算現額6193億余円、支出済歳出額5477億余円、翌年度繰越額175億余円、不用額540億余円に対する割合はそれぞれ82.1%、82.2%、79.6%、82.5%となっており、その大半を占めていた。また、予算現額上位50システム全体の執行率は88.4%、繰越率は2.7%、不用率は8.7%となっていた（予算現額上位50システムの整備経費及び運用等経費の合計に係る予算の執行状況については、別図表1-5参照）。

これを経費区分別にみたところ、整備経費は、図表1-6のとおり、予算現額1669億余円に対して、支出済歳出額1252億余円、翌年度繰越額119億余円、不用額296億余円となっており、執行率75.0%、繰越率7.1%、不用率17.7%となっていた。

図表1-6 予算現額上位50システムの整備経費に係る予算の執行状況（平成30年度）
（単位：千円、％）

番号	府省等名	システム名	整備経費						
			予算現額 (A)	執行状況					
				支出済歳出額 (B)	執行率 (B)/(A)	翌年度繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)	不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
1	人事院	人事・給与関係業務情報システム	1,301,798	1,297,529	99.6	—	—	4,268	0.3
2	内閣府	内閣府LAN（共通システム）	369,654	365,078	98.7	—	—	4,575	1.2
3	内閣府	情報提供等記録開示システム	4,171,781	1,119,808	26.8	2,701,522	64.7	350,450	8.4
4	内閣府	サービス検索・電子申請機能等システム	2,135,738	1,139,848	53.3	915,214	42.8	80,676	3.7
5	警察庁	全国的情報処理センター用電子計算機	—	—	—	—	—	—	—
6	警察庁	指紋自動識別システム	574,251	535,573	93.2	—	—	38,677	6.7
7	総務省	総務省LAN	112,052	109,312	97.5	—	—	2,739	2.4
8	総務省	電子政府の総合窓口システム（e-Gov）	3,154,328	1,641,726	52.0	1,386,500	43.9	126,101	3.9
9	総務省	政府共通ネットワーク	754,972	754,972	100.0	—	—	—	—
10	総務省	政府共通プラットフォーム	632,155	338,364	53.5	—	—	293,791	46.4
11	総務省	情報提供ネットワークシステム	131,842	97,200	73.7	—	—	34,642	26.2
12	総務省	総合無線局監視システム	6,298,837	6,298,837	100.0	—	—	—	—
13	法務省	地図情報システム	509,697	356,685	69.9	153,012	30.0	—	—
14	法務省	登記情報システム	6,400,220	6,235,800	97.4	128,012	2.0	36,407	0.5
15	法務省	出入国管理システム	5,898,293	4,432,933	75.1	1,436,344	24.3	29,016	0.4
16	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	—	—	—	—	—	—	—
17	外務省	領事業務情報システム	1,211,148	1,155,922	95.4	—	—	55,225	4.5
18	財務省	財務局行政情報化LANシステム	511,351	398,812	77.9	—	—	112,538	22.0
19	財務省	官庁会計システム	532,413	439,556	82.5	—	—	92,856	17.4
20	財務省	予算編成支援システム	1,965,331	1,965,330	99.9	—	—	0	0.0
21	財務省	通関情報総合判定システム	3,069,698	2,822,503	91.9	—	—	247,194	8.0
22	財務省	通関事務総合データ通信システム	193,792	193,792	100.0	—	—	—	—
23	国税庁	国税総合管理システム（KSKシステム）	1,858,525	1,624,372	87.4	—	—	234,152	12.5
24	国税庁	国税総合管理システム（オープンシステム）	2,467,185	2,315,160	93.8	—	—	152,024	6.1
25	国税庁	国税庁LANシステム	327,292	266,173	81.3	—	—	61,118	18.6
26	国税庁	確定申告書等作成コーナー	261,937	261,936	99.9	—	—	0	0.0
27	国税庁	法人番号システム等	1,020,049	1,017,437	99.7	—	—	2,611	0.2
28	国税庁	国税電子申告・納税システム（e-Tax）	433,271	403,947	93.2	—	—	29,323	6.7
29	厚生労働省	統合ネットワークシステム	83,592	70,200	83.9	—	—	13,392	16.0
30	厚生労働省	厚生労働省ネットワークシステム	—	—	—	—	—	—	—
31	厚生労働省	労働保険適応徴収システム	725,696	706,760	97.3	—	—	18,935	2.6
32	厚生労働省	労働基準行政システム（労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム）	3,779,306	3,195,779	84.5	89,905	2.3	493,621	13.0
33	厚生労働省	ハローワークシステム	21,450,271	19,566,133	91.2	—	—	1,884,137	8.7
34	厚生労働省	年金給付システム	8,612,772	7,706,695	89.4	—	—	906,076	10.5
35	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	38,965,732	16,466,214	42.2	—	—	22,499,517	57.7
36	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク	2,879,130	15,489	0.5	2,859,761	99.3	3,879	0.1
37	経済産業省	経済産業省基盤情報システム	—	—	—	—	—	—	—
38	特許庁	特許事務システム	16,629,661	14,903,210	89.6	—	—	1,726,450	10.3
39	国土交通省	特殊車両通行許可システム	1,521,083	441,083	28.9	1,080,000	71.0	—	—
40	国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	751,357	751,357	100.0	—	—	—	—
41	国土交通省	管制情報処理システム	10,335,204	9,541,843	92.3	793,360	7.6	—	—
42	国土交通省	航空管制セキュリティシステム	3,512,000	3,079,760	87.6	430,000	12.2	2,239	0.0
43	気象庁	数値解析予報システム	837,974	829,270	98.9	—	—	8,703	1.0
44	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	—	—	—	—	—	—	—
45	防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	48,232	40,068	83.0	—	—	8,164	16.9
46	防衛省	人事・給与情報システム	4,378,747	4,370,635	99.8	—	—	8,112	0.1
47	防衛省	統合気象システム	3,872,238	3,808,346	98.3	—	—	63,891	1.6
48	防衛省	業務用電子計算機	1,774,737	1,774,737	100.0	—	—	—	—
49	防衛省	陸自業務システム	83,297	83,133	99.8	—	—	164	0.1
50	防衛省	事務共通システム	363,994	345,600	94.9	—	—	18,394	5.0
計			166,902,636	125,284,935	75.0	11,973,630	7.1	29,644,069	17.7

また、運用等経費は、図表1-7のとおり、予算現額3420億余円に対して、支出済歳出額3251億余円、翌年度繰越額19億余円、不用額149億余円となっており、執行率95.0%、繰越率0.5%、不用率4.3%となっていた。

図表1-7 予算現額上位50システムの運用等経費に係る予算の執行状況（平成30年度）
（単位：千円、％）

番号	府省等名	システム名	運用等経費						
			予算現額 (A)	執行状況					
				支出済歳出額 (B)	執行率 (B)/(A)	翌年度繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)	不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
1	人事院	人事・給与関係業務情報システム	1,834,344	1,830,286	99.7	—	—	4,057	0.2
2	内閣府	内閣府LAN（共通システム）	2,758,897	2,734,721	99.1	—	—	24,175	0.8
3	内閣府	情報提供等記録開示システム	4,140,186	3,470,110	83.8	194,400	4.6	475,675	11.4
4	内閣府	サービス検索・電子申請機能等システム	3,030,382	1,274,557	42.0	1,276,236	42.1	479,588	15.8
5	警察庁	全国的情報処理センター用電子計算機	2,072,214	2,068,275	99.8	—	—	3,938	0.1
6	警察庁	指掌紋自動識別システム	3,740,429	3,727,629	99.6	—	—	12,799	0.3
7	総務省	総務省LAN	2,738,772	2,694,221	98.3	—	—	44,550	1.6
8	総務省	電子政府の総合窓口システム（e-Gov）	396,489	394,059	99.3	—	—	2,429	0.6
9	総務省	政府共通ネットワーク	2,537,585	2,537,583	99.9	—	—	1	0.0
10	総務省	政府共通プラットフォーム	15,202,610	15,132,950	99.5	—	—	69,659	0.4
11	総務省	情報提供ネットワークシステム	7,033,350	7,023,769	99.8	—	—	9,580	0.1
12	総務省	総合無線局監視システム	4,211,162	4,099,081	97.3	—	—	112,081	2.6
13	法務省	地図情報システム	3,799,020	3,743,260	98.5	—	—	55,760	1.4
14	法務省	登記情報システム	16,317,947	16,156,573	99.0	—	—	161,373	0.9
15	法務省	出入国管理システム	9,563,125	9,416,811	98.4	—	—	146,313	1.5
16	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	8,810,389	8,404,061	95.3	—	—	406,328	4.6
17	外務省	領事業務情報システム	1,916,175	1,916,174	99.9	—	—	0	0.0
18	財務省	財務局行政情報化LANシステム	1,963,252	1,851,339	94.2	—	—	111,912	5.7
19	財務省	官庁会計システム	4,136,429	4,115,957	99.5	—	—	20,471	0.4
20	財務省	予算編成支援システム	1,996,852	1,925,899	96.4	—	—	70,952	3.5
21	財務省	通関情報総合判定システム	2,065,412	2,043,318	98.9	—	—	22,093	1.0
22	財務省	通関事務総合データ通信システム	3,110,662	3,022,248	97.1	—	—	88,413	2.8
23	国税庁	国税総合管理システム（KSKシステム）	26,226,237	26,161,931	99.7	—	—	64,305	0.2
24	国税庁	国税総合管理システム（オープンシステム）	3,570,064	3,570,056	99.9	—	—	7	0.0
25	国税庁	国税庁LANシステム	5,505,672	5,447,225	98.9	—	—	58,446	1.0
26	国税庁	確定申告書等作成コーナー	2,874,871	2,431,626	84.5	—	—	443,244	15.4
27	国税庁	法人番号システム等	4,338,859	4,264,551	98.2	—	—	74,307	1.7
28	国税庁	国税電子申告・納税システム（e-Tax）	7,389,896	7,347,835	99.4	—	—	42,060	0.5
29	厚生労働省	統合ネットワークシステム	2,292,909	1,994,548	86.9	—	—	298,360	13.0
30	厚生労働省	厚生労働省ネットワークシステム	5,204,979	5,098,822	97.9	—	—	106,156	2.0
31	厚生労働省	労働保険適用徴収システム	3,132,720	2,831,049	90.3	—	—	301,670	9.6
32	厚生労働省	労働基準行政システム（労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム）	10,109,254	9,475,578	93.7	—	—	633,675	6.2
33	厚生労働省	ハローワークシステム	40,523,301	38,183,645	94.2	—	—	2,339,655	5.7
34	厚生労働省	年金給付システム	29,980,848	28,225,130	94.1	—	—	1,755,717	5.8
35	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	48,893,024	44,035,559	90.0	—	—	4,857,464	9.9
36	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク	721,335	195,522	27.1	519,360	71.9	6,452	0.8
37	経済産業省	経済産業省基盤情報システム	5,581,812	5,511,762	98.7	—	—	70,050	1.2
38	特許庁	特許事務システム	16,661,655	15,817,179	94.9	—	—	844,475	5.0
39	国土交通省	特殊車両通行許可システム	554,189	554,189	100.0	—	—	—	—
40	国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	3,203,819	2,967,868	92.6	—	—	235,950	7.3
41	国土交通省	管制情報処理システム	3,646,578	3,421,379	93.8	—	—	225,198	6.1
42	国土交通省	航空管制セキュリティシステム	—	—	—	—	—	—	—
43	気象庁	数値解析予報システム	1,298,427	1,284,368	98.9	—	—	14,058	1.0
44	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	2,378,634	2,341,239	98.4	—	—	37,394	1.5
45	防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	1,909,322	1,819,045	95.2	—	—	90,276	4.7
46	防衛省	人事・給与情報システム	618,816	613,420	99.1	—	—	5,396	0.8
47	防衛省	統合気象システム	2,397,035	2,306,408	96.2	—	—	90,627	3.7
48	防衛省	業務用電子計算機	1,580,973	1,580,973	100.0	—	—	—	—
49	防衛省	陸自業務システム	4,813,475	4,812,693	99.9	—	—	782	0.0
50	防衛省	事務共通システム	3,288,702	3,256,146	99.0	—	—	32,555	0.9
		計	342,073,093	325,132,649	95.0	1,989,996	0.5	14,950,447	4.3

このように、各府省等の政府情報システムに係る予算のうち特に整備経費について、複数の府省等の政府情報システムにおいて、繰越率や不用率が高くなっている状況が見受けられた。

繰越率や不用率が高くなっていったシステムについてその理由を各府省等に確認したところ、図表1-8のとおり、開発工期を見直すなどしたことによるものとしている。

図表1-8 平成30年度において繰越率又は不用率が高くなっていったシステム

(単位：%)

	府省等名及びシステム名	繰越率又は不用率		府省等による繰越率又は不用率が高くなっていった理由
		繰越率	不用率	
繰越率が高くなっていったシステム	内閣府 情報提供等記録開示システム	整備経費	64.7	マイナポータルの法人設立等の手続のワンストップ実現に向けた計画の変更に伴い、関連する情報提供等記録開示システムのクラウド化のための開発が進まなかったことなどのため
	内閣府 サービス検索・電子申請機能等システム	整備経費 運用等経費	42.8 42.1	
	総務省 電子政府の総合窓口システム (e-Gov)	整備経費	43.9	法人共通認証基盤のインターフェース設計書を基に要件定義及び設計・開発を進めていくことなどを予定していたが、関係省庁の検討結果を踏まえる必要が生じたことなどにより、当初の想定よりも時間を要したことによって、システム設計・開発の完了が遅れたため
	農林水産省 国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク	整備経費 運用等経費	99.3 71.9	ダム等の農業水利施設に設置された水位計等観測機器の観測情報を内閣府の総合防災情報システムや施設管理者、農林水産省、都道府県及び市町村の関係者へ防災情報として提供することとなっているが、観測機器を制御する設備とデータ転送装置間の連携についての調整に時間を要したため
	国土交通省 特殊車両通行許可システム	整備経費	71.0	新たな特殊車両通行許可審査自動化システムの詳細設計や開発用試作機の稼働に必要となるデータの再検討に時間を要したため
不用率が高くなっていったシステム	総務省 政府共通プラットフォーム	整備経費	46.4	新規事業である第二期政府共通PFの設計及び開発に向けて、予算成立以降も引き続き精査を行い、要件・仕様、スケジュール等を詳細化して具体化し、クラウドを活用した基盤構築についてより効率的に実施したなどのため
	厚生労働省 記録管理・基礎年金番号管理システム	整備経費	57.7	業務プロセスの徹底した検証を行うために、同システムの本格開発に向けた開発工期を見直したなどのため

注(1) 法人共通認証基盤とは、法人番号を活用し、一つのID及びパスワードで複数の行政サービスにアクセスできる経済産業省所管の認証システムである。

注(2) 要件定義とは、情報システムに関する調達（情報システムの設計・開発、機能改修、運用若しくは保守等業務の委託に関する調達又は情報システムを構成する機器若しくはソフトウェア製品等の調達）を行うに当たって、必要な要件を明確に定める行為又はその定めた内容である。

ウ 各府省等、IT総合戦略室及び総務省による政府情報システムに係る予算の執行額等の把握の状況

標準ガイドラインによれば、各府省等のPMOは、当初予算の概算要求時及び補正予算の取りまとめ前に予算額を適正化するための調整を行うとともに、調達等の予算の執行に際しては適正な予算執行となるよう調整し、システムの運用及び保守に関する稼働実績を把握して過大な支出等がないか確認することとされている。ま

た、IT総合戦略室及び総務省は、情報システム関係予算の要求状況及び執行状況を把握し、必要な調整を行うこととなっている。

そこで、各府省等のPMOにおける政府情報システムに係る予算の執行額等の把握の状況をみたところ、契約締結後にPJMOから契約金額等の報告を受けてシステムごとに取りまとめるなどの方法でPMOが執行額等の把握を行っている府省等がある一方、システム数が多くPMOが執行額等の把握を行うのは困難であること、予算科目ごとの執行額等の把握は会計担当部門が行っていることなどを理由として、PMOが一元的に執行額等の把握を行っていない府省等も見受けられた。

また、前記のとおり、IT総合戦略室及び総務省は、政府情報システムに係る予算の執行額等を含めた執行状況について統一的に調査したことはないとしている。その理由についてIT総合戦略室に確認したところ、標準ガイドラインにおいて、IT総合戦略室及び総務省は政府情報システムに係る予算の執行状況の把握に関することを担うとされているが、その内容は、主にプロジェクトの進捗状況を確認するために調達状況、作業工程等を把握することであり、必ずしも執行額等を把握することではないためとしている。

一方で、一元的プロジェクト管理強化方針によると、IT総合戦略室は、原則として、情報システム関係予算のうちデジタルインフラの整備及び運用に係る予算を一括して要求し、予算案として計上した上で予算成立後にデジタルインフラ担当府省に配分し、デジタルインフラ担当府省がIT総合戦略室の定める全体方針に基づき統一的に執行することとなっている。また、IT総合戦略室及び総務省は、前記のとおり、執行額等を把握するためではないとはいえ、デジタルインフラを含め、政府情報システムに係る予算の執行状況の把握に関することを担う立場にある。そして、前記のとおり、複数の府省等の政府情報システムに係る予算のうち特に整備経費について繰越率や不用率が高くなっている状況が見受けられ、執行額等を含めて予算の執行状況の把握を行うことは、翌年度以降の予算作成にいかすなど政府情報システムに関する企画・予算要求、執行、検証及び見直しというPDCAサイクルを適切に機能させる上で有用である。

したがって、各府省等は、翌年度以降の予算を作成するに当たり、政府情報システムに関して、予算要求の状況だけでなく、執行額等を含めた予算の執行状況についても把握を行うことが重要である。また、IT総合戦略室及び総務省は、政府情

報システムの適切な整備・見直しにも資するよう、一元的项目管理強化方針に基づき一括計上したデジタルインフラの整備に係る予算について、調査の実施方法等を検討した上で各システムの執行額等の情報を各府省等から集約するなどして把握を行い、PDCAサイクルを適切に機能させるために活用していくことが重要である。

2 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況

政府情報システムに係る契約には、システム整備、運用等に係るハードウェア及びソフトウェアの調達並びにシステム整備、運用等のための役務等、様々な内容のものがある。

そこで、各府省等が前記の765システムに関して30年度に締結した整備、運用等に係る契約のうち、契約金額（単価契約の場合は、調達時の想定数量に契約単価を乗じた額）が3000万円以上である契約755件を対象として、政府情報システムの調達状況並びに各契約の競争性及び経済性の状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

(1) 政府情報システムに係る契約の概況

ア 府省等別の契約の状況

上記の契約755件に係る契約件数及び契約金額を府省等別にみると、図表2-1のとおり、契約件数が多い府省等は、法務省112件、総務省93件、厚生労働省88件等の順となっていた。また、契約金額が多い府省等は、厚生労働省1292億余円、法務省819億余円、国税庁619億余円等の順となっており、その中でも厚生労働省は、ハローワークシステムのセンター設備更改等に係る契約2件の契約金額がそれぞれ100億円を超えているなど、特に多額に上っていた。

図表2-1 政府情報システムに係る府省等別の契約件数及び契約金額の状況（平成30年度）

（単位：件、百万円、％）

府省等名	件数(A)	金額(B)		
		割合	金額(B)	割合
内閣官房	4	0.5	1,133	0.2
内閣法制局	1	0.1	70	0.0
人事院	6	0.7	3,658	0.7
内閣府	19	2.5	18,561	3.8
宮内庁	—	—	—	—
公正取引委員会	3	0.3	237	0.0
警察庁	34	4.5	12,830	2.6
個人情報保護委員会	2	0.2	73	0.0
金融庁	9	1.1	3,002	0.6
消費者庁	6	0.7	3,395	0.7
復興庁	—	—	—	—
総務省	93	12.3	41,837	8.6
消防庁	12	1.5	922	0.1
法務省	112	14.8	81,972	17.0
外務省	47	6.2	12,433	2.5
財務省	21	2.7	5,594	1.1
国税庁	51	6.7	61,927	12.8
文部科学省	7	0.9	305	0.0
文化庁	1	0.1	81	0.0
厚生労働省	88	11.6	129,260	26.8
農林水産省	16	2.1	8,554	1.7
経済産業省	24	3.1	5,186	1.0
特許庁	33	4.3	13,349	2.7
国土交通省	59	7.8	38,658	8.0
気象庁	25	3.3	3,343	0.6
環境省	13	1.7	1,111	0.2
原子力規制委員会	15	1.9	7,792	1.6
防衛省	46	6.0	20,821	4.3
防衛装備庁	8	1.0	5,022	1.0
計	755	100.0	481,140	100.0
1件当たりの契約金額(B)/(A)			637	

イ 契約方式別の状況

国の調達事務は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等の規定によれば、契約を締結する場合、原則として一般競争に付さなければならないこととされている。ただし、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合、一般競争に付することが不利と認められる場合等においては、指名競争に付することができることとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等は随意契約によることができることとされている。

前記の契約755件に係る契約件数及び契約金額を契約方式別にみると、図表2-2のとおり、競争契約の件数は423件と全体の56.0%を占めており、契約金額は3448億余円と全体の71.6%を占めていた。

そして、上記の状況を18年報告及び23年報告における分析結果と比較してみると、競争契約の割合は、18年報告（16年度に支払が行われた契約が対象。件数で19.1%、支払金額で3.6%）から23年報告（20年度から22年度までに支払が行われた契約が対象。件数で56.6%、契約金額で72.2%）にかけて増加したものの、30年度時点においては横ばいとなっていた。

なお、随意契約332件の中には、競争に付したが入札者がいないため又は再度の入札をしても落札者がいないため行う随意契約（不落随契）が51件含まれている。

図表2-2 政府情報システムに係る平成30年度における契約方式別の契約件数及び契約金額の状況と18年報告及び23年報告における分析結果との比較

(単位：件、百万円、%)

契約方式	件数	割合（件数）	金額	割合（金額）
競争契約	423	56.0	344,883	71.6
随意契約	332	43.9	136,257	28.3
うち不落随契	51	6.7	33,773	7.0
計	755	100.0	481,140	100.0

(18年報告)

競争契約	551	19.1	17,349	3.6
随意契約	2,322	80.8	455,851	96.3
計	2,873	100.0	473,201	100.0

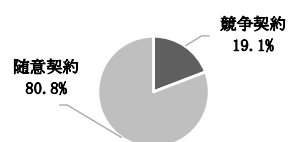
(23年報告)

競争契約	950	56.6	674,055	72.2
随意契約	727	43.4	259,437	27.8
計	1,677	100.0	933,492	100.0

注(1) 18年報告は平成16年度の契約に係る支払金額を、23年報告は20年度から22年度までの間の契約に係る契約金額を集計している。

注(2) 23年報告の「割合」欄は、23年報告の記載に合わせて表示単位未満を四捨五入して表示している。以下、図表2-5において同じ。

18年報告の競争契約の割合(件数)



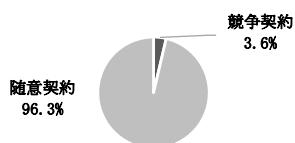
23年報告の競争契約の割合(件数)



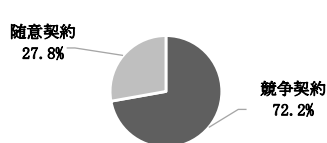
平成30年度の競争契約の割合(件数)



18年報告の競争契約の割合(金額)



23年報告の競争契約の割合(金額)



平成30年度の競争契約の割合(金額)



ウ 経費性質区分別の契約件数及び契約金額の状況

前記の競争契約423件について、整備経費に区分される予算のみによる契約（以下「整備契約」という。）、運用等経費に区分される予算のみによる契約（以下「運用等契約」という。）並びに整備経費及び運用等経費に区分される予算による契約（以下「整備・運用等契約」という。）の三つに区分（以下、これらの3区分を「経費性質区分」という。）してみると、図表2-3のとおり、契約件数及び契約金額は、運用等契約が45.6%、41.3%となっていた。これに対して、1件当たりの契約金額では、整備・運用等契約の契約金額が大きくなっていた。

図表2-3 経費性質区分別の契約件数及び契約金額の状況（平成30年度）

（単位：件、百万円、%）

経費性質区分 件数等	整備契約	運用等契約	整備・運用等契約	計
件数(A)	149	193	81	423
割合	35.2	45.6	19.1	100.0
金額(B)	64,929	142,738	137,214	344,883
割合	18.8	41.3	39.7	100.0
1件当たりの金額 (B)/(A)	435	739	1,694	815

(2) 政府情報システムに係る契約の競争性及び経済性の状況

ア 政府情報システムに係る調達における1者応札の状況

競争契約に当たっては、できるだけ多くの入札者の参加により実質的な競争性が確保されていることが重要である。

一方、デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月改定）によれば、情報システムについては、競争入札を実施しても特定の事業者のみが受注を繰り返すベンダー（注17）ロックインが生じやすいとされている。

（注17）ベンダーロックイン 整備を行った情報システムについて、特定の販売会社や情報システムの開発会社（ベンダー）の製品、サービス等に囲い込まれ、他社の参入が困難となる状況

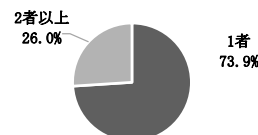
そこで、前記の競争契約423件における応札者数の状況をみると、図表2-4のとおり、応札者が1者となった契約（以下「1者応札」という。）の件数は313件（73.9%）、契約金額は2929億余円（84.9%）となっていた。

図表2-4 政府情報システムに係る競争契約の応札者数別の契約件数及び契約金額の状況
(平成30年度)

(単位：件、百万円、%)

件数等	応札者数	応札者数		競争契約 (計)
		1者	2者以上	
平成30年度	件数	313	110	423
	割合	73.9	26.0	100.0
	金額	292,918	51,964	344,883
	割合	84.9	15.0	100.0

平成30年度の1者応札割合(件数)



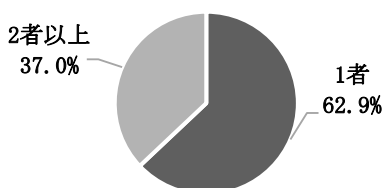
上記の状況を18年報告及び23年報告における分析結果と比較してみると、18年報告は保守・運用契約のみを分析の対象としており、23年報告は年間支払額が1000万円以上の契約を分析の対象としているため単純な比較はできないものの、図表2-5のとおり、30年度における競争契約423件に対する1者応札の件数の割合（73.9%）は、18年報告の62.9%（保守・運用契約27件のうち17件）、23年報告の66.4%（950件のうち631件）より高くなっていた。

図表2-5 政府情報システムに係る18年報告及び23年報告における競争契約の応札者数別の契約件数の状況

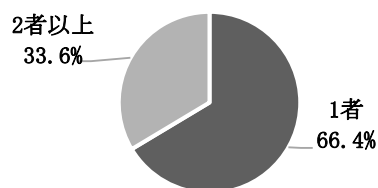
(単位：件、%)

件数等	応札者数	応札者数		競争契約 (計)
		1者	2者以上	
(18年報告)	件数	17	10	27
	割合	62.9	37.0	100.0
(23年報告)	件数	631	319	950
	割合	66.4	33.6	100.0

18年報告の1者応札割合(件数)



23年報告の1者応札割合(件数)



また、国全体の競争契約における応札者の状況については、「令和元年度調達改善の取組に関する点検結果」（令和2年11月行政改革推進会議公表。以下「点検結果」という。）が公表されている。点検結果によると、図表2-6のとおり、30年度の国全体の競争契約における1者応札の契約件数の割合は30%となっていた。これに対して、前記のとおり競争契約423件に対する1者応札の件数の割合は、73.9%となっており、国全体の競争契約における1者応札の件数の割合より高く、バンダーロックインが生じている可能性がある状況となっていた。

図表2-6 点検結果における競争契約の応札者数別の契約件数及び契約金額の状況（平成30年度）

(単位：件、億円、%)

件数等	応札者数	応札者数		競争契約 (計)
		1者	2者以上	
平成30年度	件数	(27,463)	(64,971)	92,434
	割合	30	(70)	(100)
	金額	(13,067)	(33,628)	46,694
	割合	28	(72)	(100)

調達改善の取組に関する点検結果(件数)

1者 30%
2者以上 70%

注(1) 点検結果を基に会計検査院が作成した。なお、点検結果の集計対象の契約件数及び契約金額は、「各年度に締結された支出原因契約（少額随意契約を除く。）」となっている。

注(2) 括弧内の数値は、会計検査院において点検結果に記載されている数値を基に計算した箇所である。

注(3) 点検結果において、「端数処理（単位未満四捨五入）の結果、内訳と合計に誤差が生じる場合がある。」としていることから、図表のうち、会計検査院で計算した箇所においても、計が一致しないものがある。また、点検結果に記載の割合は、小数点以下は記載されていないため、図表中の「割合」欄も点検結果の記載に合わせている。

イ 競争契約における落札率の状況

各契約の契約金額の予定価格に対する比率（以下「落札率」という。）については、予定価格の妥当性や契約方式ごとの特性等から、その高低だけをもって一律に評価できない面はあるものの、契約の競争性及び経済性を評価する際の指標の一つと考えられる。

前記の競争契約423件について、平均落札率（落札率を合計したものを契約件数で除した数値をいう。以下同じ。）をみると、図表2-7のとおり、平均落札率は、応札者数が1者の場合は96.0%となっているのに対して、応札者数が2者以上の場合は82.5%と13ポイント以上低くなっていた。

なお、上記競争契約423件の平均落札率について、経費性質区分ごとにみると、大きな差はみられなかった。

図表2-7 競争契約の平均落札率の状況（平成30年度）

(単位：件、%)

区分	経費性質区分	整備契約	運用等契約	整備・運用等契約	計
		競争契約	件数	149	193
	平均落札率	92.8	93.1	90.6	92.5
1者	件数	110	145	58	313
	平均落札率	95.8	96.5	95.0	96.0
2者以上	件数	39	48	23	110
	平均落札率	84.2	82.7	79.4	82.5

前記の競争契約423件に係る運用等契約193件のうち整備契約を締結せずにシステムを自前で整備するなどしていた4件を除いた189件について、平均落札率の状況を見ると、図表2-8のとおり、整備契約と同一の契約相手方となっている契約における

平均落札率は95.2%となっており、整備契約と異なる契約相手方となっている契約における平均落札率89.5%より若干高くなっていた。

図表2-8 運用等契約のうち契約相手方が整備契約と同一となっているものの平均落札率の状況（平成30年度）

(単位：件、%)

運用等契約	左記から整備契約を締結していない契約を除いた運用等契約		平均落札率			
	うち契約相手方が整備契約と同一の契約	うち契約相手方が整備契約と異なる契約	うち契約相手方が整備契約と同一の契約	うち契約相手方が整備契約と異なる契約		
193	189	129	60	93.3	95.2	89.5

ウ 契約目的分類別の1者応札の状況

前記の競争契約423件について、契約の目的に着目して、情報システムの設計、開発等を含む契約（以下「設計・開発契約」という。）、運用又は保守を含む契約（ただし、設計・開発契約に該当するものは除く。以下「運用・保守契約」という。）等に分類（以下、これらの分類を「契約目的分類」という。）すると、図表2-9のとおり、設計・開発契約の件数は152件、運用・保守契約の件数は184件となっており、競争契約の件数に対する割合はそれぞれ35.9%、43.4%となっていた。

(注18) 情報システムの設計、開発等を含む契約 情報システムに関する契約のうち、府省等が自らの業務要件に基づいて情報システムの設計、開発及び移行に係る業務を事業者に委託する内容を含むもの

(注19) 運用又は保守を含む契約であって、設計・開発契約にも該当する契約55件は、設計・開発契約に付随して必要となる契約であり、その応札状況は、設計・開発契約の内容の影響を受けることが多いと考えられるため、設計・開発契約に含めている。

図表2-9 競争契約の契約目的分類別内訳（平成30年度）

(単位：件、百万円、%)

契約目的分類	件数等		金額	
	件数	割合	金額	割合
競争契約	423	100.0	344,883	100.0
設計・開発契約	152	35.9	127,049	36.8
運用・保守契約	184	43.4	184,911	53.6
その他の契約	87	20.5	32,922	9.5

そして、契約目的分類別に応札者数の状況をみると、次のとおりとなっていた。

(ア) 設計・開発契約

設計・開発契約152件については、図表2-10のとおり、1者応札となっていた契約件数は125件（152件に対する割合は82.2%）となっていた。

上記の152件について、新たな情報システムの設計・開発等を行う契約（以下

「新規開発契約」という。) 、既存の情報システムの全部を更新する契約 (以下「再構築契約」という。) 、既存の情報システムについて一部の機能を変更し、又は新たな機能を追加する契約 (以下「改修契約」という。) に更に分類して、応札者数の状況をみると、次のとおりとなっていた。

新規開発契約に係る契約件数27件のうち1者応札となっていたのは16件 (27件に対する割合は59.2%) 、再構築契約に係る契約件数39件のうち1者応札となっていたのは28件 (39件に対する割合は71.7%) となっており、いずれの契約も設計・開発契約全体における1者応札となっていた契約件数の割合 (82.2%) より低くなっていた。

一方、改修契約については、契約件数86件のうち1者応札となっていたのは81件 (86件に対する割合は94.1%) となっており、設計・開発契約全体における1者応札となっていた契約件数の割合 (82.2%) より高くなっていた。

図表2-10 設計・開発契約における応札者数の状況 (平成30年度)

(単位：件、百万円、%)

区分	応札者数	競争契約					
		割合		1者		2者以上	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
競争契約	件数	423	100.0	313	73.9	110	26.0
	金額	344,883	100.0	292,918	84.9	51,964	15.0
設計・開発契約	件数	152	100.0	125	82.2	27	17.7
	金額	127,049	100.0	105,938	83.3	21,111	16.6
うち新規開発契約	件数	27	100.0	16	59.2	11	40.7
	金額	10,022	100.0	5,693	56.8	4,329	43.1
うち再構築契約	件数	39	100.0	28	71.7	11	28.2
	金額	57,298	100.0	40,815	71.2	16,483	28.7
うち改修契約	件数	86	100.0	81	94.1	5	5.8
	金額	59,728	100.0	59,430	99.5	298	0.4

このように、設計・開発契約において、改修契約は、新規開発契約及び再構築契約と比較して、1者応札の割合が高くなっていた。これは、改修契約では、再構築契約において実施されている情報システムの仕様の抜本的な見直しやプラットフォームの見直しなどが行われないため、元のシステムについての知見を有する開発業者が有利な条件にあり、ベンダーロックインが生じやすいのに対して、新規開発契約及び再構築契約では、新規業者の参入の余地が相対的に大きいことなどによるものと推測される。

競争性の向上の取組については、一部の府省等において、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容とするためにパッケージソフトの利用を可能とす

るなどの工夫を行っていた。

上記の取組について、事例を示すと次のとおりである。

<参考事例2-1>システムの再構築契約の締結に当たり、パッケージソフトの利用を可能とすることなどにより、更新前のシステムの開発業者以外の業者の参入を促し競争性が向上したもの

財務省会計センター（以下「センター」という。）は、国の予算の執行等の会計事務の効率的な処理を主な目的として、官庁会計システム等の整備、運用等を行っている。

センターは、平成27年5月に、「官庁会計システム等のハード更新に伴う設計等及び機能追加に係る業務一式」について、再度の入札をしても落札者がいなかったため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データと5,065,875,432円（契約金額の予定価格に対する比率99.5%）で随意契約（不落随契）により契約を締結し、29年1月にハードウェア及びソフトウェア（以下、これらを合わせて「ハードウェア等」という。）の更新を行っていた。

そして、センターは、上記の更新を行った官庁会計システム等について、ハードウェア等のシステム用機器等の賃貸借期間の終了に合わせて34年（令和4年）1月に次期システムに更新することとした。当該更新に先立ち、センターは、同省のCIO補佐官等の助言を踏まえるなどして、クラウドの利用を前提としたパッケージソフトの提案も可能とすることなどとして、要件を検討して、調達仕様書等を作成するなどの取組を行った。また、30年10月に、システムのデータ構造等の関係性を整理した資料を作成するために、「官庁会計システム等のデータモデリング業務一式」について株式会社ユニタと契約を締結して、この契約の成果物を次期システムの更新業務に係る入札を希望する事業者が閲覧できるようにするなどの取組を行った。

センターは、上記の取組を行うなどして、令和元年6月に、次期システム等の更新業務について一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、2者の応札があり、9,460,000,000円（契約金額の予定価格に対する比率70.2%）で落札した株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間で契約を締結していた。

(イ) 運用・保守契約

運用・保守契約184件については、図表2-11のとおり、1者応札となっていた契約件数は140件（184件に対する割合は76.0%）となっており、競争契約全体における1者応札となっていた契約件数の割合（73.9%）とほぼ同じ傾向となっていた。

上記184件のうち、契約の目的が運用又は保守のみである契約95件（以下「運用・保守のみの契約」という。）及び運用又は保守に加えてハードウェア又はソフトウェアの調達を含む契約84件（以下「ハードウェア・ソフトウェア調達を含む契約」という。）に更に分類して、応札者数の状況をみると、次のとおりとなっていた。

運用・保守のみの契約については、契約件数95件のうち1者応札となっていたのは83件（95件に対する割合は87.3%）となっており、運用・保守契約全体におけ

る1者応札となっていた契約件数の割合（76.0%）より高くなっていた。

ハードウェア・ソフトウェア調達を含む契約については、契約件数84件のうち1者応札となっていたのは55件（84件に対する割合は65.4%）となっており、運用・保守契約全体における1者応札となっていた契約件数の割合（76.0%）より低くなっていた。

図表2-11 運用・保守契約における応札者数の状況（平成30年度）

（単位：件、百万円、%）

区分	応札者数	競争契約					
		割合		1者		2者以上	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合
競争契約	件数	423	100.0	313	73.9	110	26.0
	金額	344,883	100.0	292,918	84.9	51,964	15.0
運用・保守契約	件数	184	100.0	140	76.0	44	23.9
	金額	184,911	100.0	164,378	88.8	20,532	11.1
運用・保守のみの契約	件数	95	100.0	83	87.3	12	12.6
	金額	34,989	100.0	33,671	96.2	1,318	3.7
ハードウェア・ソフトウェア調達を含む契約	件数	84	100.0	55	65.4	29	34.5
	金額	148,036	100.0	130,512	88.1	17,524	11.8
その他の契約	件数	5	100.0	2	40.0	3	60.0
	金額	1,884	100.0	194	10.3	1,689	89.6

また、運用・保守のみの契約のうち1者応札となっていた83件について、各府省等が応札しなかった事業者に対するアンケート調査等により把握した1者応札の要因を確認したところ、図表2-12のとおり、「受託業務を履行するための人員等の資源が不足している」「対象業務・システムに対する知識不足から、既存業者より有利な条件で応札することができない」などとなっていた。

図表2-12 運用・保守のみの契約についての1者応札の要因（平成30年度）

（単位：件、百万円、%）

区分	件数等	件数		金額	
		1者応札に対する割合	1者応札に対する割合	1者応札に対する割合	1者応札に対する割合
		件数	割合	金額	割合
競争契約		423	—	344,883	—
運用・保守契約		184	—	184,911	—
運用・保守のみの契約		95	—	34,989	—
1者応札		83	100.0	33,671	100.0
要因	受託業務を履行するための人員等の資源が不足している	42	50.6	11,706	34.7
	対象業務・システムに対する知識不足から、既存業者より有利な条件で応札することができない	24	28.9	16,259	48.2
	契約対象システムの信頼性の要件（品質、可用性等）、受注者の資格要件の水準が高い	3	3.6	216	0.6
	その他の要因	14	16.8	5,488	16.2

（注） 応札しなかった事業者に対して、各府省等がアンケート調査等により把握した1者応札の要因を会計検査院が集計した。

そして、運用・保守のみの契約については競争性の確保が難しい面があるもの
(注20)
の、一部の府省等では、運用・保守業務の内容を分割して、第三者による保守
(以下「第三者保守」という。)を活用するなどの調達単位を見直すなどの工夫
を行うことにより、既存業者以外の業者の参入による競争性及び経済性の向上に
取り組んでいた。

上記の取組について、事例を示すと次のとおりである。

(注20) 第三者保守を活用する場合、①中古市場から保守部品を調達するため、
シェアの低い製品や特殊な機器等是对応できないこと、②第三者保守は
新製品には対応できないため、最初の数年はメーカーによる保守が必要と
なること、③メーカーによる保守を直接受ける場合と比べて、修理時間の
拡大とシステム稼働率の低下が発生する可能性があるため、リスクの検討
を行った上でサービスレベル契約(SLA)の見直しが必要になる場合が
あることなどに留意する必要があるとされている。

<参考事例2-2>システムの保守契約において、第三者保守を活用するなどして一般競争入札を行
ったことにより、2者の応札となり競争性及び経済性が向上したもの

金融庁は、金融検査等の業務における情報連携の強化等、情報の利用を高度化するためのシステムとして、「金融庁業務支援統合システム」を平成27年3月末から運用している。そして、同庁は、28年度から30年度までは同システムのハードウェア及びソフトウェア(以下、これらを合わせて「ハードウェア等」という。)のリース及び保守業務について、公募により一括して調達することとし、契約金額1,058,702,400円(年間当たりの費用相当額は、352,900,800円。このうち、年間当たりのハードウェアの保守業務分の費用相当額は137,116,800円、ハードウェア等のリースによる調達及びソフトウェアの保守業務分の費用相当額は215,784,000円)で株式会社文祥堂と随意契約により契約を締結していた。そして、このうちハードウェアの保守業務については、再委託等により同社を介してメーカーによる定額制の保守サービスを受けていた。

同庁は、31年1月に翌年度の契約に向けて、同システムのハードウェアの保守業務について、メーカー以外の第三者から見積りを取得して第三者保守の実施を検討し、従前は一括調達の一部とされていたハードウェアの保守業務を分離して、同業務を三つに分割することとした。すなわち、一部のハードウェアの保守業務については、第三者保守の保守条件について従来のSLAと同等のサービスを維持できるかなどの必要な検討を行った上で活用することとして、一般競争入札により調達することとし(①)、また、第三者保守による保守サービスを受けることができないその他のハードウェアについては、メーカーによる保守を直接受ける契約(②)及びメーカーによる保守を必要な都度受けて当該保守の対価をその都度支払う契約(③)の二つの契約に分割することとした。そして、同年2月に第三者保守の契約について一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、2者の応札があるなどして、令和元年度のハードウェアの保守業務に係る契約3件分の費用相当額は①から③までの計15,844,363円となり、従前の当該業務分の費用相当額(137,116,800円)と比べて費用が大幅に低減されていた。

このように、政府情報システムに係る契約においては、1者応札の割合が高い状況となっているが、一部の府省等では、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容とするためにパッケージソフトの利用を可能としたり、調達単位を見直したりするなどの工夫を行うことにより、既存業者以外の業者の参入を通じて、競争性及び経済性を向上させている取組が見受けられた。

したがって、政府情報システムの契約の締結に当たり、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容としたり、業務の内容を分割するなどの調達単位を見直したりするなどの工夫を行うことにより、各府省等において、既存業者以外の業者の参入による競争性及び経済性の向上を図る必要がある。

3 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況

(1) 主なシステムの利用状況等

令和元年基本計画によれば、我が国の今後のデジタル化は、デジタル技術の導入により国民生活の利便性が向上し、行政機関や民間事業者等の効率化に資するものでなければ意味がないとされている。そして、デジタル・ガバメント実行計画において、①行政手続のデジタル化、ワンストップサービス等の推進等、②サービスデザイン・業務改革の徹底による行政サービス改革、③デジタル・ガバメント実現のための基盤の整備等の項目が挙げられており、それぞれ、①行政機関間の情報連携の仕組みによる各手続における添付書類の省略、②利用者のニーズに応じた行政サービスの整備等、③政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等の整備等を実現するなどとしている。

そこで、上記①から③までの各項目に対応して、政府情報システムを「ア マイナンバー制度関連システム」「イ マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム（電子申請等関係システム及び電子調達等関係システム）」及び「ウ 政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム」に分類し、それぞれの利用状況及び上記の政府情報システムに係る効果の発現状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア マイナンバー制度関連システム

マイナンバー制度は、社会保障・税制度の効率化及び透明性の向上を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するために、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤である。^(注21)そして、既存システムが情報提供NWS等を通じて特定個人情報をやり取りする情報連携により、申請等の手続において、従来必要とされた住民票等の添付書類が不要となったり、行政運営の効率化等が図られたりするとされている。マイナンバー制度関連システムにおいて、情報提供NWS等を介して、複数システム間で情報連携できる事務は、マイナンバー法別表第二に定められており、地方公共団体での児童手当や介護保険、地方税の減免手続等に係る事務が掲げられている。

(注21) 特定個人情報 マイナンバー（マイナンバーに対応して、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

(注22) マイナンバー法別表第二 情報提供NWSを利用して特定個人情報の提供を行うことができる場合が規定されており、不正な情報提供がなされないよう、情報提供の種別ごとに、情報照会者、情報提供者、

利用事務及び提供される特定個人情報に限定列挙されている。

国の行政機関等は、マイナンバー制度の導入に伴い、マイナンバー制度関連システムの整備及び運用を行ってきた。マイナンバー制度関連システムを機能別に分類すると、次のように区分できる。

- ① マイナンバー法に基づき、国の行政機関等がマイナンバーを利用して行う事務（以下「マイナンバー利用事務」という。）を処理するシステム
- ② マイナンバー利用事務を実施する者等がその事務を処理するために必要がある場合に行う情報連携を処理するシステム
- ③ 情報連携を支える基盤又は情報連携の適切な取扱いを確保することを目的としたシステム

なお、マイナンバー制度関連システムの中には、①及び②の両方に該当するものもある（マイナンバー制度関連システムについては、図表3-1参照）。

図表3-1 マイナンバー制度関連システム一覧

(単位：千円)

府省等名	システム名	機能分類			支出済歳出額	
		①	②	③	平成30年度 整備経費	30年度 運用等経費
内閣府	マイナポータル			○	2,259,657	4,744,668
個人情報保護委員会	情報保護評価書受付システム			○	62,422	25,245
	監視・監督システム			○	—	978,969
総務省	情報提供NWS			○	97,200	7,023,769
国税庁	国税総合管理システム	○			3,939,533	29,731,987
	国税電子申告・納税システム (e-Tax)	○			403,947	7,347,835
文部科学省	高等学校等就学支援金事務処理システム	○	○		340,335	56,700
厚生労働省	援護システム	○			—	7,567
	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)	○	○		3,195,779	9,475,578
	社会保険オンラインシステム	○	○		24,172,909	72,260,689
	ハローワークシステム	○	○		19,566,133	38,183,645

注(1) 国において整備されたシステムのうち、整備後に国以外の機関に移管されるなどして、会計実地検査時点で政府情報システムに該当しないものについては表から除外している。また、行政事務の処理に関し、その処理に必要とされる他人のマイナンバーを記載した書面の提出等、マイナンバーを利用した事務を行うこととされた者(厚生年金・健康保険の被保険者の資格取得に関する届出を行う者等)は、マイナンバーの関係事務実施者として当該事務の実施に必要な範囲において他人のマイナンバーを利用することができることとなっている。マイナンバーの関係事務実施者は、マイナンバーを記載した届出等の情報管理のためにシステムを整備している場合があるが、今回の分析ではマイナンバー制度関連システムには含めていない。

注(2) マイナポータルに係る「平成30年度整備経費」及び「30年度運用等経費」は、情報提供等記録開示システム及びサービス検索・電子申請機能等システムに係る平成30年度の整備経費及び運用等経費をそれぞれ合計したものである。

注(3) 国税総合管理システムに係る「平成30年度整備経費」及び「30年度運用等経費」は、国税総合管理システム(KSKシステム)及び国税総合管理システム(オープンシステム)に係る平成30年度の整備経費及び運用等経費をそれぞれ合計したものである。

注(4) 社会保険オンラインシステムは、公的年金業務を行うシステムであり、年金給付システム及び記録管理・基礎年金番号管理システムから構成される。社会保険オンラインシステムの「平成30年度整備経費」及び「30年度運用等経費」は、年金給付システム及び記録管理・基礎年金番号管理システムに係る平成30年度の整備経費及び運用等経費をそれぞれ合計したものである。

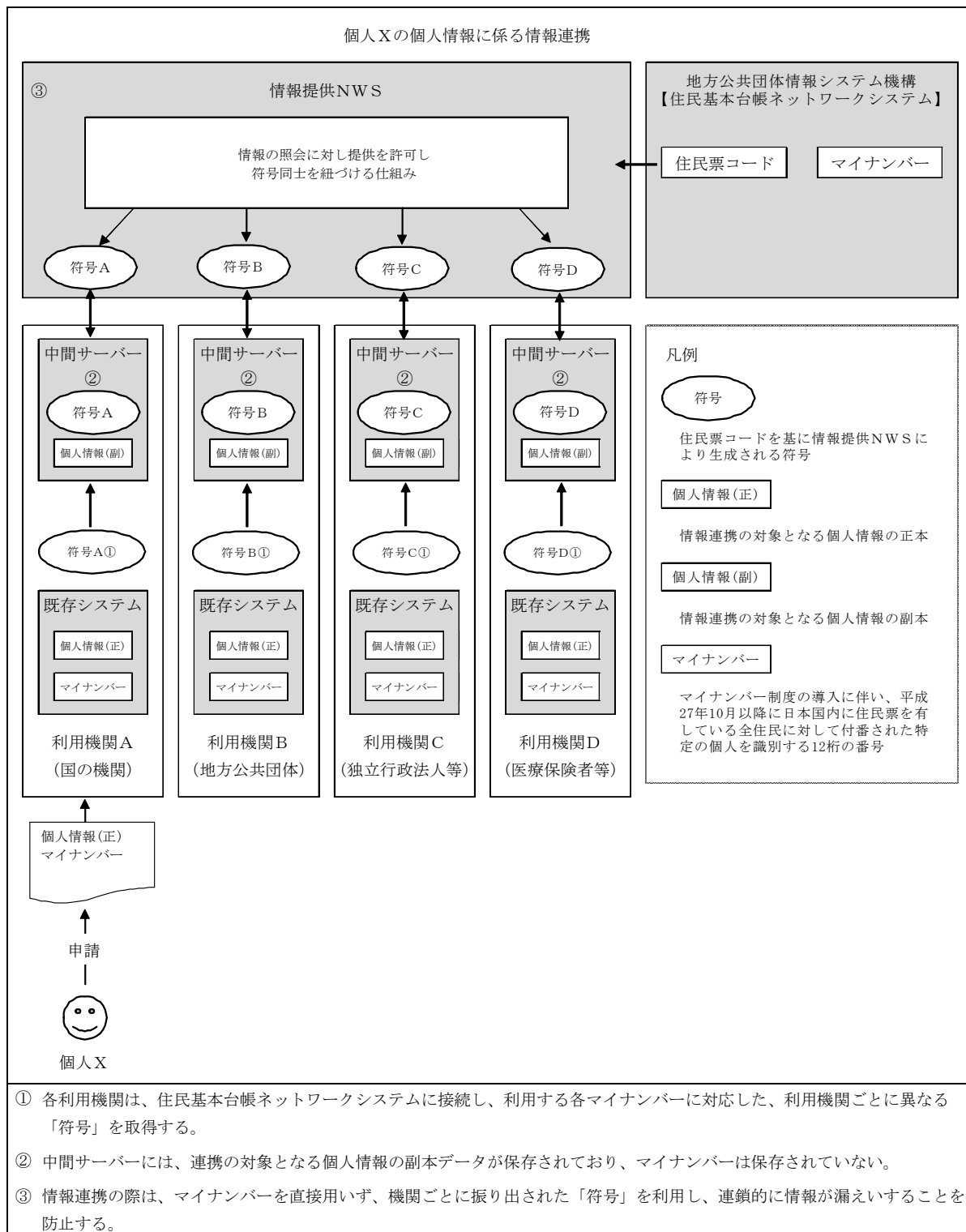
(ア) マイナンバーの情報連携の実施状況

a マイナンバーの情報連携の概要

国の行政機関等は、情報提供NWSを始め、情報連携を目的としたシステムの整備を行っている。各機関は、情報連携を行うために、既存システムと情報提供NWSとの間にそれぞれ中間サーバーを設置している。既存システムには、特定個人情報のデータベースが正本として保存されており、中間サーバーには、情報提供を目的としてそのデータのコピー(以下「副本データ」という。)が保存されている。情報連携は、特定個人情報の照会を行う機関が特定個人情報の提供を行う機関の副本データに照会して行うこととなっており、中間サーバーを介して情報連携を行うことにより、情報提供NWSに障害等があった場合

でもその影響を中間サーバー上の副本データにとどめ、正本に影響を及ぼさないようにしている（図表3-2参照）。

図表3-2 情報連携の概念図



(注) 「番号制度における情報連携の仕組み」（厚生労働省ウェブサイト掲載資料）を基に会計検査院が作成した。

b マイナンバーの登録状況

情報連携を行うためには、既存システムに登録されている個人情報に対してマイナンバーが登録され、個人情報の内容が当該個人のマイナンバーと紐付けられていることが前提となっている。したがって、情報照会先の既存システムにおいてマイナンバーの登録状況が低調となっている場合は、情報照会者が必要とする個人情報を入手できないなどの結果、申請等の手続において添付書類の提出が必要とされるなどして、情報連携による効果が適切に発現しない可能性がある。

そこで、マイナンバー制度関連システムのうち、情報連携を処理するシステム（図表3-1の②）について、マイナンバーの登録状況をシステム別にみたところ、図表3-3のとおり、ハローワークシステムにおいて、個人情報の保有件数に比べてマイナンバーの登録件数が少なくなっていた。その理由について、厚生労働省は、ハローワークシステムの雇用保険ファイルに保有する個人情報の件数には、マイナンバー法の施行以降就職や離職等に伴う雇用保険関係手続を行う機会がなく、マイナンバーを届け出る契機がなかった者、マイナンバー法施行時点で死亡していたり、海外に居住していたりなどして、マイナンバー法の施行以降住民票に記録されたことがなく、マイナンバーを付番できない者等の件数が含まれているためであるとしている（登録状況が低調であるため、申請者に対して添付書類の提出を引き続き求めている事例について後掲d参照）。

図表3-3 マイナンバーの登録状況（令和元年12月末時点）

府省等名	システム名	個人情報を記録している ファイルの名称	個人情報の 保有件数	(単位：件)
				マイナンバーの 登録件数
文部科学省	高等学校等就学支援金事務処理システム	高等学校等就学支援金の支給に関する 特定個人情報照会依頼ファイル	55,000	55,000
厚生労働省	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム ・労災行政情報管理システム)	労災情報年金ファイル	235,698	233,304
		社会保険オンラインシステム	個人番号管理ファイル	97,851,000
	ハローワークシステム	雇用保険ファイル	92,000,000	22,089,579
		求職者支援ファイル	640,000	36,757
		職業紹介ファイル	1,000,000	35
	上記以外		12	12

注(1) 個人情報の保有件数及びマイナンバーの登録件数については、概数値で回答があったものが含まれる。

注(2) 社会保険オンラインシステムに係る個人情報の保有件数及びマイナンバーの登録件数は、令和元年9月末時点の件数である。

c 情報連携の年間想定件数と実績件数

情報連携の開始後、システム整備時点の想定に対して、実際にどの程度情報

連携が行われていたかについては、情報連携を行うために整備されたシステムの利用の度合いや、添付書類の省略による国民の負担軽減の度合いを測る上で重要な指標となる。

そこで、26年3月に作成された情報提供ネットワークシステム等の設計・開発等業務仕様書（以下「情報提供NWS仕様書」という。）に定める情報連携の年間想定件数に対する、31年1月から令和元年12月までの間（以下「令和元年中」という。）の実績件数をみると、図表3-4のとおり、年間想定件数が計6億4683万余件であったのに対して、令和元年中の実績件数は計3603万余件（年間想定件数の計に対する割合5.5%）と年間想定件数を大きく下回っていた。なお、^(注23) 元年7月の実績件数は計431万余件であったが、2年7月の実績件数は計3786万余件となっていた。

(注23) 2年7月の実績件数 日本年金機構による大量の情報照会が一部の大都市圏の地方公共団体に集中した場合においても情報連携に遅延が生じないように、地方公共団体の中間サーバーの改修が行われたことなどにより、国民年金保険料の免除を勧奨する手続において、令和2年6月から情報連携の本格的な実施が可能となったことから、その影響が反映された2年7月の状況を確認している。

図表3-4 情報連携の年間想定件数と令和元年中の実績件数

(単位：件、%)

事務分野	年間想定件数(A)	令和元年中の実績件数(B)	年間想定件数に対する割合(B)/(A)	(参考)平成30年の実績件数(C)	年間想定件数に対する割合(C)/(A)	
情報連携の実績があった事務を8つの事務分野に分類したもの	年金	341,408,785	21,803,727	6.3	7,570	0.0
	医療	61,113	2,221,830	3635.6	1,568,193	2566.0
	福祉	86,388,239	3,636,474	4.2	2,248,546	2.6
	税	3,000,314	1,501,815	50.0	1,099,965	36.6
	労働	1,144,073	824,001	72.0	8,337	0.7
	災害対策	1,500,000	—	0.0	2	0.0
	年金・医療	93,390	1,844	1.9	194	0.2
	その他	90,426,252	6,048,482	6.6	1,028,294	1.1
年間想定件数に計上していたものの情報連携の実績がなかったもの	122,808,966	—	—	—	—	
計	646,831,132	36,038,173	5.5	5,961,101	0.9	

注(1) 「年間想定件数」は、内閣官房社会保障改革担当室が作成した情報提供NWS仕様書で想定されていた年間業務量を、会計検査院において、令和2年2月時点のマイナンバー法別表第二の項番単位で8事務分野に組み替えて算定したものである。

注(2) 「年金・医療」は、マイナンバー法別表第二の項番34に定められている事務「私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」のみが該当する。

注(3) 情報連携の実績がなく、8事務分野のいずれにも分類できなかった事務は、「年間想定件数に計上していたものの情報連携の実績がなかったもの」としている。情報連携を行う事務については、マイナンバー法別表第二の主務省令に規定されていることが必要であるが、当該主務省令が規定されていなかったり、情報提供NWS仕様書に記載されていた事務がマイナンバー法別表第二の対象から外れたりしたことにより、8事務分野のいずれにも分類ができなかったものが該当する。なお、実際に行われた情報連携は、8事務分野のいずれかに分類されるため、「令和元年中の実績件数」及び「平成30年の実績件数」は、「—」としている。

事務分野別の情報連携の年間想定件数と実績件数をみると、「年金」では、年間想定件数3億4140万余件に対して、平成30年の実績件数は7,570件（0.0%）であったが、令和元年中は事務手続ごとの情報連携が順次開始された結果、実績件数は2180万余件（6.3%）へと大幅に増加していた。なお、「医療」では、実績件数が年間想定件数を大きく上回っているが、これは、情報提供NWS仕様書作成時点において、マイナンバー法別表第二の項番単位に該当する18事務のうち、12事務について年間想定件数に関する見積りができていなかったためであり、年間想定件数6万余件という数値は当該事務分野の全体像を反映したとはいえないものとなっている。

一方、実績件数の少ない事務分野をみたところ、例えば「災害対策」については、該当する3事務のうち2事務で情報連携が開始されておらず、残りの1事務も情報連携が一時休止となっており、令和元年中の実績件数は0件となっていた。

d 情報連携による添付書類の省略の実現状況

マイナンバー制度においては、既存システムが情報提供NWS等を通じて行う情報連携により、申請等の手続において、従来必要とされた添付書類が不要となるなどとされている。情報連携による添付書類の省略状況について、総務省が全市区町村に対して、地方公共団体が扱う10事務手続を対象として調査したところ、令和元年12月時点において、回答総数43,129件のうち、27,498件（63.7%）が省略できていたとの回答を得たとしている。また、文部科学省は、高等学校等就学支援金の申請について、国立高等学校等では平成31年4月に、公立・私立高等学校等では令和2年4月に、それぞれオンライン申請を開始しており、さらに、元年度に、マイナンバーを活用した情報照会を開始している。そして、令和元年中における約3.6万件の事務処理件数のうち約3.4万件について、課税証明書等の添付が省略できたとしている。

一方、bのとおり、ハローワークシステムにおけるマイナンバーの登録状況が低調であることから、日本年金機構は、2年12月時点において、年金の裁定請求の事務手続について、雇用保険情報を情報連携により取得することは難しく、引き続き、年金請求者から雇用保険被保険者証の提出を求めることなどとしており、情報連携による添付書類の省略が実現できていない状況となっていた。

e 情報連携を支える基盤等のシステム等の令和元年中におけるITリソースの

利用状況

マイナンバー制度関連システムの利用状況を分析するための一つの指標として(注24) I T リソースの利用状況を確認したところ、情報連携を支える基盤等のシステム(図表3-1の③)のうち、既存システムによる個人情報のやり取りの基盤である情報提供NWSを構成している209サーバについてはC P Uの最大使用率(通年での最大時点の使用率。以下同じ。)は0.6%から98.3%までとなっていた(令和元年中の情報提供NWSを構成する209サーバの I T リソースの利用状況については、別図表3-1参照)。

また、情報連携を支える基盤等のシステム(図表3-1の③)のうち情報提供NWS以外のシステムについてC P Uの最大使用率をみたところ、個人情報保護委員会の監視・監督システムは7.1%、内閣府のマイナポータルのうち情報提供等記録開示システムは4.0%などとなっていた(令和元年中の I T リソースの利用状況(図表3-1の③に該当するシステム本体)については、別図表3-2参照)。

さらに、国において整備した中間サーバについてC P Uの最大使用率をみたところ、48.8%から99.0%までとなっていた(令和元年中の I T リソースの利用状況(国において整備した中間サーバ)については、別図表3-3参照)。

(注24) I T リソース ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なC P U (Central Processing Unitの略。コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置)、メモリ、ストレージ(データを記録したり保存したりするための機器)等

(注25) 209サーバ 主に仮想サーバで構成されており、本番機だけではなく、運用管理用のサーバや予備機等も含まれている。

マイナンバー制度関連システムの利活用及び添付書類の省略の促進のためには、情報連携を処理するシステムへのマイナンバーの登録及び情報連携の推進が重要である。しかし、bのとおり、マイナンバーの登録については低調となっているシステムが見受けられたり、cのとおり、情報連携については令和元年中の実績件数が年間想定件数に比較して著しく少なくなっていたりしていた。また、eのとおり、情報連携を支える基盤等のシステム等における I T リソースについても、C P Uの最大使用率が低いシステムが見受けられた。

したがって、各府省等は、マイナンバー制度関連システムにおいて、マイナンバーの登録を進めるとともに、所管する事務手続において情報連携を一層推進する必要がある。また、各府省等は、マイナンバー制度関連システムについて、I

Ｔリソースの利用状況を注視しつつ、システムの適切な整備を行っていく必要がある。

(イ) 情報連携におけるマイナンバーの保護等に関するシステムの利用状況等

内閣府によると、マイナンバー制度に対する国民の懸念として、マイナンバーを利用した名寄せにより集約された個人情報の外部への漏えいや、マイナンバーの不正利用による財産権の侵害のリスク等があるとされている。これを踏まえて、マイナンバー法に基づく制度面における保護措置として、本人確認措置やマイナンバー法に規定された場合以外の特定個人情報の収集・保管等の禁止、個人情報保護委員会による監視・監督が規定されるなどしている。また、システム面における保護措置として、個人情報の分散管理やアクセス制御等が行われているほか、情報提供ＮＷＳを通じて情報連携が行われるデータについて、不正な情報照会又は情報提供と疑われるデータをリアルタイムに検知し、個人情報保護委員会が設置する監視・監督システムに、不正兆候の検知・通知が行われるなどしている。そこで、情報連携におけるマイナンバーの保護に関するシステムの利用状況等について確認したところ、次のとおりとなっていた。

a データ標準レイアウトの不備等の状況

各府省等は、情報提供ＮＷＳを通じて情報連携を行うために、情報提供機関が保有する特定個人情報を構成するデータ項目のうち、マイナンバー法別表第二に規定する主務省令（以下「別表第二主務省令」という。）において規定する地方税関係、医療保険給付関係等の事務ごとに情報照会機関が必要とするデータ項目について、データの型式等のシステムにおいて必要な情報等を規定したもの（以下「データ標準レイアウト」という。）を作成しており、元年6月の改版までは内閣官房が、その後は総務省がそれらを取りまとめている。データ標準レイアウトは、制度改正等に伴い定期的な改版等が行われているが、データ標準レイアウトと別表第二主務省令の整合性について内閣官房に確認したところ、同月以前のデータ標準レイアウトの改版等で生じた不整合が厚生労働省所管の6事務手続及び文部科学省所管の1事務手続を契機として発覚し、その後、当該不整合を解消していた事態が見受けられた。

そこで、上記発覚の契機となったこれらの事務手続について確認したところ、別表第二主務省令において規定する情報とデータ標準レイアウトに規定したデ

一タ項目に不整合が生じており、図表3-5のとおり、別表第二主務省令に適合しない特定個人情報、計2,603件の情報照会に応じて提供されていた。具体的には、厚生労働省所管の6事務手続において別表第二主務省令に規定されていない「都道府県民税所得割額」について、また、文部科学省所管の1事務手続において別表第二主務省令に規定されていない「都道府県民税所得割額」及び「都道府県民税均等割額」について、それぞれ情報連携により提供可能なデータ標準レイアウトが作成され、これに基づいて情報連携が行われたことにより、別表第二主務省令に適合しない特定個人情報が情報照会者に提供されていた。そして、この事態を受けて、厚生労働省及び文部科学省は、当該事務について情報提供NWSを通じて情報連携を行わないよう関係機関に対し周知するなどしていた。

図表3-5 別表第二主務省令に適合しない特定個人情報が提供された情報照会の件数等

(単位：件)

府省等名	事務分野	事務番号 (マイナンバー法別表第二)	事務手続の内容	情報照会 件数
文部科学省	その他	106	独立行政法人日本学生支援機構法による所得連動返還型奨学金の割賦額の決定	1,998
厚生労働省	福祉	16	児童福祉法による里親への委託、障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	49
		20	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	140
		23	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置費の徴収	339
		53	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	72
		61	老人福祉法による通所介護、養護老人ホームへの入所等の措置	—
		62	老人福祉法による通所介護、養護老人ホームへの入所等の措置費の徴収	5
計				2,603

注(1) 各事務手続の情報連携において提供されることとなっていた情報は市町村民税に係る情報であったが、都道府県民税に係る情報も提供されていた。

注(2) 事務番号61の「老人福祉法による通所介護、養護老人ホームへの入所等の措置」については、別表第二主務省令において規定する情報とデータ標準レイアウトに規定したデータ項目に不整合は生じていたものの、情報照会が行われていなかった。

さらに、内閣官房及び総務省は、元年9月に情報照会を行う事務手続及び情報提供される特定個人情報に係る全ての制度を所管する府省（以下「制度所管府省」という。）に対して通知を発出し、データ標準レイアウトに掲載されている全ての事務手続について、別表第二主務省令とデータ標準レイアウトとの整合性を確認し、及び今後のデータ標準レイアウト関連様式の改版の各段階において、複数の職員によるチェックを徹底するよう要請していた。

そして、制度所管府省による確認の結果、不整合が生じていたと認められた事務手続は、図表3-6のとおり、前記の7事務手続を含めた84事務手続となっており、これらは、別表第二主務省令において規定する情報とデータ標準レイアウトに規定したデータ項目に不整合が生じており、マイナンバー制度に係る法

令を踏まえると、情報連携が想定されていない情報が提供される状態となっていた。これら84事務手続については、制度所管府省において順次、情報連携を一時停止する措置が執られており、この間、申請者が行政機関等に提出する添付書類を省略することができなくなるなどの状況となっていた。

このような状況を受けて、個人情報保護委員会は、元年10月に制度所管府省に対して通知を発出し、別表第二主務省令において規定する情報とデータ標準レイアウトに規定したデータ項目に不整合が生じている場合には、国民生活に影響が出ないように対応するとともに、再発防止策を確実に実施することなどの注意喚起を行っていた。

図表3-6 別表第二主務省令とデータ標準レイアウトの間に不整合が生じていた事務手続
(令和元年12月時点)

(単位：事務手続)

事務分野								計
年金	医療	福祉	税	労働	災害対策	年金・医療	その他	
20	19	41	—	—	1	—	3	84

注(1) 事務手続の数は、内閣官房番号制度推進室及び内閣府大臣官房番号制度担当室が作成している「情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類」に記載の単位に基づいて算出している。

注(2) 内閣官房は、別表第二主務省令に適合しない特定個人情報が提供された事態について、データ標準レイアウトの設定誤りであり、特定の情報照会者又は情報提供者が、別表第二主務省令に適合しないことについて故意をもって行ったものではないこと、当該事態を認識した後、速やかに必要な措置が講じられていることなどから、マイナンバー法第29条の4に規定する「特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態」には当たらないとしている。

内閣官房及び総務省は、元年12月の別表第二主務省令の改正や2年6月のデータ標準レイアウトの改版により、同年10月時点において、全ての不整合は解消されているとしている。

b マイナンバーの情報連携に係る監視・監督を行うシステムの利用状況

マイナンバー制度に関しては、前記のとおり、個人情報の外部への漏えいや、マイナンバーの不正利用が懸念されており、これに対応するために、個人情報保護委員会は、マイナンバー法に基づく特定個人情報の情報連携に関し、監視・監督システムを平成29年7月から運用しており、27年4月から令和2年1月までの間に、当該システムに係る機器借入、データセンター借入、運用、保守等に係る6契約を契約金額計37億9973万余円で締結している。

上記のシステムは、総務省が設置する情報提供NWSから提供される情報提供等記録を取得し、行政機関等の職員が特定個人情報を不正に取得していない

かについて分析して、そのような事態を早期に発見することなどを目的としたものである。

当該システムの主な機能には次のようなものがあり、情報提供NWSにおける情報連携のデータから、リアルタイムで不正兆候を検知し警告を発出させたり、情報照会を一時的に保留させたりすることが可能な設計となっている。

- ① データ分析ソフト等を利用し、情報提供等記録の検索、集計、統計分析等を行う機能（以下「情報提供等記録分析機能」という。）
- ② 不正兆候の検知条件であるしきい値を情報提供NWSに設定することにより、警告を発出させる機能（以下「警告機能」という。）
- ③ 情報照会の保留条件であるしきい値を情報提供NWSに設定することにより、自動的に特定の情報照会を保留させる機能（以下「保留機能」という。）

また、これらの機能の設計段階における利用方法の想定については、情報照会機関の職員が、①特定の個人の様々な個人情報を複数の情報提供機関から不正に取得したり、②個人情報を業務時間外の休日・夜間に不正に取得したり、③名簿作成等のために複数の個人情報を不正に取得したりなどすることを検知等することになっていた。

その後、情報提供NWSからの情報では個人を識別できないこと、設計当初に想定されていた情報提供NWSの休日・夜間利用がシステム上制限されていること及び各情報提供NWS利用機関における事務処理手順等がそれぞれ異なっており、個人情報の不正取得の兆候を一律に把握できないことが判明した。このため、個人情報保護委員会は、実効性のあるしきい値を設定することは現実的に可能ではないなどとしていた。そして、平成29年7月の監視・監督システムの運用開始以降、同年10月から30年5月までの間においては試行的にしきい値を設定していたものの、同年6月以降は警告機能によるリアルタイムでの不正兆候の検知及び保留機能による情報照会の保留を行わないことにしていた。また、令和元年7月に、総務省及び個人情報保護委員会において、情報提供NWSにおける不正兆候の検知等の機能を次期システムには実装しないことなどが合意された。

個人情報保護委員会は、情報提供等記録分析機能の強化を行うとともに、不

正の疑いがある情報照会を保留するための事務手順を確立することを可能にしたとしているが、情報連携に係る監視・監督業務の実施に当たっては、マイナンバー制度に対する国民の懸念に今後も確実に対応するために、情報提供NWSの不適切な利用の早期発見を着実にやっていくことが重要であると考えられる。

したがって、個人情報保護委員会においては、情報連携に係る監視・監督業務の取組について、情報提供NWSの不適切な利用の早期発見という目的に照らして実際に有効な方法となっているか、継続的に検証していくことが必要である。

(ウ) マイナポータルの利用状況

マイナンバー制度においては、各個人が、自分の特定個人情報を国、地方公共団体等の機関がどのように取り扱っているのかが分かるよう、情報提供等記録に対する開示の請求及び通知を電子的に行う機能（以下「情報提供等記録表示機能」という。）を有するマイナポータルが整備されている。また、マイナポータルにおいては、情報提供等記録表示機能以外に、次のような各種オンラインサービス等が提供されている。

- ① 地方公共団体の子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請ができるサービス（ぴったりサービス）
- ② マイナポータルの「お知らせ」を使い、ネットバンキングやクレジットカードでの公金決済ができるサービス（公金決済サービス）

ぴったりサービス及び公金決済サービスについて、利用状況を確認したところ、ぴったりサービスの実績件数については、図表3-7のとおり、毎年増加傾向となっていたものの、年間想定件数1440万件に対して、年間の実績件数が確認できている平成30年度の実績件数は8,902件（0.0%）と著しく少ない状況となっており、公金決済サービスについては実績件数が皆無となっていた。そして、公金決済サービスの利用が進まない原因について、マイナポータルを所管する内閣府は、サービスを導入する地方公共団体が、既に申請手数料の電子納付に係る既存のサービスを導入しているなどのため、当該サービスの導入について必ずしもメリットを感じていないことなどが要因となっている可能性があるとしている。

図表3-7 マイナポータルにおけるぴったりサービス及び公金決済サービスの利用状況（平成29年度～令和元年度）

（単位：件）

サービス	年間想定件数	実績件数		
		平成29年度 （7月から）	30年度	令和元年度 （12月まで）
ぴったりサービス	14,400,000	619	8,902	10,808
公金決済サービス	14,400,000	—	—	—

（注）ぴったりサービス及び公金決済サービスは、平成29年7月にサービスを開始している。なお、ぴったりサービスの件数はオンライン申請件数を対象としている。

マイナポータルにおいては、情報提供等記録表示機能について、各個人からの開示の請求に対して、適切に通知を行う機能が提供されていることが重要である。また、ぴったりサービス及び公金決済サービスを提供するに当たっては、システムの利活用促進の観点から、更なる利用の推進が図られることが重要であるとともに、利用状況を踏まえて、サービスの在り方について検討を行うことも必要である。

したがって、内閣府は、マイナポータルの情報提供等記録表示機能を今後も引き続き適切に提供するとともに、ぴったりサービス及び公金決済サービスについては、利用状況を踏まえてサービスの在り方について検討した上で、利用の推進等を図る必要がある。

イ マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム

（ア）電子申請等関係システムの利用状況

各府省等は、国の行政手続等のオンライン化実施を原則としたデジタル手続法の方針に従い、国民等や民間事業者等の申請者（以下「民間申請者」という。）の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化等に資するために、電子申請等関係システムの整備等を行っている。そこで、民間申請者が行政手続を電子的に行った場合に利用するシステムが、どの程度利用されているか、民間申請者の利便性の向上に資するものとなっているかなどについて、行政手続別の電子化の状況を確認するなどしたところ、次のような状況となっていた。

a 電子申請等関係システムの概要等

各府省等は、民間申請者が主体となって国の行政機関等に対して行う申請等

の行政手続について電子的に実施することができるように、電子申請等関係システムを整備し運用している。

民間申請者からの電子申請に関連する電子申請等関係システムを機能別にみると、次のように区分できる。

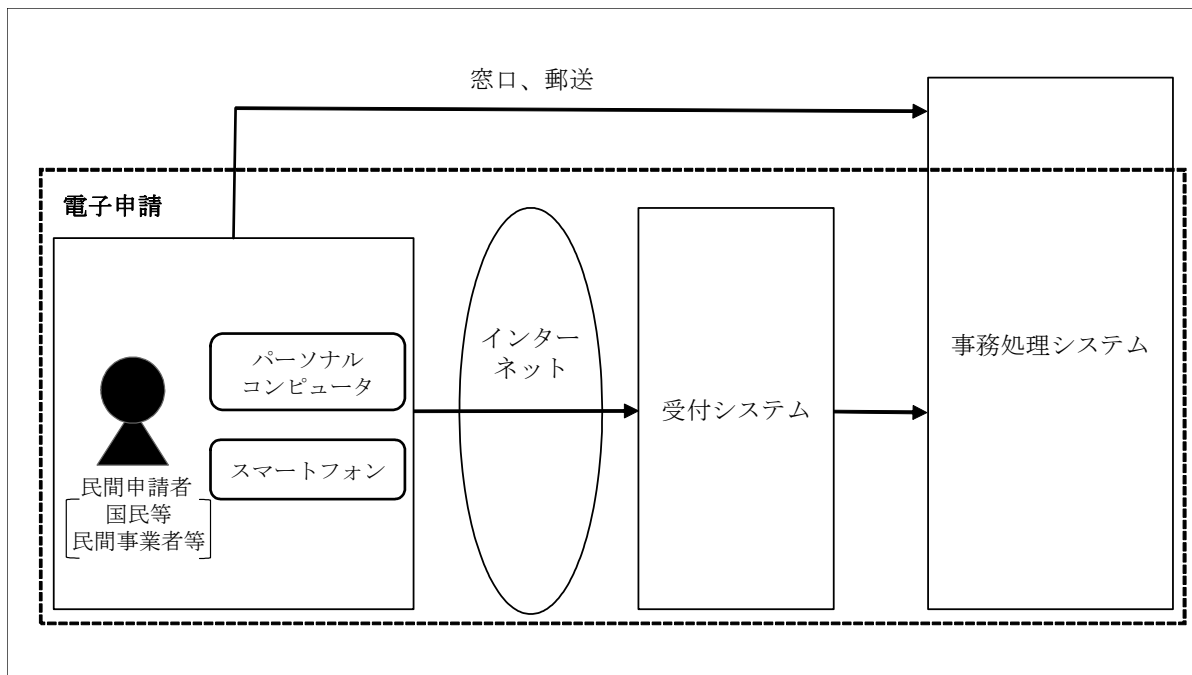
- ① 民間申請者から国の行政機関等（手続の受け手）に対する電子申請について受付を行うシステム（以下「受付システム」という。）
- ② 受け付けた電子申請について事務処理を行うシステム（以下「事務処理システム」という。）

なお、電子申請等関係システムの中には、①及び②の両方に該当するものもある。

民間申請者による国の行政機関等への電子申請は、民間申請者がパーソナルコンピュータ、スマートフォン等のブラウザ又はアプリケーションソフトウェア（注26）（受付システムが提供する申請用の外部連携機能（API）（注27））を用いて、インターネットを介して受付システムにアクセスして電子申請のデータを送信することにより行われている。送信された電子申請のデータは、受付システムを経由して事務処理システムに到着するなどした上で、国の行政機関等において処理されており、この処理結果は、事務処理システムから受付システムを経由して民間申請者に送信されるなどしている（図表3-8参照）。

- (注26) ブラウザ データや情報をまとめた形で閲覧するためのソフトウェア。一般的には、ウェブページを閲覧するためのソフトウェアを指す。
- (注27) 外部連携機能（API） システムが備えている申請等の機能を外部のソフトウェアから呼び出して利用することができるように当該ソフトウェアと連携するための手順やデータ形式等を規約として定め、当該規約を用いて申請等を行う仕組み。APIはApplication Programming Interfaceの略

図表3-8 電子申請のデータの主な流れ



IT 総合戦略室及び総務省は、各行政手続等の実態を把握して、行政手続等のオンライン化に向けた業務の見直しやシステム改革を推進するために、29年度以降、行政手続等を所管する行政機関に対して調査を依頼しており、調査結果に基づき「行政手続等の棚卸結果等」（以下「棚卸結果」という。）を作成して公表している。棚卸結果の令和元年度調査（令和2年3月公表。同年7月更新）によると、平成31年3月31日時点において、民間申請者が国の行政機関等に対して行う行政手続は計17,278種類、年間手続件数が把握可能な行政手続に係る年間手続件数の総計は11億3076万余件となっている。このうち、電子申請が可能とされている行政手続は2,917種類（民間申請者が国の行政機関等に対して行う行政手続の総計に対する割合16.8%）となっており、年間手続件数の総計でみると10億4881万余件（年間手続件数が把握可能な行政手続に係る年間手続件数の総計に対する割合92.7%）が電子申請によることが可能となっている。なお、棚卸結果によると、民間申請者が国の行政機関等に対して行う行政手続のうち、電子申請が可能とされているものには約130システムが用いられている。

b 電子申請等関係システムを利用した電子申請の状況

棚卸結果における行政手続の種類と年間手続件数との関係をみたところ、年間手続件数が1万件を超える行政手続に係る年間手続件数の総計は10億4745万余

件となっており、電子申請が可能とされている行政手続に係る年間手続件数の総計10億4881万余件の99%以上を占めていた。さらに、棚卸結果における政府情報システムと年間手続件数との関係をみたところ、受付等を行う行政手続の年間手続件数の総計が100万件を超えるシステムにおいて、約8億件が受付等の対象とされており、電子申請が可能とされている行政手続に係る年間手続件数の総計の約8割を占めていた。

そこで、棚卸結果における上記の傾向を踏まえて、民間申請者が直接に国の行政機関等に対して行う電子申請が可能とされている行政手続の大部分を占める政府情報システムとして、電子申請等関係システムのうち、受付又は事務処理を行う手続に係る年間手続件数の総計が100万件を超える受付システム又は事務処理システムに該当する政府情報システム計19システム（マイナポータルを1システムとして計上している。）を対象として、30年度までの電子申請件数の状況等を基に利用状況等を確認した。

上記の19システムを所管府省等別に示すと、図表3-9のとおり、受付システムが7システム、事務処理システムが15システムとなっており、これらのうち、電子申請の受付及び事務処理の両方を行うシステムは3システムとなっている。

図表3-9 電子申請等関係システム一覧

(単位：手続、千円)

府省等名	システム名	システム形態		受付又は事務処理を行う手続数		支出済歳出額	
		受付	事務処理	受付	事務処理	平成30年度整備経費	30年度運用等経費
内閣府	マイナポータル	○		-		2,259,657	4,744,668
金融庁	金融庁電子申請・届出システム		○		76	1,490	58,710
総務省	電子政府の総合窓口システム (e-Gov)	○		4,176		1,641,726	394,059
法務省	登記・供託オンライン申請システム	○		12		-	1,748,450
	登記情報システム		○		6	6,235,800	16,156,573
	地図情報システム		○		2	356,685	3,743,260
	成年後見登記システム		○		2	10,169	240,262
	出入国管理システム		○		14	4,432,933	9,416,811
国税庁	国税電子申告・納税システム (e-Tax)	○	○	414	155	403,947	7,347,835
	国税総合管理システム (KSKシステム)		○			1,624,372	26,161,931
	国税総合管理システム (オープンシステム)		○		259	2,315,160	3,570,056
厚生労働省	労働保険適用徴収システム		○		11	706,760	2,831,049
	労働基準行政システム (労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)		○		327	3,195,779	9,475,578
	ハローワークシステム	○	○	1	78	19,566,133	38,183,645
	年金給付システム		○		148	7,706,695	28,225,130
	記録管理・基礎年金番号管理システム		○		132	16,466,214	44,035,559
特許庁	特許事務システム	○	○	432	432	14,903,210	15,817,179
国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	○		12		552,364	476,277
	自動車登録検査業務電子情報処理システム		○		12	751,357	2,967,868

注(1) マイナポータルに係る「平成30年度整備経費」及び「30年度運用等経費」は、情報提供等記録開示システム及びサービス検索・電子申請機能等システムに係る平成30年度の整備経費及び運用等経費をそれぞれ合計したものである。なお、マイナポータルは、各手続において、地方公共団体ごとに受付を行っているもの及び受付を行っていないものが混在していることから、受付手続数を記載していない。

注(2) 法務省が整備し運用している電子認証システムは、民間申請者が直接に国の行政機関等に対して行う手続の年間手続件数の総計が100万件を超える手続に係る事務処理システムに該当するが、当該手続は、自動的に電子で行われるなどする署名検証処理であるため、本件の検査対象から除いている。

注(3) 出入国管理システムは、申請を受け付ける機能を有しているが、受付を行う手続の年間手続件数の総計が100万件を超えないことから、受付システムとしては本件の対象に該当しないため、事務処理システムに位置付けている。

前記のとおり、棚卸結果において、年間手続件数が多い手続が民間申請者の行う手続の大部分を占めている傾向が見受けられることを踏まえて、前記の電子申請等関係システム19システムが受付又は事務処理の対象としている手続のうち、民間申請者が国の行政機関等に対して行う30年度の年間手続件数が1万件以上のもの263手続（年間手続件数が把握されていないものを除く。以下「対象手続」という。）について、電子申請等関係システム別の電子申請の利用状況を確認した。その結果、図表3-10のとおり、対象手続に係る30年度の年間手続件数の総計は5億8971万余件、このうち電子申請件数の計は2億5935万余件とな

っていて、電子申請件数を年間手続件数で除した率（以下「電子申請率」という。）は全体で43.9%となっており、電子申請等関係システム別の電子申請率は、0.0%から97.9%までと大きな差が見受けられた。

そこで、それぞれの電子申請等関係システムについて対象手続別の件数等を確認すると、電子申請件数については、登記・供託オンライン申請システムにより申請を受け付けて登記情報システム及び地図情報システムにより事務処理を行っている4手続に係る電子申請件数が1億7528万余件となっており、電子申請件数の総数2億5935万余件の67.5%を占める状況となっていた。そして、これらの4手続に係る電子申請率は77.9%と相対的に高くなっていた。一方、電子申請率が20%を下回る手続が163手続と対象手続の61.9%を占めており、電子申請件数が多い上記の4手続が全体の電子申請率を引き上げている状況となっていた。

図表3-10 電子申請等関係システム別の対象手続に係る電子申請率（平成30年度）

（単位：件、%、手続）

システム名		システム別の電子申請率			手続数	電子申請率別の手続数						
受付システム名	事務処理システム名	年間手続件数の総計(A)	うち電子申請件数(B)	電子申請率(B)/(A)		20%未満	うち1%未満		20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	80%以上
							20%未満	1%未満				
マイナポータル 注(1)	国税電子申告・納税システム(e-Tax)等	102,123,134	29,728,824	29.1	21	12	1	2	2	3	2	
電子政府の総合窓口システム(e-Gov)	金融庁電子申請・届出システム	970,917	950,836	97.9	4	2	0	0	0	0	2	
	労働保険適用徴収システム	2,993,210	248,716	8.3	9	9	1	0	0	0	0	
	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)	5,200,212	74,716	1.4	27	26	21	1	0	0	0	
	ハローワークシステム	38,793,289	5,210,858	13.4	29	26	15	3	0	0	0	
	年金給付システム	7,108,894	9	0.0	21	21	21	0	0	0	0	
登記・供託オンライン申請システム	記録管理・基礎年金番号管理システム	118,210,225	25,541,077	21.6	26	18	6	8	0	0	0	
	登記情報システム 地図情報システム 成年後見登記システム	224,771,929	175,282,886	77.9	4	0	0	1	2	0	1	
輸出入・港湾関連情報処理システム又は出入国管理システム	出入国管理システム	5,014,071	4,211,831	84.0	6	2	0	0	0	0	4	
国税電子申告・納税システム(e-Tax)		5,503,919	4,138,385	75.1	22	10	6	0	4	4	4	
国税電子申告・納税システム(e-Tax)	国税総合管理システム(KSKシステム)	80,677,446	26,343,097	32.6	46	19	6	9	7	4	7	
	国税総合管理システム(オープンシステム)	30,721,636	8,485,095	27.6	33	20	5	2	1	1	9	
ハローワークシステム		1,445,903	239,662	16.5	1	1	0	0	0	0	0	
特許事務システム		3,090,441	2,737,003	88.5	25	1	0	0	0	3	21	
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	自動車登録検査業務電子情報処理システム	63,511,400	5,875,638	9.2	8	6	4	2	0	0	0	
計	割合	589,714,709	259,359,108	43.9	263	163	85	26	14	12	48	
					100.0	61.9	32.3	9.8	5.3	4.5	18.2	

注(1) マイナポータルの外部サイト連携サービスである「もっとつながる」を利用して国税電子申告・納税システム(e-Tax)のウェブサイトに移行して電子申請を行うことが可能な21手続については、マイナポータルと国税電子申告・納税システム(e-Tax)の両方に年間手続件数等を記載している。このため、マイナポータルの欄に記載した年間手続件数等については計に含んでいない。

注(2) 出入国管理システムにより事務処理を行う手続の一部については、輸出入・港湾関連情報処理システムで受け付けているが、当該システムは政府出資株式会社が保有するシステムであり、政府情報システムには該当しない。

さらに、対象手続のうち、受付システムと事務処理システムの組合せ別に年間手続件数が多い上位各3手続について、電子申請の状況を確認したところ、図表3-11のとおり、最も電子申請件数の多い手続は、登記・供託オンライン申請システムにより申請を受け付けて登記情報システム及び地図情報システムにより事務処理を行っている「不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等」となっており、当該手続に係る30年度の電子申請件数は1億5421万余件と全体の電子申請件数の59.4%を占めていた。

また、上記の各3手続について、28年度から30年度までの推移をみると、電子申請率が若干ではあるものの年々おおむね上昇している傾向が見受けられた。

一方、手続によっては、30年度の電子申請率が10%を下回るなど、電子申請率が相対的に低いものが見受けられたほか、年金給付システムにより事務処理を行っている3手続については、うち1手続において28年度に2件の電子申請があったのみで、他は28年度から30年度までの毎年度いずれも0件となっていた。これについて、厚生労働省は、年金給付システムにより事務処理を行う手続においては、申請に必要な書類をあらかじめ年金受給者等に郵送しており、当該書類を用いた申請が行われていることなどにより、電子申請が低調であるとしている。

このように、各電子申請等関係システムの利用状況等については、特定の対象手続による電子申請件数が全体の電子申請件数の多数を占めていた。また、電子申請率の上昇傾向が見受けられた一方で、手続によっては、電子申請率が相対的に低いものがあったり、中にはほとんど電子申請が利用されていないものがあったりしていた。

図表3-11 電子申請等関係システム別の年間手続件数が多い上位各3手続に係る電子申請率
(平成28年度～30年度)

(単位：件、%)

システム名		手続名	平成28年度			29年度			30年度		
受付システム名	事務処理システム名		年間手続件数(A)	うち電子申請件数(B)	電子申請率(B)/(A)	年間手続件数(C)	うち電子申請件数(D)	電子申請率(D)/(C)	年間手続件数(E)	うち電子申請件数(F)	電子申請率(F)/(E)
マイナポータル	国税電子申告・納税システム(e-Tax)等	納付手続	44,080,000	2,900,000	6.5	44,400,000	3,300,000	7.4	45,140,000	4,020,000	8.9
		居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書	20,000,000	1,794,930	8.9	20,000,000	2,029,195	10.1	20,000,000	2,287,885	11.4
		国税申告手続(所得税申告)								19,100,000	11,472,798
電子政府の総合窓口システム(e-Gov)	金融庁電子申請・届出システム	日本損害保険協会・代申支社による損害保険代理店の登録、変更、廃業等又は役員・使用人の届出	586,186	586,184	99.9	541,771	541,771	100.0	552,905	552,903	99.9
		協会による生命保険募集人の登録、変更、廃業等の届出	404,092	404,092	100.0	438,268	438,268	100.0	396,063	396,038	99.9
		投資信託委託会社の運用報告書の届出	13,716	1,846	13.4	10,855	1,833	16.8	11,213	1,694	15.1
	労働保険適用徴収システム	概算保険料の申告(継続)	1,930,033	106,473	5.5	2,257,560	165,794	7.3	1,985,765	171,406	8.6
		労働保険関係成立届	368,945	21,958	5.9	480,546	35,339	7.3	350,135	36,438	10.4
		労働保険関係成立届名称所在地変更届	157,844	6,503	4.1	185,005	10,144	5.4	164,757	12,085	7.3
	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)	時間外労働・休日労働に関する協定届	1,507,843	4,776	0.3	1,623,025	5,262	0.3	1,678,583	16,115	0.9
	就業規則(変更)届	645,457	5,393	0.8	871,168	10,953	1.2	778,993	21,463	2.7	
	療養補償給付たる療養の給付の請求(業務災害)	532,200	0	-	549,508	3	0.0	575,659	2	0.0	
	ハローワークシステム	雇用保険被保険者資格取得届	10,063,666	1,199,590	11.9	10,243,670	1,575,219	15.3	10,139,356	2,043,221	20.1
雇用保険被保険者資格喪失届		6,928,879	1,175,103	16.9	7,090,648	1,558,920	21.9	7,315,053	2,080,262	28.4	
雇用保険被保険者個人番号変更届		558,316	24,170	4.3	741,723	110,377	14.8	5,096,596	654,819	12.8	
年金給付システム	国民年金・厚生年金保険未支給年金保険給付請求書(厚生年金保険)	1,369,611	2	0.0	1,382,976	0	-	1,423,488	0	-	
	国民年金・厚生年金保険・船員保険年金受給権者現況届(厚生年金保険)	1,455,131	0	-	1,403,253	0	-	1,333,649	0	-	
	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書(ハガキ形式)(厚生年金保険)	1,353,354	0	-	1,288,984	0	-	1,194,010	0	-	
記録管理・基礎年金番号管理システム	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届、船員保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	59,557,209	7,200,078	12.0	61,444,208	9,411,516	15.3	56,749,656	12,378,688	21.8	
	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	35,564,354	3,858,074	10.8	36,785,255	5,126,174	13.9	35,407,730	7,482,991	21.1	
	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、船員保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	7,484,972	1,198,817	16.0	7,464,833	1,478,286	19.8	7,435,124	1,933,877	26.0	

システム名		手続名	平成28年度			29年度			30年度		
受付システム名	事務処理システム名		年間手続件数 (A)	うち電子申請件数 (B)	電子申請率 (B)/(A)	年間手続件数 (C)	うち電子申請件数 (D)	電子申請率 (D)/(C)	年間手続件数 (E)	うち電子申請件数 (F)	電子申請率 (F)/(E)
登記・供託 オンライン 申請システム	登記情報システム 地図情報システム	不動産登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	170,259,971	132,433,072	77.7	173,559,718	137,080,413	78.9	176,348,305	154,219,025	87.4
		商業・法人登記に係る登記事項証明書等の交付請求等	35,987,585	12,825,491	35.6	36,265,818	13,838,443	38.1	36,720,751	14,531,406	39.5
		不動産登記の申請	10,644,963	4,659,490	43.7	10,287,327	5,032,804	48.9	10,110,795	5,667,159	56.0
	成年後見登記システム	後見登記等に関する証明書の交付申請	1,739,427	15,006	0.8	1,653,050	16,211	0.9	1,541,093	16,395	1.0
		後見登記等の申請	162,693	2,271	1.3	158,483	2,587	1.6	160,124	2,904	1.8
輸出入・港湾関連情報 処理システム又は出入 国管理システム	出入国管理システム	乗員上陸許可の申請	2,472,558	2,412,377	97.5	2,927,258	2,854,853	97.5	2,847,757	2,784,886	97.7
		所属機関による届出	508,538	37,399	7.3	591,195	48,260	8.1	665,261	69,081	10.3
		船舶の長による乗員名簿の提出等	572,590	572,010	99.8	572,601	571,734	99.8	583,409	581,771	99.7
国税電子申告・納税システム (e-Tax)		国税申告手続(消費税申告(法人))	1,972,716	1,524,073	77.2	1,992,088	1,624,911	81.5	2,004,662	1,655,396	82.5
		電子申請等証明書の交付請求	2,369,677	2,369,677	100.0	1,757,547	1,757,547	100.0	1,261,622	1,261,622	100.0
		国税申告手続(消費税申告(個人))	1,130,170	714,773	63.2	1,126,670	745,056	66.1	1,161,059	770,681	66.3
国税電子申告・納税システム (e-Tax)	国税総合管理システム (KSKシステム)	納付手続	44,080,000	2,900,000	6.5	44,400,000	3,300,000	7.4	45,140,000	4,020,000	8.9
		国税申告手続(所得税申告)	18,553,586	9,921,691	53.4	19,142,161	10,430,168	54.4	19,100,000	11,472,798	60.0
		電子申告・納税等開始(変更等)届出	2,989,854	2,968,857	99.2	7,358,303	7,316,619	99.4	6,849,682	6,790,648	99.1
	国税総合管理システム (オープンシステム)	居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書	20,000,000	1,794,930	8.9	20,000,000	2,029,195	10.1	20,000,000	2,287,885	11.4
		給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)	3,553,390	2,058,201	57.9	3,676,985	2,188,589	59.5	3,701,687	2,283,195	61.6
		居住者又は内国法人の報酬若しくは料金、契約金、賞金又は年金についての所得税徴収高計算書	1,500,000	123,174	8.2	1,500,000	145,297	9.6	1,500,000	174,816	11.6
ハローワークシステム		雇入れ/離職に係る外国人雇用状況届出	964,675	132,841	13.7	1,159,391	185,630	16.0	1,445,903	239,662	16.5
特許事務システム		特許料納付の申出	900,379	783,230	86.9	844,474	764,502	90.5	865,131	783,593	90.5
		手続補正書	356,159	313,602	88.0	341,784	302,004	88.3	336,604	298,069	88.5
		特許出願	275,724	254,449	92.2	270,035	249,847	92.5	265,223	245,524	92.5
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	自動車登録検査業務電子情報処理システム	自動車重量税の納付手続(印紙・現金)	24,675,936	不明	不明	23,665,068	不明	不明	21,612,270	1,054,233	4.8
		自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の継続検査	21,272,353			20,540,869	288,949	1.4	20,965,660	2,655,541	12.6
		移転登録	6,246,301			6,343,507	1,764	0.0	6,481,263	25,154	0.3

注(1) 対象手続には、年間手続件数及び電子申請件数について概数値で回答があったものが含まれる。

注(2) マイナポータルにより申請を受け付けている3手続については、従来、国税電子申告・納税システム(e-Tax)でのみ受付を行っていたが、「納付手続」及び「居住者の給与等、退職手当等及び弁護士等の報酬若しくは料金についての所得税徴収高計算書」は平成29年1月から、「国税申告手続(所得税申告)」は31年1月から、マイナポータルの「もっとつながる」を経由して申請を行うことも可能となっている。このため、マイナポータル及び国税電子申告・納税システム(e-Tax)の両方に年間手続件数及び電子申請件数を記載している。

注(3) 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにより申請を受け付けている「自動車重量税の納付手続(印紙・現金)」について、国土交通省は、平成29年10月以降の電子申請件数しか把握できなかったとしているため、28、29両年度の電子申請件数を記載していない。

注(4) 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムにより申請を受け付けている「自動車(検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。)の継続検査」及び「移転登録」の2手続については、平成29年度に電子申請による申請の受付を開始している。

c 各手続に共通する要素と電子申請率の状況

行政手続については、申請条件、頻度等の要素がそれぞれ異なる一方、電子完結（電子申請に際して、紙媒体による添付資料の提出及び対面を必要としないことをいう。以下同じ。）か否かなど、電子申請に際して各手続に共通する要素があることから、対象手続のうち、法令により電子申請による申請等のみが可能とされている10手続を除いた253手続について、電子申請に共通する要素別に電子申請率に与える影響を確認したところ、次のとおりとなっていた。

上記253手続のうち、棚卸結果において電子完結の状況が不明であった2手続を除く251手続について電子完結の状況別に、30年度の電子申請率を確認したところ、図表3-12のとおり、電子完結可能な188手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は106手続（188手続に対する割合56.3%）となっているのに対して、電子完結不能な63手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は55手続（63手続に対する割合87.3%）、そのうち、電子申請率が1%未満の手続は41手続（同65.0%）となっていて、電子完結不能な手続については電子申請率が相対的に低いものの割合が大きい状況となっていた。

図表3-12 電子完結の状況別の電子申請率の状況（平成30年度）

（単位：手続、%）

電子完結の状況		電子申請率別の手続数						計
		20%未満	うち 1%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上	
電子完結可能	手続	106	43	23	13	12	34	188
	割合	56.3	22.8	12.2	6.9	6.3	18.0	100.0
電子完結不能	手続	55	41	3	1	0	4	63
	割合	87.3	65.0	4.7	1.5	-	6.3	100.0
計	手続	161	84	26	14	12	38	251

（注）電子完結の状況については、棚卸結果を基に集計しているが、集計においては、棚卸結果において電子完結の状況が不明であった2手続を除いている。

他方、電子完結可能な手続でも電子申請率が低調なものがあり、この中には、電子申請を行う際に、金融機関の確認印を受けた書類等をスキャナ等を用いて電子データ化して提出する必要があるものが見受けられた。

また、前記の253手続について、添付資料（電子データによるものを含む。以下同じ。）の有無別に、30年度の電子申請率を確認したところ、図表3-13のと

おり、添付資料がない140手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は72手続（140手続に対する割合51.4%）となっているのに対して、添付資料がある113手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は91手続（113手続に対する割合80.5%）となっていた。そして、当該113手続のうち、電子申請率が1%未満の手続は58手続（同51.3%）となっており、添付資料のある手続については電子申請率が相対的に低いものの割合が大きい状況となっていた。

図表3-13 添付資料の有無別の電子申請率の状況（平成30年度）

（単位：手続、%）

添付資料の有無		電子申請率別の手続数						計
		20%未満	うち 1%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上	
添付資料なし	手続	72	27	18	9	9	32	140
	割合	51.4	19.2	12.8	6.4	6.4	22.8	100.0
添付資料あり	手続	91	58	8	5	3	6	113
	割合	80.5	51.3	7.0	4.4	2.6	5.3	100.0
計	手続	163	85	26	14	12	38	253

さらに、図表3-12の251手続について、電子完結の状況と添付資料の有無を組み合わせて電子申請率に与える影響を確認したところ、図表3-14のとおり、電子完結可能であり、かつ、添付資料がない137手続については、電子申請率が20%未満の手続が69手続（137手続に対する割合50.3%）、このうち電子申請率が1%未満の手続は26手続（同18.9%）となっていた。これに対して、電子完結不能な手続は、そのほとんどが添付資料があるものとなっており、これに該当する62手続のうち、電子申請率が20%未満の手続が54手続（62手続に対する割合87.0%）、このうち電子申請率が1%未満の手続は41手続（同66.1%）となっていた。

このように、電子完結可能であり、かつ、添付資料がない手続については、電子申請率が相対的に高いものの割合が大きい状況となっていた。

図表3-14 電子完結の状況及び添付資料の有無別の電子申請率の状況（平成30年度）

（単位：手続、％）

電子完結の状況及び添付資料の有無			電子申請率別の手続数						計
			20%未満	うち 1%未満	20%以上 40%未満	40%以上 60%未満	60%以上 80%未満	80%以上	
電子完結可能	添付資料なし	手続	69	26	18	9	9	32	137
		割合	50.3	18.9	13.1	6.5	6.5	23.3	100.0
	添付資料あり	手続	37	17	5	4	3	2	51
		割合	72.5	33.3	9.8	7.8	5.8	3.9	100.0
電子完結不能	添付資料なし	手続	1	0	0	0	0	0	1
		割合	100.0	-	-	-	-	-	100.0
	添付資料あり	手続	54	41	3	1	0	4	62
		割合	87.0	66.1	4.8	1.6	-	6.4	100.0
計		手続	161	84	26	14	12	38	251

（注） 電子完結の状況については、棚卸結果を基に集計しているが、集計においては、棚卸結果において電子完結の状況が不明であった2手続を除いている。

d 電子申請等関係システムにおける外部連携機能等の利活用の状況と電子申請率の状況

電子申請等関係システムのうち受付機能を有するものの利便性の向上については、「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年4月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、民間事業者を含む幅広い者がソフトウェア開発を行えるように、受付システムの仕様を開示し、又は外部連携機能の開発を行うこととされていた。そして、30年1月に決定されたデジタル・ガバメント実行計画においても、民間申請者等にとって利便性の高い形で外部連携機能を公開することが必要であるとされている。

そこで、前記の電子申請等関係システム19システムのうち、受付システムについて30年度末時点における外部連携機能の整備状況及び外部連携機能による電子申請の受付状況をみところ、図表3-15のとおり、外部連携機能については、電子政府の総合窓口システム（以下「e-Gov」という。）、登記・供託オンライン申請システム、国税電子申告・納税システム（以下「e-Tax」という。）及び自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムの計4受付システムにおいて整備されていた。このうち、外部連携機能を利用した電子申請の受付件数について把握しているe-Gov、登記・供託オンライン申請システム及び自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムをみると、28年度から30年度までにかけて、外部連携機能を利用した電子申請の受付件数は増加していた。ま

た、受付を行う電子申請が全て外部連携機能によるものである登記・供託オンライン申請システムを除き、外部連携機能による電子申請の受付件数の増加は、全体の電子申請の受付件数の増加分の大半又はほぼ全てを占めていた。

図表3-15 外部連携機能の整備状況及び外部連携機能を利用した電子申請の受付状況（平成28年度～30年度）

(単位：件)

システム名	システム形態		平成30年度末時点の外部連携機能	30年度の仕様の一般公開	電子申請の受付件数						28年度から30年度までの増加件数	
	受付	事務処理			28年度		29年度		30年度		電子申請の受付件数 (E)-(A)	うち外部連携機能によるもの (F)-(B)
					電子申請の受付件数 (A)	うち外部連携機能によるもの (B)	電子申請の受付件数 (C)	うち外部連携機能によるもの (D)	電子申請の受付件数 (E)	うち外部連携機能によるもの (F)		
マイナポータル	○											
e-Gov	○		○	○	6,474,041	4,644,062	8,587,892	6,374,245	11,351,168	8,569,573	4,877,127	3,925,511
登記・供託オンライン申請システム	○		○	△	151,443,637	151,443,637	157,502,826	157,502,826	176,093,931	176,093,931	24,650,294	24,650,294
e-Tax	○	○	○	○	31,259,651		37,217,803		40,630,950		9,371,299	
ハローワークシステム	○	○										
特許事務システム	○	○										
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	○		○	△	931,838	931,835	1,235,633	1,235,182	3,769,369	3,768,437	2,837,531	2,836,602

- 注(1) 民間申請者は、外部連携機能等を利用して複数の手続に係る電子申請のデータを一括して送信することなどが可能であり、この場合、受付システムは電子申請のデータを1件として受け付けるなどしている。このため、各システムの電子申請の受付件数は、受け付けた手続別の電子申請件数の総数とは一致しない。
- 注(2) マイナポータルについては、各府省等へ申請・届出を行う手続に係る外部連携機能を対象としている。
- 注(3) e-Govの外部連携機能による件数には、手続のオンライン利用を行うに当たって企業等が保有するデータの利用を容易にする一括申請機能による申請分を含んでいる。
- 注(4) 外部連携機能の仕様については、e-Gov及びe-Taxがウェブサイト上にて一般公開している一方、登記・供託オンライン申請システムについては、法務省と機密保持の誓約を取り交わした開発業者に対して仕様書を貸与することとしており、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムについては、申出があった者に対して仕様を開示することとしている。
- 注(5) 自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムについては、民間団体が整備したソフトウェアから、外部連携機能を利用した申請が可能となっている。

さらに、前記253手続のうち、外部連携機能が整備されている上記の4受付システムにより受付を行っている221手続について、事務処理システムを所管する行政機関に対して、外部連携機能が利用可能な手続を確認したところ、142手続となっていた。

そして、上記の142手続について、電子申請等関係システム別に、30年度の電子申請率を確認したところ、図表3-16のとおり、電子申請率が80%以上の手続が11手続（142手続に対する割合7.7%）となっていた一方、電子申請率が20%未満の手続が83手続（同58.4%）、このうち電子申請率が1%未満の手続が25手続（同17.6%）となっていた。

図表3-16 電子申請等関係システム別の外部連携機能が利用可能な手続の状況（平成30年度）

（単位：手続、％）

システム名		対象手続数	外部連携機能対象の手続数	電子申請率別の手続数					
受付システム名	事務処理システム名			20%未満	うち1%未満	20%以上40%未満	40%以上60%未満	60%以上80%未満	80%以上
e-Gov	金融庁電子申請・届出システム	4	0	0	0	0	0	0	0
	労働保険適用徴収システム	9	9	9	1	0	0	0	0
	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)	27	0	0	0	0	0	0	0
	ハローワークシステム	29	13	10	3	3	0	0	0
	年金給付システム	21	0	0	0	0	0	0	0
	記録管理・基礎年金番号管理システム	26	15	7	0	8	0	0	0
登記・供託オンライン申請システム	登記情報システム 地図情報システム	4	4	0	0	1	2	0	1
	成年後見登記システム	2	2	2	0	0	0	0	0
e-Tax		21	21	10	6	0	4	4	3
e-Tax	国税総合管理システム（KSKシステム）	46	46	19	6	9	7	4	7
	国税総合管理システム（オープンシステム）	24	24	20	5	2	1	1	0
自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	自動車登録検査業務電子情報処理システム	8	8	6	4	2	0	0	0
計		221	142	83	25	25	14	9	11
	割合		100.0	58.4	17.6	17.6	9.8	6.3	7.7

そこで、前記の142手続について、受付システム及び事務処理システムを所管する行政機関において外部連携機能を利用した電子申請件数が把握されている手続を確認したところ、登記・供託オンライン申請システムで受け付けている6手続及び自動車保有関係手続のワンストップサービスシステムで受け付けている手続のうち7手続の計13手続（142手続に対する割合9.1%）のみとなっており、外部連携機能の利用状況を確認することができない手続が多く見受けられた。

このように、外部連携機能については、整備されている受付システムに対して行われる電子申請の多くに利用されていた一方、外部連携機能が利用できる手続の大半は、外部連携機能を利用した電子申請件数が把握されておらず、外部連携機能を整備した効果を確認することができない状況となっていた。

また、受付システムにおけるスマートフォン専用画面の整備状況について確認したところ、30年度末までに整備が行われていたものは、マイナポータル及

びe-Taxのみとなっていた。なお、令和元年12月に改正されたデジタル・ガバメント実行計画においては、行政手続の更なる利便性の向上に係るシステム整備の一環として、スマートフォンやタブレットを利用したオンライン手続における利便性向上のために、スマートフォン専用画面の整備等を行うこととなっている。

前記のとおり、電子申請においては、電子完結不能な手続及び添付資料がある手続について電子申請率が相対的に低いものの割合が大きく、また、外部連携機能を利用した電子申請件数が把握されておらず、外部連携機能を整備した効果を確認することができない手続が多い状況となっていた。

したがって、各府省等においては、電子申請の在り方について利用状況を踏まえて検討した上で、電子申請等関係システムの利活用促進及び利便性向上の観点から、行政手続の見直しなどの際に、電子完結が可能となる仕組みの整備、添付資料の見直しなどの検討を行うとともに、外部連携機能を整備した効果を確認できるようにするなどして、電子申請率の向上等を図るための方策を検討することが必要である。

(イ) 受付システムの多重化と事務処理の状況

受付システムについては、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」（平成17年8月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、e-Govに各府省の電子申請を一元的に受け付けるための窓口システムを整備し、各府省は、原則として、平成18年度までに当該窓口システムを利用して申請を受け付けるための電子申請システムの見直しを実施するなどとされた。これを受けて、多くの府省等においては、所管する行政手続の受付についてe-Govを用いて行うこととしている。

一方、マイナポータルについては、29年7月に、地方公共団体の所管する行政手続を電子申請の対象とした子育てワンストップサービス等が開始されたほか、

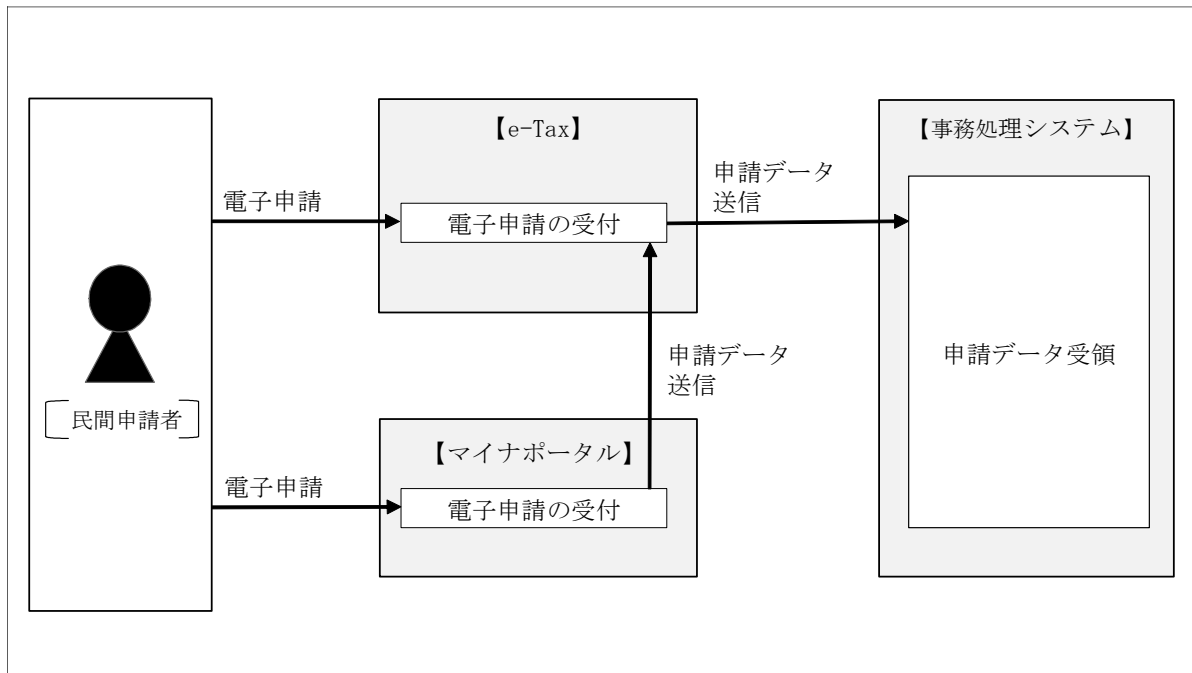
「未来投資戦略2018」（平成30年6月閣議決定）において、「世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行う」などとされていることを受けて、令和2年1月に国の行政機関等の所管する手続も電子申請の対象とした法人設立ワンストップサービスが開始されている。法人設立ワンストップサービスの開始により、法人設立時に必要な国税関係手続等の同一

の行政手続に係る受付システムとして、既存のe-Gov又はe-Taxとマイナポータル（以下、これらを合わせて「3受付システム」という。）が併存して受付システムが多重化することとなったため、3受付システムの利用状況、事務処理システムとの連携状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

法人設立ワンストップサービスで受付が開始された手続のうち、国の行政機関等が所管する計19手続（2年1月時点）については、3受付システムにより申請を受け付けて、労働保険適用徴収システム、記録管理・基礎年金番号管理システム、ハローワークシステム、e-Tax及び国税総合管理システム（K S Kシステム）の5事務処理システムにより事務処理を行っていた。

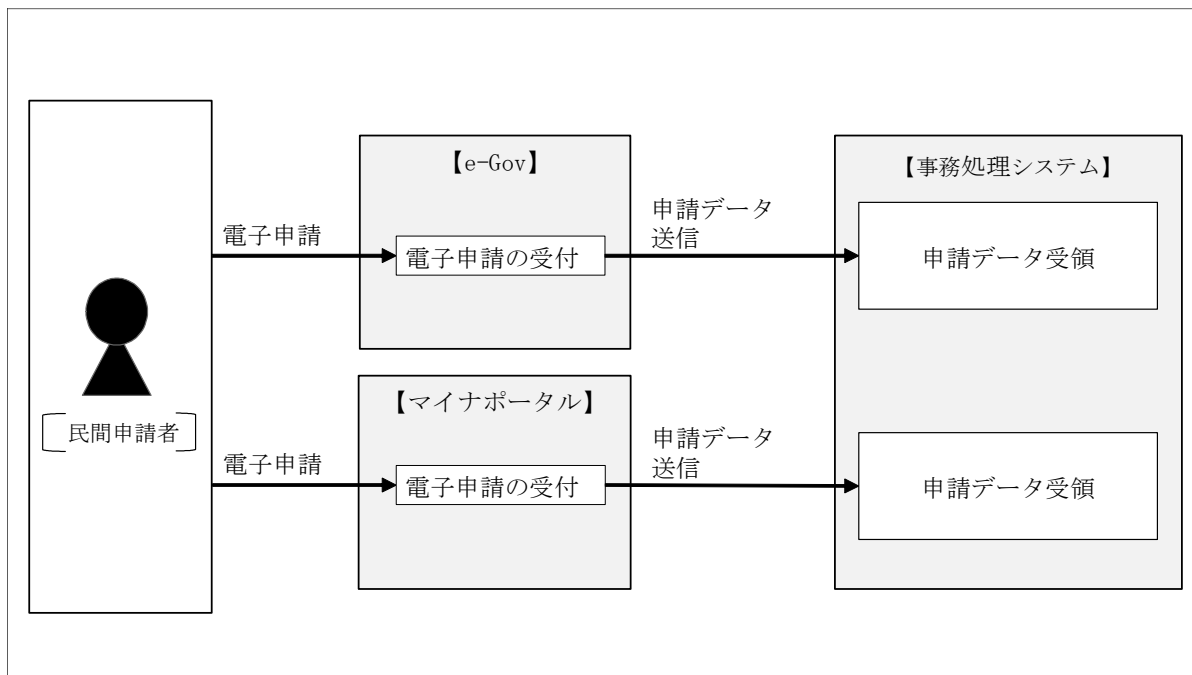
そこで、上記の5事務処理システムにおける受付システムの多重化への対応状況について確認したところ、e-Tax及び国税総合管理システム（K S Kシステム）については、受付システムとしてe-Taxとマイナポータルが併存しているが、図表3-17のとおり、マイナポータルで行われた申請についても、e-Taxに電子申請のデータを送信することにより、e-Taxにおける既存の受領機能を利用して電子申請のデータを受領していた。一方、労働保険適用徴収システム、記録管理・基礎年金番号管理システム及びハローワークシステム（以下「3事務処理システム」という。）については、受付システムとしてe-Govとマイナポータルが併存していて、図表3-18のとおり、e-Govで行われた電子申請のデータを受領する既存の機能のほかに、マイナポータルで行われた電子申請のデータを受領する機能が整備されており、電子申請のデータを受領するための機能が重複している事態が見受けられた。

図表3-17 事務処理システムの受領機能が重複していない場合における電子申請のデータの
流れ（e-Tax、国税総合管理システム（K S Kシステム））



(注) 法人設立ワンストップサービスによる受付が開始された一部手続については、e-Taxにより事務処理を行っている。

図表3-18 事務処理システムの受領機能が重複している場合における電子申請のデータの
流れ（労働保険適用徴収システム、記録管理・基礎年金番号管理システム、ハローワークシステム）



3事務処理システムは、2年1月の法人設立ワンストップサービスの開始に伴い、新たにマイナポータルから電子申請のデータを受領する必要が生じたことから、

既存のe-Govに加え、新たにマイナポータルから直接に電子申請のデータを受領するための改修をそれぞれ実施していた。

このうち、ハローワークシステムについては、同システムの更改も同年1月に予定されていたことから、更改にマイナポータルとの本格的なシステム連携に係る内容も取り込むことは難しいとして、本格的なシステム連携は、システム更改後の同年11月に開始することとし、契約金額11億2146万余円で改修を行っていた。そして、法人設立ワンストップサービスが開始された同年1月から10月末までの間は、マイナポータルから受領した電子申請データについては、一旦職員が紙に出力し、紙に記載された申請データをスキャナで読み込むことによってハローワークシステムに取り込み、事務処理を行っていた。そして、事務処理が終わった後に民間申請者に送付する公文書等については、職員が、ハローワークシステムから出力したデータをマイナポータルに手動でアップロードしていた。また、上記の間に申請内容に疑義が生じた場合等に民間申請者へ差戻しを行う機能については、受付システムがe-Govの場合は、職員がe-Govを経由して、民間申請者に確認する機能を利用することが可能であったが、受付システムがマイナポータルの場合には同様の機能を利用することができず、電話等によって申請内容の修正を求めるなどしなければならない状況となっていた。

このように、ハローワークシステムにおいては、民間申請者からの電子申請を受け付ける受付システムとして、既存のe-Govに加えて、別途マイナポータルと連携した結果、e-Govで利用することができた機能がマイナポータルでは利用することができないなどの状況となっており、行政側の業務が複雑化していた。

上記の状況について、総務省は、法人設立ワンストップサービスが2年1月に開始される方針であったのに対して、e-Govの更改時期を同年10月に予定していたことから、投資対効果の観点から、e-Govにおいて法人設立ワンストップサービスを整備することは困難であったとしている。

このように、受付システムの多重化は、申請者の利便性を向上させる効果が生じる可能性がある一方で、事務処理システムにおける業務の複雑化を招くおそれがある。

そして、政府は、前記法人設立ワンストップサービスのほかにも、同様のワンストップサービスを実現するなどとしており、今後も、同一の行政手続に係る受

付システムが複数構築されることが想定される。

したがって、受付システムを整備し運用する府省等は、受付システムの多重化によって、関係する事務処理システムにおける業務の複雑化を招かないように、あらかじめ受付システムと事務処理システムとの連携方法を十分に検討することが重要である。

(ウ) 電子調達等関係システムの利用状況

前記のとおり、政府は、電子調達等関係システムを整備するなどして電子入札や電子契約を導入する取組を実施してきている。そして、各府省等における入札及び契約の電子化の状況等をみたところ、次のとおりとなっていた。

a 入札の電子化の状況

通常の商品及び役務の調達並びに公共事業の調達のうち商品及び役務の調達と同様の手順を経て行われるものについては、調達業務の業務・システム最適化計画に基づき、各府省等が個々に整備し運用していた既存の電子入札システムを廃止し、総務省が整備する電子調達システム（以下「G E P S」という。）に順次移行して電子入札が実施されている。

一方、①防衛装備品等の特殊な物品等の調達、②発注を行う府省等が独自に技術上の審査等を行う公共事業の調達は、上記の最適化計画における調達業務に含まれていないことから、各府省等が自ら電子入札を実施するためのシステムを整備し運用しており、自衛隊の装備品等の調達については防衛装備庁が、公共事業の調達については文部科学省及び国土交通省が、それぞれ電子入札を実施するためのシステムを整備し運用している。

平成28年度から30年度までの入札の電子化の状況をみると、図表3-19のとおり、競争入札による契約件数全体に対する電子入札が可能である調達案件の割合は、商品及び役務の調達手続、公共事業の調達手続共に70%台後半から80%台半ばとなっていた。

また、28年度から30年度までの入札の電子化の実績について18年報告で記述している15年度から17年度までの実績と比較すると、電子入札が可能である調達案件の件数及び競争入札による契約件数に対する電子入札が可能である調達案件の件数の割合は、いずれも相当増加していた。

図表3-19 入札の電子化の状況（平成28年度～30年度）

（単位：件、％）

年度	物品及び役務			公共事業		
	競争入札による契約件数 (A)	左のうち電子入札が可能である件数 (B)	電子入札が可能である件数の割合 (B/A)	競争入札による契約件数 (C)	左のうち電子入札が可能である件数 (D)	電子入札が可能である件数の割合 (D/C)
平成28年度	13,628	10,285	75.4	603	477	79.1
29年度	13,583	10,496	77.2	517	441	85.2
30年度	13,318	10,034	75.3	538	416	77.3
計	40,529	30,815	76.0	1,658	1,334	80.4

（参考：18年報告）

15年度	2,577	129	5.0	649	132	20.3
16年度	3,531	1,299	36.7	513	143	27.8
17年度(9月まで)	2,264	1,234	54.5	197	81	41.1

注(1) 総務省が各府省等を対象として実施している調達手続の電子化の状況に係る調査を基に、検査の対象とした30省庁から平成31年4月に設置された出入国在留管理庁を除いた29省庁の内部部局における件数を集計して会計検査院が作成した。

注(2) 参考として示した18年報告における件数には、随意契約に係る調達案件のうち、システムを利用して電子的に見積等を徴したものが含まれている。

30年度に運用されていた電子調達等関係システムについて、各府省等の内部部局における利用状況をみたところ、大部分の府省等において電子入札が実施されていた（別図表3-4参照）。

電子調達等関係システムにより電子入札等を実施することができる調達案件の総数に対する、実際に電子入札等が実施されたものの割合を確認したところ、図表3-20のとおり、文部科学省電子入札システム及び国土交通省の電子入札システムではそれぞれ95%以上となっており、防衛装備庁の中央調達システムでは69.4%、G E P Sでは53.2%となっていた。

なお、18年報告で記述している、17年4月から9月までの間の上記の割合は、物品及び役務では32.6%、公共事業では88.8%となっていた。

図表3-20 電子調達等関係システム別の入札等の電子化の状況（平成30年度）

（単位：件、％）

システム名	担当府省	調達の対象	電子入札等が可能な調達案件数 (A)	左のうち電子入札等があった調達案件数 (B)	電子化率 (B/A)
G E P S	総務省	物品及び役務	35,222	18,749	53.2
文部科学省電子入札システム	文部科学省	公共事業	2,143 (21)	2,047 (21)	95.5 (100)
電子入札システム	国土交通省	公共事業	22,518	22,500	99.9
中央調達システム	防衛装備庁	防衛装備品等	5,426	3,766	69.4

（参考：18年報告）

電子入札の利用状況 (物品及び役務)	15年度	129	37	28.6
	16年度	1,299	408	31.4
	17年度（9月まで）	1,234	403	32.6
電子入札の利用状況 (公共事業)	15年度	132	104	78.7
	16年度	143	123	86.0
	17年度（9月まで）	81	72	88.8

注(1) 件数は、平成30年度における各システムの利用実績の全体数であり、内部部局以外における数を含んでいる。

注(2) 「電子入札等が可能な調達案件数」は、電子入札を実施することができる競争入札に係る調達案件及びシステムにより見積書を提出することができる随意契約に係る調達案件の数であり、実際の入札等が全て紙によるものであったものを含んでいる。

注(3) G E P S の調達の対象には、物品及び役務の調達と同様の手順を経る公共事業の調達を含んでいる。

注(4) 文部科学省電子入札システムは国立大学法人等の国以外の機関も利用しており、各件数には国以外の機関の利用に係るものを含んでいる。括弧書きは国の機関の利用に係る件数及び電子化率であり、件数は内数である。

注(5) 参考として示した18年報告における電子入札の利用状況は、各府省等が個別に整備していたシステムによる競争契約等の電子入札等の利用状況を合計したものである。

b 契約の電子化の状況

各府省等における28年度から30年度までの契約の電子化の状況をみると、図表3-21のとおり、電子契約の締結件数は増加傾向にあったものの、契約締結件数全体に対する電子契約の割合は1%未満にとどまっていた。

図表3-21 契約の電子化の状況（平成28年度～30年度）

（単位：件、％）

年度	契約締結件数 (A)	左のうち電子契約の件数 (B)	電子契約の割合 (B/A)
平成28年度	27,983	102	0.3
29年度	27,395	152	0.5
30年度	27,567	213	0.7
計	82,945	467	0.5

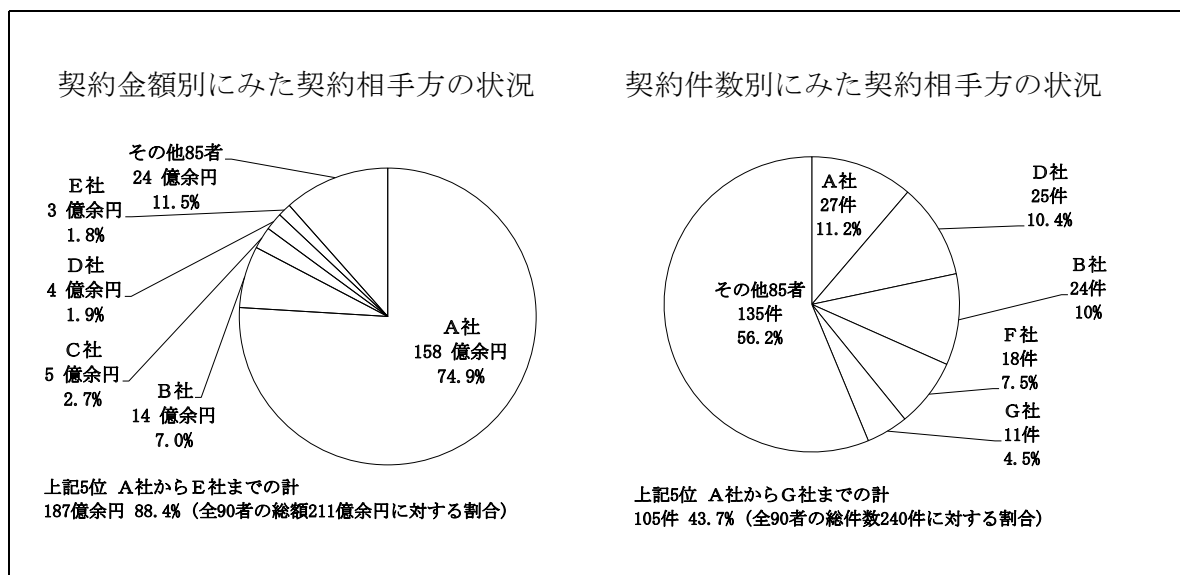
注(1) 総務省が各府省等を対象として実施している調達手続の電子化の状況に係る調査を基に、検査の対象とした30省庁から平成31年4月に設置された出入国在留管理庁を除いた29省庁の内部部局における件数を集計して会計検査院が作成した。

注(2) 契約締結件数欄の件数は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月財計第2017号）の「3 契約に係る情報の公表」に基づき公表された競争入札に係る契約及び随意契約の件数を集計したものである。

また、30年度に運用されていた電子調達等関係システムのうち、電子契約を締結するために各府省等の内部部局において利用されていたものはG E P Sのみであった。G E P Sは電子入札と電子契約の両方を実施することができるシステムであり、電子入札を実施する際と同様の方法によりG E P Sにログインして電子契約を締結することができるようになっているものの、各府省等の内部部局におけるG E P Sによる電子契約の利用状況をみたところ、G E P Sによる電子契約を締結していたのは、総務省、財務省、国税庁、経済産業省及び環境省の計5省庁にとどまっていた。

さらに、各府省等の内部部局以外の利用に係るものを含めた、30年度におけるG E P Sによる電子契約の締結件数は計240件となっており、その契約の相手方は90者となっていた。そして、これら90者の状況を契約金額別及び契約件数別にみたところ、図表3-22のとおり、契約金額別では、上位5者が契約金額全体の88.4%を占めており、契約件数別では、上位5者が契約件数全体の43.7%を占めていた。このように、G E P Sによる電子契約は一部の事業者との間の契約で利用されるにとどまっており、多くの事業者に普及しているとはいえない状況となっていた。

図表3-22 G E P Sによる電子契約の相手方の状況（平成30年度）



そして、G E P Sによる電子契約の利用が低調となっている理由について、総務省が令和元年度に各府省等から当該利用が進まない理由等を聴取した結果を確認したところ、「利用しようと考えたことがない」「電子契約を実施する

ことによる官側・民側のメリットが分からない」などといったシステムの操作性以前の理由が挙げられていた。また、各府省等からは、「電子契約を利用した事例を紹介してほしい」「電子契約を普及させていくためにはメリットを明確にして利用促進を図る必要がある」などの要望や意見が挙げられていた。

また、各府省等との取引において民間事業者等が電子契約を締結しない理由等について、各府省等の内部部局の調達担当者が民間事業者等に対して聴取するなどした内容を確認したところ、「紙の方が契約書を管理しやすい」「組織内のルールにより紙の契約書を作成する必要がある」などの理由が挙げられていた。一方、各府省等との取引において電子契約を利用したことのある民間事業者等に対して、各府省等の内部部局の調達担当者が、電子契約を利用して感じたメリットについて聴取するなどした内容を確認したところ、「発注機関に赴く移動時間・経費の削減につながった」「契約書の印刷、押印、相手方への送付等の手間がなくなり業務量の削減につながった」などといった点が挙げられていた。

なお、国土交通省は、電子契約システム（工事・業務）の運用を元年8月に開始している。元年度中の同システムの利用状況を確認したところ、同省のほか、内閣府、農林水産省及び防衛省のそれぞれの地方支分部局が利用しており、電子契約の締結件数は計1,926件となっていた。

令和2年基本計画によれば、行政機関等の内部手続についての押印、書面提出等の見直しを進めることとされており、契約書については電子的手段の利活用促進を図ることとされている。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月閣議決定）によれば、行政機関等の内部手続について書面、押印及び対面の見直しを行い、内閣官房がその結果についてフォローアップを行うこととされている。

令和2年基本計画等の趣旨を踏まえると、G E P Sによる電子契約についても、今後、利用促進に向けた取組を行う必要があるが、取組の実施に当たっては、G E P Sにより電子契約を締結することによる利便性等について認知度を高めることなどが課題になると考えられる。

したがって、総務省は、内閣官房や内閣府等と連携した上でG E P Sによる電子契約の利用促進に向けた課題を整理し、各府省等が行う調達について、利便性に配慮した上で可能なものから順次電子契約を利用するよう、各府省等及び民間

事業者等に対する周知、啓発等に努めることが必要である。

ウ 政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム

各府省が共通的に利用する政府情報システムについては、前記の電子政府構築計画に基づき、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO連絡会議」という。）において策定された最適化計画により整備が進められてきており、^(注28)人給システム、旅費等システム等が府省共通システムとして整備され、運用されている。

デジタル・ガバメント実行計画によれば、政府は、府省共通システムの安定的運用を行うとともに、各府省において、府省共通システムを最大限活用した業務効率化及び業務改革を推進することとされており、特に、人事・給与関係の業務・システム改革や、旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務に係るシステムの運用改善等に取り組むとともに、利用者のシステム利用における負担軽減・生産性向上を目指すなどとされている。

また、「電子決裁移行加速化方針」（平成30年7月デジタル・ガバメント閣僚会議決定）によれば、電子決裁への移行により、迅速・正確な業務処理や行政文書の確実な保存・管理が図られるよう、各府省は、業務プロセス全体の電子化の中で電子決裁を行うことについて検討し、推進することとされている。そして、総務省は、各府省に提供している文書管理システムの処理能力の向上や使い勝手の向上に計画的に取り組むほか、各府省における電子決裁への移行の進捗状況の継続的な把握及び業務改革を推進する立場からの各府省の取組への支援を行うこととされている。

そこで、各府省が共通的に利用する政府情報システムのうち、最適化計画の実施後においても、特に個別の取組が求められている人給システム、文書管理システム及び旅費等システム（以下、これらを合わせて「3共通システム」という。）について、各府省等の参加状況をみたところ、図表3-23のとおり、2年2月末時点において3共通システムのいずれかの利用に参加しているのは30省庁（当該システムの担当府省を含む。）であり、人給システムには25省庁、文書管理システムには29省庁、旅費等システムには29省庁が参加していた。

(注28) 府省共通システム 令和元年12月のデジタル・ガバメント実行計画の改定により、政府全体で共通的に利用するシステム、基盤、機能等として「デジタルインフラ」に位置付けられているもの。これについては、今後も引き続き、整備に取り組み、横断的かつ業務改革を意識したサービス視点での整備・運用を、効果的かつ効率的に実現することとされている。

図表3-23 3共通システムのいずれかの利用に参加している各府省等の参加状況（令和2年2月末時点）

番号	参加府省名	参加状況（「○」が参加、「－」が不参加）			参加していない理由
		人給システム	文書管理システム	旅費等システム	
1	内閣官房	○	○	○	
2	内閣法制局	○	○	○	
3	人事院	○	○	○	
4	内閣府	○	○	○	
5	宮内庁	○	○	○	
6	公正取引委員会	○	○	○	
7	警察庁	－	－	○	人給システム：政府共通ネットワークへの接続の制約等で、集中管理に参加することが費用対効果の観点から効率化に資さないことから、最適化計画に基づいて人事院が開発したソフトウェアを利用しているため 文書管理システム：専用の庁内情報ネットワークシステムを利用しているため
8	個人情報保護委員会	○	○	○	
9	金融庁	○	○	○	
10	消費者庁	○	○	○	
11	復興庁	－	○	－	人給システム：時限組織であること、非常勤職員が多数であることから、導入が合理化につながらず費用対効果が少ないため 旅費等システム：もともと時限組織であったことから、府省共通システムの連携が想定されていなかったため
12	総務省	○	○	○	
13	消防庁	○	○	○	
14	法務省	○	○	○	
15	出入国在留管理庁	○	○	○	
16	外務省	－	○	○	人給システム：外務省に固有の業務に係る機能について、人給システムへの実装が困難であるため、IT総合戦略室、人事院及び外務省が協議の上、政府CIO承認の下、人給システムの導入を見送ることとした。
17	財務省	○	○	○	
18	国税庁	○	○	○	
19	文部科学省	○	○	○	
20	文化庁	○	○	○	
21	厚生労働省	○	○	○	
22	農林水産省	○	○	○	
23	経済産業省	○	○	○	
24	特許庁	○	○	○	
25	国土交通省	○	○	○	
26	気象庁	○	○	○	
27	環境省	○	○	○	
28	原子力規制委員会	○	○	○	
29	防衛省	－	○	○	人給システム：防衛省では、府省共通の情報通信ネットワークの利用に係る制限及び人事管理における特殊事情があることから、最適化計画等の内容を踏まえつつ、防衛省で独自にシステムを整備し運用することとしている。
30	防衛装備庁	－	○	○	上記と同様
	計	25	29	29	

（注）上記の参加府省のほか、衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所及び会計検査院において、3共通システムの全部又は一部を利用している場合がある。

そして、参加府省等における3共通システムの利用状況等を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(ア) 3共通システムに係る運用開始時期等の状況

各府省における3共通システムの運用開始予定時期等は、CIO連絡会議において策定された最適化計画等に基づき定められており、各府省の運用開始予定時期等が定められた計画等によれば、人給システムは平成22年度から29年度にかけて、文書管理システムは20年度から24年度にかけて、旅費等システムは26年度及び27年度に、それぞれ各府省において運用を開始することとなっていた。これに対して、各府省等が実際に運用を開始した時期をみると、図表3-24のとおり、人給システムは21省庁、文書管理システムは9省庁、「旅費及び謝金・諸手当システム」(旅費等システムの一部。以下同じ。)は27省庁、物品管理システム(旅費等システムの一部。以下同じ。)は個人情報保護委員会において、それぞれ運用開始時期が計画より遅延していた。

- (注29) 21省庁 内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、環境省
- (注30) 9省庁 人事院、宮内庁、消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、環境省、防衛省。
なお、9省庁には、「平成21年度文書管理業務の業務・システム最適化実施評価報告書」(平成22年8月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)及び「平成22年度文書管理業務の業務・システム最適化実施評価報告書」(平成23年9月各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において運用開始時期が遅延したと評価されていない省庁も含まれている。
- (注31) 27省庁 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、特許庁、国土交通省、気象庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

図表3-24 3共通システムに係る運用開始時期の遅延の状況

(単位：省庁)

担当府省名	システム名		参加府省の数	運用開始時期の遅延の状況						遅延した省庁数の計
				遅延なし	1か月以上、6か月未満	6か月以上、1年未満	1年以上、3年未満	3年以上、5年未満	5年以上	
人事院	人給システム 注(1)		25	4	1	2	5	2	11	21
総務省	文書管理システム 注(2)		29	20	4	2	2	1	0	9
経済産業省	旅費等システム 注(3)	旅費及び謝金・諸手当システム	29	2	21	6	0	0	0	27
		物品管理システム 注(4)	29	28	0	0	1	0	0	1

注(1) 平成21年8月改定の最適化計画等に基づき各府省が移行計画書等で定めていた当初の運用開始予定時期等に対する実際の運用開始時期を基に、会計検査院が担当府省及び参加府省に対して行った確認結果も踏まえて遅延の状況を把握している。

注(2) 平成23年9月改定の最適化計画に基づき最適化工程表で定めていた運用開始予定時期に対する実際の運用開始時期を基に、会計検査院が担当府省及び参加府省に対して行った確認結果も踏まえて遅延の状況を把握している。

注(3) 平成24年1月改定の最適化計画に基づき最適化計画工程表で定めていた運用開始予定時期に対する実際の運用開始時期を基に、会計検査院が担当府省及び参加府省に対して行った確認結果も踏まえて遅延の状況を把握している。

注(4) 担当府省である経済産業省及び運用開始時期が遅延していた参加府省に対して遅延した理由について確認したが、当時の経緯を示す資料が残存していなかったことから、理由は不明であるとしている。

注(5) 運用開始時期は、本府省の運用開始時期である。

注(6) 最適化計画において運用開始時期が定められた後に設置された参加府省は、「遅延なし」に含めている。

人給システムについて、会計検査院は、24年10月に、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告「人事・給与等業務・システム、調達業務の業務・システム並びに旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システムの3の府省共通業務・システムにおける最適化の進捗状況等について」において参加府省の運用開始時期の遅延の状況について報告している。同報告においては、21年8月に改定された最適化計画に基づき各府省における運用開始予定時期が決定された後、移行作業に問題が発生するなどして参加府省の運用開始時期が遅れが生じ、24年1月に最適化計画が改定されている旨を記述している。その後、29年度中に全ての参加府省において移行作業が完了し、運用が開始されていた。

旅費及び謝金・諸手当システムについては、「平成25年度旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化実施評価報告書」（平成26年9月経済産業省）によると、24年11月に設計・開発が開始されており、人給システムと連携して人給システムから組織情報や職員情報を取得する計画であったが、各府省において人給システムの運用状況に相違が生じていたとして人給システムとの連携を断念していた。そして、暫定的に職員等利用者共通認証基盤（現在は職員認証サービス）と連携するために連携方式を再検討する必要が生じたため、設計、製造、

結合・総合テスト等の各工程に合計5か月の遅延が生じたとしていたが、導入を予定していた参加府省においては、27年度までには全て導入が完了していた。

(イ) 最適化計画における効果の発現状況

3共通システムの最適化計画においては、担当府省が設計して開発した標準的なシステムを各府省が導入することなどにより、各府省が、従来独自に実施している業務を共通化し、政府全体として最適化するとしており、最適化に伴い削減される経費（以下「削減経費」という。）や削減される業務処理時間数（以下「削減業務処理時間数」という。）が最適化による効果の指標とされている。そこで、3共通システムに係る最適化による効果の発現状況をみたところ、図表3-25のとおり、人給システムの削減経費及び旅費等システムの削減業務処理時間数について、実績値が目標値を下回っていた。また、人給システムについては、担当府省である人事院において、削減業務処理時間数に係る実績値を把握していないため、目標の達成状況を評価できない状況となっていた。

図表3-25 3共通システムに係る効果の発現状況

(単位：千円、時間/年)

担当府省名	システム名		システムに対応する最適化計画の名称	効果の指標	効果の発現年度	目標値 (A)	実績値 (B)	目標値と実績値との差 (B-A)
人事院	人給システム		人事・給与等業務・システム最適化計画 (29年2月改定)	削減経費	令和元年度	580,000	224,126	△ 355,874
				削減業務処理時間数 注(1)	平成30年度	500,000	-	-
総務省	文書管理システム		文書管理業務の業務・システム最適化計画 (23年9月改定)	削減経費	25年度	1,232,398	1,414,302	181,904
				削減業務処理時間数		6,650	6,650	-
経済産業省	旅費等システム	旅費及び謝金・諸手当システム	旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画 (24年1月改定)	削減経費 注(2)	28年度	△ 298,990	△ 120,727	178,263
				削減業務処理時間数		9,501,194	1,218,007	△ 8,283,187
	物品管理システム	削減経費 注(2)		△ 140,887		△ 96,627	44,260	
		削減業務処理時間数		1,061,871		233,279	△ 828,592	

注(1) 平成24年1月改定の最適化計画においては、目標値は約1050万時間と試算されていた。また、実績値については、担当府省である人事院において把握していない。

注(2) 旅費等システムについては、システム化されていない府省があったことから、年間のシステム経常経費は旅費及び謝金・諸手当システムの約3億円と物品管理システムの約1.4億円を合計した約4.4億円増加するものの、業務処理時間の大幅な削減が見込まれるとして導入が決定された。

人事院は、人給システムに関する最適化に伴う削減経費について、第一期政府共通PFへの移行に向けて、機器構成の見直しを実施し、サーバの台数等を削減することとして試算していた。しかし、当初の想定よりもサーバ・ソフトウェアに係る経費が削減できなかったなどのため、目標値である5億8000万円に対して実績値は2億2412万余円（目標値の38.6%）にとどまっていた。

また、人給システムの削減業務処理時間数について、人事院は、29年2月改定の

最適化計画における試算において、削減業務処理時間数の目標値を約50万時間と算出していた。しかし、人事院は、目標値を精緻に算出したため、参加府省においてその算出方法に沿って実績を把握するには多大な事務負担が生ずることから実績の把握が困難であるとして、実績値を算出するためのフォローアップ調査を行っておらず、削減業務処理時間数に係る実績値を把握していなかった。

旅費等システムについては、年間のシステム経常経費は旅費等システムの導入前より増加するものの、業務処理時間の大幅な削減が見込まれるとして導入が決定されたにもかかわらず、特に地方支分部局において本格運用の開始が遅れていて電子化率（全起案件数に対するシステム利用起案件数の割合）が伸び悩んでいる。このことなどから、削減業務処理時間数についてみると、旅費及び謝金・諸手当システムの目標値である950万1194時間及び物品管理システムの目標値である106万1871時間に対して、実績値は、それぞれ121万8007時間（目標値の12.8%）及び23万3279時間（目標値の21.9%）にとどまっていた。

(ウ) 3共通システムに含まれている各機能の利用状況

a 人給システム及び旅費等システムに係る機能の利用状況

3共通システムにおいては、それぞれ様々な機能が開発され、実装されている。

人給システム及び旅費等システムについて、参加府省における各機能の利用状況をみたところ、令和2年2月末時点において、主要な機能のうち、それぞれに参加している25省庁及び29省庁のうち10省庁以上が利用していない主な機能は、図表3-26のとおりとなっており、該当する業務がないことのほか、各機能を導入するための時間を参加府省において確保することができないことや、他の手段により運用していることなどのため、当該機能が利用されていない状況となっていた。

なお、主要な機能のうち、利用している参加府省が全くないものは見受けられなかった。

図表3-26 人給システム及び旅費等システムの利用されていない主な機能（令和2年2月末時点）

システム名		主要な機能のうち、10省庁以上が利用していない主な機能		
		業務類型	主な機能	機能が利用されていない主な理由
人給システム		届出申請	<ul style="list-style-type: none"> ・諸手当に関する届出情報入力 ・年末調整(所得税)に関する届出情報入力 ・口座振込に関する届出情報入力 	届出申請機能を導入するための時間を確保することができなかったため 職員の入力誤りのチェック等が必要なため、かえって効率的でないため
旅費等システム	旅費及び謝金・諸手当システム	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・海外赴任旅費に係る概算請求 ・海外赴任旅費に係る旅行計画 ・国内旅行に係る概算請求 	該当する業務がないため
		謝金・諸手当	・支出何の作成	文書管理システムを使用して決裁しているため
	物品管理システム	検査	・検査書の作成	表計算ソフトウェアや紙媒体により作成しているため
		各種報告書作成	・物品に係る各種報告書の作成	全ての物品が登録されていないため 表計算ソフトウェアや紙媒体により作成しているため

3共通システムのうち、人給システムにおいては、平成27年度までに、職員から申請される各種届出について自動的に処理が行えるよう、57の届出申請機能が整備されていた。しかし、人給システムに実装されていた143機能の使用状況の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」（平成27年3月人事給与業務効率化推進会議決定。27年8月改定）における調査結果を踏まえて、28年度に業務効率化の観点からシステム機能の再編を実施することとされ、勤務時間管理に係る全機能が廃止された。これに伴い、57の届出申請機能のうち、身上調査、希望調査、旧姓使用届等の職員に関する10の届出申請機能、休暇・勤務時間等に関する20の届出申請機能、宿舍に関する5の届出申請機能及び共済に関する4の届出申請機能が廃止された。そこで、残りの18の届出申請機能について、令和2年2月末時点において人給システムを利用している前記の25省庁における利用状況（以下、届出申請機能については、申請者である職員本人が届出申請を行う場合の利用状況を示す。）をみたところ、図表3-27のとおり、参加府省の半数を超える15省庁が届出申請機能を全く利用しておらず、また、残りの10省庁も利用する機能が一部にとどまっています。従来と同様に紙媒体による申請や承認を行っているなど、人給システムにおいて、開発され及び実装されている機能の一部が十分に利用されておらず、業務の効率化に寄与していない事態が見受けられました。

(注32) 届出申請機能 届出申請機能には、申請者である職員本人が届出申請を行う場合に利用される機能と、端末が一人に1台設置されていない官署に勤務する職員や人給システムを使用することができない職員のために、庶務担当者等が申請者である職員本人に代わって届出申

- 請（代行申請）を行う場合に利用される機能がある。
- (注33) 15省庁 内閣官房、内閣法制局、内閣府、公正取引委員会、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、財務省、文化庁、経済産業省、特許庁、環境省、原子力規制委員会
- (注34) 10省庁 人事院、宮内庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、国税庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁

図表3-27 届出申請機能の利用状況等（令和2年2月末時点）

（単位：省庁、％）

参加府省の数	届出申請機能を利用している省庁数					届出申請機能を全く利用していない省庁数
	手当認定に関する届出 (4機能)	年末調整（所得税控除）に関する届出 (4機能)	口座振込に関する届出 (2機能)	共済に関する届出 (8機能)	純計	
25 (100.0)	10 (40.0)	6 (24.0)	5 (20.0)	0 (0.0)	10 (40.0)	15 (60.0)

(注) 各届出のうち、1機能でも利用していれば「届出申請機能を利用している省庁数」に計上している。

届出申請機能を利用していない理由について参加府省に確認したところ、同機能を全く利用していない15省庁においては、「同機能を導入するための時間を確保することができなかったこと」「人給システム導入後も紙媒体を原本として給与担当職員が入力を行っていること」などとなっていた。また、届出申請機能の一部のみを利用している10省庁においては、「利用していない機能に係る届出申請には証拠書類を添付する必要があるが、当該機能においては証拠書類を電子データで添付して送信することができるようになっていないこと」などとなっていた。

前記の事態のうち、届出申請機能の利用が一部にとどまっていたものについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例3-1> 特定の届出申請に係る証拠書類を電子データで添付して送信することができるようになっていないことなどを理由として、届出申請機能の利用が一部にとどまっていたもの

厚生労働省は、平成24年10月に人給システムの本格稼働を開始しているが、人給システムで整備された年末調整（所得税控除）に関する4の届出申請機能及び口座振込に関する2の届出申請機能については、届出に係る証拠書類（戸籍謄本、保険料控除証明書、通帳の写しなど）を電子データで添付して申請する機能がないことなどから、当該届出申請機能を利用するに当たっての具体的な検討を行うことができる段階には至っていないとして、当該届出申請機能を利用しておらず、紙媒体により処理していた。

また、旅費及び謝金・諸手当システムについては、外部委員に係る謝金等の支出何を同システムではなく文書管理システムにより決裁していたり、物品管理システムについては、検査書や物品に係る各種報告書の作成機能を利用せず、

これらの書類を表計算ソフトウェアや紙媒体により作成していたりなどして、一部の機能を利用していない省庁が見受けられた。

このように、人給システムについて、特定の届出申請に係る証拠書類を電子データで添付して送信することができるようになっておらず、届出申請機能の利用が一部にとどまっていた事態や、参加府省において、各機能を導入するための時間を確保することができなかつたり、人給システム導入後も業務を見直すことなく紙媒体を原本として給与担当職員が入力を行っていたり、他の手段により運用がされていたりすることなどを理由として各機能が利用されていない事態は、各府省が共通的に利用する政府情報システムの効果的な活用の面からみて適切ではないと考えられる。

したがって、人給システム及び旅費等システムについて、担当府省において、後掲(エ)のようにシステムの利便性の向上を図りつつ、参加府省におけるシステムの機能の利用状況について適切に把握し、各機能の利用が低調となっている参加府省に対して、利用が進んでいる省庁の取組事例を紹介するなどして、両システムの利用促進に向けた取組等について適時適切に検討するように助言及び支援を行うことが必要である。また、参加府省において、システムを利用した場合の業務の在り方を見直し、各機能を利用した場合の業務への影響やシステム化の可否について、十分に検討を行い、両システムの利用向上に向けて適切に取り組んでいくことが必要である。

b 文書管理システムに係る電子決裁率の状況

政府における電子決裁の推進については、IT国家創造宣言、「世界最先端IT国家創造宣言工程表」（平成25年6月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等により、平成27年度までを電子決裁推進の集中取組期間とし、^(注35)そのKPIとして、同年度までに電子決裁率（電子決裁が可能な端末を整備している官署の決裁における電子決裁の割合。以下同じ。）を60%とすること、特に、地方支分部局を除く部局についてはおおむね80%とすることを目標として取組が進められてきた。その後、25年度から28年度までの政府における電子決裁の取組状況については、各府省において個別に整備された個別業務システムの電子決裁の取組状況も含めて総務省が調査を行っており、「平成28年度政府における電子決裁の取組状況」の調査によると、28年度の政府全体の電子

決裁率は91.4%、内部部局の電子決裁率は95.8%となっている。

また、30年7月には、決裁終了後の文書の取扱いに係る問題を踏まえて、文書管理システム等の電子決裁システムへの移行を加速することとされ、前記のとおり、「電子決裁移行加速化方針」が決定された。同方針によれば、電子決裁への移行により、迅速・正確な業務処理や行政文書の確実な保存・管理が図られるよう、各府省は、業務プロセス全体の電子化の中で電子決裁を行うことについて検討し、推進することとされ、総務省は、各府省における電子決裁への移行の進捗状況の継続的な把握及び業務改革を推進する立場からの各府省の取組への支援を行うことなどとされている。

そして、参加府省における28年度から30年度までの文書管理システムの電子決裁率の状況をみたところ、図表3-28のとおり、電子決裁率が80%未満の省庁は、28年度の9省庁から、30年度には4省庁に減少しており、また、28年度から30年度までのいずれかの年度において電子決裁率が80%未満となっていた10省庁の電子決裁率は、おおむね上昇傾向となっていた（28年度から30年度までのいずれかの年度において文書管理システムの電子決裁率が80%未満となっていた10省庁の電子決裁率の推移の状況については、別図表3-5参照）。

(注35) K P I Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標

図表3-28 文書管理システムの電子決裁率の状況（平成28年度～30年度）

（単位：省庁）

担当府省名	システム名	参加府省 の数	電子決裁率の状況			
			平成28年度	29年度	30年度	
総務省	文書管理システム	28	90%以上の 省庁数	16	14	18
			90%未満、 80%以上の 省庁数	3	6	6
			80%未満の 省庁数	9	8	4
			計	28	28	28

注(1) 出入国在留管理庁は平成31年4月に設置されたため、参加府省の数から除外している。

注(2) 平成28年度の電子決裁率の状況については、「平成28年度 政府における電子決裁の取組状況」の調査において各府省が回答した内容を基に算出している。

注(3) 平成29年度及び30年度の電子決裁率の状況については、総務省が把握している参加府省（防衛省を除く。）の文書管理システムの電子決裁率を基に算出している。

注(4) 平成29年度及び30年度の防衛省の電子決裁率の状況については、文書管理システムを利用できる端末が導入されていないなど、業務環境の制約により電子決裁を実施できない部署等における決裁数を除外するため、防衛省が28年度と同様にして算出した電子決裁率を基に算出している。

電子決裁に移行できない理由について参加府省に確認したところ、「利用できる端末が導入されていない」「そもそも現場に安定的なネットワーク環境がない」などの業務環境の制約のほか、「膨大な紙媒体の添付書類等があり電子決裁に添付するための書類の電子化が困難である」ことなども見受けられた。

(エ) 3共通システムの利便性の向上に係る取組状況

前記のとおり、3共通システムについて、利用しない理由としてシステムの利便性の問題が挙げられていたり、利用している場合においても業務の効率化に必ずしも寄与していない事態も見受けられたりするなどしている。担当府省は、システムの利用状況等の改善を図るため、各府省に対してシステムに係る改修要望を募集し、その結果を基にするなどして、予算の制約や改修の緊急性等も踏まえつつ、システムに係る利便性の向上に取り組んでいるとしている。

そして、各府省から提出されている改修要望の内容をみたところ、画面の表示項目を簡素化したり、重要項目を強調したりするなどの画面表示に関するもの、エラーチェック機能を強化したり、ガイド表示の機能を設けたりするなどの入力・審査の自動化及び省力化に関するものなど、システムに係る利便性に影響があると考えられる要望が提出されている。

そこで、29年度から令和元年度までの改修要望数やそれに対応して概算要求に挙げ、さらに、改修を実施した数の状況をみると、図表3-29のとおり、改修案件として概算要求に挙げた数の割合は、各府省からの改修要望数に対して、最大で、人給システムが4.2%、文書管理システムが6.6%、旅費及び謝金・諸手当システムが61.9%、物品管理システムが3.2%となっていた。また、各府省からの改修要望を基に改修を実施した数の割合は、各府省からの改修要望数に対して、最大で、人給システムが1.5%、文書管理システムが1.3%、旅費及び謝金・諸手当システムが61.9%、物品管理システムが3.2%となっていた。なお、「旅費及び謝金・諸手当システム」及び物品管理システムについては、一部の年度において、そもそも各府省に対して改修要望に係る意見募集を行っていなかった。

図表3-29 3共通システムに係る改修要望数、概算要求に挙げた数及び改修を実施した数
(単位：件、%)

担当府省名	システム名		平成29年度		30年度		令和元年度		
			件数	左の割合	件数	左の割合	件数	左の割合	
人事院	人給システム	各府省からの改修要望数	65		71		54		
		うち、概算要求に挙げたもの	2	3.0	3	4.2	-	-	
		うち、改修を実施したもの	1	1.5	1	1.4	-	-	
総務省	文書管理システム	各府省からの改修要望数	336		224		136		
		うち、概算要求に挙げたもの	8	2.3	15	6.6	5	3.6	
		うち、改修を実施したもの	3	0.8	3	1.3	-	-	
経済産業省	旅費等システム	旅費及び謝金・諸手当システム	各府省からの改修要望数	27		21		-	
			うち、概算要求に挙げたもの	9	33.3	13	61.9	-	-
			うち、改修を実施したもの	9	33.3	13	61.9	-	-
	物品管理システム	各府省からの改修要望数	-		123		-		
		うち、概算要求に挙げたもの	-	-	4	3.2	-	-	
		うち、改修を実施したもの	-	-	4	3.2	-	-	

- 注(1) 各府省からの改修要望数は、各システムの担当府省が機能等ごとに分類して取りまとめた数である。
注(2) 人給システムについては、人事院は、1省庁につき1年度に3案件までに限定して改修要望に係る意見募集を行っている。
注(3) 文書管理システムについて、総務省は、本図表に記載したもののほか、平成30年度に運用・保守業務において1件の改修を実施している。
注(4) 「旅費及び謝金・諸手当システム」の「令和元年度」については、経済産業省は改修項目に係る意見照会を行っているが、改修要望に係る意見募集を行っていないため、各府省からの改修要望数については「-」となっている。
注(5) 「物品管理システム」の「平成29年度」及び「令和元年度」については、経済産業省は、運用・保守業務において、平成29年度に10件、令和元年度に5件の改修を実施しているが、改修要望に係る意見募集を行っていないため、各府省からの改修要望数は「-」となっている。

このように、人給システム、文書管理システム及び物品管理システムについては、各府省からの改修要望数に対して改修を実施した割合が低い状況となっていた。

(オ) 他の政府情報システム等とのシステム連携機能の利用状況等

3共通システムは、図表3-30のとおり、それぞれ他の政府情報システム等とのシ

システム連携を図ることとされている。

図表3-30 3共通システムのシステム連携に係る方針

担当府省名	システム名	システム連携に係る方針（注）
人事院	人給システム	官庁会計システム、国有財産総合情報管理システム、標準共済システム及び政府共通P Fの職員認証サービスとのシステム連携を図り、業務の効率的な運用を図るとともに、人給システムで作成された源泉徴収票等のe-Tax及び地方税ポータルシステムを利用したオンライン提出を推進する。
総務省	文書管理システム	文書の取得・作成から移管・廃棄に至る一貫した電子的処理を実現し、手作業による処理を極力排除する観点から、職員等利用者共通認証基盤（現在は職員認証サービス）、電子申請・届出システム等の関連するシステムとの連携を図る。
経済産業省	旅費等システム	業務に係る一連の事務処理を原則として電子化して効率的に行えるようにすることが基本理念とされており、人給システム、職員等利用者共通認証基盤（現在は職員認証サービス）、文書管理システム、G E P S、官庁会計システム、財務書類作成システム、電子証拠書類等管理システム等とのシステム連携を図る。

（注） 人給システムについては「人事・給与等業務・システム最適化計画」（平成16年2月各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定。29年2月改定）、文書管理システムについては「文書管理業務の業務・システム最適化計画」（平成19年4月各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定。23年9月改定）、旅費等システムについては「旅費、謝金・諸手当及び物品管理の各業務・システム最適化計画」（平成21年7月各府省情報化統括責任者（C I O）連絡会議決定。24年1月改定）の内容を基に会計検査院が作成した。

そこで、3共通システムと他の政府情報システム等とのシステム連携機能について、2年2月末時点の利用状況をみたところ、人給システムにおける3連携機能について、参加府省のうち連携機能を利用している省庁の割合が50%未満となっていた（官庁会計システムとの連携機能（利用している省庁数の割合20.0%）、職員認証サービス（異動情報）との連携機能（同20.0%）、国有財産総合情報管理システムとの連携機能（同44.0%）。同月末時点における3共通システムと他の政府情報システム等とのシステム連携機能の利用状況については、別図表3-6参照）。

そして、人給システムと他の政府情報システム等とのシステム連携については、連携する情報がシステム間で異なる形式であるなどシステム連携に係る仕様における課題が解決されないままとなっているため、システム連携を行うために相当の労力を要するものとなっていてシステム連携を実施できていない事態が見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3-2>システム連携に係る仕様における課題が解決されないままとなっているため、システム連携を行うために相当の労力を要することとなっていたもの

人給システムは、職員認証サービス（担当府省は総務省）とのシステム連携に当たり、職員情報（氏名、本務等）とマスタ情報（組織、官名、職名及び職級）について連携を行うことになっており、人事院は、人給システムのマニュアルにおいて、これらの情報についてシステム連携を行うための導入手順を示している。

参加府省の中には、人給システムと職員認証サービスとの間で組織の階層設定が異なっていたり、同一の職員情報について職名コードが一致していなかったりして、システム連携に係る仕様における課題が解決されないままとなっているものがあり、このような参加府省においては、人事院から示された導入手順に基づきシステム連携を実施しようとする、連携機能の導入時期までに、システム連携の対象となる職員全ての職員情報等について目視による確認作業が必要となり、相当の労力を要する状況となっていた。このようなことなどから、令和2年2月末時点において、既にシステム連携を実施している人事院、宮内庁、公正取引委員会、金融庁及び環境省を除く参加府省においては、システム連携を実施できておらず、これらの情報について人給システムと職員認証サービスの両方でそれぞれ独立して管理している状況のままとなっていた。

その結果、人事異動等により情報に変更が生じたときは、人給システムと職員認証サービスの両方に職員情報等を入力することが必要となっており、システム連携による業務効率化が図られていない状況となっていた。

なお、連携機能を利用している省庁数の割合が最も低いものの一つである人給システムと官庁会計システムとのシステム連携の状況をみると、2年7月時点において、環境省については、同省における事務負担増加のため、金融庁については、システム連携が適切に行われるかの確認に当たり、支給事務に支障が生ずるおそれのある事態が判明し、これについて人給システムの改修を要することになったため、当初の導入スケジュールを見直している。また、同時点において、8省庁については、これまでの導入実績を踏まえて、各府省の作業負担の分散や人事院による支援体制の増強等のため、当初の導入スケジュールを見直している。

(注36) 人給システムと官庁会計システムとのシステム連携 人事院によると、人給システムと官庁会計システムとのシステム連携を行った場合、職員の給与支払に係る振込手数料を1件当たり約90円節減させる効果が得られるとしている。

(注37) 8省庁 内閣官房、内閣法制局、内閣府、総務省、法務省、出入国在留管理庁、国税庁、厚生労働省

このように、人給システムにおいて、システムの仕様の問題等のため、システム連携機能が利用されず、システム連携による業務効率化が図られていない状況となっていることは、業務の効率化及びシステムの機能の活用の観点から適切で

はないと認められる。また、文書管理システムや旅費等システムにおいて、一部の連携システムについて、参加府省が運用の見直しを行っている段階であること、システム連携機能の存在を把握できていないことなどを理由として、システム連携機能が存在しているにもかかわらず、当該機能を十分に利用していない省庁も見受けられた。

したがって、他の政府情報システム等とのシステム連携により業務の効率化を図ることができるよう、担当府省において、人給システムについて、必要となるシステム改修等の技術的な対応を行うなどしたり、文書管理システム及び旅費等システムについて、参加府省に対してシステム連携が円滑に行えるように適時適切にシステム連携機能に係る周知等の支援を行ったりすることにより、システム連携を推進していくことが必要である。また、元年12月に改定されたデジタル・ガバメント実行計画において、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携等について、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現することとなっていることを踏まえて、担当府省におけるシステム連携を推進するための取組について適時適切に助言及び支援を行っていくことが必要である。

さらに、参加府省においては、担当府省によるシステム改修等の技術的な対応やシステム連携機能に係る周知等の支援等を踏まえて、システム連携機能の利用を検討する必要がある。

(2) 政府情報システムに係る目標及び指標の設定状況、指標のモニタリングの実施状況、目標の達成状況等

ア 政府情報システムのプロジェクト計画書等の作成状況及び目標等の記載状況

各府省等のPJMOは、ITを活用して利用者中心のサービス・業務改革を推進するために、利用者が実感できる効果を確実に達成することを目的として、プロジェクトの計画、整備、運営及び状況把握の一連の活動を行うこととなっている。標準ガイドラインによれば、PJMOは、プロジェクトを計画的に遂行するため、プロジェクトの実行に先立ち、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領（以下、これらを合わせて「プロジェクト計画書等」という。）を作成することとされている。平成27年4月時点で実行中のプロジェクトのうちこれらが作成されていないものについては、遅くとも30年8月までに作成することなどとされている。

標準ガイドラインによれば、プロジェクト計画書には、目標、モニタリングの項

目等を記載し、プロジェクトの進捗に合わせ、その内容を具体化し詳細化していくこととされており、IT総合戦略室によると、プロジェクト計画書は、プロジェクトのライフサイクルを通じて達成すべき成果を明確にし、各工程における意思決定や関係者との合意における指針として参照することにより、プロジェクト本来の目的に対して最大の効果を発揮することを目指すものであるとしている。

また、標準ガイドラインによれば、プロジェクト計画書に記載する目標の達成状況を適切に管理するために把握すべき指標項目、実績値の取得目的・取得手法・取得頻度等をプロジェクト管理要領に記載することとされている（以下、このような指標による管理を「指標管理」という。）。そして、プロジェクト管理要領には、プロジェクトを管理する手法、手順、遵守事項等を明確に記載するとともに、指標管理の項目を記載することとされている。

このうち、プロジェクト計画書で定義した目標の達成状況を測定するための指標は、プロジェクトにおける各活動において把握した実績値と比較して、プロジェクト活動期間中、定期的かつ定量的に管理する必要があるとされている。

また、モニタリングについては、プロジェクトの目標が達成されているかどうかを判断するために実施する継続的なモニタリングの方法をプロジェクト計画書に記載することとされており、モニタリングの対象は、プロジェクト管理要領に記載されている指標管理等とされている。

前記のとおり、プロジェクト計画書等はプロジェクトがその目的に沿った効果を^(注38)発揮する上で重要なものとされていることから、予算額が10億円を超えている政府情報システムのうち、令和2年3月末時点で利用されている23府省等の89システムに^(注39)ついて、プロジェクト計画書等の作成状況をみたところ、同時点において、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領の両方を作成していなかったものが、36システム（89システムに対する割合40.4%）見受けられた。一方、プロジェクト計画書を作成して、目標を記述し定量的な指標を設定しているものは48システム（同53.9%）、プロジェクト管理要領も作成していたものは31システム（同34.8%）となっていた。また、プロジェクト管理要領に指標の実績値の取得方法又は取得頻度を記述しているものは、それぞれ5システム（同5.6%）となっていた（89システムのプロジェクト計画書等の作成状況及び目標等の記載状況については、別図表3-7及び3-8参照）。

(注38) 予算額 平成30年度情報システム関係予算の政府案状況表（IT総合戦略室及び総務省が行っている情報システム関係予算に関する調査結果を取りまとめたもの）に記載されている整備経費又は運用等経費に係る29、30両年度の当初予算額の合計額

(注39) 89システム 89システムに係る平成30年度の予算現額（5484億余円）の765システムに係る同年度の予算現額（6193億余円）に対する割合は88.5%となっている。

そして、プロジェクト計画書を作成していない理由について各府省等に確認したところ、「プロジェクトが開始されたのが標準ガイドライン施行前であることなどのため」「作成することの認識が不足していたため」などとしていた。

イ 政府情報システムに係る指標の設定状況

標準ガイドラインによれば、利用者視点から真に求められる姿を定義した上でそのために必要となるサービス・業務改革やシステム整備を行うことにより達成できる目標を設定することが重要であるとされている。そして、目標の達成状況を測定するための指標には、業務効果に関する指標と情報システム効果に関する指標の2種類があるとされている。このうち、業務効果に関する指標については、行政内部の視点のみではなく、利用者がサービスを通じて享受する価値や効用を優先することに留意して設定することとされており、情報システム効果に関する指標については、業務効果に関する指標を踏まえて、情報システムが果たすべき効果を整理し設定するものであるとされている。

プロジェクト計画書に記載されている業務効果に関する指標及び情報システム効果に関する指標の例を挙げると、業務効果に関する指標については、ユーザの利用満足度調査におけるアンケートの基準スコア、自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム利用率等、主に政府情報システムを整備することによる効果の発現状況を確認するための指標等が記載され、情報システム効果に関する指標については、計画停止を除いたシステムの稼働率、SLA等、主に政府情報システムを運用していく上でのサービスレベルに関する指標等が記載されていた（プロジェクト計画書に記載されている指標の例については、別図表3-9参照）。

(注40) SLA Service Level Agreement（サービスレベルアグリーメント）の略。サービスの提供者とその利用者間で結ばれるサービスの範囲、品質、達成目標、稼働率等のサービス水準に関する合意のこと。サービスレベル契約ともいう。

前記のとおり、プロジェクト計画書で定義した目標の達成状況を測定するための指標は、プロジェクト活動期間中、定期的かつ定量的に管理する必要がある。

そこで、プロジェクト計画書を作成して目標及び指標の記載をしていた48システムについて、目標に対する定量的な指標の設定状況をみたところ、図表3-31のとおり、186件設定されていた。これらについて、業務効果に関する指標、情報システム効果に関する指標の別にみたところ、業務効果に関する指標が77件（定量的な指標計186件に対する割合41.3%）、情報システム効果に関する指標が102件（同54.8%）となっていた。また、業務効果に関する指標のみを設定している政府情報システムは5システム（48システムに対する割合10.4%）となっており、情報システム効果に関する指標のみを設定している政府情報システムは7システム（同14.5%）となっていて、これらの合計は12システムとなっていた。

図表3-31 目標に対する定量的な指標の設定状況

（単位：システム、件、%）

省庁名	プロジェクト計画書において目標及び定量的な指標を設定しているシステム数	業務効果に関する指標又は情報システム効果に関する指標のどちらか一方のみを設定しているシステム数	左記のシステムに係る目標に対する定量的な指標の数	業務効果に関する指標の数		情報システム効果に関する指標の数	情報システム効果に関する指標のみを設定しているシステム数	その他の指標の数
				業務効果に関する指標の数	業務効果に関する指標のみを設定しているシステム数			
人事院	1	-	11	2	-	9	-	-
内閣府	-	-	-	-	-	-	-	-
警察庁	5	1	27	8	-	16	1	3
個人情報保護委員会	1	-	4	3	-	1	-	-
金融庁	2	1	5	1	-	4	1	-
消費者庁	1	-	5	2	-	3	-	-
総務省	4	1	23	13	1	10	-	-
法務省	6	1	20	10	1	10	-	-
出入国在留管理庁	-	-	-	-	-	-	-	-
外務省	1	1	3	3	1	-	-	-
財務省	4	3	11	6	1	5	2	-
国税庁	-	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	1	1	8	-	-	8	1	-
厚生労働省	3	-	20	12	-	8	-	-
農林水産省	1	-	2	1	-	1	-	-
経済産業省	-	-	-	-	-	-	-	-
特許庁	1	1	2	2	1	-	-	-
国土交通省	7	1	21	8	-	13	1	-
気象庁	2	-	6	2	-	4	-	-
環境省	1	-	6	2	-	4	-	-
原子力規制委員会	1	-	3	1	-	2	-	-
防衛省	5	-	8	1	-	3	-	4
防衛装備庁	1	1	1	-	-	1	1	-
計	48(100.0)	12(25.0)	186(100.0)	77(41.3)	5(10.4)	102(54.8)	7(14.5)	7(3.7)

このように、上記の12システムでは、業務効果に関する指標又は情報システム効果に関する指標のみを設定しており、両方の指標を適切に設定していない状況となっていた。業務効果に関する指標のみを設定している場合には、当該効果の発現において政府情報システムがどのような効果を果たしているかが明らかにならないおそれがあり、また、業務効果に関する指標を設定することなく、情報システム効果に関する指標のみを設定している場合には、プロジェクトの本来の目的を離れて、

情報システムの利用が自己目的化するおそれがある。

ウ 政府情報システムに係る指標のモニタリングの実施状況

標準ガイドラインによれば、モニタリングの対象となる指標について、プロジェクト遂行中に、指標の目標水準と現状の水準との差異を客観的に把握し、水準の見直しや指標の追加・変更を検討するなど、常時適切な指標を管理することが肝要であるとされている。

そこで、プロジェクト計画書を作成して目標及び定量的な指標の設定を行っていた48システムのうち、2年3月末時点において1年以上のプロジェクトの期間がある35システムについて指標のモニタリングの実施状況を確認したところ、定量的な指標が計129件設定されていたが、このうち9システムの定量的な指標計20件については、モニタリングが行われていなかった（目標に対する定量的な指標の設定を行っていないシステムにおけるモニタリングの状況については、別図表3-10参照）。

これらの指標のモニタリングを行っていない理由について各府省等に確認したところ、「モニタリングが困難な指標項目であるため」などとしており、モニタリングを行うための実績値の取得方法、取得頻度等について、十分に検討を行っていなかった。

そして、プロジェクト計画書を作成して目標の設定をしている政府情報システムであっても、設定した指標に係る実績値の取得方法、取得頻度等をプロジェクト管理要領に明記していなかったことから、実際にモニタリングを実施していなかった事態が見受けられた。

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例3-3>プロジェクト計画書の目標で当初設定した指標の一部についてモニタリングを実施していなかったもの

総務省は、政府共通ネットワークの整備及び運用を行っている。同省は、政府共通ネットワークについて、プロジェクト計画書等を作成して、業務効果等に関する各種指標を10指標設定していたが、このうち6指標については、設定した指標に係る実績値の取得方法、取得頻度等をプロジェクト管理要領に明記していなかったことから、指標のモニタリングを実施していなかった。

例えば、当該システムにおいて業務効果に関する指標の一つとして設定されていた「利用機関の満足度」については、総務省は、令和2年3月末時点までに、当該指標をモニタリングするための「利用機関の満足度」に関する調査を行っていなかった。

総務省は、会計実地検査を行った2年7月時点において、当該システムに係る指標についてモニタリングの結果をより有効活用できる指標に変更するために見直しを検討しているところ

ろであったとしており、その後、同年9月にプロジェクト計画書等を改定して、モニタリングが可能な指標として、当該指標に替えて、通信サービスの稼働率、電子メール中継サービスの稼働率等の指標を設定し、同年10月以降にモニタリングを実施したとしている。

エ 政府情報システムに係る目標の達成状況

設定された目標の達成状況について、直近のモニタリングが実施された際に、当該時点における各指標の目標値に対する実績値により目標をどの程度達成していたかを確認したところ、図表3-32のとおり、目標を達成していると評価されていたものは、業務効果に関する指標で37件（88.0%）、情報システム効果に関する指標で74件（98.6%）などとなっていて、指標全体で117件（95.1%）となっていた。

図表3-32 指標の目標値に対する達成状況

（単位：件、%）

指標の区分	定量的な指標数	うち、モニタリングを行っている指標数 (A)		
		うち、直近のモニタリングが実施された際に、当該時点における各指標の目標値に対する実績値により目標を達成していると評価されていた指標の数 (B)	モニタリングを行っている指標数に占める左の割合 (B)/(A)	
業務効果に関する指標	77	42	37	88.0
情報システム効果に関する指標	102	75	74	98.6
その他の指標	7	6	6	100.0
計	186	123	117	95.1

以上のように、各府省等において、プロジェクト計画書等を作成していなかったり、適切な目標及び指標を設定していなかったり、実績値の取得方法等をプロジェクト管理要領に明記しておらずモニタリングを実施していなかったりしている状況が見受けられた。

したがって、政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況を把握するために、各府省等において、プロジェクト計画書等を作成して適切な目標及び指標を設定し、目標値に対する実績値の取得方法等を十分に検討してプロジェクト管理要領に明記するとともに、適切にモニタリングを行い、目標の達成に向けた継続的な改善に取り組んでいくことが必要である。

4 政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況

政府は、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示すために、平成29年5月にデジタル・ガバメント推進方針を策定した。そして、同推進方針を具体化するための計画として、30年1月にデジタル・ガバメント実行計画が策定され、令和2年12月までに3回改定された（平成30年1月時点のデジタル・ガバメント実行計画の概要については、別図表4-1参照）。

30年1月時点のデジタル・ガバメント実行計画に掲げられた施策のうち政府情報システムの効率化及びコスト削減に関連がある主な取組並びに政府情報システムに関する改革に向けた取組の実施状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

(1) 政府共通P Fの整備及び運用の状況

政府共通P Fは、各府省等が業務及びシステムごとに整備して運用している政府情報システムの段階的な統合・集約化を図るための情報システム基盤として、25年3月に運用開始されており、23年11月に策定された政府共通プラットフォーム整備計画によれば、政府共通P F等の整備により見込まれる効果として、I Tリソースの効率的配分によるシステム運用コストの抑制、情報セキュリティ対策を底上げするなどの政府情報システムの質の向上等があるとされている。そこで、第一期政府共通P Fへの移行状況及びI Tリソースの配分状況等をみたところ、次のような状況となっていた。

ア 第一期政府共通P Fへの移行状況等

(ア) 第一期政府共通P Fへ移行した政府情報システムの実績

第一期政府共通P Fに統合して集約化する政府情報システム（以下「移行対象システム」という。）の数は、I T国家創造宣言に基づき27年3月に改定されたロードマップでは316システムとされていたが、その後、117システムが移行を取りやめる一方、16システムが移行対象に追加されて、29年12月に改定されたロードマップでは215システムとなっていた。そして、これら215システムについて令和3年度末までに移行を実施することとし、元年度末時点では、このうち144システムが移行の予定となっていた。これに対して、第一期政府共通P Fに移行したシステム（以下「移行システム」という。）の実績は、図表4-1のとおり、最大とな^(注41)っていた平成30年度末においても102システムとなっており、その後、令和元年度末までに8システムが第一期政府共通P Fの利用を終了したため、元年度末時点において第一期政府共通P F上で運用している移行システムは94システムとなっ

ていて、予定数を下回っていた。

(注41) 102システム 政府共通P Fについては平成30年度末の102システムを対象として検査を行ったが、このうち6システムは30年度に予算を計上していないなどしており、政府情報システムに係る30年度予算の執行状況の検査の対象(765システム)に該当するのは96システムである(765システムの運用等経費計に対する96システムの割合等については、別図表4-2参照)。

図表4-1 第一期政府共通P Fの移行対象システム及び移行システム実績

(単位：システム)

年度	移行対象システム		移行システム実績(B)	差(B-A)
	ロードマップ (平成27年3月改定)	ロードマップ (29年12月改定) (A)		
平成24年度	2	2	6	4
25年度	9	9	16	7
26年度	23	23	28	5
27年度	51	50	56	6
28年度	122	79	89	10
29年度	188	94	100	6
30年度	260	115	102	△ 13
令和元年度	280	144	94	△ 50
2年度	301	176	未確定	
3年度	316	215		

注(1) 移行対象システムは、ロードマップに記載された累計移行数見込みである。

注(2) 移行システム実績は、各年度末時点で第一期政府共通P F上で運用している政府情報システムの数である。

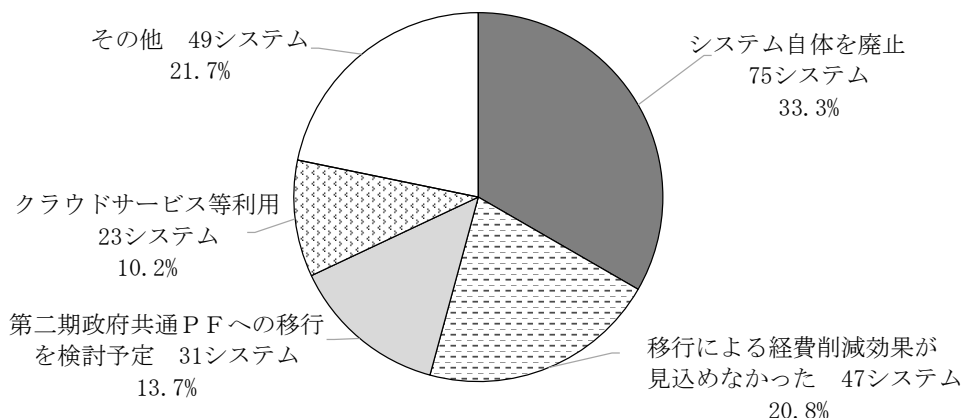
注(3) 令和2年度及び3年度の移行システム数は未確定のため、実績(B)及び差(B-A)は記載していない。

そこで、ロードマップ(平成27年3月改定)において移行対象システムとされていたがその後移行を取りやめたシステムに、移行対象システムとなっているが元年度末時点で移行が実現していないシステムを加えるなどした計225システムについて、移行を取りやめた又は移行が実現していない理由を確認した。その結果、図表4-2のとおり、システム自体を廃止したためとしていたものが75システム(33.3%)、移行による経費削減効果が見込めなかったためとしていたものが47システム(20.8%)、第二期政府共通P Fへの移行を検討予定のためとしていたものが31システム(13.7%)、クラウドサービスや各府省等が独自に整備した共通基盤を利用することとしたためとしていたものが23システム(10.2%)等となっていた。

(注42) 225システム 当初移行対象システムとされていた316システムのうち移行が取りやめとなっていた117システム及び移行対象システム215システムのうち移行が未実現となっている113システムの計230システムから、関連資料等が保存されていないなどの5システムを除いたもの

(注43) 各府省等が独自に整備した共通基盤 環境省データセンター(10システムを運用)、文部科学省プライベートクラウド(11システムを運用)等

図表4-2 第一期政府共通P Fへの移行を取りやめた主な理由



(イ) 第一期政府共通P Fの整備経費及び運用等経費の状況等

a 第一期政府共通P Fの整備経費及び運用等経費の状況

第一期政府共通P Fの平成30年度の整備経費及び運用等経費の合計は、図表4-3のとおり146億余円となっていた。^(注44) この146億余円の経費の中には、本来の目的で利用されないまま30年度末に廃止されたセキュアゾーンに係る運用等経費5億余円が含まれていたり、外部接続環境提供サービスのうち本来の目的で利用されないまま令和2年度末に廃止された仮想P C機能に係る運用等経費^(注45)^(注46)^(注47)

(外部接続環境提供サービスに係る運用等経費5億余円のうちの一部)が含まれていたりするなど、本来の事業効果が発現していない機能に係る運用等経費が含まれていた。

また、第一期政府共通P Fについて、総務省が行う基盤整備に係る整備経費の平成30年度までの累計額をみると、図表4-3のとおり、53億余円となっていた。令和元年度以降は新たな整備経費は見込まれていないが、老朽化した機器等の更改が必要となったことなどから、運用等経費は、平成24年度から令和2年度まで増加し続けていた。

(注44) 146億余円 政府共通P Fの整備経費及び運用等経費に係る総務省の平成30年度支出済歳出額の総額は、第一期政府共通P F分の146億余円に第二期政府共通P F分及び特別会計分を加えると154億余円となっている。

(注45) セキュアゾーン 日本年金機構の個人情報流出事件を踏まえ、平成28年度契約により整備されたインターネットから分離された環境のこと。セキュアゾーンを利用するシステムに提供する仮想P C機能等が整備されたが、本来の目的で利用されないまま30年度末に廃止された(平成30年度決算検査報告「本来の事業効果が発現せずに廃止されたセキュアゾーンの整備経緯等を踏まえて、今後の政府共通プラットフォームの整備等に際して、需要の把握、各府省との調整等を適時適切に行うための手続を明確にするよう是正改善の処置を求

め、及び早急な対応が求められるなどの際にも、一元的な状況把握、プロジェクト管理等を行うこととするよう意見を表示したもの」及び令和元年度決算検査報告「政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの整備について」参照)。

(注46) 外部接続環境提供サービス セキュアゾーンと同時期に整備されたもので、セキュアゾーンを利用しないシステムに提供する仮想PC機能及び利用者端末と第一期政府共通PFを接続するリモートVPN(仮想専用ネットワーク)のこと。なお、リモートVPNは令和2年7月時点での利用者数は2,987人となっているが、各府省等のLANにおいてリモート接続機能の整備が個別に進むなどしていることから、第一期政府共通PFにおいて政府共通の接続機能として運用する必要性は低くなってきており、2年度末に廃止された。

(注47) 仮想PC機能 仮想PC機能は本来の目的で利用されていなかったが、仮想PCにアクセスするためのハードウェアトークン(職員認証用のパスワードを一定間隔で生成して表示するキーホルダー型の機器)の一部は、リモートVPNに接続するためのハードウェアトークンとして利用されていた。

図表4-3 第一期政府共通PFについて総務省が負担する整備経費等の状況(平成24年度～令和3年度)

(単位：システム、千円)

年度	移行対象システム	移行システム実績	第一期政府共通PFの経費 (令和元年度までは執行額、2年度及び3年度は予算額)		
			整備経費	運用等経費	計
平成24年度	2	6	10,500	235,590	246,090
25年度	9	16	23,232	2,666,798	2,690,031
26年度	23	28	1,506,895	4,879,750	6,386,646
27年度	50	56	737,027	6,996,667	7,733,695
28年度	79	89	2,854,081	8,862,061	11,716,142
29年度	94	100	30,240	11,946,108	11,976,348
30年度	115	102	195,372	14,498,054	14,693,426
令和元年度	144	94	-	17,424,182	17,424,182
2年度	176	未確定	-	21,067,613	21,067,613
3年度	215		-	20,681,637	20,681,637
	計		5,357,348	109,258,463	114,615,811

注(1) 総務省の支出済歳出額のうち第二期政府共通PF分及び特別会計分を除いて集計した。

注(2) 移行対象システム数は、平成24年度から26年度まではロードマップ(平成27年3月改定)、27年度以降はロードマップ(平成29年12月改定)による。

b 移行システムに係る運用等経費の低減状況

第一期政府共通PFに係る運用等経費は、各府省等が負担する政府情報システム(注48)の府省運用等経費及びPF運用等分担経費並びに総務省が負担するPF運用等共通経費(注50)の合計となる(以下、これらを合わせて「PF府省運用等経費」という。)。28年報告では、第一期政府共通PFへの移行後、各府省等が負担する府省運用等経費及びPF運用分担経費は削減されているが、総務省が負担するPF運用等共通経費の内訳額は算出されておらず、これを含めた全体のPF府省運用等経費の低減が図られているとは判断できない状況となっている

ことを記述している。平成30年度においても、P F 運用等共通経費は原則として総務省が負担する経費とされており、システムごとの内訳は算出されていないことから、28年報告と同様に、第一期政府共通P F への移行後、総務省負担分を含めた全体のP F 府省運用等経費の低減が図られているかどうかは判断できない状況となっていた。

そこで、移行システムのうち、移行前の経費等が確認できた77システムについて、移行前後の各府省等が負担する運用等経費を比較したところ、図表4-4のとおり、移行前の年度が69億3935万余円であったのに対して、移行後の30年度は67億7930万余円、削減額は1億6004万余円となっており、削減率は2.3%にとどまる状況となっていた。上記のとおり、移行後は一部の経費が総務省の負担となる仕組みとなっていることを踏まえてもなお、このような削減率にとどまっている原因としては、第一期政府共通P F への移行に当たり、各府省等のニーズにより、業務量増加を見込んだり、システムの安定稼働を重視したりしたこと、移行後のI T リソースを増やすなどした結果、運用等経費が増加したことなどが考えられる。

(注48) 府省運用等経費 移行システムの業務アプリケーションソフトウェア等に係る運用・保守等のための経費。これらの経費については、移行前と同様に移行システムの担当府省等がシステム運用保守業者等と運用・保守契約等を締結するなどして行っていることから、担当府省等が負担している。

(注49) P F 運用等分担経費 第一期政府共通P F に係る運用等経費のうち、移行システムが利用する環境やI T リソースの規模等に応じて移行システムごとに個別に要する経費。これらの経費については、各府省等が受益者負担の観点から負担している。

(注50) P F 運用等共通経費 第一期政府共通P F を利用する全ての移行対象システムに共通的に要する管理、企画等の運用等経費。これらの経費については、新規構築システム等を除き、原則として、総務省が負担している。なお、第二期政府共通P F では、原則として、各府省等が負担することとなっている。

図表4-4 運用等経費の規模別にみた第一期政府共通P F への移行前後における各府省等が負担する運用等経費の状況

(単位：システム、千円、%)

平成30年度 運用等経費	システム数	移行前の年度の 運用等経費(23 ～29年度のい ずれか)(A)	移行後の年度の運用等経費(30年度)			増減額 (B-A)	増減率 ((B-A)/A)
			府省運用等 経費	P F 運用等 分担経費	計(B)		
1億円以上10億円未満	12	5,330,276	3,565,437	1,646,823	5,212,260	△ 118,016	△ 2.2
1000万円以上1億円未満	39	1,496,715	959,033	505,771	1,464,804	△ 31,910	△ 2.1
1000万円未満	26	112,360	55,822	46,419	102,241	△ 10,119	△ 9.0
計	77	6,939,351	4,580,292	2,199,013	6,779,305	△ 160,045	△ 2.3

c 第一期政府共通P Fの投資対効果及び経費削減効果の発現状況の検証
(注51)

平成27年度政府情報システム投資計画においては、総務省が行う第一期政府共通P Fの基盤整備に88億円、各府省等の第一期政府共通P Fへのシステム移行に309億円、計397億円の総投資額が見込まれていた。そして、総務省は、各府省等の移行対象システムの年間運用経費が削減されること、ライフサイクル到来時に移行対象システムを更新するためのハードウェア・ソフトウェアの経費が政府共通P Fにおいて一括して支払われることにより削減されることなどを理由として、全体で64億円（令和4年度の単年度の額）の経費削減が見込まれるなどとしていた。また、その結果、発現する経費削減効果の累積額は、6年度に総投資額397億円を上回る予定としていた。

(注51) 平成27年度政府情報システム投資計画 ロードマップ（平成27年3月改定）に基づき策定された中期的なシステム投資計画

(注52) 総投資額 平成23年度から33年度（令和3年度）までの政府共通P Fに係る総投資額

一方、デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月改定）によると、第一期政府共通P Fについては、遅くとも5年度までに運用を終了し、第二期政府共通P Fへ更改することとしている。そして、更改に当たっては、これまでの運用実績を踏まえて改めて現状分析及び見直しを実施して第二期政府共通P Fの構築を行うこととしたため、第一期政府共通P Fの投資計画における効果の見込額については更新しないこととなった。また、平成29年度以降、第一期政府共通P Fの投資計画は策定されておらず、各府省等のシステム移行の投資額等の状況は把握されていないことから、現状分析等は比較可能な運用等経費の分析にとどまり、政府全体での第一期政府共通P Fの投資対効果及び経費削減効果の発現状況について、現時点まで十分に検証が行われていない状況となっている。

このように、第一期政府共通P Fについては、第一期政府共通P Fへの移行に当たりITリソースを増やすなどしたため運用等経費が増加したことも考えられるものの、整備を行ったセキュアゾーンや仮想PC機能について本来の事業効果を発現しておらず、経費の増大を招くなどしていた。また、政府情報システムの統合・集約化によるシステム運用コストの低減が図られているとは判断できない状況となっていたり、政府全体での投資対効果及び経費削減効果の検証等が十分

に行われていなかったりしていた。

(ウ) ITリソース規模の最適化等への取組

a サーバ台数等の増減の状況

23年11月に策定された政府共通プラットフォーム整備計画によれば、政府共通PFの整備により、ITリソースの効率的配分によるシステム運用コストの抑制等の効果が見込まれるとされていた。この点について、会計検査院は、28年報告において、サーバの台数の削減については効果が見受けられなかった旨を記述している。そこで、移行システムのうち、移行前のITリソース関連資料等が確認できた72システムについて、各システムが利用しているITリソースを政府共通PF移行前後のサーバ台数等の増減の状況により比較したところ、図表4-5のとおり、第一期政府共通PF全体として、メモリ総量が8.3%増加しているものの、CPUコア数及びストレージ総量は、移行前と比較してそれぞれ24.8%及び19.6%減少しており、これらのITリソースについては、配分の効率化が図られていると認められた。

(注53) CPUコア CPUを構成し、実際に演算処理を行う部分のこと。コアの数により性能に差が生ずることになる。

図表4-5 サーバ台数等の増減

(単位：台、コア、GB（ギガバイト）、%)

項目	移行前(A)	移行後(B)	増減(B-A)	増減率
				(B-A)/A)
サーバ台数	428	390	△ 38	△ 8.8
CPUコア数	2,205	1,657	△ 548	△ 24.8
サーバのメモリ総量	5,043	5,466	423	8.3
サーバのストレージ総量	327,241	262,944	△ 64,297	△ 19.6

b CPUコア数の割当状況

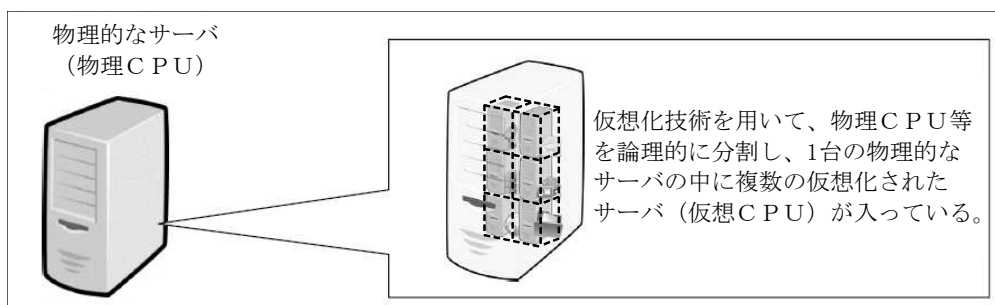
28年報告では、第一期政府共通PFにおいて、システム構築ニーズへの柔軟な対応が行われず、仮想化技術によるCPU共有を行っている割合が少ないため、サーバのCPU使用率が低いことを記述している。

第一期政府共通PF上で運用される政府情報システムには、物理的な存在としてのサーバをそのまま利用する運用形態と、サーバの機能を論理的に分割して、1台の物理的なサーバの中に複数のサーバ（仮想化されたサーバ）が入っ

ているように利用する運用形態とがある（以下、前者の運用形態におけるサーバを「物理提供サーバ」、後者の運用形態において仮想化されたサーバを提供するサーバを「仮想化提供サーバ」という。）。

(注54) 仮想化 I Tリソース及びそれらの組合せを、物理的構成によらず論理的に分割したり統合したりする技術（参考図参照）

(参考図) 仮想化されたサーバのイメージ



(注) 総務省「ICTスキル総合習得プログラム」資料を基に会計検査院が作成した。

物理提供サーバ及び仮想化提供サーバのいずれにおいても、物理的な存在としてのサーバには複数個のCPUコアが実装されている（以下、物理的な存在としてのサーバに実装されているCPUコア数を「物理CPUコア数」という。）が、仮想化提供サーバにおいては、物理CPUコア数より多くのCPUコア数を仮想化により設定し（以下、仮想化により設定されたCPUコア数を「仮想CPUコア数」という。）、システムの利用に割り当てることにより、ITリソースの効率的な利用を実現できるとされている。

そこで、仮想化提供サーバにおいて、実際のシステムの運用に利用されている割当て済みの仮想CPUコア数の状況をみると、図表4-6のとおり、28年8月には2,276コアであったが、令和2年2月には6,599コアに増加していた。また、物理CPUコア数に対する、割当て済みの仮想CPUコア数の割合は、平成28年8月には89.4%であったが、令和2年2月には115.3%に増加していた。

図表4-6 割当て済み又は未割当ての仮想CPUコア数の状況

(単位：コア、%)

CPUコアの割当状況	平成28年8月	令和2年2月
物理CPUコア数(A)	2,544	5,720
仮想CPUコア数	4,558	12,950
利用されている割当て済みの仮想CPUコア数(B)	2,276	6,599
利用されていない未割当ての仮想CPUコア数	2,282	6,351
物理CPUコア数に対する割当て済みの仮想CPUコア数の割合(B/A)	89.4	115.3

そして、仮想化提供サーバごとの仮想CPUコア数の割当ての状況をみたと
ころ、仮想的に100%以上のコア数を割り当てているサーバ台数の全仮想化提供
(注55)
サーバ台数に対する割合は、平成28年8月には46.8%であったが、令和2年2月
には59.8%に増加するなどしていた（仮想化提供サーバごとの仮想CPUコア
数の割当ての状況については、別図表4-3参照）。

(注55) 全仮想化提供サーバ台数 予備用のものなどを除く301台を対象とした。
301台のほかに、予備等の仮想化提供サーバ83台が設置されているが、
これらは、障害発生時等に使用するサーバであり、平常時には利用
されず、仮想CPUコアは未割当てとなっていることから、対象外
とした。このほか、各府省LAN端末等から第一期政府共通PFの
サーバ等へ接続するための仮想化提供サーバ29台については、令和
2年10月時点で同年2月のデータが確認できなかったため、対象から
除外している。

このように、総務省においては、28年報告等を踏まえて、仮想化技術の機能
を強化し、1台の物理的なサーバから利用可能な仮想化されたサーバの台数を増
やすなどの改善が一定程度図られている。

一方、仮想化提供サーバにおいて、実際のシステムの運用に利用されていな
い未割当ての仮想CPUコア数が、図表4-6のとおり、同月時点で、全12,950コ
アの約半数となる6,351コアある状況が見受けられた。このような状況が生じて
(注56)
いたのは、第一期政府共通PFのITリソースが、システムの冗長性を高める
などのために、複数の拠点やネットワークグループに分割されたり、信頼性等
の要件に応じて複数のサーバ構成パターンに分割されたりした結果、分割後に
余ったITリソースを活用できないことなどによると考えられる。

(注56) 冗長性を高める システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備
えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるよう
に、予備装置を平常時からバックアップとして配置したり、災害発
生等に備えて平常時の運用拠点とは異なる場所に予備装置を配置し
たりすること

c 各システムへ割り当てられたITリソースの使用率の状況

移行システムのうち、ITリソース使用率等が確認できた86システムについ
て、サーバのCPU等のITリソースの使用率をみたところ、図表4-7のとおり、
CPUの月別平均使用率が30%未満のシステムが79システムあり、全体の91.8
%を占めていた。また、ストレージの月別平均使用率が30%未満のシステムが
31システムあり、全体の36.9%を占めるなど、移行後のITリソースが割当て
分に対して十分に活用されていないシステムが見受けられた。

図表4-7 第一期政府共通P Fへ移行した政府情報システムのI Tリソース使用率
(平成30年度)

(単位：システム、%)

使用率	月別平均使用率の年間最大値						年間平均使用率	
	C P U		メモリ		ストレージ		C P U	
	システム数	割合	システム数	割合	システム数	割合	システム数	割合
90%以上100%以下	1	1.1	28	32.5	1	1.1	0	0.0
80%以上90%未満	1	1.1	7	8.1	6	7.1	0	0.0
70%以上80%未満	0	0.0	12	13.9	8	9.5	0	0.0
60%以上70%未満	0	0.0	3	3.4	5	5.9	1	1.1
50%以上60%未満	1	1.1	1	1.1	8	9.5	1	1.1
40%以上50%未満	1	1.1	8	9.3	12	14.2	2	2.3
30%以上40%未満	3	3.4	14	16.2	13	15.4	1	1.1
20%以上30%未満	10	11.6	4	4.6	18	21.4	4	4.6
10%以上20%未満	16	18.6	6	6.9	9	10.7	12	13.9
0%以上10%未満	53	61.6	3	3.4	4	4.7	65	75.5
計	86	100.0	86	100.0	84	100.0	86	100.0
0%以上50%未満	83	96.5	35	40.6	56	66.6	84	97.6
0%以上30%未満	79	91.8	13	15.1	31	36.9	81	94.1

注(1) 移行システムの主なサーバに係る月別平均使用率の年間最大値、同使用率の年間平均を記載した。
なお、第一期政府共通P FのI Tリソース最適化案算出等においては、リソースの最大使用率は、ウイルススキャンや修正プログラム（パッチ）適用などで一時的に高負荷がかかる使用率が含まれ、正しいリソースの評価ができない可能性があるため使用されず、平均使用率が使用されていることを踏まえて、本図表においても平均使用率を使用している。

注(2) ストレージ使用率は、86システムのうち、ストレージの使用率の確認ができた84システムについて記載している。

第一期政府共通P Fにおいては、移行システムを稼働させるための上記サーバのほか、それらの運用管理、ログ管理、ウイルス対策等を行うための運用管理サーバ等が、平成29年度末時点で843台設置されている。これらサーバのC P U等のI Tリソースの使用率をみたところ、約半数の413台について、C P Uの使用率が30%未満となっているなど、仮想化提供サーバと同様にI Tリソースが十分に活用されていないサーバが見受けられた（運用管理サーバ等のI Tリソース使用率については、別図表4-4参照）。

(注57) 平成29年度末時点 運用管理サーバ等の台数及びI Tリソース使用率については、平成30年度のデータが確認できなかったため、29年度末時点を対象とした。

このように、第一期政府共通P FのI Tリソースについては、移行システムの移行前後で比較したところ、配分の効率化が図られていると認められる部分があり、また、仮想化技術による仮想C P Uコア数の割当状況の改善が図られていた。一方、仮想C P Uコア数の中には実際のシステムの運用に利用されていないものが、また、移行システムごとのI Tリソースや運用管理サーバ等に係るI Tリソ

ースの中には十分に活用されていないものが見受けられた。

(エ) リスク評価、システム監査及び情報セキュリティ対策の実施状況

政府共通プラットフォーム整備計画によれば、政府共通P Fの整備により、情報セキュリティ対策の底上げなどの効果が見込まれるとされている。そこで、情報セキュリティ要件を定義する際の各府省等におけるリスク評価の実施状況、ログの解析により不正アクセス等を確認するなどの情報セキュリティリスクの評価の実施状況及びシステム監査の実施状況をみたところ、いずれの実施状況も、28年報告における状況と比較して改善が図られていた（リスク評価、ログ解析及びシステム監査の実施状況については、別図表4-5、4-6及び4-7参照）。

また、28年報告の所見では、総務省において、各府省等が実施したシステム監査結果等の共有が図られるよう検討することなどについて記述している。この所見に対する対応状況をみたところ、総務省は、各府省等で監査を行った結果、第一期政府共通P Fで対処が必要となる指摘が含まれている場合にはその内容を共有するよう各府省等へ依頼を行い、総務省が令和元年5月に開催した「政府共通プラットフォーム・政府共通ネットワークワーキンググループ（第25回）」等の関係会議においてシステム監査結果等を共有するよう周知を行うなどしていた。

なお、情報セキュリティ対策について、第一期政府共通P Fが提供するセキュリティ関連サービスの利用状況をみたところ、移行システムのうち約9割のシステムはサーバウイルス対策機能のサービスを利用し、残りの約1割は独自の対策を講じているなどの状況が見受けられた（第一期政府共通P Fが提供するセキュリティ関連サービスの利用状況については、別図表4-8参照）。

イ 第二期政府共通P Fの整備状況等

(ア) 第二期政府共通P Fの整備状況

第二期政府共通P Fは、^(注58)「政府共通プラットフォーム第二期整備計画」（以下「第二期整備計画」という。）に基づいて、クラウドサービスを活用した新たな政府のプラットフォームとして整備されている。第二期整備計画によると、第二期政府共通P Fは、基本的な取組として、ITリソースの効率的利用による政府情報システムの整備及び運用の効率化や、セキュリティ対策の充実・強化、可用性・信頼性の向上等の政府情報システムの質の向上を図り、政府のITガバナンスを支える基盤としての役割を果たすこととなっている。第二期政府共通P Fは、

2年9月末に設計及び開発の工程を終了し、同年10月に運用開始されている。

第一期政府共通P Fでは、データセンター等の施設やサーバ等を一元的に調達して共有化していたが、第二期政府共通P Fでは、サーバ等を所有せず、クラウドサービスを活用することとなっている。そして、第二期整備計画によると、第二期政府共通P Fでは、移行システムが標準化され、及び共通化されたサービスを利用することを前提に、第一期政府共通P Fの水準に比べ、政府共通P Fのサービス提供に必要な年間運用等経費について5割を超える削減を目指すこととなっている。

(注58) 政府共通プラットフォーム第二期整備計画 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(平成30年6月各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定)における、クラウドサービスの利用をデフォルト(第一候補)とするクラウド・バイ・デフォルト原則等を踏まえて、平成30年度から令和5年度までを計画対象期間として策定された整備計画(平成31年2月各府省情報化統括責任者(C I O)連絡会議決定。令和2年9月改定)

(イ) 第二期政府共通P Fの調達の課題

第二期政府共通P Fが利用するクラウドサービスは、一般競争入札(総合評価落札方式)^(注59)により調達されており、3者から入札があり、2年6月に落札者が決定された。

I T総合戦略室及び総務省によると、クラウドサービス事業者からクラウドサービスの提供を受けるための契約については、クラウドサービス事業者が求める契約形態が準委任契約であったり、契約終了時期が記載されなかったりしているといった課題があるとしている。このため、国がクラウドサービス事業者と直接契約を締結するに当たってはより一層の調整が必要であるとして、2年度においては、国が中間事業者(落札者)と契約を行い、この中間事業者を介してサービスの提供を受けるといった間接的な請負契約が採用されている。この請負契約においては、クラウドサービスの従量課金に対応した単価契約が採用されている。また、第二期政府共通P Fの調達仕様書においては、契約更新等に伴いクラウドサービス事業者を変更する場合の対策として、業務継続のための手段が用意されていること及びクラウドサービスから転出するための移行方法が存在することを求めている。

(注59) 第二期政府共通P Fの設計及び開発は、設計開発事業者により提案されたクラウドサービスを前提に行われていた。本件の入札においては、提案者の創意工夫により上記以外のクラウドサービスを活用した代替提案を行うことも可能としていたが、代替提案を行った入札者はいなかった。

(注60) 準委任契約 当事者の一方が法律行為でない事務処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾する契約のことで、相手方は一定の事務を処理す

れば足り、請負契約のように仕事の完成を約束するものではない。I T総合戦略室及び総務省は、国におけるクラウドサービスの契約は、システム構築や運用役務とセットで実施している請負契約の形態が多くなるものと考えられ、準委任契約を締結するに当たっては、そのひな形の検討及び整理等、より一層の調整が必要であるとしている。

(注61) 契約終了時期 クラウドサービス事業者が示している契約書のひな形には、契約終了時期の記載がないものがある。一方、現状の政府I T調達の考え方は、契約書において契約期間を設定するものとされている。

なお、「第二期政府共通プラットフォームにおけるクラウドサービス調達とその契約に係る報告書」（令和2年8月内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室及び総務省公表）によると、コスト削減等に向けたクラウドサービス事業者との直接契約の可否、準委任契約の在り方、単価契約の適正化等については、今後も検討を行うこととなっている。

標準ガイドラインによれば、P JMOは、ベンダーロックインの解消等による調達コストの削減、透明性向上等を図るために、市場において容易に取得できるオープンな標準的技術又は製品を用いることとされている。政府調達の候補となるクラウドサービスは複数あり、それらのクラウドサービスについて政府情報システムの(注62)ためのセキュリティ評価制度が運用されることとなっている。前記のとおり、第二期政府共通P Fでは、特定の事業者が提供するクラウドサービスを利用することになるが、結果として特定のサービス、システム等に依存することにならないよう、今後の状況を踏まえつつ、引き続き取り組むことが重要である。

(注62) 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（令和2年1月サイバーセキュリティ戦略本部決定）において決定された基本的枠組みなどに基づき、令和2年5月に運用が開始された制度

したがって、I T総合戦略室及び総務省は、第一期政府共通P Fの運用状況の分析や見直しなどの実績を十分に踏まえて第二期政府共通P Fの整備及び運用を行うことなどにより、引き続き政府情報システムの効率化及びコスト削減を推進する必要がある。

(2) I T総合戦略室及び総務省による運用等経費の削減に関する取組の状況

ア 政府情報システムの運用等経費の削減状況等

(ア) 運用等経費の削減対象となる政府情報システムの範囲、削減額の算定の基礎となる削減基準額等

政府は、平成24年度に実施した情報システム棚卸調査の結果により把握した約1,500システムのうち同年度末までに廃止されたものを除くなどした1,363システ

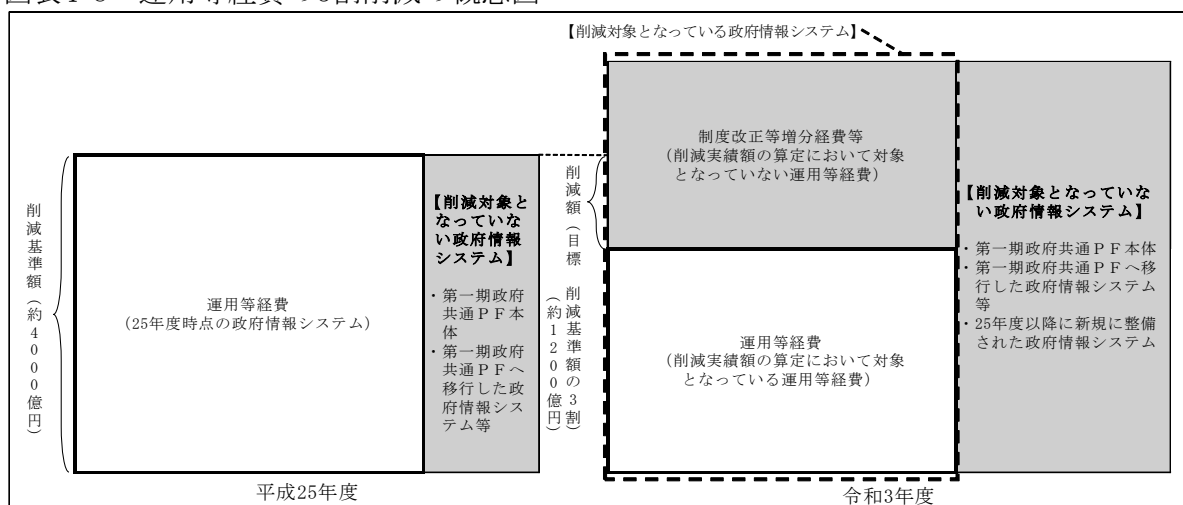
ムを運用等経費の削減対象となる政府情報システムの基礎とし、これらに係る25年度の情報システム関係予算額から整備経費等を除いた運用等経費約4000億円を基準額（以下「削減基準額」という。）として、その3割に当たる約1200億円を8年後である令和3年度までに削減することを目標としている。

また、新規に整備された政府情報システム、第一期政府共通PF本体、第一期政府共通PFへ移行した政府情報システム（一部の機能を第一期政府共通PFに移行した政府情報システムについては、移行した部分）等は、この取組とは別に運用等経費の削減額の算定を実施していることなどから、運用等経費の削減対象となる政府情報システムから除外するとされている。^(注63)

そして、制度改正等により業務要件が変更された場合又は消費税率及び地方消費税率の変更により運用等経費が増加した場合には、当該増加分（以下「制度改正等増分経費」という。）を可能な限り除外した上で運用等経費の削減対象となる政府情報システムの運用等経費の削減額を算定することとなっている^(注64)（図表4-8参照）。

このように、運用等経費の削減対象となる政府情報システムに係る削減額については、算定する年度の予算額又は予算執行額から制度改正等増分経費等を控除した額を算出し、当該額と削減基準額との差を求めることにより算定することとなっているため、削減額の算定においては、制度改正等増分経費等を適切に算定することが必要となる。

図表4-8 運用等経費の3割削減の概念図



そこで、制度改正等増分経費の算出方法について、I T総合戦略室に確認したところ、I T総合戦略室が制度改正等増分経費の算出例を提示して、各府省等でそれぞれの判断において算出しているとしていた。

(注63) 「政府情報システムに係るコスト削減計画の作成について」（平成26年7月内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室及び総務省行政管理局作成）による。

(注64) プラットフォーム改革記載要領（内閣官房情報通信技術（I T）総合戦略室及び総務省行政管理局作成）による。

(イ) 政府情報システムの運用等経費の削減状況

各府省等は、プラットフォーム改革記載要領等に基づき、平成25年度における削減対象システムの運用等経費額を基礎とするなどして算定した削減基準額並びに同年度以降の各年度における削減見込額及び削減実績額をI T総合戦略室へ毎年報告しており、I T総合戦略室は、各府省等から報告された削減見込額及び削減実績額を取りまとめている。そして、運用等経費の削減額をI T総合戦略室へ報告している21省庁について、報告された政府情報システムに係る運用等経費の削減状況をみると、30年度の削減実績額は837億余円と、削減目標額1200億円に対して69.7%の割合となっていた。

そこで、その取りまとめ状況等について確認したところ、I T総合戦略室は、25年度から28年度までの分について各政府情報システムの制度改正等増分経費の内訳が確認できる様式により削減実績額の報告を受けていた。しかし、I T総合戦略室は、報告された削減実績額の妥当性を確認することについては、標準ガイドライン等に規定されていないことなどから、行っていないとしていた。

また、I T総合戦略室は、29年度分以降の削減実績額については、報告の様式を変更したため、各政府情報システムの制度改正等増分経費の内訳を把握していなかった。

なお、運用等経費の削減対象となっている政府情報システムについて、各府省等に確認したところ、認識の誤りにより制度改正等増分経費を算出していないなどの事態も見受けられた。

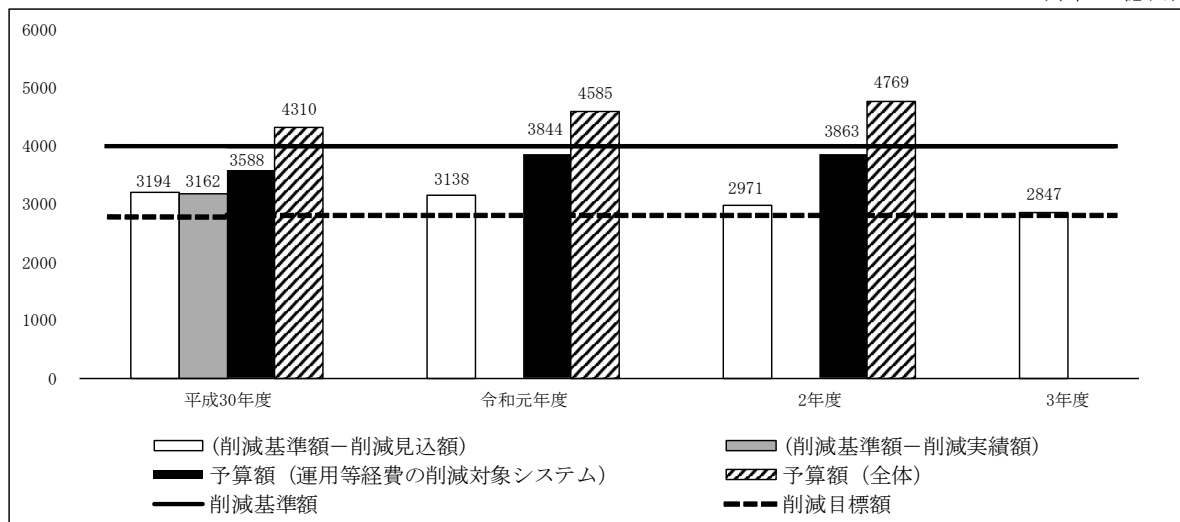
(注65) 21省庁 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

そして、運用等経費の削減対象となっていない政府情報システム等の運用等経

費を含む政府情報システム全体の運用等経費に係る予算額をみると、図表4-9のとおり、30年度から令和2年度にかけて増加傾向となっていた。

図表4-9 運用等経費の削減状況等の推移（平成30年度～令和3年度）

（単位：億円）



注(1) 令和元年度から3年度までの「削減基準額-削減実績額」については、削減実績額が算定されていないため、表示していない。

注(2) 「予算額 (全体)」は、運用等経費の削減対象となっていない政府情報システムの予算額を含めたものである。また、それ以外は、運用等経費の削減対象となっている政府情報システムのみのものである。

また、運用等経費の削減対象となっている政府情報システムのみについて2年度予算額を集計すると、図表4-10のとおり、3863億余円となり、削減基準額である4000億円との差は136億余円（削減目標額に対する割合11.3%）となっており、2年度の削減見込額としている1028億余円（同85.7%）と相当の開差が見受けられる状況となっていた。

このような開差は、削減見込額の算定時に可能な限り除外することとされている制度改正等増分経費が影響していることによると思料される。

図表4-10 運用等経費の削減対象となっている政府情報システムの予算額の状況（令和元年度～3年度）

（単位：億円、%）

区分 年度	削減基準額 (A)	削減目標額 (B=A×0.3)	削減見込額 (C)	削減目標額に 対する割合 (C/B)	予算額の合計 (D)	(試算)	
						削減基準額から 予算額の合計 を控除した額 (E=A-D)	削減目標額に 対する割合 (E/B)
令和元年度	4,000	1,200	861	71.7	3,844	155	12.9
2年度			1,028	85.7	3,863	136	11.3
3年度			1,152	96.0	-	-	-

注(1) 「削減基準額」及び「削減見込額」は、各府省等が中長期計画において運用等経費の削減対象とした各政府情報システムに係る各金額の合計である。

注(2) 「予算額の合計」は、各府省等が中長期計画において運用等経費の削減対象とした各政府情報システムの予算額の合計である。

したがって、I T総合戦略室は、政府情報システムに係る運用等経費の削減実績額の算定について、削減実績額が大きい政府情報システムの制度改正等増分経費等が適正であるかなどの検証を行うとともに、削減実績額の算定に当たっての方法等を各府省等と共有するなどして適正な削減実績額の算定に努める必要がある。

(ウ) 一元的プロジェクト管理強化方針において定められた運用等経費の削減に関する取組方針

前記のとおり、政府は、平成25年度を基準とし、8年後である令和3年度までに運用等経費の3割削減が達成される見込みであるとして、一元的プロジェクト管理強化方針において、新たな目標として2年度時点での政府情報システムの運用等経費に加えて、整備経費のうちシステム改修に係る経費を削減目標の対象とし、7年度までの5年間でこれらを3割削減することを目指すこととしている。そして、I T総合戦略室は、新たな削減目標における削減基準額等の考え方について、今後各府省等に示す予定であるとしており、第一期政府共通P F及び第二期政府共通P Fに移行した政府情報システム等を削減目標の対象外とするかどうかについては検討中であるとしている。

また、新たな目標において、整備経費のうちシステム改修に係る経費を削減対象に加えた理由について、I T総合戦略室は、システム改修に係る経費は、各府省等の判断で運用等経費にも整備経費にも計上される場合があることなどから、運用等経費に含まれるシステム改修に係る経費のみが削減目標の対象となっていた状況を改めるためであるとしている。そして、新たな削減目標において3割削減を目指すこととしたことについては、現行の削減目標が3年度までに達成される見込みであることから、引き続き3割削減を目標として設定したとしている。

イ I Tダッシュボードによる運用等経費の削減状況の公表

I Tダッシュボードは、前記のとおり、各府省等のI T投資の状況等をインターネット経由で国民が確認できる仕組みとして、平成26年7月から公開されており、公表される情報の中には、年度ごとの政府情報システムの数や運用等経費の削減実績も含まれていて、これにより政府がI T国家創造宣言に掲げた削減目標の達成状況を国民に公表することになっている。

そこで、政府情報システムの運用等経費の削減状況の公表状況について、I Tダ

ッシュボードにおける公表状況をみたところ、30年4月から令和3年2月までの間に一度も更新していなかった。

このような公表状況となっている理由について、IT総合戦略室は、平成28年度末の集計を最後にロードマップが廃止されたためであるとしている。また、IT総合戦略室は、ITダッシュボードを令和3年度に政府CIOのポータルサイトと統合する予定であり、これに併せて他の公表値を用いて更新する予定であるとしている。

その後、IT総合戦略室は3年3月にITダッシュボードを更新したものの、その内容は、ウェブページ上に表示される運用等経費の削減実績の集計値等について平成28年度末現在の計数から30年度末現在の計数に更新したにとどまるものであり、当該更新時点では、ウェブページから別途ダウンロード機能により取得できるデータの集計値等は更新されていなかった。

前記のとおり、各府省等は、政府情報システムの運用等経費の削減状況をIT総合戦略室へ報告しており、新たな目標においても引き続き3割削減が目標として設定されている。

したがって、IT総合戦略室は、政府情報システムの運用等経費の削減状況を適時に公表して国民が確認できるようにする必要がある。

(3) 各府省等における中長期計画の履行のためのPMOの状況等

標準ガイドラインによれば、PMOは、中長期計画に係る施策の実施に当たって、その実施状況を常時把握するとともに、PJMO等と連携及び協力して、予算管理、執行管理、システム監査、情報資産管理等の機能を担うこととされており、各府省等のITガバナンスにおいて重要な位置付けを有するとされている。

そこで、PMOの体制及びPMOが担う機能の状況について確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア PMOの体制の整備状況

各府省等におけるPMOの体制をみたところ、PMOは、各府省等の情報システム部門より構成され、PMOの業務を行っている各府省等の職員のうち、主にPMOの業務に従事している職員の人数は、1人から16人までと様々となっていた（各府省等におけるPMOの体制については、別図表4-9参照）。

イ 各府省等の政府情報システムに係る監査の実施状況

情報システムに係る監査は、システム監査と情報セキュリティ監査に大別される。

このうち、システム監査は、主に情報システムの整備又は運用管理のプロセスを対象としており、情報システムの調達が適切に実施されているか、運用に際して委託先の管理は適切に実施されているかなどを評価するものである。標準ガイドラインによれば、システム監査を計画し管理することは、府省等におけるITガバナンス及びITマネジメントの一環として位置付けられており、各府省等は、中長期計画等を適切かつ効率的に履行し、関連プロジェクト等の目標を達成するために、その整備又は管理を行う政府情報システムに存するリスクとその対応状況を客観的に評価し、問題点の指摘及び改善案の提示を行うシステム監査を実施することとされている。また、PMOは、各府省等内における政府情報システムに係るシステム監査を効率的に実施するために、システム監査計画に係る企画立案等に関する機能を担うこととされている。

なお、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室公表。令和2年3月改定）によれば、PMOは、経済産業省が策定及び公表した「システム監査基準」及び「システム管理基準」を参考にするなどして、適切な監査を行うこととされている。

一方、情報セキュリティ監査は、主に情報資産を対象としており、情報が外部に漏えいしたり、情報システムがウイルス等の外部からの攻撃により利用できなくなったりしないよう適切な対策が講じられているかなどを評価するものである。また、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が策定した「政府機関等情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」

（以下「統一基準群」という。）によれば、情報セキュリティ対策の実効性を担保するために、独立性を有する者による情報セキュリティ監査を実施することが必要であるとされている。

そして、標準ガイドラインによれば、IT総合戦略室及び総務省は、少なくとも年1回、各府省等の協力を得て、標準ガイドラインの適用及び活用の状況を確認することとされているが、システム監査の実施状況等の確認は行われていなかった。一方、NISCは、内閣官房組織令（昭和32年政令第219号）第4条の2の規定に基づくマネジメント監査を、2か年で各府省等を一巡する頻度で実施しており、情報セキュリティ監査を含めた統一基準群に係る取組が有効に機能しているかなどを検証したり、改善のための必要な助言等を行ったりするなどしていた。

このように、システム監査と情報セキュリティ監査は、目的や対象が異なることを踏まえて、政府情報システムを所管する各府省等において、それぞれの監査について適切に実施していくことなどが重要である。

(注66)
そこで、7省庁において、これらの監査の実施状況をPMOに確認したところ、情報セキュリティ監査は実施しているが、システム監査計画を策定していなかったり、システム監査を実施していなかったりして、ITガバナンス及びITマネジメントの面で適切でない事態が3省庁において見受けられた。その原因としては、PMO等の体制が十分ではなかったこと、情報セキュリティ監査とシステム監査の差異を明確に認識していなかったこと、システム監査はNISCのマネジメント監査のような取組状況の確認がないことから取組の優先度が低くなったことなどが考えられる。

(注66) 7省庁 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

(注67) 3省庁 内閣府、外務省、経済産業省

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例4-1> 情報セキュリティ監査は実施しているが、システム監査計画を策定していなかったもの

経済産業省においては、経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成18年3月制定）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成18年3月制定）等に基づき、同省及び特許庁が所管する39システム（令和2年9月時点）を対象として、おおむね4か年で一巡する頻度で情報セキュリティ監査の計画を策定し、情報セキュリティ監査を実施することとしている。

一方、システム監査について、同省は、これまで、予算要求前段階のレビュー、予算要求時段階のレビュー及び予算執行段階のレビュー（仕様書チェック等）を実施したり、一部のプロジェクトについては工程レビューを実施したりすることにより、所管システムに係るリスク等を評価していたが、同月時点で、システム監査計画は策定されていなかった。

したがって、各府省等は、PMOの体制強化を検討するなどして、システム監査等を適切に実施することが必要である。

(4) ODBによる政府情報システムの情報資産の管理状況

総務省は、25年度に運用を開始したODBについて、令和2年9月に運用を停止し、同年10月に廃止している。そこで、ODBの概要、ODBを活用した情報資産等の管理状況等についてみたところ、次のとおりとなっていた。

ア ODBの概要等

ODBは、各府省等が個別に情報システムを管理するだけにとどまらず、国が保

有する情報システムに係る情報について、ITガバナンスの強化、重複投資を避けるなどの情報システムの合理化、情報システムの経費削減、ぜい弱な情報システムへの対処等、政府情報システム全体の情報を一元管理し、政府全体の効率化の推進に資するために、総務省が整備したシステムである。ODBの整備及び運用に要した経費は、平成24年度から令和2年度（10月末）までの約9年間で計5億2312万余円となっている。

標準ガイドライン（平成30年3月改定）によれば、各府省は、政府情報システムを整備するときは、当該システムをODBに登録して情報システムIDを取得しなければならないことなどとされていた。さらに、各府省は、政府情報システムに関する基本情報、担当組織、予算情報、調達情報、システム構成並びに運用及び保守情報等の登録を行うこととされていた。

イ ODBを活用した情報資産等の管理状況等

上記のように、平成30年3月に改定された標準ガイドラインにおいては、ODBへの情報の登録及びその利用が推進されていたが、31年2月に改定された標準ガイドライン^(注68)によると、情報システムIDの取得及び工程レビューの登録のみODBへの入力を必須とし、それ以外の予算情報等の登録については、PMOの指示に基づきODB以外の手法で管理することを妨げないこととなっていた。

そして、各府省等におけるODB以外の手法による情報資産の管理方法について令和元年度末時点の状況を確認したところ、ODBでのみ管理していた府省等^(注69)11省庁、ODB以外に政府情報システムの管理台帳等を作成するなどして管理していた府省等^(注70)が10省庁となっており、管理台帳等が各府省等において別々に管理されるなどして、ODBによる政府情報システムに係る情報の一元管理は実施されていない状況となっていた。

(注68) 工程レビュー PMOが指定するプロジェクト等について、IT総合戦略室及び総務省が定める手順に基づき、政府情報システムを整備する過程の各段階において評価を実施するもの

(注69) 11省庁 人事院、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省

(注70) 10省庁 内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、個人情報保護委員会、金融庁、文部科学省、経済産業省、国土交通省、防衛省

総務省は、運用開始から7年を経過したODBの更改を行わずに、2年9月に運用を停止し、同年10月末に廃止している。そして、ODBの廃止後の政府情報システムの情報資産等の管理^(注71)の在り方については、今後、デジタル・ガバメント技術検討会議の下

に設置されたサブワーキンググループにおいて検討することになっている。

このため、具体的な在り方が定まるまでの間は、情報システムIDの管理等については、表計算ソフトウェアを用いた手作業により維持する予定としており、工程レビューについては、工程レビュー実施手順書を元年11月に改定して、ODBを用いない運用に切り替えるなどしている。

また、ODBの廃止後の統一的な政府情報システムの情報資産等の管理の方向性については、現時点で未定であるとしている。

したがって、IT総合戦略室及び総務省は、ODB廃止後の政府情報システムに係る情報資産等のより効率的かつ効果的な管理の在り方について、早急に検討し、結論を得ることが必要である。

(注71) デジタル・ガバメント技術検討会議 デジタル・ガバメント推進方針を推進するに当たって、政府職員だけでは解決が困難な技術的、専門的な課題等について検討するため、政府CIO補佐官から構成され、CIO連絡会議の下に設置された会議

(5) 政府情報システムに関する改革に向けた政府の取組状況

政府は、社会経済活動全般のデジタル化を推進することが、我が国が抱えてきた多くの課題を解決して、今後の経済成長にも資するとともに、制度や政策、組織の在り方等を変革していくことが、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として訪れた「新たな日常」の原動力となるとしている。そして、政府は、社会のデジタル化を強力に進めるために、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和2年12月閣議決定）を策定し、併せてデジタル・ガバメント実行計画を改定した。同基本方針においては、デジタル社会の目指すビジョン、デジタル社会を形成するための基本原則、IT基本法の見直しの考え方及びデジタル庁設置の考え方が示されている。これらのうち、政府情報システムに特に関連する内容については、次のように示されている。

ア IT基本法の見直しの考え方

IT基本法の施行後、IT基本法において重点とされていたインターネットなどの高度情報通信ネットワークの整備に加え、インターネットを通じて流通するデータを最大限に活用していくことが「あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展」の実現のために不可欠となっていること、新型コロナウイルス感染症への対応において、国及び地方公共団体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続や給付の遅れが見受けられたことなどの課題

に的確に対応し、社会のデジタル化を強力に進めるため、政府は、IT基本法の全面的な見直しを行うこととしている。

イ デジタル庁の設置の考え方

政府は、デジタル庁について、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための司令塔として、各府省等に対する強力な総合調整権限（勧告権等）を有する組織とすることとしている。また、政府全体のシステムに関して企画立案、統括及び監理を行うこととし、3年度予算においては、情報システム関係予算（2年度予算では約8000億円）のうち一般会計分における約3000億円規模について、デジタル庁に一括して計上した後に、各府省等に配分して執行するなどの仕組みを構築することとしている。そして、このうち重要なシステムについては、デジタル庁自らが整備することとしている。これらを実現するために、デジタル庁を内閣直属の組織とし、あわせて、事務執行の機能を付与することとしている。

マイナンバー制度については、デジタル庁が企画立案を一元的に行う体制を構築することなどとするとともに、同庁において、情報連携の範囲を拡大させ、マイナポータルの使い勝手の向上を図ることとしている。

また、デジタル庁を含めた政府部門においてデジタル改革を牽引^{けん}していく人材を確保するために、今後、人材の採用計画や育成のための考え方及び研修の充実・強化のための方策を新たに示すこととしている。このほか、3年度から、デジタル庁を中心に、各府省等において、情報工学系の区分等の国家公務員採用試験の合格者について積極的な採用に努めるとともに、民間企業等における実務経験を有する人材を確保する採用試験を活用するなどとしている。そして、これらのことにより、行政と民間の人材が効果的に連携して業務を進める組織文化を醸成することとしている。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の政府情報システムに関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況はどのようになっているか、②政府情報システムの整備及び運用に当たって各府省等が締結する契約は競争性及び経済性が確保されているか、③政府情報システムは、有効に活用され、所期の目的に照らして十分な効果を発現しているか、各府省等において、システムの利用状況を把握し、効果の発現状況を検証するための体制が整備され、その体制により適切な把握及び検証が行われているか、④政府情報システムは全体として適切かつ効率的に整備され、及び運用されているか、また、コスト削減に向けた計画は適切に策定され、コスト削減を着実に実現しているかに着眼して検査を実施した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

(1) 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況（19～29ページ参照）

予算現額が多額に上っている政府情報システム別に予算の執行状況をみると、各府省等の政府情報システムに係る予算のうち特に整備経費について、複数の府省等の政府情報システムにおいて、開発工期を見直すなどしたことによって繰越率や不用率が高くなっている状況が見受けられた（26、27ページ参照）。

システム数が多くPMOが執行額等の把握を行うのは困難であること、予算科目ごとの執行額等の把握は会計担当部門が行っていることなどを理由として、PMOが一元的に執行額等の把握を行っていない府省等も見受けられた。IT総合戦略室及び総務省は、執行額等を把握するためではないとはいえ、デジタルインフラを含め、政府情報システムに係る予算の執行状況の把握に関することを担う立場にあり、また、執行額等を含めて予算の執行状況の把握を行うことは、翌年度以降の予算作成にいかすなど政府情報システムに関する企画・予算要求、執行、検証及び見直しというPDCAサイクルを適切に機能させる上で有用である（28ページ参照）。

(2) 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況（30～41ページ参照）

各府省等が平成30年度に締結した整備、運用等に係る契約755件のうち競争契約423件における応札者数の状況をみたら、1者応札の件数は313件（73.9%）、契約金額は2929億余円（84.9%）となっており、1者応札の件数の割合が高く、ベンダーロックインが生じている可能性がある状況となっていた（33、34ページ参照）。

一部の府省等では、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容とするためにパッケージソフトの利用を可能としたり、調達単位を見直したりするなどの工夫を行うことにより、既存業者以外の業者の参入を通じて、競争性及び経済性を向上させている取組が見受けられた（41ページ参照）。

(3) 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況（42～97ページ参照）

ア マイナンバー制度関連システム

(ア) マイナンバーの情報連携の実施状況

マイナンバー制度関連システムの利活用及び添付書類の省略の促進のためには、情報連携を処理するシステムへのマイナンバーの登録及び情報連携の推進が重要である。しかし、マイナンバーの登録が低調となっているシステムが見受けられたり、情報連携の令和元年中の実績件数が年間想定件数に比較して著しく少なくなっていたりしていた。また、情報連携を支える基盤等のシステム等におけるITリソースについても、CPUの最大使用率が低いシステムが見受けられた（49ページ参照）。

(イ) マイナンバーの情報連携に係る監視・監督を行うシステムの利用状況

個人情報保護委員会は、29年7月の監視・監督システムの運用開始以降、同年10月から30年5月までの間においては試行的にしきい値を設定していたものの、同年6月以降は警告機能によるリアルタイムでの不正兆候の検知及び保留機能による情報照会の保留を行わないことにしていた（53ページ参照）。

(ウ) マイナポータルの利用状況

ぴったりサービスの実績件数については増加傾向となっていたものの、年間想定件数に対して30年度の実績件数は著しく少ない状況となっており、公金決済サービスについては実績件数が皆無となっていた（54ページ参照）。

イ マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム

(ア) 電子申請等関係システムの利用状況

電子完結不能な63手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は55手続、1%未満の手続は41手続となっていた。また、添付資料がある113手続のうち、電子申請率が20%未満の手続は91手続、1%未満の手続は58手続となっていた（64、65ページ参照）。

外部連携機能が利用可能な142手続について、外部連携機能を利用した電子申請件数が把握されている手続を確認したところ13手続のみとなっており、外部連携機能の利用状況を確認することができない手続が多く見受けられた（67、68ページ参照）。

(イ) 受付システムの多重化と事務処理の状況

法人設立ワンストップサービスの開始により受付システムが多重化することとなったため、3受付システムの利用状況、事務処理システムとの連携状況等をみたところ、3事務処理システムについて、受付システムとしてe-Govとマイナポータルが併存していて電子申請のデータを受領するための機能が重複しており、このうち、ハローワークシステムにおいては、e-Govで利用することができた機能がマイナポータルでは利用することができないなどの状況となっており、行政側の業務が複雑化していた（69～72ページ参照）。

(ウ) 電子調達等関係システムの利用状況

各府省等における28年度から30年度までの契約の電子化の状況をみると、契約締結件数に対する電子契約の割合は1%未満にとどまっていた（75ページ参照）。

ウ 政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム

(ア) 人給システム及び旅費等システムに係る機能の利用状況

人給システム及び旅費等システムについて、参加府省における各機能の利用状況をみたところ、令和2年2月末時点において、それぞれに参加している25省庁及び29省庁のうち10省庁以上が利用していない主要な機能があり、該当する業務がないことのほか、各機能を導入するための時間を参加府省において確保することができないことや、他の手段により運用していることなどのため、当該機能が利用されていない状況となっていた（83ページ参照）。

(イ) 他の政府情報システム等とのシステム連携機能の利用状況等

3共通システムと他の政府情報システム等とのシステム連携機能について、2年2月末時点の利用状況をみたところ、人給システムにおける3連携機能について、参加府省のうち連携機能を利用している省庁の割合が50%未満となっていた。

また、人給システムと他の政府情報システム等とのシステム連携については、連携する情報がシステム間で異なる形式であるなどシステム連携に係る仕様における課題が解決されないままとなっているため、システム連携を行うために相当

の労力を要するものとなっていてシステム連携を実施できていない事態が見受けられた（90ページ参照）。

エ 政府情報システムに係る目標及び指標の設定状況、指標のモニタリングの実施状況、目標の達成状況等

89システムについて、プロジェクト計画書等の作成状況をみたところ、プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領の両方を作成していなかったものが、36システム見受けられた（93ページ参照）。

35システムについて、指標のモニタリングの実施状況を確認したところ、定量的な指標が計129件設定されていたが、このうち9システムの定量的な指標計20件については、モニタリングが行われていなかった（96ページ参照）。

(4) 政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況（98～120ページ参照）

ア 政府共通P Fの整備及び運用の状況

第一期政府共通P Fについては、整備を行ったセキュアゾーンや仮想P C機能について本来の事業効果を発現しておらず、経費の増大を招くなどしていた。また、政府情報システムの統合・集約化によるシステム運用コストの低減が図られているとは判断できない状況となっていたり、政府全体での投資対効果及び経費削減効果の検証等が十分に行われていなかったりしていた（103、104ページ参照）。

仮想C P Uコア数の中には実際のシステムの運用に利用されていないものが、また、移行システムごとのI Tリソースや運用管理サーバ等に係るI Tリソースの中には十分に活用されていないものが見受けられた（107、108ページ参照）。

イ I T総合戦略室及び総務省による運用等経費の削減に関する取組の状況

I T総合戦略室は、各府省等から報告された削減実績額の妥当性を確認することについては、標準ガイドライン等に規定されていないことなどから、行っていないとしていた。また、I T総合戦略室は、平成29年度分以降の削減実績額については、報告の様式を変更したため、各政府情報システムの制度改正等増分経費の内訳を把握していなかった（112ページ参照）。

運用等経費の削減対象となっている政府情報システムのみについて令和2年度予算額を集計すると、3863億余円となり、削減基準額である4000億円との差は136億余円（削減目標額に対する割合11.3%）となっており、2年度の削減見込額としている1

028億余円（同85.7%）と相当の開差が見受けられる状況となっていた。このような開差は、制度改正等増分経費が影響していることによると思料される（113ページ参照）。

ウ ITダッシュボードによる運用等経費の削減状況の公表

政府情報システムの運用等経費の削減状況の公表状況について、ITダッシュボードにおける公表状況をみたところ、平成30年4月から令和3年2月までの間に一度も更新していなかった（114、115ページ参照）。

エ 各府省等の政府情報システムに係る監査の実施状況

情報セキュリティ監査は実施しているが、システム監査計画を策定していなかったり、システム監査を実施していなかったりして、ITガバナンス及びITマネジメントの面で適切でない事態が3省庁において見受けられた（117ページ参照）。

オ ODBによる政府情報システムの情報資産の管理状況

総務省は、運用開始から7年を経過したODBの更改を行わずに、2年9月に運用を停止し、同年10月末に廃止している。そして、ODBの廃止後の政府情報システムの情報資産等の管理の在り方については、サブワーキンググループにおいて検討することになっている。このため、具体的な在り方が定まるまでの間は、情報システムIDの管理等については、表計算ソフトウェアを用いた手作業により維持する予定としている。また、ODBの廃止後の統一的な政府情報システムの情報資産等の管理の方向性については、現時点で未定であるとしている（118、119ページ参照）。

2 所見

政府は、政府情報システムの整備及び運用について、毎年度、多額の予算を計上している。そして、デジタル・ガバメントを実現するための取組を強化するとともに、政府情報システムを活用して、行政サービスの利便性の向上並びに行政運営の効率性及び透明性の向上を実現するため、デジタル庁の制度設計、体制整備等を進めている。また、政府内では、デジタル庁の設置に向けて、ITガバナンスにおけるIT総合戦略室、総務省、各府省等の従来の役割について、変更が検討されている状況にある。

については、政府は、次の点に留意するなどして、より一層、行政サービスを改善しデジタル社会に対応したデジタル・ガバメントの実現を目指すよう取り組むことが重要である。

(1) 政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況

ア 翌年度以降の予算を作成するに当たり、政府情報システムに関して、予算要求の状況だけでなく、執行額等を含めた予算の執行状況についても、各府省等において、把握を行うことを検討すること

イ 政府情報システムの適切な整備・見直しにも資するよう、一元的プロジェクト管理強化方針に基づき一括計上したデジタルインフラの整備に係る予算について、調査の実施方法等を検討した上で各システムの執行額等の情報を各府省等から集約するなどして把握を行い、P D C Aサイクルを適切に機能させるために活用していくことを検討すること

(2) 各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況

政府情報システムの契約の締結に当たり、調達仕様書等において競争を阻害しないような内容としたり、業務の内容を分割するなどの調達単位を見直したりするなどの工夫を行うことにより、各府省等において、既存業者以外の業者の参入による競争性及び経済性の向上を図ること

(3) 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況

ア マイナンバー制度関連システム

(ア) マイナンバー制度関連システムにおけるマイナンバーの登録を各府省等において進めるとともに、所管する事務手続における情報連携を各府省等において一層推進すること。また、マイナンバー制度関連システムについて、各府省等においてITリソースの利用状況を注視しつつ、システムの適切な整備を行っていくこと

(イ) 情報連携に係る監視・監督業務の取組について、情報提供NWSの不適切な利用の早期発見という目的に照らして実際に有効な方法となっているか、個人情報保護委員会において、継続的に検証していくこと

(ウ) マイナポータルの情報提供等記録表示機能を今後も引き続き適切に提供するとともに、ぴったりサービス及び公金決済サービスについては、利用状況を踏まえてサービスの在り方について検討した上で、利用の推進等を図ること

イ マイナンバー制度関連システム以外の国民等や民間事業者等が利用する政府情報システム

(ア) 電子申請の在り方について利用状況を踏まえて検討した上で、電子申請等関係システムの利活用促進及び利便性向上の観点から、行政手続の見直しなどの際に、

電子完結が可能となる仕組みの整備、添付資料の見直しなどの検討を行うとともに、外部連携機能を整備した効果を確認できるようにするなどして、電子申請率の向上等を図るための方策を各府省等において検討すること

(イ) 受付システムの多重化によって、関係する事務処理システムにおける業務の複雑化を招かないように、受付システムを整備し運用する府省等において、あらかじめ受付システムと事務処理システムとの連携方法を十分に検討すること

(ウ) G E P Sによる電子契約の利用促進に向けた課題を整理し、各府省等が行う調達について、利便性に配慮した上で可能なものから順次電子契約を利用するよう、各府省等及び民間事業者等に対する周知、啓発等に努めること

ウ 政府内の業務の効率化を図るための政府情報システム

(ア) 人給システム及び旅費等システムについて、担当府省において、システムの利便性の向上を図りつつ、参加府省におけるシステムの機能の利用状況について適切に把握し、各機能の利用が低調となっている参加府省に対して、利用が進んでいる省庁の取組事例を紹介するなどして、両システムの利用促進に向けた取組等について適時適切に検討するように助言及び支援を行うこと。また、参加府省において、システムを利用した場合の業務の在り方を見直し、各機能を利用した場合の業務への影響やシステム化の可否について、十分に検討を行い、両システムの利用向上に向けて適切に取り組んでいくこと

(イ) 業務の効率化を図ることができるよう、担当府省において、人給システムについて、必要となるシステム改修等の技術的な対応を行うなどしたり、文書管理システム及び旅費等システムについて、参加府省に対してシステム連携が円滑に行えるように適時適切にシステム連携機能に係る周知等の支援を行ったりすることにより、システム連携を推進していくこと。また、デジタル・ガバメント実行計画において、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携等について、政府として統一性を確保しつつ効率的に実現することとなっていることを踏まえて、担当府省におけるシステム連携を推進するための取組について適時適切に助言及び支援を行っていくこと。さらに、担当府省によるシステム改修等の技術的な対応やシステム連携機能に係る周知等の支援等を踏まえて、参加府省においてシステム連携機能の利用を検討すること

エ 政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況を把握するために、各府省等に

において、プロジェクト計画書等を作成して適切な目標及び指標を設定し、目標値に対する実績値の取得方法等を十分に検討してプロジェクト管理要領に明記するとともに、適切にモニタリングを行い、目標の達成に向けた継続的な改善に取り組んでいくこと

(4) 政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況

- ア 第一期政府共通P Fの運用状況の分析や見直しなどの実績を十分に踏まえて第二期政府共通P Fの整備及び運用を行うことなどにより、引き続き政府情報システムの効率化及びコスト削減を推進すること
- イ 政府情報システムに係る運用等経費の削減実績額の算定について、削減実績額が大きい政府情報システムの制度改正等増分経費等が適正であるかなどの検証を行うとともに、削減実績額の算定に当たっての方法等を各府省等と共有するなどして適正な削減実績額の算定に努めること
- ウ 政府情報システムの運用等経費の削減状況を適時に公表して国民が確認できるようにすること
- エ P M Oの体制強化を各府省等において検討するなどして、システム監査等を適切に実施すること
- オ O D B廃止後の政府情報システムに係る情報資産等のより効率的かつ効果的な管理の在り方について、早急に検討し、結論を得ること

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、政府情報システムの整備及び運用に係る予算の執行状況、各府省等が締結する契約の競争性、経済性の状況、政府情報システムの利用状況及び効果の発現状況並びに政府情報システム全体の効率化及びコスト削減に向けた取組状況について、多角的な観点から今後も引き続き検査していくこととする。

別 図 表 等 目 次

別図表1-1	検査の対象とした政府情報システムの一覧	129
別図表1-2	平成30年度予算現額上位50システムの一覧	145
別図表1-3	政府情報システムの整備経費に係る予算の執行状況（平成30年度）	148
別図表1-4	政府情報システムの運用等経費に係る予算の執行状況（平成30年度）	149
別図表1-5	予算現額上位50システムの整備経費及び運用等経費の合計に係る予算の執行状況（平成30年度）	150
別図表3-1	情報提供NWSを構成する209サーバのITリソースの利用状況（令和元年中）	151
別図表3-2	ITリソースの利用状況（図表3-1の③に該当するシステム本体）（令和元年中）	151
別図表3-3	ITリソースの利用状況（国において整備した中間サーバー）（令和元年中）	151
別図表3-4	電子調達等関係システムによる電子入札の実施状況（平成30年度）	152
別図表3-5	平成28年度から30年度までのいずれかの年度において文書管理システムの電子決裁率が80%未満となっていた10省庁の電子決裁率の推移の状況	153
別図表3-6	3共通システムと他の政府情報システム等とのシステム連携機能の利用状況（令和2年2月末時点）	154
別図表3-7	政府情報システムのプロジェクト計画書等の作成状況一覧	155
別図表3-8	プロジェクト計画書等の作成状況及び目標等の記載状況	157
別図表3-9	プロジェクト計画書に記載されている指標の例	157
別図表3-10	目標に対する定量的な指標の設定を行っているシステムにおけるモニタリングの状況	158
別図表4-1	デジタル・ガバメント実行計画の概要（平成30年1月）	159
別図表4-2	移行システムと予算執行状況の検査対象としたシステムの運用等経費（平成30年度支出済歳出額）	160
別図表4-3	仮想化提供サーバごとの仮想CPUコア数の割当ての状況	160

別図表4-4	第一期政府共通P Fの運用管理サーバ等のI Tリソース使用率（平成29年度）	160
別図表4-5	情報セキュリティ要件を定義する際のリスク評価の実施状況	161
別図表4-6	ログの解析による情報セキュリティリスク評価の実施状況	161
別図表4-7	システム監査の実施状況	161
別図表4-8	第一期政府共通P Fが提供するセキュリティ関連サービスの利用状況	161
別図表4-9	各府省等のPMO体制（令和2年2月末時点）	162
参考	用語集	163

別図表1-1 検査の対象とした政府情報システムの一覧

(単位：千円)

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
1	内閣官房	ITダッシュボード（政府情報技術投資実施状況等公表システム）	35,000	34,938
2	内閣官房	政府CIOポータルサイト	15,000	5,361
3	内閣官房	国家公務員身分証 共通発行管理システム	141,912	141,912
4	内閣官房	情報セキュリティ対策業務支援システム	82,003	77,336
5	内閣官房	GSOCシステム	1,025,589	932,571
6	内閣官房	NISC情報分析・共有システム	180,452	155,460
7	内閣官房	首相官邸ホームページシステム	365,042	365,041
8	内閣官房	幹部職員情報管理システム	15,000	14,796
9	内閣官房	労働判例検索システム	648	440
10	内閣官房	共用コンピュータ等	33,593	33,593
11	内閣官房	復旧・復興支援制度検索サービス	21,377	20,131
12	内閣官房	情報共有システム	818,629	113,940
13	内閣官房	NISC統合LANシステム	141,200	29,160
14	内閣官房	試用勤務時間管理システム	27,349	24,753
15	内閣法制局	内閣法制局LANシステム	81,000	81,000
16	内閣法制局	法令審査支援システム	27,853	27,604
17	人事院	人事院ホームページ		
18	人事院	行政文書開示請求電子申請システム		
19	人事院	意向届オンラインシステム		
20	人事院	苦情相談システム（メール相談システム）		
21	人事院	人事院ネットワーク	500,691	499,272
22	人事院	人事・給与関係業務情報システム	3,136,142	3,127,815
23	人事院	メールマガジン配信・管理システム	964	801
24	人事院	インターネットによる受験申込みシステム		
25	人事院	国家公務員採用試験合格発表サーバー	74,829	74,829
26	人事院	中央合同庁舎第5号館別館入退館管理システム	4,185	3,562
27	人事院	調整課データベース用PC（判定検索データベース）	356	356
28	内閣府	行政総合事務システム（給与編）	16,234	6,730
29	内閣府	出退情報表示システム	5,560	3,499
30	内閣府	政府広報ウェブサイト	128,342	125,295
31	内閣府	内閣府LAN（共通システム）	3,128,551	3,099,800
32	内閣府	情報セキュリティ教育システム	3,563	3,423
33	内閣府	情報提供等記録開示システム	8,311,967	4,589,919
34	内閣府	サービス検索・電子申請機能等システム	5,166,120	2,414,405
35	内閣府	QUICKオンライン・リアル・タイムシステム	4,614	4,614
36	内閣府	NPO情報管理・公開システム	42,842	40,925
37	内閣府	パーソナルコンピューター式（総括担当）（地域担当）（海外担当）	20,893	20,760
38	内閣府	景気ウォッチャー調査webシステム	6,831	4,442
39	内閣府	総合防災情報システム	1,004,761	713,349
40	内閣府	物資調達・輸送調整等支援システム	306,450	13,362
41	内閣府	子供の未来応援国民運動ホームページ	15,074	5,833
42	内閣府	原子力防災システム	107,856	104,473
43	内閣府	栄典事務効率化システム	10,452	10,452
44	内閣府	農地整備地理情報システム	400	400
45	内閣府	食品安全総合情報システム	13,309	7,587
46	内閣府	公益認定等総合情報システム	215,199	210,729
47	内閣府	新開発食品審査管理システム	668	667
48	内閣府	景気統計システム	17,962	15,746
49	内閣府	国民経済計算（SNA）統計及びそれに関連する統計情報の作成業務システム	69,326	66,976
50	内閣府	内閣府経済社会総合研究所システム	94,681	89,053

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
51	内閣府	機械受注統計調査票の回収システム	4,173	3,382
52	内閣府	迎賓館参観応募システム	36,288	29,998
53	内閣府	地方創生推進交付金申請システム	13,490	5,407
54	内閣府	日本学術会議事務局電子掲示板	356	356
55	内閣府	日本学術会議事務局無線LANシステム	1,547	1,264
56	内閣府	子ども・子育て支援全国総合システム	40,944	40,943
57	内閣府	子ども・子育て支援勘定業務関連システム	32,493	32,421
58	内閣府	中央防災無線WEB	682	682
59	内閣府	内閣府LAN（共通システム）（来訪者管理システム）	826	826
60	内閣府	内閣府LAN（共通システム）（経済社会総合研究所ウェブサイト（統計部門を除く）コンテンツ運用等）	6,309	2,998
61	宮内庁	宮内庁情報ネットワークシステム	277,363	250,539
62	宮内庁	宮内庁公開システム	38,239	38,239
63	宮内庁	CADシステム	30,553	29,966
64	宮内庁	図書寮文庫所蔵資料目録・画像公開システム	3,111	3,110
65	公正取引委員会	公正取引委員会ホームページシステム	1,361	1,291
66	公正取引委員会	公正取引委員会内ネットワーク	146,327	138,869
67	公正取引委員会	国家公務員ICカード発行管理システム	4,904	—
68	公正取引委員会	電子証拠統合管理システム	50,170	50,170
69	公正取引委員会	内債システム	314	160
70	公正取引委員会	立入検査及び出張における審査業務用モバイルパソコンシステム	2,378	1,795
71	警察庁	国家公務員ICカードシステム	999	999
72	警察庁	DNA型鑑定支援装置	92,988	76,896
73	警察庁	交通事故データ集計システム	1,930	1,882
74	警察庁	全国的情報処理センター用電子計算機	2,072,214	2,068,275
75	警察庁	運転者管理システム	733,789	732,113
76	警察庁	運転免許証認証局	57,090	54,139
77	警察庁	行政情報管理システム	955,051	792,241
78	警察庁	警察総合捜査情報システム	1,821,110	1,658,898
79	警察庁	指掌紋自動識別システム	4,314,680	4,263,202
80	警察庁	警察庁WANシステム	1,312,554	1,308,083
81	警察庁	オープンネットワークシステム	326,025	284,038
82	警察庁	受付システム	27,098	26,790
83	警察庁	図書館システム	599	361
84	警察庁	不当要求情報管理機関支援システム	15,643	15,612
85	警察庁	人事・給与関係業務情報システム	143,768	133,070
86	警察庁	警察庁ウェブサイト	43,272	35,231
87	警察庁	ワールドワイド電子メールシステム	23,858	22,577
88	警察庁	ICPOメッセージ交換システム	19,594	16,905
89	警察庁	事前旅客情報システム及び外国人個人識別情報認証システム	516,393	461,871
90	警察庁	組織犯罪情報管理システム及び特定金融情報データベースシステム	633,161	599,530
91	警察庁	ファイル共有ソフト専用端末	90	88
92	警察庁	画像処理分析用端末	2,393	1,843
93	警察庁	ファイル共有ソフト監視端末	114	88
94	警察庁	分析用パソコン	1,696	1,537
95	警察庁	情報収集用端末	37,240	25,004
96	警察庁	インターネット接続用端末	133	81
97	警察庁	国際テロ対策データベースシステム	73,286	48,748
98	警察庁	国際テロ捜査情報分析支援装置	7,234	3,078
99	警察庁	情報通信技術利用対策資機材	83	73
100	警察庁	データ送受信端末装置	703	688

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
101	警察庁	データ伝送用端末装置	155	154
102	警察庁	G7セキュアウェブサイトアクセスシステム	4,268	3,158
103	警察庁	110番アプリシステム	7,965	6,165
104	警察庁	ブロープ情報処理システム	27,658	27,599
105	警察庁	交通情報ネットワークセキュリティ装置	49,199	49,155
106	警察庁	交通規制情報管理システム	71,706	71,705
107	警察庁	広域交通管制システム	22,421	22,420
108	個人情報保護委員会	情報保護評価書受付システム	124,504	87,667
109	個人情報保護委員会	監視・監督システム	978,970	978,969
110	個人情報保護委員会	検査情報管理システム	44,255	40,804
111	個人情報保護委員会	オプトアウト届出受付・公表業務支援ツール等運用端末	4,213	2,746
112	個人情報保護委員会	報告受付管理システム	25,755	13,726
113	金融庁	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム	802,481	615,251
114	金融庁	金融庁ウェブサイトシステム	18,978	18,978
115	金融庁	金融庁電子申請・届出システム	63,444	60,200
116	金融庁	金融庁業務支援統合システム	674,982	669,034
117	金融庁	金融庁ネットワーク（LAN）	886,728	860,076
118	金融庁	図書館運営システム	9,215	8,624
119	金融庁	店頭デリバティブ取引情報報告・蓄積システム	114,152	100,136
120	金融庁	日本銀行金融データベースシステム	378	375
121	金融庁	健康管理システム	4,113	1,355
122	金融庁	デジタルフォレンジック等関連システム	4,715	4,715
123	金融庁	信用リスク計測参照モデル	16,851	16,850
124	金融庁	市場リスク計測参照モデル		
125	金融庁	研究官研究用PC	652	641
126	金融庁	モニタリング支援システム	38,894	38,472
127	消費者庁	消費者庁ネットワークシステム	691,181	578,534
128	消費者庁	消費者庁給与計算システム	4,320	2,192
129	消費者庁	消費者庁ホームページシステム	27,372	13,349
130	消費者庁	消費者庁リコール情報サイト	10,584	10,584
131	消費者庁	製品安全データベース	3,240	2,808
132	消費者庁	製造所固有記号制度データベース及び新たな機能性表示制度届出データベース	61,425	61,146
133	消費者庁	景品表示法執行NETシステム	9,192	4,637
134	消費者庁	ウェブサイト単独閲覧システム	1,362	1,361
135	消費者庁	特定商取引法ガイド	7,560	7,560
136	消費者庁	特商法執行NETシステム	14,883	3,358
137	消費者庁	迷惑メール追放システム	10,108	10,108
138	消費者庁	消費者教育ポータルサイト	15,084	5,207
139	消費者庁	「子どもを事故から守る！プロジェクト」ポータルサイト	9,011	—
140	消費者庁	消費者庁図書館システム	1,743	934
141	復興庁	復興庁ホームページ	17,879	17,878
142	復興庁	給与計算システム	4,404	4,403
143	総務省	令和2年国勢調査オンライン調査システム	356,429	356,184
144	総務省	センサス・マッピング・システム	80,434	80,353
145	総務省	家計調査オンライン調査システム	139,621	132,943
146	総務省	小売物価統計調査システム	185,403	174,756
147	総務省	労働力調査オンライン調査システム	68,726	36,288
148	総務省	統計ダッシュボードシステム	34,192	34,192
149	総務省	統計局ホームページ	16,771	13,799
150	総務省	統計業務基盤システム	98,541	98,160

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
151	総務省	事業所母集団情報整備支援システム	648,710	623,076
152	総務省	総務省図書館情報管理システム	1,335	1,334
153	総務省	政策評価に関する統一研修e-ラーニングシステム	3,353	1,868
154	総務省	行政相談総合システム	15,504	15,339
155	総務省	情報検索用パソコン	3,953	3,938
156	総務省	W B Tシステム	3,710	3,710
157	総務省	総務省リモートアクセスサービス	64,499	64,499
158	総務省	総務省LAN	2,850,824	2,803,533
159	総務省	一元的な文書管理システム	1,180,716	836,726
160	総務省	政府情報システム管理データベース（ODB）	61,578	47,974
161	総務省	行政不服審査裁決・答申検索データベース	16,813	16,719
162	総務省	電子政府の総合窓口システム（e-Gov）	3,550,817	2,035,786
163	総務省	電子政府利用支援センター	126,705	124,274
164	総務省	データカタログサイト	39,779	38,361
165	総務省	情報公開・個人情報保護関係答申・判決データベース	9,061	7,776
166	総務省	情報公開・個人情報保護総合案内所パソコン	6,970	6,329
167	総務省	国家公務員ICカード身分証府省間データ交換サーバシステム	11,196	11,196
168	総務省	政府認証基盤	1,342,601	1,342,601
169	総務省	政府共通ネットワーク	3,292,557	3,292,555
170	総務省	電子掲示板システム	124,642	124,641
171	総務省	電子文書交換システム		
172	総務省	共通情報検索システム	78,892	78,892
173	総務省	政府共通プラットフォーム	15,834,765	15,471,314
174	総務省	オンライン研修システム	100,720	58,141
175	総務省	研修LANシステム	11,639	11,638
176	総務省	恩給事務総合システム	216,729	215,466
177	総務省	住民基本台帳ネットワーク利用システム	2,757	2,590
178	総務省	恩給相談電話受付システム	2,835	2,758
179	総務省	入退館管理システム	10,609	5,153
180	総務省	行政文書ファイル管理簿システム閲覧用パソコン	77	77
181	総務省	総務省ホームページ	30,000	26,745
182	総務省	産業連関表作成業務支援プログラム	3,938	3,937
183	総務省	情報提供ネットワークシステム	7,165,192	7,120,969
184	総務省	非常時情報伝達ネットワークシステム	4,507	4,059
185	総務省	迷惑メール分析・処理システム	13,608	13,608
186	総務省	苦情・相談受付システム	7,987	5,319
187	総務省	電気通信行政情報システム	349,704	335,444
188	総務省	調達総合情報システム	299,622	267,468
189	総務省	調達ポータル	325,708	297,983
190	総務省	電子調達システム（G E P S）	1,201,063	1,162,094
191	総務省	総務省共通基盤支援システム	279,163	272,218
192	総務省	総合無線局監視システム	10,510,000	10,397,918
193	総務省	住民基本台帳ネットワークシステム用端末	9,955	9,805
194	総務省	地方行税政統計システム	65,313	64,800
195	総務省	合併デジタルアーカイブ	1,505	627
196	総務省	政治資金・政党助成関係申請・届出オンラインシステム	464,994	399,369
197	総務省	地域の元気創造プラットフォーム	142,812	142,812
198	総務省	地方財政決算情報管理システム	231,297	226,577
199	総務省	マイキープラットフォーム関連システム	470,000	450,072
200	総務省	全国消費実態調査オンライン調査システム	175,133	133,650

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
201	総務省	海外電気通信データベースシステム	1,296	982
202	総務省	統計分析データ管理クラウド	300,769	250,142
203	消防庁	防災気象情報システム	148,838	119,577
204	消防庁	災害時対応系システム	9,590	7,862
205	消防庁	災害情報配信管理装置	1,034	1,034
206	消防庁	外部公関係システム	3,996	3,996
207	消防庁	地域防災計画・国民保護計画データベース	8,262	6,447
208	消防庁	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	34,060	32,940
209	消防庁	全国瞬時警報システム	391,553	323,320
210	消防庁	ヘリコプター動態管理システム	198,804	188,576
211	消防庁	緊急消防援助隊動態情報システム	65,413	57,015
212	消防庁	統計調査系システム	43,556	40,489
213	消防庁	消防庁共通インフラ基盤	389,175	299,763
214	消防庁	ウェザーニュース受信端末	3,139	3,139
215	消防庁	消防防災・危機管理センター内大型ディスプレイ用映像操作卓	944	944
216	消防庁	地上系一斉指令装置	7,425	7,425
217	消防庁	消防庁・消防大学校衛星地球局監視制御端末	12,395	12,395
218	消防庁	消防庁・消防大学校監視制御端末	2,268	2,268
219	消防庁	支援情報共有ツール	1,441	1,441
220	法務省	法務省内LANシステム等	509,432	509,333
221	法務省	法務省情報ネットワーク	653,715	639,936
222	法務省	コンテンツ管理システム	89,230	31,782
223	法務省	法務省ホームページシステム	21,274	20,554
224	法務省	法務省統合情報基盤	481,053	481,053
225	法務省	刑事情報連携データベース	420,337	418,684
226	法務省	国家公務員カード発行管理システム	80,850	18,647
227	法務省	法務省住民基本台帳ネットワークシステム接続サーバ	8,904	6,340
228	法務省	司法試験総合管理システム	35,051	35,017
229	法務省	予算管理システム	1,207	1,206
230	法務省	中央合同庁舎第6号館入退館管理システム	53,328	10,745
231	法務省	設計業務支援システム	16,592	14,951
232	法務省	ADR認証業務処理システム	1,417	1,386
233	法務省	法律図書・雑誌検索システム	7,135	6,049
234	法務省	民事・刑事統計システム	18,457	17,496
235	法務省	日本法令外国語訳データベースシステム	17,315	12,831
236	法務省	法令整備・編さん業務データベースシステム	413	413
237	法務省	法務局通信ネットワークシステム	565,915	524,636
238	法務省	戸籍統一文字データベースシステム	59,324	16,787
239	法務省	国籍事務処理管理システム	26,569	12,192
240	法務省	供託事務処理システム	764,295	754,266
241	法務省	戸籍副本データ管理システム	653,438	606,537
242	法務省	電子認証システム	276,140	275,149
243	法務省	債権譲渡登記システム	302,996	301,827
244	法務省	動産譲渡登記システム	23,522	23,521
245	法務省	登記情報提供システム	1,192,196	906,308
246	法務省	登記・供託オンライン申請システム	1,803,533	1,748,450
247	法務省	地図情報システム	4,308,718	4,099,945
248	法務省	成年後見登記システム	250,991	250,431
249	法務省	登記情報システム	22,718,167	22,392,374
250	法務省	入退館管理システム（民事局）	9,617	9,453

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
251	法務省	検察総合情報管理システム	1,679,096	1,674,038
252	法務省	入退館管理システム（刑事局）	139,673	38,336
253	法務省	刑事局個別情報システム	628,354	276,559
254	法務省	矯正総合情報通信ネットワークシステム	1,269,538	857,072
255	法務省	更生保護トータルネットワークシステム	325,947	254,315
256	法務省	事件管理システム	260,619	40,077
257	法務省	接続LANシステム	145,039	129,408
258	法務省	人権擁護事務支援システム	55,104	28,155
259	法務省	準備書面作成支援システム	189,224	188,902
260	法務省	訟務重要判例集データベースシステム	18,265	18,265
261	法務省	戸籍情報連携システム	648,650	504,360
262	法務省	出入国管理システム	15,461,418	13,849,745
263	外務省	入退庁管理システム	132,260	132,260
264	外務省	会計手続きシステム	114,047	114,045
265	外務省	統合Web環境	289,139	272,977
266	外務省	外国記者登録証発給システム	1,334	1,334
267	外務省	外部関係者に係る情報一元化システム（FACE）	9,700	9,700
268	外務省	外国公館等情報システム	12,074	12,069
269	外務省	統合医療情報処理システム	10,402	10,401
270	外務省	医務官業務支援システム	960	842
271	外務省	公信事務自動処理システム	1,149	204
272	外務省	業務系共通プラットフォーム	116,649	109,696
273	外務省	人事給与等業務システム	283,206	278,999
274	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	8,810,389	8,404,061
275	外務省	管理者評価システム	11,212	11,118
276	外務省	人事計画用情報管理システム	1,234	1,234
277	外務省	条約等国際約束検索システム	5,720	5,140
278	外務省	在外経理システム	616,021	616,003
279	外務省	音声自動応答システム	10,789	10,789
280	外務省	文書作成編集システム	2,415	2,414
281	外務省	出退情報表示システム	8,625	8,364
282	外務省	国会関連業務支援システム	15,920	15,920
283	外務省	会議室予約システム	2,237	2,152
284	外務省	文書管理簿作成業務支援システム	31,643	31,642
285	外務省	秘密文書管理システム	11,985	11,985
286	外務省	一元的な文書管理外務省固有システム（記録）	33,459	31,933
287	外務省	情報公開事務支援システム	10,287	10,286
288	外務省	特定歴史公文書等簿冊管理システム	6,961	4,919
289	外務省	外交史料館所蔵史料インターネット検索システム	71,661	64,624
290	外務省	図書館業務管理システム	1,458	1,458
291	外務省	領事業務情報システム	3,127,323	3,072,097
292	外務省	旅券発給管理システム（旧ホスト）、IC旅券用認証局システム及びIC旅券作成機等	854,097	836,685
293	外務省	研修管理システム	5,287	5,287
294	外務省	統合情報管理システム	82,036	82,036
295	財務省	職員情報検索システム	9,013	6,884
296	財務省	歳入金連携システム	12,557	12,554
297	財務省	財務省行政情報化LANシステム	1,387,539	1,336,058
298	財務省	財務省行政情報化LAN等オペレーションルームのセキュリティシステム	1,079	1,038
299	財務省	財務省ホームページコンテンツマネジメントシステム	10,365	10,364
300	財務省	健康管理システム（大臣官房会計課）	5,811	3,694

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
301	財務省	入庁者受付システム	40,761	16,338
302	財務省	国家公務員カード等及び入退館管理システム	37,490	28,874
303	財務省	財務省本庁舎及び中央合同庁舎第4号館共用会議室予約システム	1,216	1,216
304	財務省	国税収納金整理資金管理システム	2,778	972
305	財務省	財務局行政情報化LANシステム	2,474,603	2,250,152
306	財務省	財務局ホームページ	30,515	25,920
307	財務省	官庁会計システム	4,668,842	4,555,513
308	財務省	予算編成支援システム	3,962,183	3,891,230
309	財務省	通関情報総合判定システム	5,135,110	4,865,822
310	財務省	通関事務総合データ通信システム	3,304,455	3,216,041
311	財務省	財政融資資金電算機処理システム	1,584,863	1,584,863
312	財務省	スワップトレーディング等システム	24,286	23,183
313	財務省	国債債務分析システム	27,924	18,474
314	財務省	国庫収支事務オンラインシステム	54,618	37,534
315	財務省	政府借入金入札システム	207,653	195,338
316	財務省	国債関係システム	155,629	130,039
317	財務省	国有財産総合情報管理システム	1,572,588	1,547,416
318	財務省	外債取引等管理システム	912,149	774,159
319	財務省	歳入金電子納付システム	351,465	347,973
320	国税庁	国税総合管理システム(KSKシステム)	28,084,762	27,786,304
321	国税庁	国税局OAセンターシステム	369,426	368,197
322	国税庁	国税総合管理システム(オープンシステム)	6,037,249	5,885,216
323	国税庁	国税庁LANシステム	5,832,964	5,713,398
324	国税庁	外部インターネット接続環境	525,314	525,306
325	国税庁	国税庁ホームページ	314,236	311,982
326	国税庁	確定申告書等作成コーナー	3,136,808	2,693,562
327	国税庁	公売用ホームページ作成システム	28,836	28,836
328	国税庁	集中電話催告システム	474,105	468,434
329	国税庁	開示請求検索システム	11,232	11,232
330	国税庁	判例等データベースシステム	14,412	14,411
331	国税庁	財産評価基準閲覧システム	30,064	29,198
332	国税庁	法律雑誌検索システム	9,072	9,072
333	国税庁	人事OAシステム(異動案作成支援システム)	5,689	5,688
334	国税庁	携帯用パソコン	83,970	70,430
335	国税庁	法人番号システム等	5,358,908	5,281,989
336	国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	7,823,167	7,751,783
337	国税庁	入退館管理システム(国税局)	41,469	37,432
338	国税庁	身分証明書等ICカード発行管理システム	21,118	14,533
339	国税庁	通勤管理システム	9,633	7,776
340	国税庁	免税販売管理システム	454,450	453,039
341	文部科学省	文部科学省ホームページ	192,797	176,154
342	文部科学省	文部科学省メールマガジン	2,203	1,944
343	文部科学省	文部科学省政府調達情報システム	11,230	11,229
344	文部科学省	文部科学省官庁会計システムⅡ	10,030	9,897
345	文部科学省	府省共通研究開発管理システム	512,444	246,504
346	文部科学省	文部科学省行政情報システム	1,233,360	1,205,575
347	文部科学省	政府統計共同利用システムに係る自動連携及び集計システム	218,219	199,871
348	文部科学省	文部科学省電子入札システム	75,161	75,161
349	文部科学省	文部科学省文教施設工事情報調達情報公開・収集システム	26,196	20,387
350	文部科学省	公立学校施設整備費執行事務管理システム	36,667	36,667

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
351	文部科学省	高等学校卒業程度認定試験システム	15,852	15,371
352	文部科学省	高等学校等就学支援金事務処理システム	400,029	397,035
353	文部科学省	「在外教育施設派遣教員在勤管理システム」及び「在外教育施設派遣教員旅費システム」	5,974	5,595
354	文部科学省	教科書検定意見文書化システム	1,242	1,242
355	文部科学省	地域地震情報センターデータ処理システム	40,550	38,643
356	文部科学省	原子力損害賠償紛争解決センター統合データベース	56,000	35,627
357	文部科学省	人事管理・評価システム	44,021	41,040
358	文部科学省	教科書事務執行管理システム	5,459	5,218
359	文部科学省	登退庁表示システム	5,148	5,087
360	文部科学省	中央教育審議会委員等管理データベースシステム	1,600	1,599
361	文部科学省	トビタテ！留学JAPANキャンペーンにおけるWEBサイト	19,224	19,224
362	文部科学省	食品成分データベース	7,208	5,046
363	文部科学省	学術基盤実態調査回答システム	1,010	993
364	文化庁	文化庁ホームページ	29,530	29,530
365	文化庁	著作権情報システム	4,224	2,847
366	文化庁	全国ロケーションデータベースシステム	15,923	14,303
367	文化庁	日本映画情報システム	6,310	3,251
368	文化庁	宗教法人台帳システム	983	567
369	文化庁	文化遺産オンライン	29,564	28,355
370	文化庁	日本語教育コンテンツ共有システム（NEWS）	2,887	989
371	文化庁	メディア芸術データベース	90,226	80,261
372	厚生労働省	国家公務員ICカード身分証運用・管理システム	489	489
373	厚生労働省	情報公開事案管理システム	8,300	8,025
374	厚生労働省	中央合同庁舎第5号館入退館管理システム	24,305	—
375	厚生労働省	都道府県労働局情報提供サイト集約化システム	630	594
376	厚生労働省	労働局共働支援システム（総務情報システム）	486,426	394,258
377	厚生労働省	麻薬取締部ネットワークシステム	64,840	60,826
378	厚生労働省	医薬品医療機器申請・審査システム	37,102	27,643
379	厚生労働省	保険医療機関等管理システム	1,067,552	602,205
380	厚生労働省	地方厚生局WEBサーバー	3,640	3,298
381	厚生労働省	統合ネットワークシステム	2,376,501	2,064,748
382	厚生労働省	厚生労働省電子申請・届出システム	236,268	236,264
383	厚生労働省	厚生労働省ネットワークシステム	5,204,979	5,098,822
384	厚生労働省	人口動態オンライン報告システム	28,718	21,880
385	厚生労働省	毎月勤労統計調査オンラインシステム	117,027	100,255
386	厚生労働省	厚生労働省統計処理システム	69,342	58,590
387	厚生労働省	薬剤耐性菌発生動向調査システム	32,870	19,872
388	厚生労働省	B型肝炎訴訟に係る情報収集管理データベースシステム	6,899	5,616
389	厚生労働省	健康増進総合支援システム	7,776	7,128
390	厚生労働省	特定健診保健指導データベース及びデータファイルソフト	10,530	8,424
391	厚生労働省	ハンセン病療養所退所者給与金管理システム・国立ハンセン病療養所等死没者改葬費管理システム・ハンセン病療養所非入所者給与金管理システム	7,876	5,616
392	厚生労働省	指定難病患者データベースシステム（変更前：希少・難治性疾患登録データベース特定疾患登録システム）	450,237	429,423
393	厚生労働省	小児慢性特定疾病データベース登録システム	79,266	78,776
394	厚生労働省	感染症サーベイランスシステム	71,538	64,006
395	厚生労働省	病原体等管理システム	65,281	56,700
396	厚生労働省	輸入動物届出業務処理システム	18,790	6,538
397	厚生労働省	特定接種管理システム	20,286	20,286
398	厚生労働省	国立原爆死没者追悼平和祈念館情報システム	73,161	71,281
399	厚生労働省	毒物劇物営業者登録等システム	16,576	13,176
400	厚生労働省	麻薬製造等免許・許可電子台帳システム	16,385	16,385

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
401	厚生労働省	給水装置データベースシステム	7,061	6,446
402	厚生労働省	食品保健総合情報処理システム	57,335	54,469
403	厚生労働省	海外感染症情報システム	2,823	2,346
404	厚生労働省	食品衛生申請等システム	30,000	—
405	厚生労働省	東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム	198,755	116,688
406	厚生労働省	労働保険適用徴収システム	3,858,416	3,537,809
407	厚生労働省	労働基準行政システム（労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム）	13,888,560	12,671,358
408	厚生労働省	労働基準行政システム（労災レセプト電算処理システム）	1,474,770	1,420,486
409	厚生労働省	ハローワークシステム	61,973,572	57,749,778
410	厚生労働省	人材サービス総合サイト	13,343	13,343
411	厚生労働省	職業情報提供サイト（日本版O-N E T）	72,204	49,680
412	厚生労働省	総合的職場情報提供サイト	132,838	123,120
413	厚生労働省	技能者育成資金債権回収システム	45,639	42,965
414	厚生労働省	教育訓練給付制度情報管理・検索システム	95,341	89,727
415	厚生労働省	労働局総務情報システム（雇用均等行政情報システム）	53,140	39,354
416	厚生労働省	生活保護業務データシステム	83,329	49,144
417	厚生労働省	生活困窮者自立支援統計システム	61,058	9,979
418	厚生労働省	援護システム	7,567	7,567
419	厚生労働省	画像情報検索システム	19,483	15,579
420	厚生労働省	【障害福祉】業務管理体制データ管理システム	7,063	4,438
421	厚生労働省	特別児童扶養手当支払システム	998	998
422	厚生労働省	医療的ケア児等医療情報共有システム	153,100	—
423	厚生労働省	通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集システム	100,691	100,440
424	厚生労働省	介護保険事業状況報告システム	25,483	22,572
425	厚生労働省	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム	17,489	7,516
426	厚生労働省	介護サービス情報公表システム	89,352	89,352
427	厚生労働省	「医療費情報総合管理分析システム」及び「医療費供給面統計システム」	1,246,577	1,054,391
428	厚生労働省	国民健康保険総合データベースシステム	17,629	9,685
429	厚生労働省	D P C データベース管理運用システム	140,184	140,183
430	厚生労働省	事件管理システム	85,563	80,168
431	厚生労働省	診療報酬情報提供サービスシステム	23,328	23,328
432	厚生労働省	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム	736,144	290,198
433	厚生労働省	公的年金財政評価システム	25,529	24,956
434	厚生労働省	年金財政計算システム	41,820	37,182
435	厚生労働省	企業年金統計情報集計システム	6,805	—
436	厚生労働省	数理統計システム	142,556	104,864
437	厚生労働省	年金記録の訂正請求事蹟システム	12,377	11,545
438	厚生労働省	年金給付システム	38,593,620	35,931,825
439	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	87,858,756	60,501,773
440	厚生労働省	科学的介護データ収集・分析等システム	266,675	—
441	厚生労働省	介護レセプト等データ第三者提供システム	140,373	126,053
442	厚生労働省	介護保険総合データベース	138,708	94,342
443	厚生労働省	地域包括ケア「見える化」システム	298,504	280,028
444	厚生労働省	厚生労働省予算の支出状況検索サイト	778	778
445	厚生労働省	ジョブ・カード制度総合サイト	308,403	299,164
446	厚生労働省	出退庁表示システム	912	912
447	厚生労働省	技能検定受検者情報収集・管理システム	4,816	4,816
448	農林水産省	保険請求事務システム	15,599	13,655
449	農林水産省	入退館管理システム	62,970	57,890
450	農林水産省	資金前渡官吏事務システム	9,083	1,274

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
451	農林水産省	競争参加資格審査申請書入力業務用システム	1,638	993
452	農林水産省	農林水産省メールマガジン	2,413	913
453	農林水産省	コンテンツ・マネージメント・システム	64,084	55,310
454	農林水産省	農林水産省行政情報システム	1,954,137	1,912,121
455	農林水産省	農林水産省統合ネットワーク	316,402	311,821
456	農林水産省	地方参事官ネットワーク	33,392	28,902
457	農林水産省	国際交渉関係ファイリングシステム	312	311
458	農林水産省	農林水産物輸出入情報システム	3,662	2,109
459	農林水産省	図書館管理・提供システム	11,930	11,665
460	農林水産省	農林水産統計システム	722,610	666,791
461	農林水産省	タブレット端末等の整備	52,878	47,228
462	農林水産省	生鮮食料品流通情報システム	55,319	55,318
463	農林水産省	わがマチ・わがムラ情報提供システム	2,874	2,743
464	農林水産省	新たな統計調査手法に用いるタブレット端末等	13,343	9,199
465	農林水産省	相談受付情報ネットワークシステム	1,512	1,512
466	農林水産省	食品表示調査管理システム	49,672	27,669
467	農林水産省	米穀流通監視情報管理システム	5,464	5,464
468	農林水産省	肥料登録システム	9,491	9,490
469	農林水産省	農薬登録情報システム	20,090	8,442
470	農林水産省	飼料業者情報共有システム	5,657	4,480
471	農林水産省	家畜防疫マップシステム	4,199	—
472	農林水産省	輸出証明書発給システム	54,898	40,310
473	農林水産省	総合化事業計画認定事業者情報管理及びフォローアップシステム	14,675	14,256
474	農林水産省	品種登録業務関連システム	21,792	21,757
475	農林水産省	地理的表示登録審査・監視システム	45,524	26,622
476	農林水産省	輸出に関する証明書発行検索システム	10,980	3,564
477	農林水産省	飼料生産型酪農経営支援事業情報管理システム	14,040	14,040
478	農林水産省	農地権利移動・借賃等調査システム	2,474	2,471
479	農林水産省	農業共済再保険事務処理システム	66,191	28,323
480	農林水産省	農業用水実態調査整理ツール	10,022	10,022
481	農林水産省	国営造成水利施設等GISデータ整備に係る「データ抽出ツール」及び「データ結合ツール」	15,000	14,040
482	農林水産省	農地整備地理情報システム	6,500	6,203
483	農林水産省	農林水産省電子入札システム	471,379	454,473
484	農林水産省	農業農村整備事業総合支援システム（現場業務支援システム）	754,813	750,558
485	農林水産省	農業水利ストック情報データベースシステム	85,443	76,945
486	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク	3,600,465	211,011
487	農林水産省	衛星通信用パソコン	2,400	1,510
488	農林水産省	政府所有米麦情報管理システム	942,685	917,306
489	農林水産省	経営所得安定対策情報管理システム	351,018	338,521
490	農林水産省	食品廃棄物等多量発生事業者定期報告システム	3,000	1,361
491	農林水産省	畜産物価格算定に係るデータ算出及び食肉取引情報提供システム	2,268	2,268
492	農林水産省	農林水産省共通申請サービス	9,180	9,180
493	農林水産省	農林水産省クラウド	9,698	9,698
494	経済産業省	経済産業省基盤情報システム	5,581,812	5,511,762
495	経済産業省	経済産業省汎用電子申請システム	59,988	34,989
496	経済産業省	プラットフォーム検証システム	4,075	—
497	経済産業省	経済産業局業務支援システム	14,333	14,333
498	経済産業省	経済産業省総合庁舎入退表示システム	15,850	15,850
499	経済産業省	経済産業省総合庁舎入退館等管理セキュリティシステム	15,000	14,072
500	経済産業省	経済産業省調査統計システム	671,161	538,916

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
501	経済産業省	工業標準策定システム	126,665	118,113
502	経済産業省	旅費等内部管理業務共通システム	650,002	605,579
503	経済産業省	市場監視システム	8,191	8,190
504	経済産業省	街元気	9,054	9,054
505	経済産業省	L P ガス保安技術者向けWebサイト	5,042	3,920
506	経済産業省	ガス防災支援システム	12,000	10,938
507	経済産業省	入退室管理システム	12,381	12,381
508	経済産業省	J C M登録簿	40,920	40,918
509	経済産業省	J クレジット制度H P	2,160	2,160
510	経済産業省	電力市場監視システム	224,970	194,147
511	経済産業省	地域経済分析システム	480,000	472,777
512	経済産業省	地域動態統計システム	1,832	1,540
513	経済産業省	Q U I C K A s t r a M a n a g e r 情報提供	2,501	2,501
514	経済産業省	ブルームバーグ	2,634	2,634
515	経済産業省	時事通信メインメイトマルチスクリーン	4,406	4,406
516	経済産業省	トムソンロイター	4,230	4,230
517	経済産業省	化学物質審議会用ノートP C	1,757	1,757
518	経済産業省	産業保安システム	679,742	679,742
519	経済産業省	補助金申請システム	505,839	200,304
520	経済産業省	法人インフォメーション	412,994	181,757
521	経済産業省	法人共通認証基盤	360,000	255,772
522	経済産業省	化審法一般化学物質等届出管理システム	57,201	49,140
523	経済産業省	化審法低生産量・少量新規化学物質審査システム	122,798	72,751
524	特許庁	インターネット公報発行に係るホスティングサービス	82,623	62,923
525	特許庁	弁理士試験願書請求受付システム	4,705	2,834
526	特許庁	特許庁L A N	1,418,793	1,237,375
527	特許庁	特許事務システム	33,291,316	30,720,389
528	特許庁	特許庁図書館システム	4,615	4,615
529	特許庁	人事評価システム	23,161	22,880
530	特許庁	特許庁セキュリティゲートシステム	13,133	13,133
531	特許庁	弁理士試験スタンドアロンパソコン	1,724	1,723
532	特許庁	国際出願電子データ交換用機器	336	335
533	特許庁	国際F A X 出願用端末等機器	639	447
534	特許庁	健康管理システム	2,152	2,152
535	国土交通省	人事情報処理システム	508,448	496,415
536	国土交通省	インターネットホームページ	30,210	28,290
537	国土交通省	I C カード身分証発行管理システム	4,156	4,156
538	国土交通省	建設事業予算執行管理システム	509,366	495,591
539	国土交通省	電子入札システム	1,097,435	1,092,703
540	国土交通省	運輸安全マネジメント評価データベースシステム	2,296	2,296
541	国土交通省	官庁施設情報管理システム	19,656	19,656
542	国土交通省	官庁営繕部工事・契約管理システム	10,228	10,199
543	国土交通省	倉庫台帳・倉庫関連定期報告集計・分析システム	2,139	1,876
544	国土交通省	貨物利用運送事業者台帳システム	1,813	1,617
545	国土交通省	国土交通省イントラネットシステム	5,311	3,790
546	国土交通省	国土交通省図書館システム	4,103	4,103
547	国土交通省	統計調査データアーカイブサーバ	12,697	11,208
548	国土交通省	自動車輸送統計集計システム	18,234	18,234
549	国土交通省	建設工事統計調査電子申請個別システムプログラム	1,944	1,944
550	国土交通省	住民基本台帳ネットワークシステム	14,363	10,717

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
551	国土交通省	国土交通本省行政情報ネットワークシステム	640,117	617,072
552	国土交通省	国土交通省オンライン申請システム	142,578	142,536
553	国土交通省	地方運輸局等行政情報ネットワークシステム	465,309	465,309
554	国土交通省	国土政策局電子計算機システム	96,204	91,976
555	国土交通省	土地利用調整総合支援ネットワークシステム	17,000	16,310
556	国土交通省	土地総合情報システム	53,199	53,199
557	国土交通省	土地総合情報ライブラリー	19,035	—
558	国土交通省	宅地建物取引業免許事務等処理システム	20,489	19,988
559	国土交通省	建設業者・宅建業者等企業情報検索システム	77,059	52,382
560	国土交通省	建設関連業者登録システム	16,241	8,013
561	国土交通省	不動産鑑定士等登録管理システム	1,206	948
562	国土交通省	マンション管理業登録処理システム／賃貸住宅管理業事務処理システム	4,320	2,413
563	国土交通省	下水道処理施設維持管理者登録システム	259	252
564	国土交通省	特殊車両通行許可システム	2,075,273	995,273
565	国土交通省	道路占用システム	359,603	318,207
566	国土交通省	タクシー運転者登録制度ネットワークシステム	31,292	31,238
567	国土交通省	審査・リコール課個別業務システム	119,712	117,178
568	国土交通省	自動車分解整備認定システム（整備課）	25,553	24,948
569	国土交通省	自動車損害賠償保障事業システム	11,157	8,832
570	国土交通省	自動車検査情報システム（整備課）	462,428	458,140
571	国土交通省	運送事業者監査総合情報システム	71,967	65,558
572	国土交通省	自動車損害賠償責任保険システム	21,880	11,566
573	国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	3,955,176	3,719,225
574	国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	1,158,957	1,028,641
575	国土交通省	一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報管理システム	10,740	10,722
576	国土交通省	内航海運事業者情報システム	988	988
577	国土交通省	海技資格制度事務処理システム	85,913	85,913
578	国土交通省	登録公認業務管理システム	2,970	1,264
579	国土交通省	船員労務監査情報照会システム	6,361	4,093
580	国土交通省	船員職業安定業務管理システム	12,338	9,398
581	国土交通省	船舶保険データベースシステム	1,618	1,618
582	国土交通省	船舶検査登録システム	16,623	14,798
583	国土交通省	コンテナ物流情報サービス	30,733	30,733
584	国土交通省	出入管理情報システム	457,649	426,016
585	国土交通省	航空安全推進ネットワーク	185,899	183,774
586	国土交通省	航空局各地方官署LAN	423,273	421,071
587	国土交通省	サテライト空港運航管理卓	202,752	192,752
588	国土交通省	スポット管理システム（スポット情報表示装置を含む）	208,801	147,076
589	国土交通省	ランプパス管理システム	224,462	189,582
590	国土交通省	飛行経路情報表示システム	29,332	—
591	国土交通省	捜索救難システム	73,744	69,502
592	国土交通省	次期管制卓システム	56,452	52,332
593	国土交通省	管制情報処理システム	13,981,782	12,963,223
594	国土交通省	飛行コース公開システム	59,241	51,283
595	国土交通省	空港施設CALSシステム	24,780	24,780
596	国土交通省	航空保安無線施設部品補給管理システム	9,701	—
597	国土交通省	航空情報センター運用卓	3,693	3,693
598	国土交通省	航空従事者管理システム（運航安全課）	9,774	9,498
599	国土交通省	ターミナルレーダー情報処理システム	803,957	803,957
600	国土交通省	航空機騒音監視装置	13,460	9,657

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
601	国土交通省	国土交通本省行政情報システム中間セグメント	44,877	32,798
602	国土交通省	国土交通行政インターネットモニターシステム	2,938	1,891
603	国土交通省	東京国際空港I Dカード管理システム維持	169,757	169,757
604	国土交通省	国土交通省行政情報基盤システム等	1,280,201	1,272,731
605	国土交通省	社会資本情報プラットフォーム	22,743	22,743
606	国土交通省	電子契約システム（工事・業務）	224,032	223,784
607	国土交通省	建築関連手続きオンラインシステム	22,500	22,491
608	国土交通省	事業用自動車総合安全情報システム	32,076	31,989
609	国土交通省	航空管制セキュリティシステム	3,512,000	3,079,760
610	国土交通省	人事管理システム	860	658
611	国土交通省	健康管理システム	6,771	4,141
612	国土交通省	統計調査データ作成システム	5,977	—
613	国土交通省	P S C 情報ネットワークシステム	10,985	10,943
614	国土交通省	船舶へのF A X 情報伝達システム	713	—
615	国土交通省	社会資本整備総合交付金システム	130,000	130,000
616	国土交通省	ドローン情報基盤システム（飛行申請許可機能）	163,620	132,840
617	国土交通省	ドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）	83,336	32,832
618	気象庁	C T B T O データ変換装置	1,647	1,647
619	気象庁	アメダスデータ等統合処理システム	350,766	349,849
620	気象庁	予報作業支援システム	86,924	86,923
621	気象庁	図書館システム	2,092	2,091
622	気象庁	土砂災害警戒情報作成システム	95,374	71,898
623	気象庁	地震活動等総合監視システム	282,796	282,796
624	気象庁	天気図解析システム	2,869	1,477
625	気象庁	数値解析予報システム	2,136,401	2,113,639
626	気象庁	気象レーダー観測処理システム	392,705	371,393
627	気象庁	気象庁ホームページ	119,520	109,252
628	気象庁	気象資料提供システム	12,390	12,389
629	気象庁	気象資料総合処理システム	1,797,022	1,679,746
630	気象庁	温室効果ガス等データ収集・提供装置	47,679	32,337
631	気象庁	潮位データ総合処理装置	16,615	16,368
632	気象庁	火山監視情報システム	109,897	109,896
633	気象庁	2週間気温予報システム	70,273	69,968
634	気象庁	空港気象ドップラーレーダー観測処理装置	53,234	51,772
635	気象庁	突風等短時間予報システム	44,455	39,248
636	気象庁	航空気象実況データ収集処理装置	72,799	72,798
637	気象庁	行政情報システム	344,488	320,470
638	気象庁	河川洪水予報システム	23,667	23,666
639	気象庁	長周期地震動分析装置	299	—
640	気象庁	雨量レーダー情報コンテンツ作成装置	4,658	—
641	気象庁	雷監視システム監視装置	451	450
642	気象庁	高層気象観測データ統合処理システム	13,183	13,182
643	気象庁	高層風分析システム	5,054	378
644	気象庁	海洋情報処理装置	16,385	16,385
645	気象庁	静止気象衛星画像通報基盤	33,437	33,436
646	気象庁	火山灰情報提供システム	40,696	40,254
647	気象庁	気象等災害調査システム	25,428	24,276
648	気象庁	高精度衛星風作成装置	2,602	1,836
649	気象庁	地磁気観測総合処理装置	7,298	7,297
650	気象庁	気候変動情報処理システム	33,774	33,773

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
651	気象庁	行政手続き処理機能	3,717	3,716
652	気象庁	地震活動推移監視装置	159	—
653	環境省	環境省申請・届出システム	50,946	33,991
654	環境省	環境省ネットワークシステム	1,516,753	1,462,607
655	環境省	環境省ホームページ	113,854	70,880
656	環境省	環境省建設工事競争入札参加資格審査システム	46,996	43,346
657	環境省	パーゼル法及び廃棄物処理法事前相談システム	1,944	1,944
658	環境省	産業廃棄物行政情報システム	4,194	4,194
659	環境省	クリアランス物情報管理システム	3,511	920
660	環境省	環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム	75,762	36,369
661	環境省	環境教育・環境学習データベース	4,640	4,640
662	環境省	P R T R データ管理・公表・開示システム	32,515	26,387
663	環境省	公害健康被害補償制度に係る情報管理システム	5,069	4,050
664	環境省	全景表示コンテンツ運用事業（化学物質情報検索支援システム）	999	995
665	環境省	バリューチェーン排出量等に関する情報開示プラットフォーム	182,104	169,623
666	環境省	温室効果ガス排出量集計・公表システム	59,715	46,535
667	環境省	国別登録簿システム	77,760	75,115
668	環境省	L2-Tech情報システム	26,432	26,430
669	環境省	炭素市場エクスプレスウェブサイト	8,570	5,184
670	環境省	J-クレジット登録簿システム	45,000	27,810
671	環境省	温暖化対策広報システム	100,008	90,335
672	環境省	大気汚染物質広域監視システム	158,865	156,519
673	環境省	環境放射線等モニタリングデータ公開システム	6,654	6,654
674	環境省	酸性雨測定網監視システム	12,132	11,378
675	環境省	環境省熱中症予防情報サイト	30,986	29,272
676	環境省	オフロード法情報管理システム	987	972
677	環境省	水質関連システム	19,980	19,224
678	環境省	環日本海環境ウォッチシステム	7,036	6,206
679	環境省	仮置場等データベースシステム	38,165	37,800
680	環境省	生物多様性情報システム	70,432	64,186
681	環境省	日本版バイオセーフティクリアリングハウスシステム	2,750	1,371
682	環境省	先進対策の効率的実施による業務CO2排出量大幅削減事業システム	32,687	22,658
683	環境省	外来生物飼養等情報データベースシステム	28,002	20,036
684	環境省	捕獲情報収集システム	72,079	72,079
685	環境省	地方環境事務所電子政府システム	20,522	15,549
686	環境省	地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム	317,000	244,017
687	環境省	水銀汚染防止法に基づく報告等業務情報システム	9,822	8,216
688	環境省	化学物質環境実態調査データベース	10,010	9,411
689	環境省	土壌汚染状況調査・対策の実施状況管理システム	20,173	14,904
690	原子力規制委員会	原子力規制委員会ネットワークシステム	1,534,619	1,264,491
691	原子力規制委員会	原子力規制委員会技術情報システム	32,337	29,642
692	原子力規制委員会	原子力規制庁ホームページ	99,582	84,713
693	原子力規制委員会	ヒューマンファクタ事例	855	855
694	原子力規制委員会	解析システム（システム安全）	27,125	26,822
695	原子力規制委員会	解析システム（シビアアクシデント）	37,423	33,498
696	原子力規制委員会	解析システム（核燃料廃棄物）	19,616	19,616
697	原子力規制委員会	新見データベース	3,472	3,472
698	原子力規制委員会	解析システム（地震津波関連）	27,833	27,833
699	原子力規制委員会	柏崎原子力耐震安全研修システム	3,528	3,174
700	原子力規制委員会	安全審査関連データベースシステム	60,752	55,553

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
701	原子力規制委員会	安全情報システム	33,339	32,147
702	原子力規制委員会	発電炉施設検査情報システム	13,018	13,018
703	原子力規制委員会	保安活動総合評価システム	10,854	6,696
704	原子力規制委員会	緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム	454,764	449,344
705	原子力規制委員会	放射線障害防止総合管理システム	27,436	23,062
706	原子力規制委員会	放射線源登録管理システム	31,341	31,341
707	原子力規制委員会	保障措置計画・評価システム	8,074	8,074
708	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	2,378,634	2,341,239
709	原子力規制委員会	緊急時対策支援システム	396,945	376,723
710	原子力規制委員会	知識管理システム	7,884	—
711	原子力規制委員会	研修・力量管理システム	12,960	12,960
712	原子力規制委員会	原子力規制検査業務システム	135,000	—
713	原子力規制委員会	公開情報管理システム	49,931	39,960
714	防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	1,957,554	1,859,113
715	防衛省	クリアリングシステム	9,258	8,160
716	防衛省	情報公開支援システム	18,188	18,084
717	防衛省	図書館システム	1,070	1,070
718	防衛省	I Cカード身分証管理システム	25,401	25,026
719	防衛省	特別調達資金事務処理システム	117,473	86,426
720	防衛省	人事・給与情報システム	4,997,563	4,984,055
721	防衛省	I Cカード立入証等発行管理システム	35,625	35,597
722	防衛省	入退庁ゲート管理システム	45,141	45,141
723	防衛省	航空機騒音自動監視装置	14,624	13,571
724	防衛省	出退表示システム	1,785	1,785
725	防衛省	在日米軍従業員管理システム	14,102	14,101
726	防衛省	建設CALS	433,487	426,283
727	防衛省	自衛隊医療情報システム	223,159	89,000
728	防衛省	中央病院医療情報システム	313,256	298,747
729	防衛省	医療電算機システム（札幌病院）	196,568	196,568
730	防衛省	医療電算機システム（仙台病院）	43,398	33,371
731	防衛省	医療電算機システム（富士病院）	22,519	22,519
732	防衛省	医療電算機システム（阪神病院）	36,401	32,737
733	防衛省	医療電算機システム（福岡病院）	29,721	29,721
734	防衛省	医療電算機システム（熊本病院）	27,622	27,622
735	防衛省	医療情報システム（別府病院）	20,089	20,089
736	防衛省	通信学校教育用電計	71,280	71,280
737	防衛省	人事統計システム	230,018	133,288
738	防衛省	I Cカード身分証管理システム	12,958	12,610
739	防衛省	中央汎用電子計算機	220,706	220,706
740	防衛省	援護情報システム	1,222	1,222
741	防衛省	統合気象システム	6,269,273	6,114,755
742	防衛省	会計システム	410,636	400,789
743	防衛省	業務用電子計算機	3,355,710	3,355,710
744	防衛省	陸自業務システム	4,896,772	4,895,826
745	防衛省	陸自インターネット用端末	160,293	141,409
746	防衛省	募集情報管理システム	4,624	4,557
747	防衛省	給与システム	184,296	184,296
748	防衛省	人事システム	308,240	276,736
749	防衛省	健康管理データ処理装置	36,098	36,098
750	防衛省	海自造修整備補給システム（オープン系）	1,751,157	1,694,128

番号	府省等名	システム名	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額
751	防衛省	経理システム	154,085	154,084
752	防衛省	A E C システム	52,115	47,151
753	防衛省	M S I I オープン系システム	1,334,608	1,273,862
754	防衛省	遠隔医療支援装置	1,916	1,790
755	防衛省	充足管理業務支援システム	221,467	221,467
756	防衛省	航空医学実験隊技術計算用電算機	62,597	62,597
757	防衛省	空幕電算機システム	282,174	277,603
758	防衛省	事務共通システム	3,652,696	3,601,746
759	防衛省	図書管理システム	2,988	2,908
760	防衛装備庁	工数集計システム	3,024	2,419
761	防衛装備庁	研究開発支援システム	1,437,857	933,908
762	防衛装備庁	中央調達システム	554,583	554,565
763	防衛装備庁	ライフサイクルコスト・データベース・パイロットモデル	38,111	36,964
764	防衛装備庁	サプライチェーン調査結果活用データベース	49,125	49,032
765	防衛装備庁	類別・標準化システム	527,935	492,160
計765システム			619,343,686	547,791,387

(注) 番号718は防衛省内部部局のシステムであり、番号738は陸上幕僚監部のシステムである。

別図表1-2 平成30年度予算現額上位50システムの一覧

(単位：千円)

順位	府省等名	システム名	府省共通プロジェクト	システムの業務概要	平成30年度予算現額	30年度支出済歳出額	別図表1-1の番号
1	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	—	国民年金、厚生年金保険等の適用、保険料徴収、被保険者記録の管理、基礎年金番号の払出しや管理を行うシステム	87,858,756	60,501,773	439
2	厚生労働省	ハローワークシステム	—	ハローワーク及び都道府県労働局で行う雇用保険、職業紹介、雇用対策等の業務処理を行うシステム	61,973,572	57,749,778	409
3	厚生労働省	年金給付システム	—	年金の裁定や年金額計算、年金の支払処理等の一連の事務を処理し、年金受給権者記録の管理を行うシステム	38,593,620	35,931,825	438
4	特許庁	特許事務システム	—	出願受付、方式審査、実体審査、登録、公報発行、審判等の特許事務に関する事務処理を行うシステム	33,291,316	30,720,389	527
5	国税庁	国税総合管理システム(KSKシステム)	—	全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権等を一体的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るためのシステム(メーカー独自の技術を使用しているメインフレームで構成され、主に所得税・消費税、資産税、法人税・消費税、債権管理等、納税者の権利義務や税務行政に直結する業務システムを運用している。)	28,084,762	27,786,304	320
6	法務省	登記情報システム	—	不動産登記及び商業・法人登記の登記情報を電磁記録として処理し、登記情報の適正な管理を図るシステム	22,718,167	22,392,374	249
7	総務省	政府共通プラットフォーム	○	本プラットフォームを利用する政府情報システムに対する施設(附帯設備を含む。)、機器・基盤ソフトウェア、運用・監視、バックアップ、検証環境等のサービス提供を行うシステム	15,834,765	15,471,314	173
8	法務省	出入国管理システム	—	出入国及び外国人の在留の公正な管理、難民認定手続等の業務遂行に必要なシステム	15,461,418	13,849,745	262
9	国土交通省	管制情報処理システム	—	航空会社や気象庁等から提供される飛行計画・気象・運航情報を適切に蓄積及び処理し、運航情報管理に必要なデータを作成し、航空管制官等に提供したり、人工衛星等から得られる航空機位置情報と蓄積された飛行計画・運航情報等を有機的に処理し、航空機の位置表示データを作成するとともに、航空管制官等に有益な支援情報を算出・作成したりするシステム	13,981,782	12,963,223	593
10	厚生労働省	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)	—	監督・安全衛生等業務、労災保険給付等業務に係る処理の合理化・迅速化を図り、もって行政サービスの向上を目的としているシステム	13,888,560	12,671,358	407
11	総務省	総合無線局監視システム	—	無線局監理事務の効率化等を目的とする無線局のデータベースを基盤として業務処理を行うシステム	10,510,000	10,397,918	192
12	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	—	外務省職員が外交行政事務を遂行する上で必要な電子メールやファイル共有等の基本業務機能を提供するほか、本省と在外公館等間を結ぶ国際回線網を提供するシステム	8,810,389	8,404,061	274
13	内閣府	情報提供等記録開示システム	○	主に国民等利用者が情報提供等記録、自己情報、お知らせ情報を取得、閲覧するための機能を提供するシステム	8,311,967	4,589,919	33
14	国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	—	国税電子申告・納税システムの運用、プログラム開発・修正、納税者がシステムを利用するためのヘルプデスクの運用、税務署において納税者が電子申告を行うための機器の整備を行うシステム	7,823,167	7,751,783	336
15	総務省	情報提供ネットワークシステム	○	個人番号に代わる番号を用いて、異なる機関間で保有する個人に関する情報の授受を安全に行うための基盤となるシステム	7,165,192	7,120,969	183
16	防衛省	統合気象システム	—	自衛隊の各部隊が必要とする気象情報を収集し、部隊の任務に応じた解析予報を行うとともに、適時適切に提供することにより、効率的な飛行運用と飛行安全の確保及び的確な部隊運用に寄与するシステム	6,269,273	6,114,755	741
17	国税庁	国税総合管理システム(オープンシステム)	—	全国の国税局と税務署をネットワークで結び、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権等を一体的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用するなど、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るためのシステム(広く複数メーカーの製品を取り込めるオープンシステムで構成され、主に課税事績検索、財産評価、査察、税理士試験等の業務システムを運用している。)	6,037,249	5,885,216	322
18	国税庁	国税庁LANシステム	—	国税庁、各国税局及び各税務署を通信回線で接続し、国税組織全体に対して、電子メールをはじめとする各種機能を提供するとともにKSKシステム等を利用するための基盤となるシステム	5,832,964	5,713,398	323
19	経済産業省	経済産業省基盤情報システム	—	経済産業省が所管する全ての法律についてのデータ解析、関連システムへの情報移送、関係者間の情報共有、国民への情報提供等の一連の処理を行うシステム	5,581,812	5,511,762	494
20	国税庁	法人番号システム等	—	法人等に対して法人番号を指定・通知するとともに、基本3情報をホームページで公表しているシステム	5,358,908	5,281,989	335

順位	府省等名	システム名	府省 共通 プロ ジェ クト	システムの業務概要	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額	別図表 1-1の 番号
21	厚生労働省	厚生労働省ネットワークシステム	—	厚生労働省職員に対する1人1台のパソコン整備や電子メール、電子掲示板等のグループウェアを中核とした基盤システム	5,204,979	5,098,822	383
22	内閣府	サービス検索・電子申請機能等システム	—	主に国民等利用者が児童手当、保育等の行政手続検索及びオンライン申請を行うための機能等を提供するシステム	5,166,120	2,414,405	34
23	財務省	通関情報総合判定システム	—	輸出入申告等の各種情報をNACCSからのデータ移行等により蓄積し、様々な角度から集計・分析することを主要な機能としたシステム	5,135,110	4,865,822	309
24	防衛省	人事・給与情報システム	—	人事・給与等業務・システム最適化計画に基づき、俸給決定、各種手当の申請・認定、給与の支給及び共済組合の申告・認定等に係る事務処理に必要な諸機能を一体化し、防衛省として一元化された人事・給与等業務システム	4,997,563	4,984,055	720
25	防衛省	陸自業務システム	—	プライベートクラウド型の情報基盤として、仮想マシンサービス等の機能、業務等を提供するシステム	4,896,772	4,895,826	744
26	財務省	官庁会計システム	○	各官署に整備される職員用パソコンと会計センターの電子計算機とを政府共通ネットワーク等で結び、予算の執行から決算の過程までの国の会計事務を一括集中処理するシステム	4,668,842	4,555,513	307
27	警察庁	指掌紋自動識別システム	—	指掌紋に関する各種情報を警察庁で一元的に蓄積・管理し、都道府県警察からの照会に対し回答するシステム	4,314,680	4,263,202	79
28	法務省	地図情報システム	—	地図等並びに各種図面（土地所在図、地積測量図、建物図面等）を電子情報として管理するシステム	4,308,718	4,099,945	247
29	財務省	予算編成支援システム	—	財務省主計局と各省庁を、政府共通ネットワーク等で結び、概算要求から決定までの計数管理・集計、予算書等の作成等の予算編成業務、官庁会計システム（ADAMS II）で管理されている各省庁の歳入・歳出データ等を活用し、決算数値の集計、決算書等の作成等の決算作成業務を行うシステム	3,962,183	3,891,230	308
30	国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	—	道路運送車両法に基づき、自動車の登録検査業務を支援し、その情報を一元的に管理するシステム	3,955,176	3,719,225	573
31	厚生労働省	労働保険適用徴収システム	—	労働保険等の適用徴収に関する事務、債権管理に関する事務について厚生労働本省に設置する電子計算機群と各拠点を通信回線で接続したオンラインシステムを使用し、より効率的・迅速な処理を行うシステム	3,858,416	3,537,809	406
32	防衛省	事務共通システム	—	航空自衛隊の広範多岐にわたる後方支援活動及び各種管理業務を行うためのシステム	3,652,696	3,601,746	758
33	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク	—	国営造成土地改良施設等の被害を防止・軽減するための防災情報を収集、伝達、蓄積し、施設の的確な操作運用等に資するシステム	3,600,465	211,011	486
34	総務省	電子政府の総合窓口システム（e-Gov）	○	各府省がインターネットを通じて提供する行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行うシステム	3,550,817	2,035,786	162
35	国土交通省	航空管制セキュリティシステム	—	インターネット網等を介して外部システムと接続する必要のある航空管制システム（空域管理に用いるシステム、航空交通流を監視するシステム、外部機関との協調的意思決定に用いるテレビ会議システム等）等の航空管制を担う中核システムに攻撃が及ばないよう、セキュリティ対策の強化を実施するシステム	3,512,000	3,079,760	609
36	防衛省	業務用電子計算機	—	防衛省における恒常業務の大半の業務がオンラインで実施可能となるとともに、情報共有を容易化するシステム	3,355,710	3,355,710	743
37	財務省	通関事務総合データ通信システム	—	税関業務処理のため、全国規模の通信回線網、庁舎等構内回線網及びインターネット環境で構成されるシステム	3,304,455	3,216,041	310
38	総務省	政府共通ネットワーク	○	国の機関等の機関内情報通信ネットワークを相互に接続し高度な情報流通を可能とする専用の情報通信ネットワーク基盤	3,292,557	3,292,555	169
39	国税庁	確定申告書等作成コーナー	—	納税者が、画面の案内に従って金額等を入力することにより、確定申告書等を作成できるシステム	3,136,808	2,693,562	326
40	人事院	人事・給与関係業務情報システム	○	人事、給与、共済管理、職員からの届出・申請処理等の諸機能を一元化した標準的な府省共通システム	3,136,142	3,127,815	22
41	内閣府	内閣府LAN（共通システム）	—	内閣府、内閣官房、復興庁及び個人情報保護委員会が利用する、業務全般を効率的に遂行するための情報基盤システム	3,128,551	3,099,800	31
42	外務省	領事業務情報システム	—	旅券発給管理、査証発給管理、在留届管理等領事業務や領事関連行政手続全般を支援する情報システム	3,127,323	3,072,097	291
43	総務省	総務省LAN	—	全国約80拠点の庁舎、約7,000名のユーザをネットワーク（回線）で接続し、電子メール、電子掲示板、ファイル共有、インターネット・政府共通ネットワーク接続の機能を提供する基盤として、統一的に整備・運用するシステム	2,850,824	2,803,533	158

順位	府省等名	システム名	府省 共通 プロ ジェ クト	システムの業務概要	平成30年度 予算現額	30年度 支出済歳出額	別図表 1-1の 番号
44	財務省	財務局行政情報化LANシステム	—	財務省の総合出先機関である財務（支）局、事務所、出張所の行政事務及び金融庁の委任事務を担う基盤システム	2,474,603	2,250,152	305
45	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	—	原子力施設において緊急事態が発生した場合に、住民の安全確保等の応急対策を迅速に講じる必要があることから、国、自治体及び原子力事業者等が迅速かつ的確に情報を収集・共有を行うためのシステム（TV会議、IP電話、IP-FAX、NW機器等）	2,378,634	2,341,239	708
46	厚生労働省	統合ネットワークシステム	—	本省と地方支分部局等を接続する複数の個別ネットワークを統合する厚生労働省共通のネットワーク基盤	2,376,501	2,064,748	381
47	気象庁	数値解析予報システム	—	地上・高層・衛星・レーダー等による国内外の気象観測データを気象情報伝送処理システム（アデス）より受け取り、それらをもとに物理法則に基づく予測計算（数値予報）を行うとともに、静止気象衛星ひまわりの観測データを気象衛星通信所より受け取りデータ処理を行うシステム	2,136,401	2,113,639	625
48	国土交通省	特殊車両通行許可システム	—	道路法第47条の2に基づき、特殊車両通行許可申請書の作成、申請受付、申請書の審査等を実施するシステム	2,075,273	995,273	564
49	警察庁	全国的情報処理センター用電子計算機	—	行方不明者、盗難車両等に関する情報を蓄積及び管理し、第一線の警察官からの照会に対し即時の回答を行うシステム	2,072,214	2,068,275	74
50	防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	—	防衛省市ヶ谷地区（8機関）の業務の基盤であり、他省庁、企業等との情報共有等を行う、行政事務用LANシステム	1,957,554	1,859,113	714
計					508,975,729	450,417,585	

別図表1-3 政府情報システムの整備経費に係る予算の執行状況（平成30年度）

（単位：システム、千円、％）

府省等名	システム数	整備経費							
		予算現額 (A)	執行状況					不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
			支出済歳出額 (B)	執行率 (B)/(A)	翌年度繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)			
内閣官房	14	1,146,626	238,118	20.7	137,166	11.9	771,341	67.2	
内閣法制局	2	10,195	9,946	97.5	—	—	248	2.4	
人事院	11	1,639,717	1,635,449	99.7	—	—	4,268	0.2	
内閣府	33	8,050,806	3,420,605	42.4	4,175,108	51.8	455,092	5.6	
宮内庁	4	—	—	—	—	—	—	—	
公正取引委員会	6	64,861	64,601	99.6	—	—	259	0.3	
警察庁	37	3,433,927	2,953,840	86.0	—	—	480,087	13.9	
個人情報保護委員会	5	135,780	93,428	68.8	—	—	42,351	31.1	
金融庁	14	968,215	743,952	76.8	178,445	18.4	45,817	4.7	
消費者庁	14	199,364	135,014	67.7	—	—	64,349	32.2	
復興庁	2	—	—	—	—	—	—	—	
総務省	60	15,548,605	13,073,096	84.0	1,636,567	10.5	838,942	5.3	
消防庁	17	608,488	481,421	79.1	—	—	127,066	20.8	
法務省	43	16,935,325	13,435,356	79.3	3,118,434	18.4	381,534	2.2	
外務省	32	2,489,395	2,414,753	97.0	—	—	74,642	2.9	
財務省	25	7,351,815	6,841,387	93.0	—	—	510,428	6.9	
国税庁	21	6,957,934	6,458,343	92.8	—	—	499,590	7.1	
文部科学省	23	803,949	605,145	75.2	181,332	22.5	17,472	2.1	
文化庁	8	11,878	11,878	100.0	—	—	—	—	
厚生労働省	76	77,540,913	49,926,248	64.3	243,950	0.3	27,370,714	35.2	
農林水産省	46	4,904,467	1,884,003	38.4	2,859,761	58.3	160,702	3.2	
経済産業省	30	1,783,763	1,275,368	71.4	170,672	9.5	337,723	18.9	
特許庁	11	16,648,695	14,920,500	89.6	—	—	1,728,194	10.3	
国土交通省	83	19,809,787	17,216,939	86.9	2,347,640	11.8	245,208	1.2	
気象庁	35	1,962,043	1,826,422	93.0	—	—	135,620	6.9	
環境省	37	983,536	842,152	85.6	—	—	141,384	14.3	
原子力規制委員会	24	708,483	536,753	75.7	135,000	19.0	36,729	5.1	
防衛省	46	12,391,783	11,942,134	96.3	—	—	449,648	3.6	
防衛装備庁	6	1,054,169	984,547	93.3	—	—	69,621	6.6	
計	765	204,144,528	153,971,414	75.4	15,184,075	7.4	34,989,038	17.1	

（注） システム数欄は、図表1-5の再掲であり、整備経費及び運用等経費の一方若しくは両方を計上しているシステム数を表している。

別図表1-4 政府情報システムの運用等経費に係る予算の執行状況（平成30年度）

(単位：システム、千円、%)

府省等名	システム数	運用等経費						
		予算現額 (A)	執行状況					
			支出済歳出額 (B)	執行率 (B)/(A)	翌年度繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)	不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
内閣官房	14	1,756,170	1,711,316	97.4	—	—	44,854	2.5
内閣法制局	2	98,658	98,658	100.0	—	—	—	—
人事院	11	2,097,188	2,090,926	99.7	—	—	6,262	0.2
内閣府	33	10,777,958	8,250,126	76.5	1,470,636	13.6	1,057,196	9.8
宮内庁	4	349,267	321,855	92.1	—	—	27,411	7.8
公正取引委員会	6	140,594	127,685	90.8	—	—	12,908	9.1
警察庁	37	9,984,233	9,860,476	98.7	—	—	123,756	1.2
個人情報保護委員会	5	1,041,918	1,030,485	98.9	—	—	11,432	1.0
金融庁	14	1,667,369	1,650,760	99.0	—	—	16,608	0.9
消費者庁	14	667,701	566,769	84.8	—	—	100,932	15.1
復興庁	2	22,283	22,281	99.9	—	—	1	0.0
総務省	60	37,099,426	36,688,460	98.8	—	—	410,965	1.1
消防庁	17	713,406	627,214	87.9	—	—	86,191	12.0
法務省	43	39,256,736	38,572,193	98.2	—	—	684,543	1.7
外務省	32	12,202,287	11,757,931	96.3	—	—	444,355	3.6
財務省	25	18,623,677	18,040,271	96.8	—	—	583,406	3.1
国税庁	21	51,708,950	51,009,483	98.6	—	—	699,466	1.3
文部科学省	23	2,117,675	1,949,968	92.0	—	—	167,707	7.9
文化庁	8	167,768	148,228	88.3	—	—	19,540	11.6
厚生労働省	76	145,622,146	134,796,243	92.5	30,064	0.0	10,795,839	7.4
農林水産省	46	5,008,712	4,305,754	85.9	519,360	10.3	183,598	3.6
経済産業省	30	8,305,777	7,789,272	93.7	329,648	3.9	186,856	2.2
特許庁	11	18,194,502	17,148,309	94.2	—	—	1,046,192	5.7
国土交通省	83	14,929,056	14,112,171	94.5	—	—	816,885	5.4
気象庁	35	4,288,711	4,168,198	97.1	—	—	120,512	2.8
環境省	37	2,231,519	2,029,662	90.9	—	—	201,856	9.0
原子力規制委員会	24	4,698,842	4,347,487	92.5	—	—	351,354	7.4
防衛省	46	19,870,151	19,513,275	98.2	—	—	356,875	1.7
防衛装備庁	6	1,556,466	1,084,501	69.6	—	—	471,965	30.3
計	765	415,199,158	393,819,973	94.8	2,349,708	0.5	19,029,476	4.5

(注) システム数欄は、図表1-5の再掲であり、整備経費及び運用等経費の一方若しくは両方を計上しているシステム数を表している。

別図表1-5 予算現額上位50システムの整備経費及び運用等経費の合計に係る予算の執行状況（平成30年度）

（単位：千円、％）

番号	府省等名	システム名	整備経費及び運用等経費の合計						
			予算現額 (A)	執行状況					
				支出済歳出額 (B)	執行率 (B)/(A)	翌年度繰越額 (C)	繰越率 (C)/(A)	不用額 (D)	不用率 (D)/(A)
1	人事院	人事・給与関係業務情報システム	3,136,142	3,127,815	99.7	—	—	8,326	0.2
2	内閣府	内閣府LAN（共通システム）	3,128,551	3,099,800	99.0	—	—	28,750	0.9
3	内閣府	情報提供等記録開示システム	8,311,967	4,589,919	55.2	2,895,922	34.8	826,125	9.9
4	内閣府	サービス検索・電子申請機能等システム	5,166,120	2,414,405	46.7	2,191,450	42.4	560,264	10.8
5	警察庁	全国的情報処理センター用電子計算機	2,072,214	2,068,275	99.8	—	—	3,938	0.1
6	警察庁	指掌紋自動識別システム	4,314,680	4,263,202	98.8	—	—	51,477	1.1
7	総務省	総務省LAN	2,850,824	2,803,533	98.3	—	—	47,290	1.6
8	総務省	電子政府の総合窓口システム（e-Gov）	3,550,817	2,035,786	57.3	1,386,500	39.0	128,530	3.6
9	総務省	政府共通ネットワーク	3,292,557	3,292,555	99.9	—	—	1	0.0
10	総務省	政府共通プラットフォーム	15,834,765	15,471,314	97.7	—	—	363,450	2.2
11	総務省	情報提供ネットワークシステム	7,165,192	7,120,969	99.3	—	—	44,222	0.6
12	総務省	総合無線局監視システム	10,510,000	10,397,918	98.9	—	—	112,081	1.0
13	法務省	地図情報システム	4,308,718	4,099,945	95.1	153,012	3.5	55,760	1.2
14	法務省	登記情報システム	22,718,167	22,392,374	98.5	128,012	0.5	197,780	0.8
15	法務省	出入国管理システム	15,461,418	13,849,745	89.5	1,436,344	9.2	175,329	1.1
16	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	8,810,389	8,404,061	95.3	—	—	406,328	4.6
17	外務省	領事業務情報システム	3,127,323	3,072,097	98.2	—	—	55,225	1.7
18	財務省	財務局行政情報化LANシステム	2,474,603	2,250,152	90.9	—	—	224,450	9.0
19	財務省	官庁会計システム	4,668,842	4,555,513	97.5	—	—	113,328	2.4
20	財務省	予算編成支援システム	3,962,183	3,891,230	98.2	—	—	70,952	1.7
21	財務省	通関情報総合判定システム	5,135,110	4,865,822	94.7	—	—	269,287	5.2
22	財務省	通関事務総合データ通信システム	3,304,455	3,216,041	97.3	—	—	88,413	2.6
23	国税庁	国税総合管理システム(KSKシステム)	28,084,762	27,786,304	98.9	—	—	298,457	1.0
24	国税庁	国税総合管理システム(オープンシステム)	6,037,249	5,885,216	97.4	—	—	152,032	2.5
25	国税庁	国税庁LANシステム	5,832,964	5,713,398	97.9	—	—	119,565	2.0
26	国税庁	確定申告書等作成コーナー	3,136,808	2,693,562	85.8	—	—	443,245	14.1
27	国税庁	法人番号システム等	5,358,908	5,281,989	98.5	—	—	76,918	1.4
28	国税庁	国税電子申告・納税システム（e-Tax）	7,823,167	7,751,783	99.0	—	—	71,383	0.9
29	厚生労働省	統合ネットワークシステム	2,376,501	2,064,748	86.8	—	—	311,752	13.1
30	厚生労働省	厚生労働省ネットワークシステム	5,204,979	5,098,822	97.9	—	—	106,156	2.0
31	厚生労働省	労働保険適用徴収システム	3,858,416	3,537,809	91.6	—	—	320,606	8.3
32	厚生労働省	労働基準行政システム（労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム）	13,888,560	12,671,358	91.2	89,905	0.6	1,127,296	8.1
33	厚生労働省	ハローワークシステム	61,973,572	57,749,778	93.1	—	—	4,223,793	6.8
34	厚生労働省	年金給付システム	38,593,620	35,931,825	93.1	—	—	2,661,794	6.8
35	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	87,858,756	60,501,773	68.8	—	—	27,356,982	31.1
36	農林水産省	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク	3,600,465	211,011	5.8	3,379,121	93.8	10,331	0.2
37	経済産業省	経済産業省基盤情報システム	5,581,812	5,511,762	98.7	—	—	70,050	1.2
38	特許庁	特許事務システム	33,291,316	30,720,389	92.2	—	—	2,570,926	7.7
39	国土交通省	特殊車両通行許可システム	2,075,273	995,273	47.9	1,080,000	52.0	—	—
40	国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	3,955,176	3,719,225	94.0	—	—	235,950	5.9
41	国土交通省	管制情報処理システム	13,981,782	12,963,223	92.7	793,360	5.6	225,198	1.6
42	国土交通省	航空管制セキュリティシステム	3,512,000	3,079,760	87.6	430,000	12.2	2,239	0.0
43	気象庁	数値解析予報システム	2,136,401	2,113,639	98.9	—	—	22,761	1.0
44	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	2,378,634	2,341,239	98.4	—	—	37,394	1.5
45	防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	1,957,554	1,859,113	94.9	—	—	98,440	5.0
46	防衛省	人事・給与情報システム	4,997,563	4,984,055	99.7	—	—	13,508	0.2
47	防衛省	統合気象システム	6,269,273	6,114,755	97.5	—	—	154,518	2.4
48	防衛省	業務用電子計算機	3,355,710	3,355,710	100.0	—	—	—	—
49	防衛省	陸自業務システム	4,896,772	4,895,826	99.9	—	—	946	0.0
50	防衛省	事務共通システム	3,652,696	3,601,746	98.6	—	—	50,949	1.3
計			508,975,729	450,417,585	88.4	13,963,626	2.7	44,594,516	8.7

（注） 図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているため、図表1-6及び1-7の合計と一致しないものがある。

別図表3-1 情報提供NWSを構成する209サーバのITリソースの利用状況（令和元年中）

最大使用率				平均使用率	
CPU		メモリ	ストレージ	CPU	
対象サーバのうち 最小のもの	対象サーバのうち 最大のもの				
0.6	98.3	99.0	86.0	1.7	

注(1) 最大使用率は、209サーバの各リソースの使用率の最大値である。
 注(2) CPUの平均使用率は、CPUの利用状況を示す値の一つとして参考までに示しており、209サーバの各月の平均使用率から算出したものである。なお、各月の平均使用率は、業務での利用を行っていない時間（休日等も含む。）も対象に含めている。

別図表3-2 ITリソースの利用状況（図表3-1の③に該当するシステム本体）（令和元年中）

府省等名	システム名	最大使用率			平均使用率
		CPU	メモリ	ストレージ	CPU
内閣府	マイナポータル	4.0	35.0	—	2.0
個人情報保護委員会	情報保護評価書受付システム	86.0	100.0	55.0	9.3
	監視・監督システム	7.1	67.6	32.0	2.1

注(1) システムを構成するサーバが複数ある場合は、データベースサーバのうちCPU使用率（最大値又は平均値）が最も大きいサーバを対象とした。
 注(2) マイナポータルについては、情報提供等記録等の確認機能等を有する情報提供等記録開示システムを対象とした。なお、当該システムのストレージ使用率については、内閣府において、しきい値（50%）を超過した場合のみ記録に残す監視体制を採っており、令和元年末までにしきい値を超過したことはなかった。
 注(3) CPUの平均使用率は、CPUの利用状況を示す値の一つとして参考までに示しており、各月の平均使用率から算出したものである。なお、各月の平均使用率は、業務での利用を行っていない時間（休日等も含む。）も対象に含めている。

別図表3-3 ITリソースの利用状況（国において整備した中間サーバー）（令和元年中）

府省等名	システム名	最大使用率			平均使用率
		CPU	メモリ	ストレージ	CPU
文部科学省	高等学校等就学支援金事務処理システム	82.0	28.0	11.0	1.8
厚生労働省	労働基準行政システム (労働基準行政情報システム ・労災行政情報管理システム)	51.0	16.0	60.0	0.5
	社会保険オンラインシステム	99.0	68.0	80.0	72.3
	ハローワークシステム	48.8	36.4	47.1	2.6

注(1) システムを構成するサーバが複数ある場合は、データベースサーバのうちCPU使用率（最大値又は平均値）が最も大きいサーバを対象とした。
 注(2) CPUの平均使用率は、CPUの利用状況を示す値の一つとして参考までに示しており、各月の平均使用率から算出したものである。なお、各月の平均使用率は、業務での利用を行っていない時間（休日等も含む。）も対象に含めている。

別図表3-4 電子調達等関係システムによる電子入札の実施状況（平成30年度）

システム名	G E P S	文部科学省 電子入札システム	電子入札システム	中央調達システム
担当府省	総務省	文部科学省	国土交通省	防衛装備庁
調達の対象	物品及び役務	公共事業	公共事業	防衛装備品等
府省等	内閣官房	○		
	内閣法制局	○		
	人事院	○		
	内閣府	○		
	宮内庁	○		
	公正取引委員会	○		
	警察庁	○		
	個人情報保護委員会	○		
	金融庁	○		
	消費者庁	○		
	復興庁			
	総務省	○		
	消防庁			
	法務省	○		
	外務省	○		
	財務省	○		
	国税庁	○		
	文部科学省	○	○	
	文化庁	○	○	
	厚生労働省	○		
	農林水産省	○		
	経済産業省	○		
	特許庁	○		
	国土交通省	○		○
	気象庁	○		
	環境省	○		
	原子力規制委員会	○		
	防衛省	○		
防衛装備庁	○			○

注(1) 検査の対象とした30省庁から平成31年4月に設置された出入国在留管理庁を除いた29省庁の内部部局における各システムの利用状況について、利用があった府省等に○印を付している。

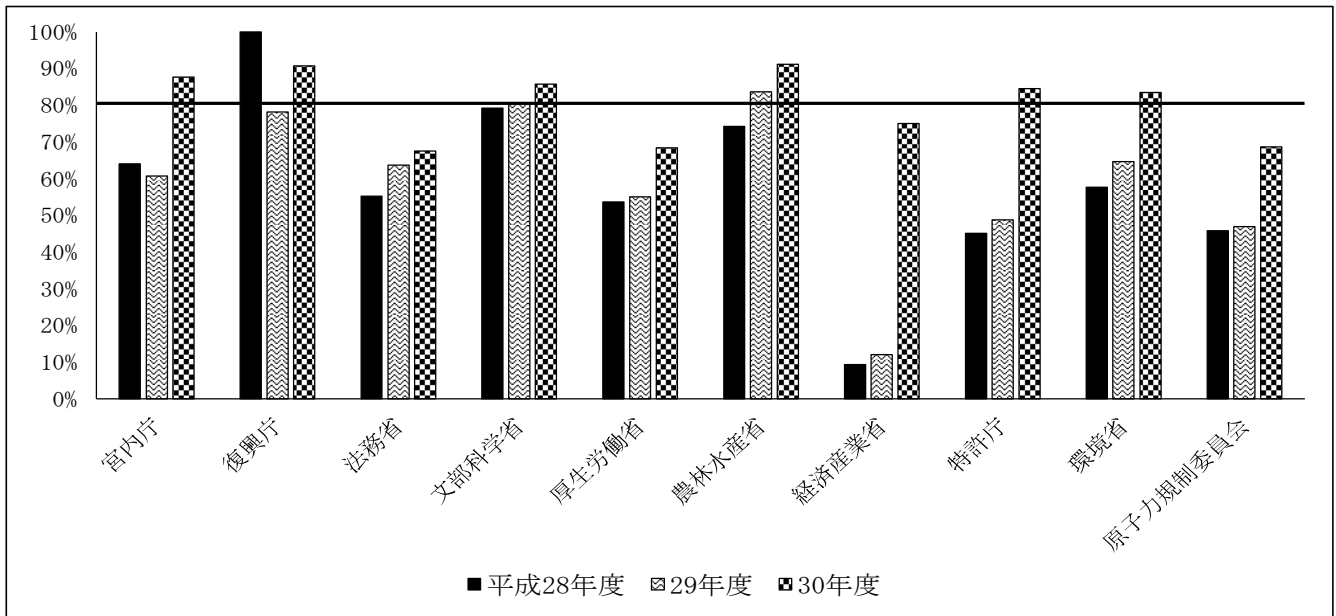
注(2) G E P S の調達の対象には、物品及び役務の調達と同様の手順を経る公共事業の調達を含んでいる。

注(3) 個人情報保護委員会は、G E P S を入札公告のみに利用しており、電子入札は実施していなかったが、令和2年度からG E P S による電子入札を実施している。

注(4) 文部科学省電子入札システムは、府省等欄に掲げた府省等のほかに、国立大学法人等の国以外の機関による利用がある。

注(5) 消防庁は令和2年度からG E P S による電子入札を実施しており、復興庁は3年度中の電子入札の実施を目指して関係省庁等と調整中であるとしている。

別図表3-5 平成28年度から30年度までのいずれかの年度において文書管理システムの電子決裁率が80%未満となっていた10省庁の電子決裁率の推移の状況



(注) 平成30年度の電子決裁率が80%未満となっている省庁は、法務省、厚生労働省、経済産業省及び原子力規制委員会である。

別図表3-6 3共通システムと他の政府情報システム等とのシステム連携機能の利用状況（令和2年2月末時点）

（単位：省庁、％）

担当府省名	システム名		参加府省の数	連携システム名	システム連携機能の利用状況			
					連携機能を利用している省庁数	連携機能を利用していない省庁数 注(1)	連携機能を利用している省庁数の割合	
人事院	人給システム		25	職員認証サービス（ログイン）注(2)	15	10	60.0	
				職員認証サービス（異動情報）注(2)	5	20	20.0	
				官庁会計システム	5	20	20.0	
				国有財産総合情報管理システム	11	14	44.0	
				国税電子申告・納税システム（e-Tax）	19	6	76.0	
				地方税ポータルシステム	18	7	72.0	
				標準共済システム	20	5	80.0	
総務省	文書管理システム注(3)		29	職員認証サービス（ログイン）	29	0	100.0	
				電子政府の総合窓口システム（e-Gov）	29	0	100.0	
				電子調達システム（GEP S）	21	8	72.4	
				電子文書交換システム注(4)	—	—	—	
				法制執務業務支援システム	28	1	96.5	
旅費等システム（物品管理システム）注(5)	18	11	62.0					
経済産業省	旅費等システム	旅費及び謝金・諸手当システム	29	人給システム注(6)	—	—	—	
				職員認証サービス（ログイン）	29	0	100.0	
				官庁会計システム	29	0	100.0	
				電子証拠書類等管理システム	23	6	79.3	
	物品管理システム				職員認証サービス（ログイン）	27	2	93.1
					文書管理システム注(5)	21	8	72.4
					電子調達システム（GEP S）注(7)	—	—	—
					財務書類作成システム注(8)	—	—	—
電子証拠書類等管理システム	19	10	65.5					

注(1) 「連携機能を利用していない省庁数」には、連携システムを利用していない場合を含む。

注(2) 職員認証サービスについては、ログインのみシステム連携する方式と異動情報をシステム連携する方式がある。

注(3) 文書管理システムの連携システムについては、個別に各府省が連携している政府情報システムを除いている。

注(4) 電子文書交換システムは令和2年3月末に廃止されており、会計実地検査時点においてシステム連携機能の利用状況を把握できないことから「—」としている。

注(5) 総務省の欄における文書管理システムと旅費等システム（物品管理システム）とのシステム連携機能の利用状況及び経済産業省の欄における物品管理システムと文書管理システムとのシステム連携機能の利用状況については、それぞれの担当府省における把握方法が異なることから、両者の数値は一致しない。

注(6) 旅費等システムと人給システムとの連携については、人給システムの開発スケジュールが遅延したことなどにより、システム連携が行われないこととなったため「—」としている。

注(7) 旅費等システムと電子調達システム（GEP S）との連携については、担当府省において全ての参加府省の状況を把握できないことから「—」としている。

注(8) 旅費等システムと財務書類作成システムとの連携については、システム連携が行われていないため「—」としている。

別図表3-7 政府情報システムのプロジェクト計画書等の作成状況一覧

番号	省庁名	システム名	プロジェクト計画書の作成状況	プロジェクト管理要領の作成状況
1	人事院	人事・給与関係業務情報システム	○	—
2	内閣府	内閣府LAN（共通システム）	○	—
3	内閣府	情報提供等記録開示システム	—	—
4	内閣府	サービス検索・電子申請機能等システム	—	—
5	警察庁	全国的情報処理センター用電子計算機	○	—
6	警察庁	運転者管理システム	—	—
7	警察庁	行政情報管理システム	○	—
8	警察庁	警察総合捜査情報システム	○	—
9	警察庁	指掌紋自動識別システム	○	—
10	警察庁	警察庁WANシステム	○	—
11	個人情報保護委員会	監視・監督システム	○	—
12	金融庁	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム	○	○
13	金融庁	金融庁ネットワーク(LAN)	○	○
14	消費者庁	消費者庁ネットワークシステム	○	—
15	総務省	総務省LAN	○	○
16	総務省	政府認証基盤	—	—
17	総務省	政府共通ネットワーク	○	○
18	総務省	政府共通プラットフォーム	—	—
19	総務省	情報提供ネットワークシステム	—	—
20	総務省	電子調達システム(GEPS)	○	—
21	総務省	総合無線局監理システム	○	○
22	総務省	マイキープラットフォーム関連システム	—	—
23	法務省	供託事務処理システム	○	○
24	法務省	戸籍副本データ管理システム	—	—
25	法務省	登記情報提供システム	○	—
26	法務省	登記・供託オンライン申請システム	○	—
27	法務省	地図情報システム	○	○
28	法務省	登記情報システム	○	○
29	法務省	検察総合情報管理システム	○	—
30	法務省	矯正総合情報通信ネットワークシステム	—	—
31	出入国在留管理庁	出入国管理システム	—	—
32	外務省	外務省ネットワーク・LANシステム	—	—
33	外務省	領事業務情報システム	○	—
34	外務省	旅券発給管理システム(旧ホスト)、IC旅券用認証局システム及びIC旅券作成機等	○	—
35	財務省	財務省行政情報化LANシステム	○	○
36	財務省	財務局行政情報化LANシステム	—	—
37	財務省	官庁会計システム	—	—
38	財務省	予算編成支援システム	—	—
39	財務省	通関情報総合判定システム	○	○
40	財務省	通関事務総合データ通信システム	○	○
41	財務省	財政融資資金電算機処理システム	—	—
42	財務省	国有財産総合情報管理システム	—	—
43	財務省	外債取引等管理システム	○	○
44	国税庁	国税総合管理システム(KSKシステム)	—	—
45	国税庁	国税総合管理システム(オープンシステム)	—	—
46	国税庁	国税庁LANシステム	—	—
47	国税庁	外部インターネット接続環境	—	—
48	国税庁	確定申告書等作成コーナー	—	—
49	国税庁	法人番号システム等	—	—
50	国税庁	国税電子申告・納税システム(e-Tax)	—	—
51	文部科学省	文部科学省行政情報システム	○	○
52	厚生労働省	保険医療機関等管理システム	—	—
53	厚生労働省	統合ネットワークシステム	—	—

番号	省庁名	システム名	プロジェクト計画書の作成状況	プロジェクト管理要領の作成状況
54	厚生労働省	厚生労働省ネットワークシステム	○	○
55	厚生労働省	労働保険適用徴収システム	－	－
56	厚生労働省	労働基準行政システム(労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム)	○	○
57	厚生労働省	ハローワークシステム	○	○
58	厚生労働省	「医療費情報総合管理分析システム」及び「医療費供給面統計システム」	－	－
59	厚生労働省	年金給付システム	－	－
60	厚生労働省	記録管理・基礎年金番号管理システム	－	－
61	農林水産省	農林水産省行政情報システム	○	○
62	農林水産省	農業農村整備事業総合支援システム(現場業務支援システム)	－	－
63	農林水産省	政府所有米麦情報管理システム	○	○
64	経済産業省	経済産業省基盤情報システム	○	－
65	経済産業省	地域経済分析システム	－	－
66	特許庁	特許庁LAN	－	－
67	特許庁	特許事務システム	○	－
68	国土交通省	建設事業予算執行管理システム	○	○
69	国土交通省	電子入札システム	－	－
70	国土交通省	自動車登録検査業務電子情報処理システム	○	○
71	国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	○	○
72	国土交通省	管制情報処理システム	○	○
73	国土交通省	ターミナルレーダー情報処理システム	○	○
74	国土交通省	国土交通省行政情報基盤システム等	○	○
75	国土交通省	航空管制セキュリティシステム	○	○
76	気象庁	数値解析予報システム	○	○
77	気象庁	気象資料総合処理システム	○	○
78	環境省	環境省ネットワークシステム	○	○
79	原子力規制委員会	原子力規制委員会ネットワークシステム	－	－
80	原子力規制委員会	統合原子力防災ネットワークシステム	○	○
81	防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	○	○
82	防衛省	人事・給与情報システム	○	○
83	防衛省	業務用電子計算機	○	－
84	防衛省	陸自業務システム	○	－
85	防衛省	海自造修整備補給システム(オープン系)	○	－
86	防衛省	MS I I オープン系システム	○	－
87	防衛省	事務共通システム	－	－
88	防衛省	統合気象システム	－	－
89	防衛装備庁	研究開発支援システム	○	－

別図表3-8 プロジェクト計画書等の作成状況及び目標等の記載状況

(単位：システム、%)

省庁名	システム数	プロジェクト計画書を作成している					プロジェクト管理要領を作成している				プロジェクト管理要領を作成していない	プロジェクト計画書及びプロジェクト管理要領を作成していない
		目標あり	定量的指標あり	継続的なモニタリングあり	指標管理あり	取得目的あり	取得方法あり	取得頻度あり				
人事院	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
内閣府	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	2
警察庁	6	5	5	5	5	-	-	-	-	-	5	1
個人情報保護委員会	1	1	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
金融庁	2	2	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-
消費者庁	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
総務省	8	4	4	4	-	3	3	1	-	-	1	4
法務省	8	6	6	6	1	3	3	-	-	-	3	2
出入国在留管理庁	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
外務省	3	2	1	1	-	-	-	-	-	-	2	1
財務省	9	4	4	4	-	4	3	-	-	-	-	5
国税庁	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
文部科学省	1	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
厚生労働省	9	3	3	3	1	3	3	1	2	2	-	6
農林水産省	3	2	1	1	-	2	2	-	1	1	-	1
経済産業省	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
特許庁	2	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
国土交通省	8	7	7	7	-	7	7	4	1	2	-	1
気象庁	2	2	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-
環境省	1	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-
原子力規制委員会	2	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1
防衛省	8	6	5	5	3	2	2	-	1	-	4	2
防衛装備庁	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-
計	89(100.0)	53(59.5)	49(55.0)	48(53.9)	11(12.3)	31(34.8)	30(33.7)	6(6.7)	5(5.6)	5(5.6)	22(24.7)	36(40.4)

別図表3-9 プロジェクト計画書に記載されている指標の例

・業務効果に関する指標

省庁名	システム名	目標	指標	指標の目標値（最終年度）
総務省	総務省LAN	ユーザの利用満足度	アンケートの基準スコア	75点以上
国土交通省	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム	同サービスの利用促進	自動車保有関係手続のワンストップサービスシステム利用率	新規登録80%、継続検査70%
気象庁	気象資料総合処理システム	72時間先の台風中心位置の予報誤差（過去5年の平均）を平成32年度までに200kmとする	72時間先の台風中心位置の予報誤差（過去5年の平均）	200km
防衛省	防衛省中央OAネットワーク・システム	印刷枚数の低減	総印刷枚数の削減率拡大	10%

・情報システム効果に関する指標

省庁名	システム名	目標	指標	指標の目標値（最終年度）
警察庁	指掌紋自動識別システム	システムの稼働率	計画停止を除いた、システムの稼働率	99.99%
個人情報保護委員会	監視・監督システム	S L A	S L A	S L Aの各項目
総務省	総合無線局監視システム	コスト削減（情報システム効果）	システム運用等経費削減（千円）	2014年度システム運用等経費を基準とした3割削減額
総務省	総務省LAN	システムの安定性	省全体に影響するセキュリティ事故の回数	0回

別図表3-10 目標に対する定量的な指標の設定を行っているシステムにおけるモニタリングの状況

(単位：システム、件)

省庁名	プロジェクト計画書において目標及び定量的な指標の設定を行っているシステム数			左記のシステムに係る目標に対する定量的な指標の数		
		うち、1年以上のプロジェクトの期間があるシステム数	うち、一部又は全部の指標のモニタリングを行っていないシステム数		うち、1年以上のプロジェクトの期間があるシステムの指標の数	うち、モニタリングを行っていない指標の数
人事院	1	-	-	11	-	-
内閣府	-	-	-	-	-	-
警察庁	5	2	1	27	11	1
個人情報保護委員会	1	1	-	4	4	-
金融庁	2	1	-	5	2	-
消費者庁	1	1	1	5	5	2
総務省	4	3	2	23	21	7
法務省	6	4	1	20	11	2
出入国在留管理庁	-	-	-	-	-	-
外務省	1	-	-	3	-	-
財務省	4	4	-	11	11	-
国税庁	-	-	-	-	-	-
文部科学省	1	1	-	8	8	-
厚生労働省	3	2	-	20	15	-
農林水産省	1	-	-	2	-	-
経済産業省	-	-	-	-	-	-
特許庁	1	1	1	2	2	2
国土交通省	7	6	1	21	18	1
気象庁	2	2	-	6	6	-
環境省	1	1	1	6	6	4
原子力規制委員会	1	-	-	3	-	-
防衛省	5	5	-	8	8	-
防衛装備庁	1	1	1	1	1	1
計	48	35	9	186	129	20

別図表4-1 デジタル・ガバメント実行計画の概要（平成30年1月）

デジタル・ガバメント推進方針の3つの方針	デジタル・ガバメント実行計画の主な施策	内容
①利用者中心の行政サービス改革	<ul style="list-style-type: none"> 「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思考の導入・展開 利用者が「すぐ使えて」、「簡単で」、「便利」なサービスを追求し、「サービス設計12箇条」に沿い、一人一人の利用者の行動、一つ一つの利用者との接点を捉え、サービスの分析及び設計を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス設計12箇条 「サービス設計12箇条」の導入と普及
	<ul style="list-style-type: none"> 横断的サービス改革（行政サービスの100%デジタル化） 単に情報システムを作るだけでなく、デジタル化の前提として業務改革（BPR）や制度そのもの見直しを実施した上で、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務改革（BPR）の徹底 手続オンライン化の徹底 添付書類の撤廃に向けた取組 ワンストップサービスの推進
	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス改革 横断的な取組に加え、国民・事業者等に対して大きな影響を持つ重要分野については、政府全体で進めるべき取組として先行的にサービス改革を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークサービスの充実 特許情報提供サービスの迅速化
②プラットフォーム改革	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービス、行政データ連携の推進 行政サービス及び行政データ連携基盤の構築及び活用を推進する。さらに、民間との連携を行うとともに社会のグローバル化に対応するため、連携基盤はグローバルな連携を前提として進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政データ標準の確立 行政保有データの100%オープン化 API整備の推進
	<ul style="list-style-type: none"> システム基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 行政情報システムのクラウド化（クラウド・バイ・デフォルト）、政府情報システムの将来像の検討（政府共通プラットフォーム（注）を含む。） 本人確認等の手法の見直し 情報システムに関する技術トレンドへの対応 マイナポータルでのAPI提供によるサービス連携の拡大
③価値を生み出すITガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> サービス改革に対応した推進体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 政府CIOレビュー制度の確立 各府省ガバナンスの強化 各府省中長期計画（注） 人材確保・育成
	<ul style="list-style-type: none"> マネジメント及びプロセスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 政府情報システム改革の着実な推進（政府情報システムの運用等経費の削減（注）を含む。） 標準ガイドライン群の充実・拡充・定着
	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・ガバメントの推進に係るその他の取組 	<ul style="list-style-type: none"> デジタル・ワークスタイルの実現 広報・普及及び国際展開

（注）下線部は、本文において個別の取組状況を記述した項目を示す。

別図表4-2 移行システムと予算執行状況の検査対象としたシステムの運用等経費（平成30年度支出済歳出額）

（単位：システム、千円、％）

運用等経費	移行システム 注(1)			予算執行状況の検査対象としたシステム			予算執行状況の検査対象としたシステムに対する移行システムの割合	
	システム数 (A)注(2)	運用等経費(B)		システム数 (C)	運用等経費(D)		システム数 (A/C)	運用等経費 (B/D)
		割合			割合			
10億円以上	3	8,925,886	62.0	63	347,251,889	88.1	4.7	2.5
100億円以上	0	-	0.0	7	183,712,969	46.6	0.0	0.0
10億円以上100億円未満	3	8,925,886	62.0	56	163,538,919	41.5	5.3	5.4
10億円未満	93	5,463,364	37.9	702	46,568,084	11.8	13.2	11.7
1億円以上10億円未満	12	3,675,409	25.5	109	36,457,983	9.2	11.0	10.0
1000万円以上1億円未満	43	1,634,547	11.3	260	9,125,737	2.3	16.5	17.9
1000万円未満	38	153,407	1.0	333	984,363	0.2	11.4	15.5
計	96	14,389,251	100.0	765	393,819,973	100.0	12.5	3.6

注(1) 移行システムには、図表4-4の移行前後の経費比較において対象外としたものも含まれている。

注(2) 図表4-1の平成30年度移行システム実績102システムから、予算執行状況の検査対象とはしていない6システムを除いた96システムについて記載した。

別図表4-3 仮想化提供サーバごとの仮想CPUコア数の割当ての状況

（単位：台、％）

仮想CPUコア数の割当比率	平成28年8月(A)		令和2年2月(B)		増減(B-A)
	サーバ台数	割合	サーバ台数	割合	サーバ台数
300%以上	0	0.0	1	0.3	1
200%以上300%未満	17	9.7	52	17.2	35
100%以上200%未満	65	37.1	127	42.1	62
100%未満	93	53.1	121	40.1	28
計	175	100.0	301	100.0	126
100%以上	82	46.8	180	59.8	98

（注）仮想CPUコア数の割当比率は、物理的な存在としての1台のサーバごとに、仮想CPUコア数の合計数を物理CPUコア数の合計数で除したものである。

別図表4-4 第一期政府共通PFの運用管理サーバ等のITリソース使用率（平成29年度）

（単位：台、％）

使用率	月別平均使用率の年間最大値					
	CPU		メモリ		ストレージ	
	サーバ台数	割合	サーバ台数	割合	サーバ台数	割合
30%以上100%以下	8	0.9	126	14.9	174	20.6
10%以上30%未満	122	14.4	230	27.2	239	28.3
0%以上10%未満	291	34.5	65	7.7	8	0.9
その他（使用率未管理等）	422	50.0	422	50.0	422	50.0
計	843	100.0	843	100.0	843	100.0
0%以上30%未満	413	48.9	295	34.9	247	29.3

別図表4-5 情報セキュリティ要件を定義する際のリスク評価の実施状況

(単位：システム、%)

項目	28年報告		平成30年度	
	システム数	割合	システム数	割合
リスク評価を実施したシステム数(A)	15	30.0	39	38.2
リスク評価を実施していなかったシステム数	35	70.0	56	54.9
うち、セキュリティチェックリストによりセキュリティ対策実施状況を確認したシステム数(B)	-	-	30	29.4
回答なし	-	-	7	6.8
計	50	100.0	102	100.0
リスク評価又はセキュリティチェックリストを実施したシステム数(A+B)	15	30.0	69	67.6

別図表4-6 ログの解析による情報セキュリティリスク評価の実施状況

(単位：システム、%)

項目	28年報告		平成30年度	
	システム数	割合	システム数	割合
ログの解析による情報セキュリティリスクの評価を実施したシステム	8	28.5	45	44.1
ログの解析による情報セキュリティリスクの評価を実施していないシステム	20	71.4	51	50.0
情報の漏えい・流出・改ざんなどが発生した場合に影響が大きいと各府省が判断しているシステム	11	39.2	27	26.4
上記に該当しないシステム	9	32.1	24	23.5
回答なし	-	-	6	5.8
計	28	100.0	102	100.0

別図表4-7 システム監査の実施状況

(単位：システム、%)

項目	28年報告		平成30年度	
	システム数	割合	システム数	割合
システム監査を実施したシステム数	10	20.0	55	53.9
セキュリティに関する監査指摘があったシステム数	2	4.0	21	20.5
システム監査を実施していなかったシステム数	40	80.0	43	42.1
回答なし	-	-	4	3.9
計	50	100.0	102	100.0

別図表4-8 第一期政府共通P Fが提供するセキュリティ関連サービスの利用状況

(単位：システム、%)

第一期政府共通P Fが提供するセキュリティ関連サービス	全システムの利用状況				
	利用している(A)		利用せず	回答なし	計(B)
	割合(A/B)				
サーバウイルス対策	93	91.1	3	6	102
ファイアウォール機能	94	92.1	2	6	102
第一期政府共通P Fが提供するセキュリティ関連サービス	インターネット接続システムの利用状況 注(1)				
	利用している(A)		利用せず	回答なし	計(B)
	割合(A/B)				
侵入検知・防止	43	91.4	3	1	47
WAF機能 注(2)	42	89.3	4	1	47
改ざん検知	35	74.4	11	1	47

注(1) インターネット接続システムの利用状況は、平成30年度末までに第一期政府共通P Fへ移行した102システムのうち、外部インターネットへの接続が確認できた47システムについて記載している。

注(2) WAF機能は、インターネットを經由してWebアプリケーションを狙う攻撃に対する防御機能を提供している機能である。

別図表4-9 各府省等のPMO体制（令和2年2月末時点）

（単位：人、システム）

PMOを設置している府省等名	PMOの部署名	PMOの部署において、PMOの業務を行うこととなっている職員数		PMOの部署において、PMOの業務を行っている非常勤のスタッフ、委託契約等により派遣されたスタッフに該当する者等の数	平成30年度システム数
			左のうち、PMOの業務が主となっている職員数		
内閣官房	内閣総務官室（情報担当）	2	2	1	14
内閣法制局	長官総務室総務課（情報管理係）	4	4	0	2
人事院	情報管理室、総務課、企画法制課、人事課、会計課、電子化推進室	13	1	1	11
内閣府	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室	5	3	1	33
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室（情報係、情報セキュリティ係）	7	6	0	4
公正取引委員会	官房総務課	7	3	0	6
警察庁	情報通信局情報管理課、長官官房企画課	19	1	0	37
個人情報保護委員会	事務局総務課	4	1	0	5
金融庁	総合政策局秘書課	23	7	0	14
消費者庁	総務課（情報システム係、情報セキュリティ係）	5	1	1	14
復興庁	総括班（システム担当）	3	2	2	2
総務省	大臣官房企画課サイバーセキュリティ・情報化推進室（1係）	4	2	3	77
法務省	大臣官房秘書課政策立案・情報管理室	16	5	0	43
外務省	大臣官房情報通信課（IT支援班）	6	3	2	32
財務省	大臣官房文書課業務企画室	3	3	0	46
文部科学省	大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室	3	2	0	31
厚生労働省	政策統括官付情報化担当参事官室（システム企画第1係、システム企画第2係、評価企画係、評価支援第1係、評価支援第2係、情報化推進係、企画調整係） 政策統括官付サイバーセキュリティ担当参事官室（サイバーセキュリティ企画係）	24	16	7	76
農林水産省	大臣官房広報評価課情報管理室（現デジタル戦略グループ情報管理室）	14	4	4	46
経済産業省	大臣官房政策評価広報課、大臣官房情報システム厚生課、商務情報政策局総務課情報プロジェクト室	22	2	10	41
国土交通省	総合政策局情報政策課	10	5	3	118
環境省	大臣官房総務課環境情報室	5	2	3	61
防衛省	整備計画局情報通信課	6	3	5	52
計		205	78	43	765

注(1) 「PMOの部署において、PMOの業務を行うこととなっている職員数」からは、府省CIO、府省副CIO、IT総合戦略室から派遣された政府CIO補佐官、PMOの業務を行っている非常勤のスタッフ、委託契約等により派遣されたスタッフ等を除外している。

注(2) 平成30年度システム数は、政府における情報システムに関する予算・調達関係省庁会議が令和元年6月に行った情報システム関係予算に係る実態調査の対象とした情報システムIDが付番された政府情報システムの全1,031システムのうち、各府省等の地方支分部局等のシステム等を除くなどしたものであり、検査の対象とした政府情報システムと同一である（注12参照）。

注(3) 農林水産省の「PMOの部署名」については、組織の変更があったため、令和2年12月末時点の部署名を括弧書きで記載している。

CPUコア

CPU (Central Processing Unitの略。コンピュータを構成する部品の一つで、各装置の制御やデータの計算・加工を行う装置) を構成し、実際に演算処理を行う部分のこと。コアの数により性能に差が生ずることになる。

ITリソース

ソフトウェアやハードウェアを動作させるのに必要なCPU、メモリ、ストレージ(データを記録したり保存したりするための機器) 等

KPI (Key Performance Indicator)

重要業績評価指標

ODB (Official information system total management Database)

政府におけるIT投資管理、情報システム統合の企画、情報セキュリティ対策・評価等への活用に資するために、政府情報システムに関する情報を一元的に管理するシステム

PJMO (Project Management Office)

システムを活用する個々のプロジェクトを遂行し、その進捗等を管理する機能を担う組織

PMO (Portfolio Management Office)

府省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織

SLA (Service Level Agreement)

サービスレベルアグリーメント。サービスの提供者とその利用者の中で結ばれるサービスの範囲、品質、達成目標、稼働率等のサービス水準に関する合意のこと。サービスレベル契約ともいう。

外部連携機能 (API)

システムが備えている申請等の機能を外部のソフトウェアから呼び出して利用することができるように当該ソフトウェアと連携するための手順やデータ形式等を規約として定め、当該規約を用いて申請等を行う仕組み。APIはApplication Programming Interfaceの略

仮想化

I Tリソース及びそれらの組合せを、物理的構成によらず論理的に分割したり統合したりする技術

クラウド

クラウドコンピューティングの略。一元管理されたコンピュータ資源をネットワーク経由で利用することにより、システム開発、管理及び運用の効率化を図る技術のこと

工程レビュー

PMOが指定するプロジェクト等について、I T総合戦略室及び総務省が定める手順に基づき、政府情報システムを整備する過程の各段階において評価を実施するもの

特定個人情報

マイナンバー（マイナンバーに対応して、当該マイナンバーに代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報

ベンダーロックイン

整備を行った情報システムについて、特定の販売会社や情報システムの開発会社（ベンダー）の製品、サービス等に囲い込まれ、他社の参入が困難となる状況

マイナンバー法別表第二

情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の提供を行うことができる場合を規定するもの。不正な情報提供がなされないよう、情報提供の種別ごとに、情報照会者、情報提供者、利用事務及び提供される特定個人情報が限定列举されている。